

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 1 年 1 2 月 3 日
至 平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	1 2 月 3 日
第 2 号	1 2 月 9 日
第 3 号	1 2 月 1 0 日
第 4 号	1 2 月 1 1 日
第 5 号	1 2 月 1 4 日
第 6 号	1 2 月 1 5 日
第 7 号	1 2 月 2 4 日

平成21年第8回佐伯市議会定例会会議録目次

平成21年12月3日(木曜日)(第1号)

開会.....	13
1 市長(西嶋泰義)の発言.....	13
1 日程第1 会期の決定.....	14
1 日程第2 委員会の中間報告(質疑).....	14
1 総務常任委員長(後藤幸吉)の報告.....	14
1 日程第3 議案の上程.....	17
1 上程議案等一覧表.....	17
1 日程第4 提案理由の説明.....	18
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	18
散会.....	25

平成21年12月9日(水曜日)(第2号)

開議.....	28
1 日程第1 一般質問.....	28
1 5番(河原修仁)の一般質問.....	28
1 1番(後藤幸吉)の一般質問.....	39
1 20番(後藤勇人)の一般質問.....	50
1 21番(渡邊一晴)の一般質問.....	59
散会.....	66

平成21年12月10日(木曜日)(第3号)

開議.....	69
1 日程第1 一般質問.....	69
1 19番(浅利美知子)の一般質問.....	69
1 16番(三浦涉)の一般質問.....	78
1 3番(高司政文)の一般質問.....	89
1 25番(清家好文)の一般質問.....	102
1 10番(上田徹)の一般質問.....	112
1 2番(矢野精幸)の一般質問.....	120
散会.....	133

平成21年12月11日(金曜日)(第4号)

開議.....	136
1 日程第1 一般質問.....	136
1 18番(河野豊)の一般質問.....	136
1 28番(芦刈紀生)の一般質問.....	147

1	7番(井上清三)の一般質問	152
1	27番(吉良栄三)の一般質問	162
1	8番(佐藤元)の一般質問	173
	散会	183

平成21年12月14日(月曜日)(第5号)

	開議	186
1	日程第1 一般質問	186
1	23番(兒玉輝彦)の一般質問	186
1	26番(江藤茂)の一般質問	192
1	4番(清田哲也)の一般質問	203
1	9番(和久博至)の一般質問	211
1	22番(井野上準)の一般質問	224
	散会	233

平成21年12月15日(火曜日)(第6号)

	開議	236
1	日程第1 一般質問	236
1	11番(御手洗秀光)の一般質問	236
1	15番(梶田穂積)の一般質問	243
1	日程第2 議案質疑	250
1	8番(佐藤元)の質疑(議案第148号・158号・161号・162号・163号・164号)	250
1	財務部長(三原信行)の答弁	250
1	農林水産部長(高橋満弥)の答弁	251
1	8番(佐藤元)の再質疑(議案第148号・158号・161号・162号・163号・164号)	251
1	財務部長(三原信行)の答弁	252
1	教育次長(江藤幸一)の答弁	252
1	農林水産部長(高橋満弥)の答弁	252
1	8番(佐藤元)の再々質疑(議案第148号・158号・161号・162号・163号・164号)	252
1	18番(河野豊)の質疑(議案第135号)	253
1	企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁	255
1	18番(河野豊)の再質疑(議案第135号)	256
1	企画商工観光部長(魚住慎治)の答弁	258
1	18番(河野豊)の再々質疑(議案第135号)	258
1	企画課長(飛高彌一郎)の答弁	259
1	16番(三浦涉)の質疑(議案第135号)	259
1	教育次長(江藤幸一)の答弁	259
1	16番(三浦涉)の再質疑(議案第135号)	259
1	教育次長(江藤幸一)の答弁	260
1	市長(西嶋泰義)の答弁	261

1	16番（三浦渉）の再々質疑（議案第135号）	261
1	福祉保健部長（戸坂富士男）の答弁	261
1	1番（後藤幸吉）の質疑（議案第135号）	261
1	教育次長（江藤幸一）の答弁	262
1	1番（後藤幸吉）の再々質疑（議案第135号）	262
1	市長（西嶋泰義）の答弁	262
1	1番（後藤幸吉）の再々質疑（議案第135号）	262
1	日程第3 議案の委員会付託	263
1	議案付託表	263
	散会	264

平成21年12月24日（木曜日）（第7号）

	開議	267
1	日程第1 委員長報告（質疑）	267
1	決算特別委員長（河原修仁）の報告	267
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告	271
1	建設常任副委員長（井上清三）の報告	273
1	教育民生常任委員長（高司政文）の報告	275
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告	279
1	日程第2 討論、採決	283
1	3番（高司政文）の反対討論（認定第3号）	283
1	3番（高司政文）の反対討論（議案第135号）	284
1	1番（後藤幸吉）の賛成討論（議案第135号）	284
1	18番（河野豊）の反対討論（議案第135号）	285
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の説明（附帯決議案第1号）	286
1	審議結果	292
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	293
1	17番（宮脇保芳）の説明（意見書案第4号）	293
1	26番（江藤茂）の説明（意見書案第5号）	294
1	21番（渡邊一晴）の説明（意見書案第6号）	295
1	29番（下川芳夫）の説明（意見書案第7号）	296
1	13番（日高嘉己）の説明（意見書案第8号）	296
1	追加上程議案等一覧表	297
1	審議結果	298
1	日程第4 会議録署名議員の指名	299
	閉会	299

一般質問一覧表

(質問者順)

平成21年12月9日(水)・10日(木)・11日(金)

14日(月)・15日(火)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	1. 行革プランと魅力あるまちづくりについて ア. 第1期行革プランと見直しについて イ. 人材育成基本方針等について ウ. 魅力あるまちづくりについて	市長 塩月副市長 総務部長 企画商工観光部長	河原修仁	28
2	1. まちづくりと財政について ア. まちづくりについて イ. 財政について 2. 市職の給料体系と今回の不祥事に対する市長の管理責任について ア. 市職の給料体系について イ. 市長の管理責任について 3. 社会福祉協議会について	市長 総務部長 財務部長 福祉保健部長 教育次長	後藤幸吉	39
3	1. 無駄ゼロの行政運営について ア. 「事業仕分け」について イ. 予算の編成について ウ. 予算の無駄遣いについて エ. 職員の意識改革について 2. 防災・火災情報について ア. 情報発信について イ. 火災情報について	市長 総務部長 財務部長 消防長	後藤勇人	50
4	1. 平成22年度予算編成について ア. 当初予算編成方針について イ. 地方交付税について ウ. 投資的経費について 2. 一般国道388号の整備について	市長 塩月副市長 財務部長 建設部長	渡邊一晴	59

5	<p>1. 子育て支援について ア. 病児・病後児保育事業について イ. ファミリーサポート事業について ウ. ひとり親世帯への支援について</p> <p>2. 芝生化の推進について</p>	<p>市長 塩月 副市長 教育 長 福祉保健 部長</p>	浅利美知子	69
6	<p>1. 直川防災ダム（赤木ダム）について 2. 一般競争入札について 3. 番匠川河川掘削について 4. 高速道路無料化について 5. 本匠保健センターの管理と今後の運営について</p>	<p>市長 塩月 副市長 財務 部長 福祉保健 部長 建設 部長 農林水産 部長</p>	三浦 渉	78
7	<p>1. 中小企業・雇用・地域経済の活性化をめざして ア. 住宅リフォーム助成制度について イ. 地球温暖化対策について ウ. 中小業者の公共契約への参加について</p> <p>2. 新型インフルエンザ予防接種に公的助成を</p>	<p>市長 財務 部長 企画商工観光 部長 市民生活 部長 福祉保健 部長 農林水産 部長</p>	高司 政文	89
8	<p>1. 市職員の不祥事について ア. 市職員の度重なる不祥事について イ. 使途不明金への対応について ウ. 職員の人事管理について エ. 不正経理について オ. 今後の対応について</p>	<p>市長 総務 部長 建設 部長 消防 長</p>	清家 好文	102
9	<p>1. 国道217号線（西上浦から八幡交差点の間）の整備について ア. 大分県のプラン作成の現状について イ. 山本副市長の認識について</p> <p>2. 生涯スポーツの普及について ア. 生涯スポーツの現状について イ. 今後の生涯スポーツの普及方法について</p>	<p>山本 副市長 福祉保健 部長 建設 部長 教育 次長</p>	上田 徹	112

10	<p>1．大手前地域の開発計画について ア．現在の進ちょく状況について イ．まちづくり会社について ウ．旧池彦跡地の有効活用について エ．歴史資料館及び文化会館の建設について</p> <p>2．野村謙二郎氏の広島東洋カーブ監督就任について ア．監督就任について イ．市の支援について ウ．キャンプ地等の受入れについて エ．記念大会開催について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 教育次長</p>	矢野精幸	120
11	<p>1．佐伯市総合計画について ア．2期目市長の市政運営理念について イ．「後期基本計画」の策定について ウ．審議会の答申について エ．「基本構想」の「佐伯港港湾計画」について</p> <p>2．佐伯市職員共済会について ア．20年度補助金1,326万744円について イ．職員共済会の経理事務について ウ．共済会からの物品の贈呈について</p>	<p>市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長</p>	河野豊	136
12	<p>1．小中学校教育副読本について ア．副読本の必要性について イ．副読本の使用状況について ウ．副読本の公費負担について</p> <p>2．小学校の遊具について</p> <p>3．農業者の高齢化による対策について</p>	<p>塩月副市長 教育長 農林水産部長</p>	芦刈紀生	147
13	<p>1．障がい者の雇用機会の拡大と就労支援について ア．障がい者手帳について イ．障がい者の雇用について ウ．授産施設について エ．就労移行支援について オ．障がい者大会等の開催について カ．障がい者用住宅について</p>	<p>市長 福祉保健部長</p>	井上清三	152

14	<p>1．廃校の跡地利用について ア．跡地利活用の見解について イ．今後の計画について</p> <p>2．米水津地域の子育て支援について</p> <p>3．職員の公務中の交通事故について ア．公務中の事故の状況について イ．事故の防止対策について ウ．処分について</p>	<p>教 育 長 総 務 部 長 財 務 部 長 企画商工観光部長 教 育 次 長</p>	吉良栄三	162
15	<p>1．防災対策について ア．避難路・避難地の現状と対策について イ．避難支援体制の施策について ウ．佐伯防災情報について</p> <p>2．平成18年度の遅延工事について ア．返還金について イ．責任の追及について ウ．今後の遅延工事の対処について</p>	<p>市 長 総 務 部 長 財 務 部 長 建 設 部 長 防災危機管理課長</p>	佐藤元	173
16	<p>1．Iターン・Uターン対策について ア．地域活性化について イ．定住促進対策について ウ．後継者育成について</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 農 林 水 産 部 長</p>	兒玉輝彦	186
17	<p>1．有害鳥獣対策について</p> <p>2．東九州自動車道の佐伯南インター（仮称）の取組状況について</p> <p>3．市道について</p>	<p>市 長 建 設 部 長 農 林 水 産 部 長</p>	江藤茂	192
18	<p>1．病児・病後児保育事業について ア．病児・病後児保育事業のニーズの把握について イ．病児・病後児保育事業の実現について</p> <p>2．児童養護全般について ア．佐伯市内において保護者の元で暮らせない児童の実態と市の対応について イ．児童養護施設の設置に対する取組について</p> <p>3．鶴岡地区の道路について</p>	<p>市 長 塩 月 副 市 長 福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長</p>	清田哲也	203

19	<p>1. ケーブルテレビの委託契約の問題点について</p> <p>ア. 契約の相手方について</p> <p>イ. 契約の内容について</p> <p>ウ. 検査について</p> <p>エ. 施設の管理について</p> <p>オ. 指定管理について</p> <p>2. 宇目のIT企業進出に対する疑問点について</p>	<p>総務部長</p> <p>財務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>情報推進課長</p>	和久博至	211
20	<p>1. 看護師の確保と人材育成について</p> <p>ア. 看護師の確保について</p> <p>イ. 看護師の受け皿づくりについて</p> <p>ウ. 佐伯市看護協会の設立について</p> <p>2. 中心市街地の活性化について</p> <p>ア. まちづくりネットワークの構築について</p> <p>イ. 県内の大学との連携について</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福祉保健部長</p>	井野上 準	224
21	<p>1. 夜間における交通の安全及び犯罪の防止対策について</p> <p>ア. 街灯と防犯灯の違いについて</p> <p>イ. 「防犯灯設置基準」及び「防犯灯維持管理基準」について</p> <p>ウ. 防犯灯の設置数について</p> <p>エ. 防犯灯の維持管理費について</p> <p>オ. 防犯灯の新設について</p> <p>2. 地球温暖化防止対策について</p> <p>ア. CO₂削減対策について</p> <p>イ. 市民にわかりやすい地球温暖化防止対策の周知について</p>	<p>総務部長</p> <p>市民生活部長</p>	御手洗秀光	236
22	<p>1. 電算システムと業務の効率化について</p> <p>ア. システムの実体について</p> <p>イ. 今後の計画について</p> <p>ウ. 業務の効率化について</p> <p>2. 道路関係について</p> <p>ア. 蒲江漁協付近の道路整備について</p> <p>イ. 丸市尾葛原間の道路について</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>建設部長</p> <p>情報推進課長</p>	榎田穂積	243

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 1 2 月 3 日

第 8 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 1 号)

平成21年12月 3 日 (木曜日) 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 教 総 財 企 市 福 建 上	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 祉 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清一郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 白 田 茂 達 長 戸 坂 富 士 男 長 酒 井 実 長 甲 斐 満 義	農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長 総務部次長兼上浦振興局長 総務部次長兼弥生振興局長 総務部次長兼本匠振興局長 総務部次長兼宇目振興局長 総務部次長兼直川振興局長 総務部次長兼鶴見振興局長 総務部次長兼米水津振興局長 総務部次長兼蒲江振興局長	高 橋 満 弥 江 藤 幸 一 伊 東 宇三実 石 田 初 喜 染 矢 隆 則 汐 月 良 喜 小 野 雄 司 松 下 雅 史 内 田 昇 二 福 泉 慶一郎 高 瀬 精 市
---------------------	---	---	--	---

議事日程第1号

平成21年12月3日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第8回佐伯市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、おはかりいたします。

市長から、特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、これを許可いたします。

西嶋市長。

市長(西嶋泰義) おはようございます。先日の決算特別委員会で御指摘いただきました調査をいたしましたところ、ケーブルテレビ事業におきまして不正な会計処理がありました。市民の皆様また、市民の代表であります市議会の皆様に、深くおわびを申し上げます。その内容は、平成19年度にトランシーバーやプリンター等の備品を購入する際にケーブルテレビ事業の委託料のアンブ交換名目に差し替えしたものです。私的な流用はなかったものの、公金の不正経理があったことは誠に遺憾であり、市民の皆様方に多大なる御迷惑をお掛けしました。また、市政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことに心よりおわびを申し上げます。先の使途不明金に引き続き、今回の不正な会計処理を受け、先般緊急部次長会を開き、全職員に対し、公務員倫理の確立、公金の適切な管理、印鑑の管理の徹底等を通知したところです。特に公金の取り扱いについては、再発防止に向けて、内部検討委員会等を設け、管理体制の強化を図ってまいります。誠にこうしたことが起きたことにつきまして、本当に申し訳ございませんでした。

議長(小野宗司) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第2 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として、「市役所本庁舎の建設に関すること」について、会議規則第45条第2項の規定により、総務常任委員長から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

閉会中継続調査となっております「市役所本庁舎の建設に関すること」について、去る11月13日、委員全員出席のもと委員会を開会し、所管事務調査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして中間報告を申し上げます。なお、資料については、議員皆さん方に配布しておりますので、要旨のみ報告させていただきます。

当日は、会議に先立ち協議会を開催し、地方債運用基準に基づき、基本構想段階における規模（延床面積）の合理性について、財政重視の観点から資料を作成し、検証いたしました。

その検証結果を要約すると、「佐伯市は新庁舎に配置する職員数を550名と想定している。

この職員数が適正であれば、延床面積1万4,800平方メートルの設定については、大きな規模とは言いがたい。これを更に50名減じて500名と想定した場合においても、日田市の一人当たり29.6平方メートルと同程度の規模になる。視察した西尾市においては、一人当たり約50平方メートルと桁違いに大きい。他市の事例を見ても一人当たり30平方メートルを切る庁舎はまれである。したがって、基本構想段階においては、機能面の危くはあるものの、財政状況を勘案すれば延床面積1万4,800平方メートルの合理性は認められる。ただし、行革の計画に沿って550名が適正であるかの議論は必要である。」というものでございます。

委員会に入り、この延床面積の検証結果について確認すると同時に、地方交付税の一本算定が市財政にもたらす影響の重要性にかんがみ、「現時点における平成32年度までの財政収支の見通し」について、議長を通じて資料要求することに決したところでございます。なお、この資料は今月11日までに議長に提出されるようになっておりますので、申し添えておきます。

引き続き、新庁舎に配置予定の550名の根拠、行革との整合性、及び平成27年度当初の振興局管内の職員数について、委員会として説明を求めました。

執行部から、550名を算出した根拠は、平成20年度当時において新庁舎配置予定部局に正

職員509名、臨時・嘱託職員88名、計597名が配置されていた。現在の本庁における事務機能を考えると、減員可能な部局はほとんどない状態であり、今後も急激な変更はないと判断した。しかし、行革を進めている現状を考慮し、若干数の減員を見込み、正職員500名、臨時・嘱託職員50名、合計550名とした。なお、平成21年度当初においては、新庁舎配置予定の部局が、平成20年度当初より10名増えている現状である。

また、行革との整合性については、平成21年度当初の職員数は1,075名であり、平成26年度末の行革の目標職員数は920名のため、155名の減となる。この155名の減をどの部局から減らすかということは現時点で判断することは困難である。しかし、減員可能な部局を考えたとき、業務の外注化、振興局業務の見直しが主な要因となることが想定できる。また、将来の職員配置は、総職員数の推移のみで確定できるものではなく、総職員数と比例しない部分もある。それは(1)業務の集約による本庁職員の増加、(2)新たな行政需要への対応による業務の増加、(3)職員減による臨時・嘱託化などが要因である。将来の振興局の職員数については、現時点では明確になっていない、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本庁に正規職員を500名配置する理由が分からない。視察した愛知県西尾市は、人口10万人で本庁の正規職員は369名しかいない。8万人を割り込もうかとする本市において、なぜ500名配置しないと対応できないのか、と質したのに対し、執行部から、指摘する事項は十分理解できるが、現時点で想定できる数値として試算している、との答弁がありました。

さらに同委員から、和楽の職員を新庁舎に配置する理由がない。平成26年度末の職員数を920名にし、155名の職員を減らす目標であるが、なぜ本庁だけに集約するのか。450名なりに減員していくべきではないのか、と質したのに対し、執行部から、本庁の職員が450名で可能だということになれば、その50名を本庁以外の場所に配置するだけの違いであるが、市民に使いやすい庁舎にしたいとの観点から、和楽の高齢者福祉課を新庁舎に配置するようにしており、正規職員500名が妥当と判断している、との答弁がありました。

また一委員から、本庁に集約して振興局管内を減らしていくという考え方になるのか、と質したのに対し、執行部から、振興局のサービスをできるだけ落とさずに、スタイルとしては本庁に集約していく方向で考えている。正規職員500名が妥当かどうかは今判断ができないが、振興局での事務を減らし、保育所、幼稚園、学校の統廃合を繰り返しながら全体として920名に絞っていくと想定したとき、本庁には500名ほどの正職員を収容する建物が必要だろうという考え方である、との答弁がありました。

さらに一委員から、この広い佐伯市において高齢化が進むが、地域の住民サービスをどのように考えているのか、と質したのに対し、執行部から、次期行革プランの中でも向こう5年間は振興局を残していく方針である。基本的には本庁集約の方向であるが、実際に振興局管内のほうが高齢化が進行しているため、どのようなサービスを残さなければいけないか、これから十分詰めていく、との答弁がありました。

次に、総事業費56億円の内訳と単価設定について、資料に基づき説明を求めました。

執行部から、建築工事の単価設定については、平成19年10月に6都市に照会し、その1平方メートル当たりの平均値27万9,000円の単価で試算している。現在地の地盤等を考慮して特殊基礎工事を1平方メートル当たり4万9,000円の単価で試算しているなどの説明を受けたのち、延床面積1万4,800平方メートルの算出根拠についても情報開示がなされました。 具

体的算出根拠については、資料に示すとおりですので、省略させていただきますが、本委員会は財政重視の観点から、起債対象外の面積差に焦点を当て合理性があるか検証しているのに対し、執行部の算出根拠は、実際にどのくらいの広さを確保する必要があるかに重点を置いたものと言えます。

次に、佐伯市新庁舎建設基本構想（案）については、執行部からの説明後、質疑に入り、一委員から、審議会が基本構想（案）を答申するに当たり、どのような意見が付されたのか、と質したのに対し、執行部から、特に基本方針等において、たくさんの意見をいただいている。一例を挙げると、市民が利用しやすく地域の核となる庁舎では、「エレベーターの位置は入口に近い所に設置してほしい。」「待合室には背もたれのある椅子を設置してほしい。」「多機能トイレには、子ども用ベッドしか置いてないところが多いので、介護用の大人のベッドも設置すべき。」など21項目について、簡素で機能性と経済性に優れた庁舎では、「新庁舎建設が市民の福祉、教育行政等に歪を生じさせないように十分考慮し、長期的展望の中で財政の健全化を図る。」「まな美のような吹き抜けは冷暖房が効きにくいので必要ない。」など18項目について、防災拠点として安心と安全を確保した庁舎では、「災害時の非常食や毛布などをすぐ手配できる機能を持たせる。」など5項目について意見が出され、答申書に添えて提出されている、との答弁がありました。

次に、市民の合意形成に関し、住民説明会の概要について報告を求めました。

執行部から、10月19日から11月11日にかけて9地区9会場で10回の説明会を行った。参加者は全体で195名と少なかったが、市長が直接市民に問い掛け、基本的な考え方を説明しながら意見交換の場を持ち、活発な意見をいただいた。主な意見としては、「新庁舎を造って税金が上がることはないのか。」「津波が来たとき現在地で大丈夫か。」「延床面積については、ペーパーレス化や人員削減を考慮して算出してほしい。」「庁舎が分かれていると不便なので一つの庁舎にまとめるべきだ。」「振興局管内の職員は新庁舎に集約されるのではないか。」「地域は振興局を通して要望を伝えているため、振興局は必要である。」「新庁舎建設の周知はタウンミーティングを通じ十分行っていたと思うが、議会は何が足りないと言っているのか理解できない。」などである、との報告がありました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、質疑終結後、本委員会は、延床面積等の合理性を多角的に検証するため、日田市の庁舎に委員派遣する議決を行いました。

その後、継続調査の議決を行ったのち、委員会を閉じたところでございます。

以上で、委員会の中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第135号から第165号まで、及び諮問第7号、計32件でございます。

平成21年第8回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第135号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）
第136号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第137号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第138号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
第139号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）
第140号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第141号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第142号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
第143号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）
第144号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第145号	佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
第146号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第147号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）
第148号	財産の取得について（高機能消防指令センター装置）
第149号	佐伯市特別用途地区建築条例の制定について
第150号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について
第151号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について
第152号	佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正について
第153号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）
第154号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について
第155号	佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
第156号	佐伯市公民館条例の一部改正について
第157号	佐伯市都市公園条例等の一部改正について
第158号	工事請負契約の締結について（平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事）
第159号	つるおか子どもの家の指定管理者の指定について
第160号	佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定について
第161号	財産の取得について（校務用コンピュータ等）

第162号	財産の取得について（教育用コンピュータ等）
第163号	財産の取得について（電子黒板）
第164号	土地改良事業の施行について（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区））
第165号	公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字蒲江浦）

諮 問

番 号	件 名
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者近藤愛子）

報告事項

番 号	件 名
第 2 8 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 2 9 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 3 0 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 平成21年第 8 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げます、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 企業誘致について

この度、宇目地区小野市中学校跡地に福岡市でソフトウェア開発などを手掛ける IT（情報技術）企業 2 社が立地することになり、去る11月 2 日、大分県庁において広瀬大分県知事、小野佐伯市議会議長の御同席のもと、株式会社イベントホライズンの東社長、株式会社九州テクノソリューションズの^{おこびら}大河平社長から立地表明書をいただきました。

立地企業 2 社は、優れた労働環境を求めて農村部への本社移転を計画しており、建物の強度に加え、豊かな自然や温かい人柄、優れた多くの伝統文化などを総合的に検討し、宇目地区への移転を決定したとのこととです。

また、同 2 社と共同で仕事を行っているパートナー企業は数社あり、今回の移転に賛同する企業が、逐次、移転してくる予定とも伺っております。

小野市中学校は、平成15年 3 月に廃校となり、以来その利活用を検討してまいりましたが、この度の企業立地により、近い将来「ITビル」に生まれ変わるものと大いに期待しているところです。

あわせて、情報技術産業の集積、地域企業の技術の高度化、地域居住人口の拡大を通じて地域経済の活性化を図ることができるものと考えております。

2 高速道路を活用したバスの運用について

昨年6月に佐伯インターチェンジまで開通した東九州自動車道を活用して、本市と大分空港間を高速バスで結ぶ「県南高速リムジンバス」の実証運行を本年10月1日から開始いたしました。

10月中の1か月間に計1,705人の利用がありましたが、利用された皆様からは、「これまでのように乗り換えしなくてよいので利用しやすい」、「自分で運転しなくてよいので疲れないし、交通安全面でも安心できる」など好評をいただいております。

また、12月4日から福岡市と佐伯市とを結ぶ高速バスが試験運行されることとなりました。これは西鉄高速バス株式会社と大分バス株式会社が実施するもので、来年5月30日までの金曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及びゴールデンウィーク期間の一部平日に運行いたします。

運行回数は、福岡発1往復と佐伯発1往復の合計2往復で、福岡 佐伯間を3時間44分で結びます。

この試験運行の結果が良好であれば、定期運行される予定であると伺っております。

これらの路線を定期運行に移行させるためにも、市民の皆様を始め市外・県外の方にも御利用いただけるよう、広報活動などに取り組み、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

3 「九州一佐伯市 食と観光のまつりin福岡」の開催について

去る11月14日、15日の2日間、福岡市役所庁舎前ふれあい広場で、「九州一佐伯市 食と観光のまつりin福岡～KBCラジオフェスタ」を開催し、約8万人の人出でにぎわいました。

これは、佐伯市の食と観光を福岡圏域で広くPRすることを目的としたもので、今回は、株式会社九州朝日放送の特別協力をいただき、KBCラジオフェスタとの共催により実施いたしました。

会場では、佐伯市の様々な特産品や加工品などの販売のほか、去る9月に完成した移動式のトラック寿司バーによる佐伯寿司のPR販売も行い、大好評を博しました。また、KBCラジオの公開生放送や様々なステージ行事が行われ、放送を通じて佐伯市の食と観光が大々的にPRされました。

高速道路の開通に伴い、大都市である福岡圏域からの誘客は重要なテーマの一つであり、今回のイベントは、かなりの効果があったものと感じております。

「食と観光のまつりin関東」の開催について

去る11月29日、東京都のベルサール秋葉原におきまして、「食と観光のまつりin関東」を開催いたしました。これは、合併後の佐伯市に対応した新しい「関東佐伯会」が本年6月に発足したことから、その会員や関係者の皆様方に佐伯市の食と観光をアピールするとともに、改めてふるさと佐伯市に愛着を持っていただき、さらには会員相互の親ばくを深めていただくことを目的に開催したものです。

当日は、市内各地域の名物料理の試食や特産物の即売などが行われ、訪れた600人以上の方々に変好評をいただきました。また、急きょ広瀬大分県知事も会場に駆け付けるなど、会場に終始活気があふれる中、所期の目的は十分に達成できたものと感じています。

なお、開催準備などで、富尾一郎会長を始めとする関東佐伯会の皆様方に多大な御協力

をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

4 帆船「日本丸」の入港及び関連イベントについて

独立行政法人航海訓練所の練習船「日本丸」が、10月31日から11月4日まで佐伯港女島ふ頭に寄港いたしました。帆船の佐伯港への入港は、平成4年の「海王丸」以来、17年ぶりとなります。

本市は、昨年度、「佐伯海事地域人材確保連携協議会」を設立し、海事思想の普及と人材確保事業の実施に努めてまいりましたが、今回の寄港は、その取組の一環として実施いたしましたものです。

寄港中は、セイルドリル（操帆訓練）や船内見学会が行われ、市内外から約3万5,000人の方が見学に来られました。おかげをもちまして、海事思想の普及と啓発という所期の目的は十分達成できたものと考えております。

また、「日本丸」寄港に合わせ、佐伯市魚市場周辺を会場に、11月1日に「佐伯みなと神武の火まつり」を開催いたしました。

会場では、佐伯市の「食」を中心に、市内24店舗から自慢の一品が持ち寄られたほか、映画「釣りバカ日誌19」にも登場したジョーヤラ船や市内各地区から神楽・みこし・太鼓団体の皆様にも御参加いただきました。

また、佐伯湾では、「第24回佐伯市長杯クルーザーレース大会」も開催され、県内外から16艇の参加がありました。

当日は、天候が心配されておりましたが、多くの皆様においでいただき、佐伯市の自然や食の豊かさを大いにアピールできたものと考えております。

今回の「日本丸」の寄港及び関係イベントの開催に当たりましては、「佐伯海事地域人材確保連携協議会」を始め、実行委員会及び関係各機関・団体の皆様方に御尽力いただきましたことに心から感謝、お礼を申し上げます。

5 教育長の選任について

教育長の職につきましては、本年5月21日から不在という状況が続いておりました。教育委員会には、数多くの重要な課題があり、教育長の不在という異例の事態の一日も早い解消が望まれていたところです。

この度、9月定例議会におきまして議会の御同意をいただいて教育委員に任命しました前渡町台小学校校長の分藤高嗣氏が、去る11月1日に開催されました教育委員会におきまして教育長に選任されました。

分藤教育長は、就任に当たり、「自らが先頭に立って『佐伯市教育改革アクションプラン』を実行していく事で、市民の皆様の教育に対する信頼回復を図っていきたい」との所信を表明されたところであり、その手腕に大いに期待しております。

6 「さいきっ子医療助成事業」の開始について

10月1日から「さいきっ子医療助成事業」を開始いたしました。

これは、市内の小学校1年生から3年生までの児童を対象に、医療機関などを利用した際に支払う保険適用医療費の全額について助成するものです。

事業開始から11月20日までの間に、新型インフルエンザの影響もあり、当初の予想を上回る242件の申請がありました。

今後は、例年、季節性のインフルエンザの流行時期となることから、申請件数は増加する

ものと思われます。

7 市長ふれあいトーク（「おでかけ市長室」）の実施について

私は、これまで市政やまちづくりなどに関し、市民の皆様との対話を重視し、市の施策などの周知を目的にタウンミーティングを実施してまいりました。

本年度からは、対象を地域の様々な分野で活躍されているグループや団体の皆様に変更し、抱えている問題や課題をお聞きする意見交換会「おでかけ市長室」を実施しております。

これまで、9月18日の蒲江振興局管内を皮切りに、振興局管内で計16回、20団体を対象に意見交換会を実施いたしました。

意見交換会でいただきました貴重な御意見、御提言を今後の市政執行に活かしてまいりたいと考えております。

なお、残る本庁管内につきましては、今後、日程を調整しながら実施する予定です。

8 新庁舎建設説明会の実施について

10月中旬から11月上旬にかけて、新庁舎建設についての説明会を市内各会場で10回開催いたしました。

参加された皆様との意見交換では、現庁舎の耐震問題や庁舎建設には合併特例債しか有利な財源は無い事などを中心に説明させていただきました。

説明会では、皆様から多くの貴重な御意見、御質問をいただきましたが、大半の方には、新庁舎建設の必要性と合併特例債での建設について御理解をいただいたものと感じております。

今後も引き続き皆様方の御理解を賜りながら、事業の早期着工を目指し進めていく所存です。

9 防災体制の強化について

本市では、風水害や地震などの大規模災害が発生した際に、市民の皆様に対する迅速な対応ができるよう23の企業・団体などと防災協定を締結し、災害に対する備えや体制作りを推進しております。

今回、10月19日に社団法人大分県建設業協会佐伯支部と「災害時における応急対策活動協力に関する協定」を、また、同月27日に大分県電気工事業工業組合佐伯支部と「災害時における緊急作業等についての協定」を新たに締結いたしました。

あわせて、この度、昨年から導入している「消防団協力事業所表示制度」において、去る9月17日に佐伯地区の1事業所を、また、同月29日に米水津地区の22事業所を協力事業所に認定し、表示証を交付いたしました。

この制度の導入により、消防団員の活動環境が整備されるとともに、災害時には事業所が保有する資機材などを消防団に提供していただくことができ、各地区における防災体制がより一層強化されることとなりました。

今後も災害時に備えて、皆様の安心・安全の確保に向け、各種企業・団体との協力体制を推進してまいりたいと考えております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案10件、予算外議案21件及び諮問1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第135号「平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ13億7,135万6,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として、新型インフルエンザ予防接種助成事業に要する経費や職員の早期退職者の増加に伴う退職手当を追加計上するとともに、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）で予算化いたしました「子育て応援特別手当事業」が国の閣議決定により執行停止となったことから、当該経費について減額いたしましたものであります。また、歳入面におきましては、普通交付税及び臨時財政対策債等の額が確定したことに伴い、所要の補正を行っております。このほか、新庁舎の建設関連経費による債務負担行為の設定を含めた「第2表債務負担行為の補正」及び「第3表地方債の補正」についても所要の改正を行っております。

以下、歳出について、その主なものを申し上げます。

まず、議会費につきましては、299万4,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、議会費所管職員の職員給与費について調整いたしましたものであります。

総務費につきましては、9億4,487万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、職員の早期退職者の増加に伴う退職手当の増額や本年9月17日に設立した「株式会社まちづくり佐伯」に対する出資金について計上いたしましたものであります。そのほか、新庁舎建設事業のうちプロポーザル選考委員に要する経費等についても計上いたしております。

民生費につきましては、7,793万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、生活保護者数の増加に伴う生活保護費の必要額を計上するとともに、平成20年度の国庫・県費補助金等の交付額の確定に伴い、その超過交付金に対する返還金の額を計上いたしましたものであります。そのほか、国の閣議決定により執行停止となった「子育て応援特別手当事業」に要する経費について減額いたしております。

衛生費につきましては、6,934万9,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、新型インフルエンザの予防対策の一環として、その予防接種を受ける際の費用を生活保護者や市民税非課税世帯者について無料とするための経費について計上いたしましたものであります。

農林水産業費につきましては、3,638万8,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、有害鳥獣捕獲事業に要する経費について計上いたしましたものであります。これにつきましては、従来は対象とならなかった狩猟期間中に捕獲した猿、シカにおいても報償金を支給することとし、有害鳥獣による被害の軽減を図ろうとするものです。

商工費につきましては、231万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、仲町商店街内の空き店舗を活用して、本市の山間部の地元産品の販売等のアンテナショップ事業を実施する佐伯市番匠商工会に対して、事業費の一部を補助するための経費について計上いたしましたものであります。

土木費につきましては、876万8,000円を減額いたしております。

これにつきましては、市営住宅の維持・補修に要する経費について、その不足額を追加計上するほか、職員の異動等により、土木費所管職員の職員給与費について、減額いたし

たものであります。

消防費につきましては、422万5,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、国の「防災情報通信設備整備事業交付金」を財源として、佐伯市地域情報提供システムと全国瞬時警報システム（Jアラート）を接続するための経費について計上いたしたものであります。

教育費につきましては、1億4,437万1,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、教育費所管職員の早期退職者の増加に伴う退職手当について計上するとともに、国の補助事業の確定に伴い、事業費の調整を行ったものであります。そのほか、各給食センターにおける光熱水費等の管理運営費について、その不足見込額も計上いたしております。

公債費につきましては、9,767万5,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、起債の繰上償還に要する経費について計上いたしたものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、その主な財源といたしましては、各事業に伴う国、県支出金及び地方交付税等を充当することといたしており、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、466億9,080万7,000円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか6特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計についてそれぞれ提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただきます、主なものについて申し上げます。

議案第145号「佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公務災害補償等を行う職員に船員保険法に基づく船員保険の被保険者を加えようとするもののほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第146号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、固定資産の評価に関する証明書の交付に係る手数料の額を改めるとともに、法人の事務所が所在していることについての証明書の交付に係る手数料の額を新たに定めようとするものであります。

議案第147号「工事請負契約の変更」につきましては、日本無線株式会社大分営業所と締結している平成21年度佐伯市防災情報システム整備工事の請負契約に関し、屋外拡声子局の設置、拡声器の仕様変更及び既設施設の撤去に要する経費を追加することに伴い、契約金額を増額変更しようとするものであります。

議案第148号「財産の取得」につきましては、佐伯市消防本部及び消防署の新築に伴い、経年劣化した消防指令センター装置を更新するため、高機能消防指令センター装置を株式会社N T T西日本 - 九州から購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第149号「佐伯市特別用途地区建築条例の制定」につきましては、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築等の制限に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するほか、当該条例の規定による特別用途地区内における建築等許可申請に対する審査に係る手数料の額を定めようとするものであります。

議案第150号「佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正」、議案第151号「佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正」及び議案第152号「佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正」につきましては、下水道等使用料の均衡を図るため、使用料の額を改正しようとするもののほか、規定の整備をしようとするものであります。

議案第154号「佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正」及び議案第159号「つるおか子どもの家の指定管理者の指定」につきましては、放課後児童クラブ「つるおか子どもの家」の移転に伴い、その位置を改めるとともに、当該施設の管理を行う指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第155号「佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正」につきましては、平成22年度から、灘小学校を上堅田小学校に、波当津小学校を名護屋小学校に統合し、並びに重岡小学校、小野市小学校及び木浦小学校を統合し、新たに宇目緑豊小学校を設置することに伴い、灘小学校、重岡小学校、小野市小学校、木浦小学校及び波当津小学校を廃止し、並びに灘幼稚園を上堅田幼稚園に統合することに伴い、灘幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものであります。

議案第156号「佐伯市公民館条例の一部改正」につきましては、公民館分館について、その利用に係る使用料の規定を整備するとともに、その管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第157号「佐伯市都市公園条例等の一部改正」につきましては、佐伯市総合運動公園に屋外ブルペンを設置することに伴い、当該施設の使用料の額を定めるとともに、平成22年度からの指定管理者制度導入に伴う当該施設の利用料金の上限額を定めようとするものであります。

議案第158号「工事請負契約の締結」につきましては、平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事に係る工事請負契約を戸田・管政建設工事共同企業体と締結することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第160号「佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定」につきましては、現在、佐伯市蒲江生活支援ハウスの管理を行っている指定管理者の管理指定期間が平成22年3月31日をもって満了することに伴い、新たに指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第161号から第163号までの「財産の取得」につきましては、本市の小学校及び中学校に整備する電子黒板及び校務用コンピュータ等を有限会社石松堂から、並びに教育用コンピュータ等を株式会社ミールからそれぞれ購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第164号「土地改良事業の施行」につきましては、農地の高度利用を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を大越地区において施行することに関し、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、朝倉シマ子委員の任期が平成22年3月31日で満了するため、新たに近藤愛子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに関し、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第28号、第29号、及び第30号につきまして、執行部の概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時59分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、

9日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時00分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 1 2 月 9 日

第 8 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 2 号)

平成21年12月 9 日 (水曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	教 育 次 長	長	江 藤 幸 一
副	長	山 本 清 一	消 防 兼 総 務 課 長	長	伊 東 宇 三
副	長	塩 月 厚 信	総 務 部 次 長	長	井 上 英 二
教	長	分 藤 高 嗣	行 財 政 改 革 推 進 課 長	長	岡 本 英 二
総	長	川 原 弘 嗣	防 災 危 機 管 理 課 長	長	箕 原 正 博
財	長	三 原 信 行	財 政 課 長	長	東 飛 高 彌 一
企 画 商 工 観 光 部	長	魚 住 慎 治	企 画 課 長	長	飛 前 田 良 治
市 民 生 活 部	長	白 田 茂 達	社 会 福 祉 課 長	長	前 田 生 早
福 祉 保 健 部	長	戸 坂 富 士 男	建 設 総 務 課 長	長	狩 生 柴 田
建 設 部	長	酒 井 実 義	建 設 課 長	長	柴 田 中 野
上 下 水 道 部	長	甲 斐 満 弥	文 化 振 興 課 長	長	竹 川 利 治
農 林 水 産 部	長	高 橋 満 弥	警 防 課 長	長	川 野 利 治

議事日程第2号

平成21年12月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、河原修仁君、2番、後藤幸吉君、3番、後藤勇人君、4番、渡邊一晴君、5番、浅利美知子さん、6番、三浦渉君、7番、高司政文君、8番、清家好文君、9番、上田徹君、10番、矢野精幸君、11番、河野豊君、12番、芦刈紀生君、13番、井上清三君、14番、吉良栄三君、15番、佐藤元君、16番、兒玉輝彦君、17番、江藤茂君、18番、清田哲也君、19番、和久博至君、20番、井野上準君、21番、御手洗秀光君、22番、榊田穂積君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は4番までといたします。

5番、河原修仁君。

5番(河原修仁) おはようございます。5番、平成会、河原修仁でございます。今年もあとおのわずかの日数を残すだけとなりました。今定例会の一般質問の第一走者を務めることになりました。師走でございます。一気に走ってまいりたいと思います。どうか、執行部の皆さん方の簡潔で分かりやすい答弁をお願いいたします。では、早速一般質問をさせていただきます。国政においては政権交代という劇的な変化を向え、新たに民主党政権が誕生しました。また、平成22年度予算編成は事業仕分けという新たな手法により、事業を精査する作業が加わり、来年度予算は混とんとしている状況にあります。地方交付税もその対象事業の一つに選定され、交付税への依存度が高い本地域には公共事業の削減、医療費や福祉などの分野への負担の増加と相まって財政運営は極めて厳しい状況に直面することが予想され、国の動向を注視しながらの予算編成になるかと思っております。このような状況の中、市長は就任以来、行財政改革の実現と市民にわかりやすい市政の実現を大きな目標とし、安心・元気・飛躍をキーワードに市民が未来に、夢と希望を抱き、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを目指して、市政執行に取り組んできたと思っております。平成18年3月には、佐伯市行財政改革推進プランを策定し、21年度末の取崩し型の基金残高を20億円以上保有する。21年度末の職員数を1,100人以下とする。という基本方針を掲げ、その目標を達成に取り組んできた結果、

数値目標は達成できる見通しとなり、市民を始め執行部、各関係者の御理解と御協力、御労苦に感謝と敬意を申し上げます。行財政改革は永遠の課題でありますので、今年度で第1期行財政改革推進プランが終了し、第1期プランでは一定の成果を挙げたとはいえ、類似団体に比べて大きな起債残高を有しているなど、まだまだ厳しい財政状況であり、健全な財政運営を目指し、緊急かつ積極的に対応していく必要があります。そこで行革と魅力あるまちづくりと題してお伺いをしたいと思います。まず、アとして、第1期行革プランの検証と見直しについてお伺いをいたします。1点目として、振興局の責任や権限など位置づけが分かりにくいですが、検証の結果はどのようにとらえているかをお伺いをいたします。2点目として、振興局は地域住民に密接した基本的な窓口サービス、地域住民の事業要望に対する相談窓口、地域独自のまちづくりを行う部署などに際限したが、組織再編、職員体制はうまく機能したのかどうかお伺いをします。3点目として、特色ある地域づくりの仕掛け人は地域に精通した地元出身者が望ましいと思う。振興局出身者の本庁と振興局の定期的な交流人事についてどのように考えるか伺います。4点目として、第1期行革プランの策定において、議会からのプランに対する提言があったが、その実施状況についてお伺いをします。5点目として、今後、歴史資料館、市役所本庁舎、大手前開発など大型事業が計画されているが、今後の財政見直しについてお伺いをいたします。6点目として、第一期行革プランの検証と第2期行革プランの取組状況についてお伺いをいたします。以上、1回目の質問といたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 河原議員の質問にお答えします。まず、第1期行革プランと見直しについてという の振興局の位置づけと今後の見直しについて問うと。振興局は平成18年度に地域の基本的な窓口サービス、地域独自のまちづくりに対する支援及び地域住民の事業要望に対する相談窓口等を主な業務と位置づけ、住民に密接な業務については振興局で手続きできる体制とし、管理部門等を始め集約できる業務は極力本庁に集約しました。その後、今年度まで住民サービスが激変するような組織改編は行っておりません。今後も職員数の削減は避けて通れませんが、基本的に地域住民への行政サービスができる限り低下しないよう、本庁と振興局の役割について見直しをしております。それから の質問です。まず、振興局は合併当初8室体制でスタートし、平成18年度から現在の3課体制へと移行しました。また、事業課等の分室機能を集約し、全体的な職員数の減を図ってきたところです。このような組織・職員体制の見直しはできるだけサービスの低下が起きないような範囲で行ったものであり、振興局としての機能は果たしているものと思います。それから3番目の質問です。人事異動については、職員としての見識を広め、資質を高めるために一定の経験年数によって行っていますけど、本庁と振興局間のバランスを考慮した異動が必要と考えております。それから4点目です。第1期行財政改革推進プランの策定に際して、市議会行財政改革調査特別委員会から15項目の提言をいただきました。提言をいただいた内容につきましては、ほぼ達成した状況であると認識はしております。それから5点目の、行財政改革推進プランにおける財政見直しは、大型事業の計画による年度別の事業量の多寡は考慮しておらず、普通会計ベースにおける計画期間内の平均の事業希望を設定した上で将来推計をしています。なお、現時点では政府の地方財政計画が示されない中で、予測できない部分もありますが、今後の投資的経費の事業規模は、義務的経費である公債費の増が予測されることから、1期プラン

同様、抑制基調を継続する必要があると考えております。それから6点目です。第2期行革プランの策定に向けて、本年度当初から本庁及び振興局の組織や事務事業にかかる現状調査等を重ねて、先日議会の全員協議会において1期プランの実績及び第2期プランの基本方針等について報告を行いました。また、民間の委員からなる推進委員会においても今月初めに開催して同じ内容を報告したところであります。今後は、関係部署と調整を図り、各会議への報告を行いながら22年の3月までにプランを策定する予定となっております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） ただいま、川原総務部長から同じかわはらでございまして、大変これは執行機関と議決機関でございますから、その辺りはきっちりと質問をしてみたいというふうに思います。まず、1点目から6点目でございますけれども、特に1点目と2点目を具体的なちょっと検証について私がお伺いをしたいというふうに思います。ひとつその再質問でお願いしたいというふうに思います。1点目のいわゆる振興局の責任や権限などが非常に分かりにくいということでございまして、一つとしてですね、責任ややっぱ権限の所在はどうなっているのかということ。それから2点目として、事業要望に対する窓口に実際なっているのだろうかということ。そして3点目として、振興局が市民の身近な施設に果たしているのだろうか。そして4点目は、来年度以降の見直しをどう考えているのかを1点目としてお聞きをいたしたいというふうに思います。2点目として、いわゆる3課体制ということで、平成21年度はただ今やっておりますけれども、再質問として職員の減少に伴う3課体制のですね、検証結果をお伺いをしたい。2点目として、地域振興・教育課の役割はどうなっているのか。3点目といたしまして、技術支援員の配置はどうなっているか。それから分室体制の検証結果はどうなっておられるのだろうか。ここも4点目として来年度以降の組織の再編、職員体制はどうなっているかということをお伺いをしたいというふうに思います。3点目の再質問といたしましてですね、やっぱり特色ある地域づくりの仕掛け人は地元精通した職員がやはりやるべきではないだろうかというふうに思っております。そこでですね、3年プールで人事異動はできないものか。本庁3年、振興局3年という交流人事ができないものだろうかというところをお伺いをしたいと思います。4点目として、第1期行革プランの策定、これは矢野行財政調査特別委員長の下で15項目の提言を執行部にいたしました。今お聞きいたしまして、私も精査してみますと、6割か7割程度は実施されているようでございますけど、この点につきましては実施できなかった項目については第2期の行革プランで是非ともですね、達成をしていただきたいというふうに思います。5点目として、この今後の歴史資料館・市役所本庁舎・大手前開発の大型事業につきましての質問でございますけれども、再質問としましてですね、合併によって財政の支援措置がですね、地方交付税がですね10年間は合併前の市町村の合算額を下回らないということで、平成26年度までは合併の財政支援措置がありました。この平成26年度以降の地方交付税はどれくらい地方交付税として本市の方に算入されるだろうかという見通しについてお伺いしたい。それから平成27年度以降の実見通しは地方交付税はどうだろうか。10年間でさっき言いましたとおり、あとの5年間は段階的な縮減措置がいわゆる0.2ポイントずつ下がっていくような仕組みになっておるようでございます。平成32年度以降の地方交付税の見通しはどうなっているのだろうかということをお伺いをしたいと思います。この2点目といたしましてですね、合併特例債期間中とはいえ、歴史資料館建設がですね約10億円程度、市役所本庁舎建設が約56億

円程度、それから大手前開発事業が約30億か40億程度と推測されております。このほかにですね、まちづくり交付金事業、いわゆるまち交といわれる事業もあり、大変なかなりのボリュームとなってくるんじゃないでしょうか。平成22年度以降は年間80億円の投資的経費のほとんどのウエートを占めてくるんじゃないでしょうか。そうすればおのずから他の事業。例えば、市道・農道・林道いわゆる道路アクセスなどに対してですね、大きな影響を及ぼす恐れはないんだろうかというところをお伺いをしたいというふうに思います。それから3点目として、本市は690億という大きな起債残高をただ今有しております。起債残高がどうかするとですね、義務的経費、いわゆる人件費・公債費・扶助費、人件費は退職者等々のあれで下がってまいったと思いますけれども、公債費がやっぱり上昇して財政圧迫の要因となって、財政運営の硬直化が高まってくるのではなかろうか。そしてまた、ますます高齢化社会のいわゆる進展によって扶助費の増加が見込まれる中です。果たしてですね、今後合併特例法の期限が切れた後の平成27年度以降の財政負担、いわゆる後年度負担にならないのか。また、公債費のですねピークは何年度ぐらいになるんだろうかというところの3点お聞きしたいというふうに思います。それから6点目といたしましてです。第2期行財政改革プランでは、平成22年度末の職員数を920人以下とするとおっしゃっておりますけれども、職員体制の最終推計はどのように考えておられるのか。いわゆる組織機構がですね成り立つ必要職員数です。最終のですね推計をどのように考えておられるのか。それから2点目といたしまして、財政的にはですね10年後、平成32年度以降には歳出が歳入を上回ってくると推計されます。そうすればですね、基金が減少いたします。枯渇する恐れも生じてくるのではないだろうか。そこでですね、平成22年度以降の投資的経費はですね、決算ベース80億円以内とされておりますけれども、平成27年度以降はどのように考えているのかをお伺いをいたします。3点目といたしまして、これは市長にお聞きいたしたいというふうに思っております。財政規律をですね守るためには、投資的経費をですね抑制すれば本市の主流である建設事業も縮減をされまして、地域経済に大きな支障を来す恐れがあるのではないかとこのように思われます。例えば、業種転換やあるいは失業対策なども生じてくるのではなかろうかなというふうに思っております。市長にその点をお伺いをいたしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ちょっと大変質問が多くて、なかなか書き留めるのがちょっと一生懸命です。これは大体最初から通告があればいい回答ができたと思うんですけど、これ全然予測してなかったんで、責任と権限の所在って、まず1番目ですね。責任と権限の所在、これは今振興局が局長が一応総務部付ということで総務部次長ということになっております。それとある程度振興局の自主性というのは任せておるとおっしゃいますんで、それなりに決裁なんかの体制は多少変わってきておりますけど、あくまでやはり局長が中心となってやっておるというふうに任せておるといふところもあると思います。それから事業要望の窓口というのがですね、今緊急対策雇用事業とか、ああいうのはもう局長権限で持っております。それから、そういうのはもうあくまでも振興局の決裁でできますんで、そこらの分とあとイベントとかの緊急雇用じゃなくて、パワーアップ事業、そういうのも振興局が持っておりますし、また振興局から住民が振興局に言っていけば、当然それぞれの各課に上がっていきます。そこらの要望というのは別に以前とは変っていないというふうには思っております。それから市民の身近な施設というのが一応市民サービス課、それから地域のイベントをする地域振興

・教育課、それから全体的な総務課というのを今置いております。それであとの行革の中にまたかかわっていくと思えますけど、その市民サービスのものと地域のイベントを行う地域振興、あるいは教育課、これはもう残していくというような方向に、あとの質問にありましたけど、そういう方向で今いっております。それと来年度以降というのは大体そういうふうな感じです。それから2番目で、3課体制と今言いましたけど、一応2課に集約をしようというこの前の全協の中でも説明しましたけど、一応市民サービス課と総務をもう一緒にしようということで、できるだけ多くの人数が、全体的な仕事ができるというふうに持っていきたいというふうに今考えております。それから地域振興・教育課の役割、今言いましたあくまでも地域のいろんな事業を手助けしていくというふうに、今ほとんど地域振興の職員が結構出ているというふうに思っております。それをですねやはり地域の住民になるべく分散して、それを手助けしていくというような地域振興・教育課と、それからまあ地域のいわゆる地域振興を行うというような課に持っていきたいというふうに思っております。それから技術支援員というのは、今回は本庁の方に一応引き上げる予定にしております。ただ、本庁で集約しながら地域に出て行くというふうに、地域振興と連絡を取りながら効率的にやっていきたいというふうな考えで今おります。それから分室の体制につきましては、分室はですね一応残すというような基本でいっております。29名の保健師とかおります。それを一応分散していきたいというふうな今のところ考えであります。それから組織の改編についてということで、組織の改編は今言いましたような大体そういうような、振興局の関係でいいんですかね。今言った3課から2課というふうな感じで、ただそうなっても急激に人数が減るというふうには思っておりません。それから特色あるということで3点目の中の地元精通した職員がということでありますけど、地元当然いろんな人事交流を行わないといけないというのはこれはもう前からあります。特に合併してですね、やはり私が思うのに旧南郡が8地区、8町村が合併して8地区になったと思います。旧佐伯市は1地区かということ、やはり11町村あるというふうな考えで、今全体的には佐伯市で19地区でやってるんじゃないかなというふうな考えを持っております。その中で一つの地域、いわゆる19分の1というのはまあちょっとどうか分かりませんが、そういう地域ですとずっとやっておるよりもやはり1回は本庁に来て、やっぱり19地区全体を見てやるという。そういう職員の養成が今から必要ではないかというふうに思っておりますので、人事交流は地元をある程度分かった人を置きながら、あるいは今度は旧佐伯市の職員とか、あるいはほかの町村にいた職員を交流していくというふうにして全体を把握してもらおうというような職員をもっていかないといけないんじゃないかというふうな考えであります。本庁3年、振興局3年ということで、普通1年行ってもなかなか仕事は分かりません。本当言ったらやっぱり3年前後ぐらいが一番ベストじゃないかというふうな考えは私も今までの経験から言って、そういうふうには思いますが、そういうのも考えながらやっていきたいというふうに思います。それから1期行革の中で15項目で六・七割実施してあるということで、実施されなかった分というのが第2期でするんかということで、当然全部達成してない。いろいろ15項目あります。その中でもう既に終わっているものもありますし、終わってないというものもあるかも分かりません。それまあ今ちょっと細かいこと分かりませんので、それは十分検証しながら当然次につなげる分についてはそれを検討していきたいというふうに思います。それから、大型事業の中で10年間に財政支援組織で26年以降は交付税が減っていくということだったというふうに思っております。当然交付税

はいわゆる算定替えによって落ちていくというふうな方向ではおりますけど、今のところ26年までは推計でもう出しておりますけど、今それ以降は多少、本当言って来年以降はどのようになるんかっていうのは実は見えないところあるんですけど、まあ26年まで出していますけど、27年以降は今行革の中でどういうふうに推計するかというのは32年ぐらいまで言われておるっていうのがありますんで、それを今やっておるところであります。私の段階ではそこまでしかちょっと今答えられませんけど。それから、ちょっとほかの事業に影響、いわゆる資料館が10億、それから庁舎が56億、それから大手前の方で30億あるいはまち交が含むというような質問でありましたけど、他の事業の影響っていうのは、これは大体26年までは大体投資的経費を一応並べて80億というようなふうには持っていております。当然、それ以後は歳入を見ながら減っていけばやっぱり80がひょっとしたら60億レベルになるのかなというふうな考えは持っておりますけど、ちょっと細かいところはですね、いろいろ基金とかもあります。歴史資料館にしても庁舎の建設にしてもある程度基金を佐伯市は持っておるんで、そこらの活用もどうするかなというふうに考えておりますし、ちょっと私の段階ではこの財政がどうなるという、投資的経費の他の事業に影響っていうのはちょっと言いにくいところがありますけど、そういう財政的なところを考えながら財政運営をやっていかなければいけないというふうには思っております。それと起債の残高が今690億程あるということで、今後、扶助費・公債費が増加をするということで後年度負担はどうなるんかと。それから後年度負担というのが、これも今なかなか非常に難しいところであります。推計をするにしてもですね。一応政府の方針というのが、いろんな子ども手当とかそういうのがありますが、どうなるんかっていうのは扶助費の動向も分かりませんが、扶助費は増えるかも分かりませんが、全体的な人数が減っていくということで、そこらの調整っていうんか、そういう見方がどうなるんかなというのもあると思います。それから公債費については当然ピークを今から向えていくわけですが、段々と事業を絞っていくなりして、公債費というのは事業今年度を落としたからといって減るわけではない。当然10年、20年、30年といういろんな借入期間がありますので、なかなか増えるのが急に落ちるといふことにはならないと思う。後になって支払っていくということになるんで、そこらはですね、ピークを迎える時が、恐らく今からもうちょっと先になる。ちょっとはっきりした年数は覚えませんが、当然先にはピークを迎える時期にはなると思います。それはなるべくもう実際やった事業が後から支払っていくのが出てきますので、そこら扶助費まあ人件費は当然行革の中で人数を減らしていってまして、人件費は落ちてくると思います。それから22年度末で922人以下ということでありましたが、目標はですね1,100人以下が21年、920人というのはですね、今度の見通しの中で26年度末の職員数を920人以下とするということであります。これは恐らく達成はできるというふうには思っておりますけど、ただ一応800人、8万人で800人規模ということで、それに消防が約120人、それから特会が120人ということで、特会をのけた人数が一応800ということで、特会を入れて920人以下ということで、これは達成できるというふうには今言いましたが、思います。ただ今人口100人に一人体制ということでしておりますけど、今総務省の見解でですね、ただ100人に一人、人口でいくのかということと、それ以外にいわゆる地域の面積、例えば、同じ8万でも中津市みたいにちょっと小さい市もあります。佐伯市みたいに903平方キロという広大な面積を持っているところもあるんで、そこらの認識っていうんか、基準が多少は今ちょっと上にぶれてきておるというような方向になっておりますけど、市の今の財政を考えるとです

ね、やはり少数精鋭っていうことはちょっとならないとは思いますが、そういうふうにして質を高めながら人数を減らしていくというような方向にもっていかないといけないのではないかというふうには思っております。最終はですね一応26年度末、当然ですね一応26年度目標は920人ということで、先程議員も言われましたように、行革というのは永久のもんがあります。当然また人口が減ればその段階でどんどんどんどん見直していくというふうには、全く一緒の行革というのはいつまでたってもずっと永遠に続くもんというふうには思っておりますので、取りあえず26年度末を920人というふうにしておるということであります。

議長（小野宗司） 財政規律の保全確立、それと投資的経費の関係、影響について

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。財政規律をどうするかということで、特に投資的経費を抑制すれば今後のこうした事業に佐伯市の方が多くかかわってくるのにどうなるんかと、確かにこれからの時代というのは、非常に難しい判断を迫られると思うんです。政権が代わりまして、コンクリートからソフトへという形の中で、今もう補正予算でいろいろ出てきております。当市におきまして平成26年度までについては大体80億円を平均しながらいきたいという考えをしております。またそれ以降になると、先程議員が言われましたように、交付税が毎年20%ずつ下がると、いわゆる30数億円の交付税がなくなるという中に、それまでにやはり借金等もある程度とうたしななければなと思っております。特にその時代まで、さっき総務部長が言われておりましたが、地域振興局のあり方もその時点でどうするかという考え方もしないと、振興局の職員がもち、福祉優先にサービスするのか、そうしたことをすれば投資的経費はどうしても出てこない。もう財布というのは限られておりますので、そうした事態というのはこれからの大きな課題になってくると思っております。今期2期の行財政改革をやらせていただいておりますが、非常に不透明な部分が多いわけですが、何とか数字を出していこうということではやっておりますが、計測はできない。また先程言われました失業対策ということになると、これも高齢化という形の建設業の方々もですねあっております。国・県でいろんな中の施策で業種転換の話もいわゆる農業法人等の話もいろいろ業界の方々にもお話をしているようです。市といたしましても、そうした中での失業対策じゃあなくて、業種の転換とかいろいろな方向をですね示しながら各企業での取組とか、また私どもにとってもそうしたいろいろな情報、またそうした勉強会などしてですね、企業転換を職業転換とか、そういう形の一つの方法もあるんでなかろうか。特に非常に先行きが分からない部分での長期的な展望というのは、来年度の予算についてもまだまだ国の方から来ておりませんので、非常に苦労しながら計画を作らせていただいております。そして、さっき部長が言いましたように、職員数にしても10か年の計画で920人というのも非常にまあ10か年の計画というのが、私ども合併して今やっと5年です。そうした中で32年となればまたこれも非常に厳しい状態ですけど、さっき部長が言いましたように方向づけをしながら順次付け替えて、いわゆる毎年ローリングをしながらやっていかないと5年、10年の計画というのはたたない部分があると思っておりますので、そうした点では御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） ただ今答弁をいただきまして、理解ができた分と理解ができない分がございませぬけれども、時間の配分上、また理解ができない分は又お聞きにまいりたいというふう

思います。どうかよろしく。それでは次に議長移りたいというふうに思います。イとして、人材育成基本方針等についてお伺いをいたします。第1期行革推進プランでは、地方分権時代にふさわしい人材育成、職員の能力開発を推進するため、職員の意識改革と資質向上、職員研修制度の充実の中で庁内に職員研修委員会を立ち上げ、国・県・民間への派遣研修など効果的な研修内容、研修体系を検討し、人材育成基本方針を策定するとなっているが、現状はどうなっているのかをお伺いをいたします。まず1点目として、人材育成基本方針はいつごろ策定をするのかをお伺いをします。2点目として、職員研修の実施状況についてお伺いをいたします。3点目として、人事評価制度の導入は考えているのかをお伺いをします。以上3点をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは行革プランと魅力あるまちづくりについてということの、イ、人材育成基本方針についてということでお答えします。まず、人材育成基本方針の策定状況について問うということで、本市の人材育成基本方針は本年度中に策定する予定にしております。それから、本方針では本市の目指す職員像を示し、職員研修の充実はもとより、職員の育成を目的とした各種人事制度や人材育成推進体制の強化により、総合的に人材育成の取り組みを進めていくことを目指します。それから2番目の職員研修の実施状況について問うということでもあります。現在、本市の職員研修は大分県市町村研修センターが実施する各種研修会に職員を参加させることと本市独自で行う研修によって実施しております。センターの研修は主に新採用職員研修、それから中堅リーダーシップ研修、新任係長研修等の職務経験に対応した基本研修とそれから税務、契約、法制、財務等の職務に対応した実務研修で構成されており、受講者数は18年度が110人、19年度115人、20年度が125人となっております。それから独自研修としまして、18年度は人権、待遇、財政状況についての基礎研修に717人、それから土木技術研修に63人、幹部研修に53人、それから19年度はセキュリティー研修に832人、技能労務職の一般事務研修に39人、それから新採用職員研修に18人、それから20年度になりましたら憲法研修に339人、防災研修に466人、それから人権研修に1,214人、新採用職員研修に11人、一般事務研修に40人が参加しております。それから3番目の人事評価制度の導入は考えているのか問うということで、まず平成17年度に国が指針を示した人事評価制度は、職員の能力や業績に関して客観的な事実に基づく公平な評価を行い、公正な人事情報として人事管理に活用することを目的としております。法的には、勤務評定と性格は同じですけど、昇級等に反映させる目的で総体的に職員をランク付けする勤務評定に対して人事評価では絶対評価を重視して、職員の不足する能力や業務目標の達成度等を明らかにして職員の育成や職場全体の業務実績の向上につなげようとするものであります。本市におきましては、まだ勤務評定制度が整備されていませんので、まず、今年度中に勤務評定制度の規程を設置する予定にしております。この規程の中で全職員に対して年1回行うこととしている定期評定については、人事評価制度の手法による職員育成型の評価にしたいと考えており、来年度以降準備、整備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 総務部長の答弁をいただきました。私はちょっと今聞き落としたんだと思いますけれども、人材育成基本方針はいつごろ策定をするのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 本年度中に策定する予定ですということで申し上げます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 再質問いたします。総務部長、職員の意識改革と能力開発をどのように推進をしていくつもりで考えておられるかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 職員の意識改革と能力開発ということで、やはり職員の意識を改革するというのは非常に皆それぞれ個々の人間であって、非常にいろんな性格の職員がおると思います。やはりこれも研修を充実しながら、どういう研修をしていくのかというようなやはりその方法を考えていかなければいけないというふうに思っております。それから能力開発としましても、先程申しましたけど、人材育成基本方針の中で人事評価制度と人材育成基本方針をまずこれを策定しながら、これに基づいて職員の能力、やはり研修なり先程言いましたけど、いろんなところを経験させながらやっていかなければいけないかなと、非常に難しいっていいですか、なかなか1,000人超える職員がおります。いろんな職員もおりますけど、それをやはりレベルアップしていくには研修をどのような方法でやっていくかというようなことを考えながらやっていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 私はですね、やっぱり人材育成方針をやっぱり早く作っていただいて、人材育成方針に基づいてですね、職員の能力開発をやっぱり推進をするとともに、やっぱり努力が報われる人事評価制度とですね、人を育てる環境づくりが必要じゃなかるうかというふうに思っております。その上でですね、再度再質問を塩月副市長の見解をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 公務員の人材育成ということは非常に難しい面も確かにございます。試験等でですね採用されてきますけれども、じゃあ試験そのものがですね、非常に学力中心の偏重の試験になっている中でですね、じゃあ個性のあるですね、ボランティアに仕事をしながらですね、休みには地域づくりに参加するとか、ボランティアに参加するとかですね、そういう職員をそれを見抜ける能力が果たしてその試験、それと面接だけであるかどうかということがですね、私はですねこの人材育成の基本に、スタートの時点じゃないかと思えます。私も職員を私が町長の時に4人採用しまして、その4人がですね今どういうふうに仕事してるか今でも時々観察するんですけども、まあまあかなというのもおるしですね、しっかりやってるっていうのもはっきり言っております。ですから今総務部長が答弁しましたようにですね、当たり前のことをですね、まず当たり前をしっかりやってもらいたいと、市民のためにですね。その当たり前ということはどういうことかということ、8時20分、25分ごろろうろうろ来るような職員はですね、いかななものかと思うし、また公務員たる服装はどういうものか。例えばですね、襟を立てたりですね、スリッパだとか、シャツを出したり、そういうのは厳しくですね総務部挙げてですね取り組んでおります。そういうことがですね、総務部長の答弁とともにやっていけばですね、人材育成はですね、毎年毎年向上していくものと信じておるし、また今回はですね、事件等につきましてもやはり管理体制をですね、管理といいいますか非常に職員同士のですね信頼のきずなというのがですね裏切られた面もありますので、そこらも再度ですね市長共々管理職、部長級含めですね注意して、再度スタートしたところでございますので、しっかり人材育成含めですね取り組んでいきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 最後になりましたけれども、やっぱり職員の意識改革と能力開発によってですね、市役所やっぱり全体の透明性をひとつ高めていただいて、説明責任を果たすことで市民の皆さんから信頼されるやっぱ市役所を作っていただき、さらに信頼をされる職員の育成をしていただきたいというふうに思います。そうすれば便利で信頼される市役所になるというふうに確信をいたします。イは以上で、次にウにまいります。次にウとして、魅力あるまちづくりについてお伺いをいたします。先月16日の大分合同新聞の朝刊に私たちに叱咤激励をした、ふるさとを思う記事が掲載をされていまして、ちょっと紹介をさせていただきます。日本人よふるさとをなくしてどこへ行くのですか。と題して、かけがえのないふるさとが今危機に直面をしています。過疎化・少子高齢化が一段と進み集落の賑わいは消えました。地域のまちづくりや地域のまつりや伝統芸能も失われようとしています。そして農林水産業の衰退や地域経済の低迷といった厳しい状況にも好転の兆しは見えない。地方は元気になるところか逆に元気を失っています。農村・漁村は水源の里として豊かな緑の場として、海の恵みの受け手として自然と折り合う技や知恵を蓄えながら無数の命をはぐくみ、美しいふるさとの山河を必死に守り続けています。そして今や新しい暮らし方となりわい創出の舞台にもなっています。私たちの生活を支えているのはこれら地域なのです。今こそ農村・漁村の持つ掛け替えのない価値を改めて認識し、後世に引き継いでいかなければなりません。ふるさとを失うことは、日本を失うこと。日本人のアイデンティティーを永遠に失うこと。私たちはそう確信します。この記事を読んで、今後行う地域振興策では地域の特性を生かし、地域と連携を図ることのできるソフト事業へと移行しなければならない時期に立たされていると思います。そこで佐伯市は視点を地域住民の立場に置き、佐伯市における地域への役割をもう一度再確認しなければならないのではないのでしょうか。魅力あるまちづくりは市民協働を進め、市民と行政が役割分担をすることによって行政は簡素で効率的なものへと変わっていく必要があるかと思えます。地方分権の進展に伴い、自治体には地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくこと、自己決定・自己責任が求められています。そうした中で必要となるのは、自治の担い手である市民・市議会・市、いわゆる行政が共有する自治体運営に関する基本的な理念や仕組みであり、これを条例という形で法的に規定するものが住民自治条例であろうかと思えます。そこで市民が主体の魅力あるまちづくりについての取り組み状況と今後の方向性について伺います。まず1点目の総合計画の中で、市としての一体性の確保と均衡ある発展が課題の一つとして上げられておりますが、進ちょく状況についてお伺いをいたします。2点目として、総合計画の実施状況の策定状況について伺います。3点目として、自治体の憲法といわれる自治基本条例の制定を目指す自治体が増えていますが、佐伯市での制定についての考えを伺います。以上でございます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の御質問のうち、魅力あるまちづくりについての1の総合計画にある新市としての一体性と均衡のある発展の進ちょく状況を問うということの部分にお答えをしたいと思います。新市としての一体性と均衡のある発展については、市町村の合併の特例に関する法律第5条に、市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るととも

に、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないと。こういう具合に規定されております。本市が九つの地域からなり、広大な面積を有していることを考えますと、まちづくりの課題は正に各地域が均衡を保って発展していくように努めなければならないことは論をまちません。御指摘のように、総合計画の序文にもこれを明記しております。総合計画の策定は平成20年度で作らせていただいております。本年度、これに基づいた実施計画の策定に鋭意に取り組んでいるところですので、先程言われました進ちょく状況ってというのは、この総合計画の策定からやるもんですから、この点についてはちょっとまだ報告できる状況ではございませんので、そのことを御理解いただきたいと思っております。また、こうした中で、実施計画、先ほど言いました自治基本条例の策定につきましてはですね、担当部長の方から御報告させていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 実施計画の策定の状況についてお答えいたします。総合計画は基本構想と達成目標を掲げました前期の基本計画で構成されております。現在この実施計画を策定しているところですが、実施計画では基本計画の実行性、これをどのようにして担保するかということを中心にしたいと考えております。具体的には、公共事業等実施計画、これをほぼそのまま実施計画としたいと思っております。公共事業等実施計画、これは通称マル公と呼んでおりますけれども、これまで翌年度の事業を重点的に組立てておりました。今回は総合計画の基本構想・基本計画を基本としまして、重点プロジェクト・分野別計画に掲げた個別目標、設定した数値目標、これを達成するために必要な施策を重点的に取り上げまして、九州一の広大なやさしさ佐伯市を目指すという方針で策定しております。このため、平成24年度までの3年間、この3年間を見通しましてハード事業のみならず、先ほども申されましたようにソフト事業、これもですね個々総合計画のどの部分に該当するのかということを中心にしながら組み立てをしております。施策展開の弱い部分につきましては強化を図りました。大変具体的でシンプル、分かりやすいものになっていると思います。この実施計画につきましては議会最終日の全員協議会、これに諮りましてその後、広く市民に公開していこうというふうに考えております。それから、自治基本条例につきましてですが、地方分権の下、自治体の課題の対応やまちづくりを担う市民、行政、議会のそれぞれがどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかということを中心に文章化したものでありまして、いわば自治体の仕組みの基本ルールを定めようというものであります。このため、ほかの個別の条例よりも上位に位置しまして、国の法律に例えますと、国会で制定されます法律や行政機関等で制定される規則の上に位置する。いわば憲法に匹敵するものといわれております。現在、全国的にこの条例を制定する自治体が増えたと聞いております。県内にありますと、既に九重町や由布市が制定をしました。ほかにも幾つかの自治体が制定に向けた検討を行っている状況です。今後につきましても制定の動きは全国的に広がると考えております。しかし、制定が広がりを見せる一方で、地方分権ブームの飾り物であったり、理念だけを文章化した条例となっていて、実効性を伴わない市町村の例もあるように伺っております。今後も引き続き他の自治体の条例制定に向けた動きを注視するとともに、制定後の実効性についても研究していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 最後でございます。自治基本条例はまちづくりの基本原理や行政の基本ルー

ルなどを定めた自治体の最高法規です。自治の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に制定し、条例という形で法的根拠を持たせるものです。平和都市宣言や市民憲章とは根本的に異なり、基本構想や基本計画とも位置づけが違います。計画行政の前提となる理念とルールを明示するのが基本自治条例です。議会も特別委員会を設置して、議会基本条例の制定に向けて協議を進めることになっております。是非とも執行部としても自治基本条例の必要性を御理解の上、制定に向けて市民を巻き込んだ協議・検討することを要望し、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

次に1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。1番議員の後藤幸吉です。先ほど部長から私の答弁を読み上げるだけで1時間ほど掛かるという御注意をいただくほどたくさんの質問をすることになっておりますが、まちづくりについては、今の河原議員、それと明日の私ども志政会の矢野精幸議員がいたしますので、ダブらないように手短かに内容を追って質問してまいります。用意している答弁を読み上げなくても結構です。私の聞いたことに答えていただければかなり短くなると思っております。私は昨年この12月議会で、中心市街地を活性化させるためには葛港から大手前まで約157ヘクタールの基本になるのは、市役所、文化会館、東校区の公民館、そして今度出てきた歴史資料館、そういう規模・位置が大事なのではないかと質問をしております。優先順位はどうなっているのかともお尋ねしておりますが、優先順位はどの事業も確定していないのでありませんと。合併特例債はどの程度使うのかという質問に対しても、まだ計算をしておりますということでしたが、その中の幾つかは今現実に動こうとしておりますので、財政の心配を兼ねてお尋ねをします。私ども総務常任委員会は、これから10年間の財政収支の見通しを出せと。5年間では駄目だと、10年間を出せというふうに要求をしております11日にはでき上がってくるものと思っております。先ほどから話がありますように、政権が代わって特に中心市街地にたくさんの補助金がもらえるようにあればいいのですが、こういう計画はなるべく早く佐伯市が提出していいまちづくりができればいいと思っておりますが、ちょっと立場上、庁舎について説明させていただきます。財政に絡む話です。日田市に視察に行った時に、日田の平成3年にでき上がった庁舎は、当時人口が6万4,695名、20年後の昭和80年という表現で人口8万人を見込んで造っておる庁舎でありました。その時は、まだ合併は想定しておりません。ところが今現実的には日田の人口は7万2,814名、計画どおりには増えておりません。ただここは、キヤノンじゃなんじゃそういうことを一生懸命取り組んでおります。佐伯市の人口は以前いただいた資料によると思いますが、平成29年には人口が7万2,000人を割るのではなかろうかということでありましたが、今度新しいデータでは、平成27年が7万1,773名、2年早くなっております。それと32年には6万6,541人であろうということであります。自治体にとって人口が減るのが一番恐ろしいと思っております。市長を始め執行部の方が9回、九つの地域、10会場で庁舎の説明をしております。その中で我々議会が否決した理由を私たちを責めるような市民の声もあったわけでありますが、財政を心配してのことであります。例えば、去年の11月の26日、地域開発調査特別委員会の中では、財政が厳しいので56億円も掛かる庁舎は合併特例債が有効な期間中に建設をあきらめるという発言がっております。こういう経過というのは市民に示されておられません。大事なことであります。ただ庁舎はこの際造らんと日田のように前々から20億ぐらいの基金を貯め

ておるところ。私どもが行った西尾市のように、何年も前から100億のもんを造ろうか、85億、77億と言うて市民の皆さんが知っております。それを説明せえと私たちは言うたわけです。急に去年にはそういう財政が悪いからあきらめるという発言があった後、審議会が今の土地に造りなさいという答申を出したから議会の対応が悪いと一概に言われてもちょっと困る問題であります。計画的で佐伯市はないわけで、そこでお尋ねします。歴史資料館も同時に同じ特例債の有効期間中に造るのか。それだけの余裕があるのか、一番初めの質問としてお願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。財務部長の三原です。それでは後藤議員の最初の質問についてお答えをしていきたいと思えます。まず、財政状況についてのお答えをする前に、議員の御質問の中に、新庁舎の建設は合併特例債が有効な期間内の建設は断念せざるを得ないと公言した。との内容がございましたけれども、これは当時の地域開発調査特別委員会の委員長報告にもありますけれども、私どもは多少の先送りはやむを得ない状況であり、財政状況を見極めながら検討していきたいというふうに発言をしております。このことは、着工を平成26年度以降にということではありませんので、その点御理解いただきたいと思えます。さて次に、本市の財政状況につきましては、合併以後から毎年実質収支は黒字であり、財政調整基金等の取り崩しを行わずに積立を行ってきております。これまで比較的良好な財政運営が行われてきております。これは当初予測されました以上に地方交付税が交付されたことや行財政改革による効果が生じた結果であるというふうに考えております。しかしながら、本市の歳入は地方交付税が40%を占めるなど、国への依存度が高いことや700億円程度の起債残高、これは普通会計ベースでありますけれども、がありまして、今後この返済額が増加することが見込まれることなどを考慮しますと、財政状況は好転したと公言できる状況にはございません。ただ、合併市町村にのみ与えられます時限立法であります優良債、合併特例債の活用につきましては、事業の選択と調整を図りながら時期を失することのないようにしたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに長かったけども20秒ぐらいで答えられる話。私が聞いたのは、同時に庁舎と歴史資料館を同時に造るのですかと言うんですから、造りまずで済む話、財政の見通しはこれはまた別に時間が掛かるけど、ということです。それでは歴史資料館はその期間中に造るというように、答えは無いけど一緒に造る計画なんではないかな。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 歴史資料館の件についてお答えをいたしたいと思えます。歴史資料館は、現在、基本構想又基本計画の策定検討委員会を立ち上げまして、現在それを建てる方向で審議をしておるところでございます。庁舎と一緒に時期かどうかということの御質問ですけども、一応合併特例債の期限内に完成をみたいという方向で検討をいたしております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、何もかんも造るなちいうわけじゃないんじゃから、財政がいいんならそれは問題ないんじゃけど、歴史資料館の用地、あそこは準防火地域かな、あれに指定されていると思えますが、今度保存をするのが、門と御居間と蔵、それらについては差し支

えはないんでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘いただきましたように、あの地域につきましては都市計画決定の準防火地域ということになっております。したがって、この地域では木造の建物は建てることができないということになっております。現在、先ほど御指摘いただきました土蔵あるいは御居間につきましては古い建築で木造であります。あのまま残すこともなかなかこの準防火地域では難しいということ聞いております。したがって、これを残すためには一応あの建物を文化財の指定を受けるということになっております。指定を受けたから必ずできるということでもありませんけれども、手順として文化財の指定を受けながら保存をする方向で現在検討委員会でも検討しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私どもに去年提案があって、議会が19対20で土地の先行取得を反対した。それがいつの間にか今年、今度は残す建物だけ以外は補償費を払って相手に崩させた。今残っているものは歴史資料館で活用できるということが前提じゃあなかったんじゃないだろうか。文化財にちゃんと指定されて残すことができれば文句言う筋合いじゃありません。それも確認できることまで確認して買い取るのが普通じゃあないでしょうか。それからお願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 後藤議員御指摘のとおりですね、前は残すということを前提にして補償費で支払をいたしましたけども、その時点では当然準防火地域ということも分かっておりましたが、それが残せるだろうという安易な考えの中であの二つを残すということに決定してあいう買取りをしたわけですが、ただこの検討委員会等で調べていくうちになかなかあのままでは大変難しいと、あの位置であのまま残すについても堅ろうな燃えないような外壁を擁して、外から見ただけしかできないというようなことも調査の内容で分かってまいりましたので、そこらを含め今後どういう形で残していくのかということも現在検討しております。現位置にあのまま残すということを基本にしながら、現在調査検討委員会で検討しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 教育次長がここにおられる間に、順番がちょっと違いますが、東校区の公民館、この件についてお尋ねします。おととい地元の説明があったそうですが、25年の3月までに完成するという計画でいいんでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のようにですね、東地区の公民館につきましては、今年度に調査費等を計上させていただいておりますけども、御指摘のとおり、平成25年の4月開館を目指して建設を計画をしておいて、現在では地区民を含む建設検討委員会を立ち上げまして、内容についての地区要望等を入れながら設計に向けて進んでおります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 次に文化会館、9月議会では現在の土地も含めて今の短期契約で借りると。新しい文化会館は10年以内には造るそうですが、私との9月のやり取りの中では、現在地も含めてということでしたが、あそこは居住地域か何かになっておいて、新しく文化会館を造られんのではないですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 文化会館の建設につきましては、度々後藤議員さんの方から先般の9月議会でも御指摘をいただきましたが、ここにしましてはですね、この地域はですね、老朽化しておるといことで、文化会館につきましては大変猶予がないというふうに認識をしておりますけれども、近い将来建替えが必要だろうというふうに思っております。この地域につきましては、都市計画区域の中にあつてですね、現在の格好の文化会館をそのまま建てるということではできない地域ということになっております。景観条例等にもよりますけども、そういうことであの地域にはそういう現在の規模の文化会館は建てられないということになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 今度教育長もおられますが、私どもが庁舎のことでわざわざ市民にもう1回説明をしるというたのは、今度も同じになると、今のうちに文化会館が、あなたたちが内部で18年から検討する。これも結構じゃけどもな、市民に対してどんぐらいの規模のものがあるのか、どういう特徴のものがあるんか、そんぐらいを先にアンケートで調べとって、それから内部でお金の話もあるから、そんなのを含めて内部で検討せなあいけんと思います。やはり今のうちに市民の皆さんに聞いて、それから造るような形にせないけんと思います。そうした場合、別に場所があつこにもし建てられんというようなことになつた場合には、佐伯市はまた今持つてる土地のどこに建てるつもりにしちよるんでしょうか。また、豊南高校かどっか買うんでしょうか。始めからそれがはっきり分かつたら中心市街地の部分に持つていくような話も地域開発委員会の中ではこういうこともいいなあと、文化会館と歴史資料館を備えたやつを大手前に持つていったらどうかああと、議会の中では委員会の中では議論もあつたんです。文化会館の用地についてはどのように考えておられますか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 文化会館の位置ということですがけれども、先ほど言いましたように、大変文化会館も老朽化しておるといことで建替えは必要だろうといことで、これは私が来る前から文化会館の建設についてはいろいろ議論がなされておるようです。ただ一般的に市民に広くアンケートを取つてどういう形というまでは至つておりませんが、当然そういうことは建設に向けては必要だろうといふふうに思っております。ただ、この用地につきましてはですね、毛利家との使用貸借の関係もありますし、早急にこの部分についても解決をしていかなければならないといふふうには認識をしております。それを解決するべく現在、文化会館についてもこの歴史資料館の検討委員会の中でお話しが出ておりますので、そこらでも検討していきたいと思つておりますけども、合併特例債の中の期限内ではなかなか用地まで取得するといふ考えは今のところ持つておりません。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員、質問中ですが、議長から一言申し上げておきます。今回議員の質問多岐に及んでおります。時間配分は御自身で御考慮していただきますよう、よろしく願ひします。

後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは文化会館は、現在毛利家との交渉といふことは、今の所にやはり建てるつもりですか。建てんでしょ。今の所には建てられんでしょ。それやつたら毛利家との借地契約うんぬんは文化会館に関しては関係ないでしようが。それよりもほかの所を

探さないけんのではないんですか。それと話が急ぎます。私が言い放しで結構です。それと市長にお尋ねします。東校区の公民館の話は理解できました。ところが、例えば東校区・佐伯校区・渡町台校区、人口が2万あります。消防署が向こうに行く、どうかそういう設備を対応できるようなものを残してほしいとか。例えばこれは県のものになりますが、有人の交番を県はそういうつもりにしとるようにはありますが、地域からは市長の方に要望しちよるちというような話を聞いておりますが、そういうことはどういうふうを考えておられますか。お答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 文化会館の用地、毛利家との関係ですけれども、毛利家、9月でも申しましたように、毛利家との借地契約は済んだあとでもまだ文化会館は若干の使用が可能ですので、それを見越して短期の契約をするということをお願いしたと思います。そういうのを含めながら急に来年どうなるかということではございませんので、文化会館につきましては用地を今から探しながら検討していきたいということでございます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員より、先ほど言いました東地区の区長会の要望ということで、私の方にまず平成21年2月の23日に、この時は消防署のことだけしか上がっておりません。ちょうどこの要望が出たときには私は警察署もこうこうだということですね、地元には全く話がいったなかったということで、それから慌てて今度警察署を入れたですね要望が出てきたということですね。それがこれが5月にですね出てきました。消防署については基本的には今の移転の脇津留からの道路の開通を見てやるということで、そこに分署等についてはまだ私の方はまだ検討しておりません。また、警察署の跡地については警察の方に聞いたときに、一応まあその跡にそうした機能を地元と相談してですね考えていきたいということで、私の方もお願いはしている状況です。あくまでもこれは消防署の方は市の管轄ですので、こういう要望は出ております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） どうもありがとうございます。確認をしました。次の項目に移ります。お二人とも御苦労さまでした。

2番目の職員の給料体系と今回の不祥事に対する市長の管理責任についてを質問いたします。先日、職員の方が亡くなりました。改めてお悔やみ申し上げます。実はこういう、議員の皆さんのところにはお届けしておりますが、ある市民の方から19年の暮れに大分県知事広瀬さんは、現在38%いる6級以上の職員を17%ぐらいに減らそうかというような発言をしたそうです。その方が今年の11月1日の佐伯市の市報を見て、佐伯市は50%超しちよるんです。6級以上の人が、どういうことになっとるんかと言いますから、合併をして9市町村が一緒になっとるから級が多い人たちは仕方がないんよ。ある程度は仕方がないんよという説明をしました。県にお尋ねしてもこれは給料を下げることを目的でなしに、6級以上のあれを減らすことが目的であると。中には6級の人を5級に下げた例もあるそうです。当然給料は変ると思います。通告をしております。現在佐伯市が50何%あるんですが、それを改めるつもりはありませんか。県はできました。それとそれが30%台に6級以上を改善できた場合、本市の財政についてどのくらい違いますか。通告をしております。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 後藤議員の質問にお答えします。まず、市職の給料体系についてということで、県ではこうやっておるといことです。まず、大分県はですね昨年度、課長補佐級の給料の格付けを6級から5級に引き下げ、引き下げる前の給料月額を保障しております。そのため、該当した職員は変更後の給料額が定期昇給によって昇級して、保障されている給料額を超えるまでは実質的に給料が上がらず、変更前に5級以下に格付けされていた職員も課長になるまでは6級に昇格しないこととなったために定期昇給に伴う人件費の増加が変更前と比べてその分抑制されるということになります。なお、県の人件費にどの程度減額効果があったかということはこちらもちょうと分かっておりません。それから佐伯市が行う予定があるのかということはいいんですかね。本市の給与構造についても県と同様にですね、級別職員数の見直しを行うことについて、今総務省あるいは県の方からですね、一応大分県ほとんどの市がうちと同じ給料体系を取っております。それで今現在ですね、うちの方としては職員団体の方に申し入れをしております、今月からその交渉を行っていくというふうにしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それぞれ5級なら係長、副主幹、6級なら参事、課長補佐、いろいろ仕事あります。先ほどあった人事評価っていうのはこれは基準にはなっておらんのでしょうか。年を取れば上がるんでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 人事評価っていうのはですね、これはまた職員のいわゆる人事評価しながら役職とかそういうのは上げていくというような目的であります。今うちの給料表というのはですね、うちって言うか県下ほとんど一緒ですけど、一応今8級まであります。それで1、2、3、4、5、6、7、8級あって7級が大体課長、いわゆる8級が部長級ということで7级以上が管理職、だから管理職にならない場合は6級までの昇級となっております。だから当然その管理職以外の人は一応、年を重ね経験年数を重ねていくにつれて6級まで上がるということになっております。それを是正していこうと。あるいはもうちょっと役職によって持っていく位置をどういうふうにするかというのを交渉を今度、今月から組合の方と交渉していきたいというふうにして申し入れをしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 組合も働いてもらいよるんじゃから、そりゃ相談するのも結構ですが、これは市民の方から見てしてもらわんと、仕事も余りできん人間が担当におってもろうちゃ困るようにあります。私ども今日も市民の方から電話があった。対応が悪いというので。それで具体的にお尋ねします。こないだ上浦の職員が名前は絶対出さんように、その方が本来の自分の仕事の紙を机の中になおしこんじょったと。適当な処理をしていなかったということで新聞に出ました。それで私どもも慌てて新聞を買いに行ったようなことなんですが、この職員の処分。それと上司、そういう人たちの処分内容、戒告じゃったか。それを教えてください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 結局、上浦振興局の職員の怠慢な仕事に対する処分ということで、もう簡単に言います。職員は戒告、それから関係する上司は嚴重注意ということにしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 戒告というのはどうか処分があるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず一応懲戒処分というのがあります。その中で四つ、免職・停職・減給・戒告、本人は戒告処分を受けております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この中に佐伯市が公表してなかったということを新聞が書いてます。これはいらん世話と私は思います。ただ私も総務常任委員です。一言も聞いておりません。議会の者は聞いておりません。それとそれはそれで結構ですが、公表の基準として軽微な、市長が、市長は懲戒被処分職員の違法行為は軽微であると認めるときはということとそういうふうにまとめて発表するという事になってると思います。市長、この仕事をしなかった職員が軽微なことだと思いますか。それを市長が判断したから公表しなかったんでしょ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） じゃあ私の方からお答えします。市長から指令がありましたので、あのですね、軽微なという前のうちの基準の中には、一応、懲戒処分については公表するというようになってます。ただし、軽微な分についてはということで、先ほど申し上げたように免職・停職・減給・戒告とあります。今回戒告ということでうちの方としては今まで戒告というのは大体軽微なということでとらえておりましたので、その時点ではまとめて公表するというその対象になっておりました。ただしですね、11月にやはりいろんな意見を受けまして、今回は懲戒処分はもう全部速やかに公表するというふうに改めております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 普通民間でこういうことがあれば、上司の課長とか上までかなりのことがあるんが普通じゃろうと私は思いますけども、佐伯市役所の管内においては、まともなすることをしない。当たり前のことを当たり前にしなない職員も要するに注意されただけか、お尋ねします。この人、期末手当普通並に出るんですか、仕事しなかった職員が。それをちょっと確認します。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 期末手当、まあ勤勉手当については今のとこですね別に減額というのは、減給とか停職になればありますけど、戒告の場合ありません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 処分を一応済ませている。それと上司もだれも責任というのは取らんと。働かんでも、普通民間でいうボーナスはもらえる。たいしたところでありませぬ。ただ、こういう体質が普通、上司がしゃんと監督しちよらん体制というのがおかしいんじゃないかというのを私は言いよる。振興局が人事異動が仮に激しいとか、一人の人間が職員の仕事ぶりを監視じゃない。指導する体制ができとらんのじゃないかと思ひます。この時に私も感じたのは、現金を使うとるわけじゃないからふがいわと。これはまだいろいろしよらあるじゃろうと思うたらこん次の事件です。私どもに、議会に説明が26日の日にあっております。新聞に出たんが26日か、出てますが、亡くなったのが13日、19日には担当の酒井部長、上司が副市長、一緒に遺族のところに行って、普通なら初七日を過ぎた次の日じゃが、まだ全部の調査はその段階では済んじよらんじゃったと思うが、相手側が払いますと言うた。金額はまだ一つも決まっておらんすわな。調査は仕上げとらんのですから。ようまあ仕事をしたな

あと思うんですが、だれが払うって言うたんですか。500万、600万の金で死ぬ人よ。親がおったら、現金払ってもらうなら泣きついて払えばいいのよ。そこのところが、日ごろは仕事の対応がこげえまで早ようねえごとあるんですが、議会から追求されるのが困るから出したん。えろう早いんですが、だれが払うと言ったんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。答弁できますか。答弁ができなければできないと言ってください。

総務部長（川原弘嗣） ちょっと私はできません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 結構です。それではお尋ねします。同じような事件が起きたときに、事件が起きたときに、今回は相手が払うと言う。普通、ほかの事件が起きたときには普段だれが責任とるんですか。しかもこの中には上司の判がついております。上司が責任を取るんでしょうか。判がついておる。事情は聞きました。なかなかチェックはしにくかるう。ただ結果的にそういう金が現実になくなって、本人が行方不明になったりしたときにはだれが責任をとるような体制に佐伯市役所はなっておりますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今言いましたように、当然あの上司、それからやった本人は特に一番悪いとは思いますが、今回の場合は本人が亡くなっておりますので、なかなか確定できないということになります。当然判もついているということになれば、市役所は組織として動いておりますので、当然それに絡む職員については処分の対象になるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 給料の表の関係に戻ります。通告しております。今度の予算委員会か、その折りに給食関係の予算が2,500万円ほど減っております。委員外で傍聴しておりますと行財政改革ができましたという話でした。3人の職員が振興局の方に移ったそうであります。これらの人たちは多分800万円の給料を取りよるわけですが、この人たちはこの級で言うたら何級じゃったんでしょうか。一般職の方の課長のような仕事ができよるんですか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。 の質問になるんですかね。今年度の異動で給食と保育所の調理職場から一般行政職の職場に配属した職員は6人おります。その給料格付け、その6人のうちですね5級が3人、6級が3人ということになります。なお、現在まで業務遂行に問題があるという報告は別に受けておりません。だからやっておるといふふうに思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 6級の方は振興局でどんな仕事をしよるんですか。6級になると参事・課長補佐、困難係長ですが、どうでしょう。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず6級ということになると、ある程度年齢がかなり高い、経験年数の給食からずっと経験年数が多いと思います。それで先ほど河原議員のときに言ったと思いますけど、後藤議員の質問です、8級・7級までが管理職ということで6級までは一般職員といたしますか、管理職にならなくても6級までがもう上がっていくということになってお

りますので、その位置として6級までは年齢によって上がっておるというふうに。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 二つ目、来年から給食センターを5か所でしたか、民間委託になる。当然その人たちも普通会計の方に配属されると思いますが、その時に、こないだやり取りの中でこういうことがありました。給食センターは委託する。その人たちが一般会計の方の普段の仕事をする。だから新しい職員を雇わんでいいので、行財政改革ができると言いました。普通5級、6級の方には失礼ですが、まじめに給食ばかり作っとった方が振興局に行って4級、5級、6級の仕事ができんように私はと思いますが、これが行財政改革になると思いますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 行財政改革ということは、まず職員数をかなり減らしていったということで、まず民間委託になると当然現場で働いている人はどこかに移らないといけないと。辞めさせるということはこれはもう労働者の地位ということがありまして、それはもう法律上こういうことは決められてないと思いますので、どこかに移さないといけないと。そしてらどこに移すかということ、当然一般職場に入ってきます。そして調理場はいわゆる民間の委託ということになると、そこに雇った人になると思います。だからこちらの方に移るとなると、どこのポストにもっていくかということになると。移す以上に退職者が今勧奨で出ております。だから50人辞めて20人がこっちに入ってくると、まだ30足りません。本当は50雇わないけんのが20入ったときには、今例ですけどね、30人雇えばいいというふうにして、やはり個々を見たってこれはもうしょうがないんです。もう職員が変る訳じゃないんで、全体を見てどんだけ減っていくかというふうな考えを持っていただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、その人たちが6級なら6級の給料をもらいよれば、それなりの仕事が給料に見合う仕事ができていると思いますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 市の仕事って言いますと、市役所の中っていうのは、いろんな業種が入っているというふうに思います。例えば、建設業が入ったり、病院が入ったり、銀行が入ったり、いろんな職種があります。当然、古い人間も異動で代わると今日建設業におったのが今度銀行に行ったというふうになると皆、何年たってもまた一から仕事を大体原則的には仕事を一からやるっていう、そういう流れになっております。当然、給食からこちらに移ってもそこはみんなと一緒に1年生ということで、当然移る前には研修はしております。そしてそこでやっていくと。だから今いろんな振興局におります職員についてもですね、やはり受付事務とか、やはり我々でも一緒なんですけど行ったら1年生なんです。そこでやっぱり先輩、若い人でも先輩になる。それから仕事を聞きながらやっぱり覚えていくということによって、それぞれ経験を生かしながらみんなやっていってるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは佐伯市役所は、課長の職にある人間は、平の職員と同格ですな、仕事内容は。給料は違うけども習いもって、その環境に慣れるわけですから、指導は部下の指導はできんわけですな。それでいいですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 課長以上になるとですね、当然管理職ということで、やはり今までかなり何十年間やってきております。その中でいろんな経験をしてきております。だから特に上になるほどやはりいろんな職場を回っておりますから、いろんな知識は持っておりますので、当然その細かい内容についてはなかなか分からないというふうには思いますけど、全体的に見渡せる力というのは持っておるといふふうに思っておりますし、管理職ですから当然責任があるということになります。だから一般の人とはちょっと違うかなと。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 7級からが課長やな。それでは次を聞きます。専門用語でなくて単純な言い方で聞きます。佐伯市民は一人頭何ぼ借金がありますか。貯金がありますか。これは合併当時と比べてどうなっておりますか。これが一つ。それとこれは前、日田の市長さんがあれしたときに民間と日田市の職員の給料は10万ぐらい違うであろうということやったんです。税金も佐伯市は取りよるんですから、佐伯市の職員は42.9歳で33万6,646円、給与はこれはまだかなり上がると思いますが、佐伯市民はこの年齢ぐらいの人たちは、どのぐらい所得がありよると思っておられますか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは最初の方の質問についてお答えいたします。市民一人当たりの地方債の残高と基金保有額につきましては、普通会計ベースでなおかつ基金につきましては、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合計額で、また平成20年度と16年度の決算数値でお答えをしたいと思います。まず、地方債の残高、借金につきましては、平成20年度末は696億3,900万円、平成16年度末は701億9,100万円でありまして、5億5,000万円程度減少いたしております。これを市民一人当たり換算しますと、平成20年度末は86万3,000円、平成16年度末は83万4,000円となり、人口が減少したことから総額とは逆に2万8,000円ほど増加をしております。次に基金の保有額につきましては、平成20年度末で162億3,600万円、平成16年度末が103億2,500万円でありまして、59億円程度増加をしております。これを市民一人当たりになおしますと、平成20年度末は20万1,000円、平成16年度末は12万3,000円となりまして、平成16年度末と比較しますと7万8,000円増加したことになります。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 次の質問に移ります。次は社会福祉協議会についてお尋ねします。これはあくまで民間ではありますが、基本的に佐伯市が2,000万円の補助金を出しております関係上、お尋ねするものであります。まず、この間の決算委員会の時に、社会福祉協議会が、例えば学校給食などの民間でできること。それにまで手を広げるのはいかがなものかという話をしましたところ、市長も理事ですので、そういう話があったことは市長に伝えますということがありました。市長は、担当よりその話を聞いておりますか。それと本来、社会福祉協議会の理想的なあり方、それを手短にお尋ねします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。社会福祉協議会の設立目的ですかね、先にいいですかね。設立目的でございますけれども、社会福祉法のですね第109条に規定されておまして、本市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることが主な目的と認識してありま

す。昨年度、佐伯市地域福祉計画を策定しておりまして、今年度社会福祉協議会はその地域福祉計画を活動していただけるようにですね位置づけをしております。今後も連携を取りながら進んでいく予定にしております。給食センターの件でございますけれども、市長の方に報告はまだでございますけれども、理事会がですね予定をされましたらですね、また報告をですねしておきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 社会福祉協議会の行う事業にも参加することはあります。議員になってからあります。よくやってもらってるなということは分かります。ただ今の言うような、本来の目的の中に民間ができる事業に参入するということは書いておらんようにありましたが、私が言うのは、旧佐伯市社協は1軒の家から500円という金は集めてなかった。今はそれぞれの自治会も構成員組織でしょうから入っておるから、ある地域によっては半強制的に500円ずつ集めております。そしてまた、佐伯市も頑張ってもらってるというので2,000万円払っております。そういう組織がほかにも名乗りを上げられるような給食センターの経営を立候補していいんでしょうか。ということですが、それはどのように考えておりますか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 給食センターの委託についてでございますけれども、社協の方ですね、これは正式な手続を踏んでですね、理事会、評議委員会そういった中で決定して参加を判断したことでございますのでですね、私の方でそのことについてですね、お答えをする立場にはないと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 市長が理事で補助金を2,000万円だしよる。そこが健全な経営をしてると思いますが、民間とのそういう競合があったらいけんと思って質問をします。本来の主旨目的と違うのではないかとということであります。市長は、本来なら一瀬さんがなられた時に、多忙じゃあけえちいうんで一瀬さんが社会福祉協議会の会長になった経過があったと思っております。市長は、そういう民間委託についてのそういう補助金一杯出よるところが算入することはどのように、今初めて聞くことになりますわな。どのように考えておられますか。あなたも理事やから、その中で意見を言える立場だと思っておりますが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員より、社会福祉協議会のあり方というわけですけど、市が出している補助金というのは、給食をするため出している補助金じゃなくて、やはりそれだけの福祉の中の体制ということで、議員も決算書を多分手に入れられれば分かると思いますが、それぞれの各項目にやっているとします。またこれは一つの事業として、先ほど民間がやる施設でなぜ参加するのかということで、議員が言われたわけですけど、前もそうした時に参加しております。いわゆるサービスの民間に対する中で、各団体がしたときに社会福祉協議会もこれに対する関係をですね応札して、ほかのところはこれを取っております。そうした中で、社会福祉協議会っていうのは、そうした部分一部民間にかかわる部分も入ってきておりますし、それは社会福祉協議会として又全体的な中での事業については必要な中で考えておると思っておりますので、これは一例を申し上げますとですね、15年ぐらい前ですね。金沢市のそばにこれ学校給食センターを造る時に、社協と農協と教育委員会で造った事例があります。そうした中で給食に対してですね、社協の算入をですねその当時から認めた事例

があるということで、そうしたいろんな中の経過の中で、同じように社会福祉協議会という団体でのさっき言った正式算入ということでありますので、私の方からはそれ以上ですね、算入に対してできるだけそれぞれが皆さん立派な算入した中で評価をしていただけたらと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは民間の佐伯市民は500円には、同意できない者は払わんでもいいという見解でいいですか。会費は徴収しよるんですが、自分と商売敵になるかも分からん組織に対して、払わんでもいいんでしょうか。デイサービスじゃなんじゃってというのは福祉の心で分かります。一番サービスがいいんでしょうか。ところがそういう民間のことに口を出すということになれば払わんでもいいんでしょうか。それと社会福祉協議会旧佐伯市が民間からお金を集めんじゃったのは、香典返しじゃなんじゃの金額が太かったからです。今回も1,300万円ほどあると聞いております。決算委員会の席上、地域のお年寄りの面倒をみよるのは佐伯市であると。社会福祉協議会に代わるものは幾つかの施設もあります。佐伯市が窓口を作って市民の人たちは佐伯市に払いよるぐらいのつもりでおるか分からんから。佐伯市がそういう香典返しじゃなんじゃを受け取る窓口を作ってはどうかと質問しました。それはどのように考えておられますか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 初めに会費ですけどね、これはあくまでも強制ではなくて、納入にさせていただくと、本人の希望によるものと聞いております。香典返しにつきましては、決算委員会の中でも申しましたけれども、あくまで本人のですね意思によるもの。市に入れると言われれば市の方も断わってるわけございませんのですね、本人の意志で確認をいたしまして、どちらの方にさせていただくのかということを確認しながらですね、受付をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に20番、後藤勇人君。

20番（後藤勇人） 皆さんこんにちは、20番議員、公明党の後藤勇人でございます。今回、無駄ゼロの行政運営について質問をさせていただきます。政府の行政刷新会議が事業仕分けを開始し、来年度予算の概算要求から無駄を洗い出す作業を本格化させている光景が11月末まで続きました。国会議員と民間有識者らによる仕分け人が予算を要求した各省庁の担当と議論し、その事業が必要か否か、地方に移管すべきかなどの判断をその場に出していきます。長年にわたって硬直化した予算配分にめり張りをつけようとする意図に国民は好感を持って見つめています。献金問題、基地問題、そして景気対策の三重苦とも、3Kともいわれ、政権崩壊の可能性のある鳩山総理の支持率が急降下しなかったのはひとえにこの事業仕分けと人気の期待が大きかったのではないのでしょうか。これは政権が代わるとか代わらないとかでな

くて、やはり時代のすう勢になるのではないかと考えております。また、事業の必要性を問うことはその事業を定めた制度や事業を担う組織の見直しにもつながる。単に削減額を積み上げるだけでなく、文字どおり将来の行政の刷新につながる議論にも期待したい。特筆すべきは作業が全面的に公開されたこと。それも会場での限られた人だけでなく、インターネット等で中継され全国どこでも見ることができたのは画期的だと思います。予算査定の生の現場が公開され、私たちの納めた税金がどのように使われようとしているのかを見つめることは大変重要なことだと考えます。まず、最初にアの事業仕分けについて、作業に様々な問題点があるにせよ、予算査定の生の現場を納税者が見ることができるのは民主主義の原点を確認する良い機会にもなるのではないかと考えています。来年度予算編成の時期を迎えて、その発案権者である市長は国の仕分けの作業をどのように認識しておられるのかを伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは後藤勇人議員の御質問にお答えいたします。まず、国の仕分け作業をどのように認識をしておられるのかという御質問でございますけれども、この事業仕分けにつきましては、国が行っております事業、行政サービス、政策立案事務などを含む。このことを予算項目ごとにそもそも必要かどうか、必要ならばどこがやるのか。官か民か、国かあるいは地方かと。このことを担当職員と外部の評定者が議論をして、最終的にいるのかいないのか、民間か国、県、市町村などに仕分けをしていく作業でありまして、予算編成において財源を生むためには効果的な手法であると認識をしております。しかしながら、実際の事業の必要性が真に議論をされているのかどうかということにつきましては少々疑問が生じるところであります。現在本市におきましては、この制度は導入しておりませんが、全体事業費が500万円を超える普通建設事業等につきましては、予算編成作業とは別に公共事業等実施計画を策定することにより、事業の選択を行っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 今言われましたけども、今後ですね佐伯市においても透明性の高い最も庶民感覚で市民目線で予算編成が必要と考えますが、もう一度市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員の事業仕分けですが、先ほど財務部長が申しあげました全体的な中での話しとしてさせていただいております。私の方もこの合併をしてですね、地域における事業を合併時点では持ち込み事業なんか非常に多かったわけです。市民仕分けをすれば、本当これは除いてもいいが、これは除いたときに国はどうなるんだろうかと。そうした5年も6年もあとの事業があったりですね、そうしたこの4年間というのは本当に無駄な事業といってもあったんじゃないかと考えておりますが、また逆に公共事業というのは、そうすることによって、それに対応する業界の皆さんがそれで潤う分もあるということで、単に事業仕分けという簡単にですねいけない部分もあるかと考えてます。また広い佐伯市ですので、市民感覚が地域地域によって非常に差が出てくる場所もあるし、そうした中では私どもも、先ほど申しあげました公共事業実施計画を職員の中で行って、この事業を本当に早急にいるか、いないか、将来的にもこれはどうなるんだろうかというハード部分の方では今させていただいております。これは今後ともソフト部分になると市民に対してここまでやるのがど

うなんだろうかという中で、いつも私は自助・共助・公助という立場の中で、本当にこれは自分たちでできることはないかと。これは共助でできるのではないかと。そしてこれは公助としてどうしても行政がやらなければいけないのかという。そうした選定作業をさせていただいてありますし、また、これが民間にさっき言った透明性っていうのが広がると非常にこれは佐伯市の場合では、大変言い方悪いんですけど、旧市内における考えと市街地における考え、非常に差がありますので、一般論でいうと旧市街地、要するに合併した市町村、旧町村については非常に厳しい判断が出てくると思います。それは私たちが見ると、やはりその利便性とかいろんなことを考慮しなければですね、単にそうしたことがいいのかというのはもう少し各市の状況ですね、いろいろ類似都市等を見ながら判断すべきだということで、現在ではそうした市の中に対しては一体性をとった中で十分庁内論議でしていくことが、まず今の現況ではなかろうかと思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 分かりました。次のイの予算編成についてでございます。景気が減速して収入も目減りしているのに、暮らしに欠かせない食料品や生活用品は買わなければならない。そんな時、家計を預かる主婦ならどうするか。まず、イの一番に無駄な出費を家庭内から一掃すると思います。買い過ぎをやめ、照明のつけっぱなしに注意し、水道の蛇口もこまめに閉めるなど、家族全員で無駄ゼロに挑戦しながら住宅ローンや子どもの教育費など、どうしても必要な支出に支障を来たすことがないように必死にやりくりするはずです。民間平均給与が減少し続け家計を直撃しております。今こそ行政はこの庶民感覚をそのままに徹底して無駄削減に取り組まなければならないと考えます。かつてない経済情勢の悪化に伴い、大幅な法人・市民税の減収も重なり、一層の緊縮財政を強いられていることは周知のことですが、どんなに大幅な経費節減等による予算を策定したとしても本当に無駄はないのか。まだまだ改善の余地はあるのではないかとというのが多くの市民感情であると思います。官民格差や行政運営に対する市民の目線は厳しさを増しております。職員一人一人が緊急時であるとの緊張感にたち、無駄削減に努力することが真に市民に答える行政運営に通じると確信いたします。そこで無駄ゼロの行政運営を求めてお伺いします。我がまちの予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているのかという意識は今後益々増幅されていくと考えますが、市長はこうした納税者、市民のニーズにどのようにこたえていく考えかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは予算編成につきましてお答えをいたします。まず、市民のニーズにおこたえするシステムといたしましては、議会からの提言等を始め、地域審議会、タウンミーティング、それから市民の声・市政への提言、これははがきでございますけれども、それから市政モニター、その他区長会を通じての各課への陳情等がございます。予算には限りがございますけれども、可能な限り市民の皆様の意見に対応している状況でございます。以上です。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 今年会計検査院で11月11日に公表した報告書では、2,364億円もの税の無駄づかいと不適切な経理処理があったことが明らかにされました。これは史上最高の規模と言われておりますが、検査員が検査した範囲内で判明した分であり、氷山の一角にすぎず、全体

の実態はさらに深いと思われております。余った予算を物品などを発注したことにして業者にプールする預けという手口や省庁や自治体、関連団体で横行していったことや、事業の役割が終わっているにもかかわらず、事業費を国庫に返さず貯め込む埋蔵金もあっちこちで発掘されたとされています。また受注業者の選定に当たって競争入札をせず天下り先の業者と随意契約をしてコスト削減を怠っていた事例も相変わらず多く報告されております。そこで（ウ）の予算の無駄遣いについて、会計検査院が指摘したような税の無駄遣い、預け、埋蔵金、受注業者の選定に当たったの問題点など、本市の実態はそのような事実はないのかを伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは予算の無駄遣いについての御質問ですけれども、この預けに該当するような事実はございません。また埋蔵金につきましては、財政調整基金や地方債償還のための基金を保有している特別会計もありますが、いわゆる霞が関埋蔵金といわれるようなものは本市には存在いたしておりません。また、受注業者の選定に当たったの特に大きな問題は発生をしておりません。以上です。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 千葉県におきまして5年で約30億円の不適切な経理処理が組織的に行われていたことが発覚しました。経理処理の実態は庶民の感覚では考えられない常識を逸脱したものであると思います。このような実態は重大かつ深刻な裏切り行為であると言えます。今回11月末に発覚した佐伯市が出資するケーブルテレビ佐伯に名目とは異なる物品を納入させる差し替え、いろいろな呼び名があるとは思いますが、そういう手口で約200万の不正経理を行っていた事実が明るみになりましたが、こういうことがほかの部署でも行われているのではないかと危くしているところであります。そこで今回の不正経理についてですね、市長はどのような見解をお持ちでありますか。伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員より今職員の不祥事の件についてということでございまして、本当にこの職員不祥事が相次いで発覚しておりまして、市民の信頼を大きく損ねたことは大変残念であり、誠に申し訳ないことだと思っております。職員に対しましては、平素より執務の体制、それから確保、綱紀肅正を徹底ということで報・連・相を始めいろんなことを平素より言ってるわけですけど、改めて市職員としての自覚を喚起するとともに、管理・監督者において報告・連絡、いわゆる報・連・相の徹底をですね、もう一度各職場に広めてまいり、士気の高揚に取り組むように伝えました。このためにも庁内において臨時部長会を開き、こうした過去のとらわれ方、合併前のいろんな問題、合併後のいろんな問題、そうした中で一体的にするためには具体的には適正な事務と、現在行われている事務の確保を図る上、日常の事務処理にかかわる法令等の基本原則の確認、公金・公印等の適切な管理体制及び適正な時間外勤務の実施について再チェックを行い、職場環境の改善を図る上から、課内会議や係会議等を活用して、相談しやすい職場風土を醸成するとともに、職員相互の業務に関する助言や実務指導を積極的に推進するように指示をしております。なお、適正な公金管理と財務処理の徹底については、近々関係課による検討会議を立ち上げ、まず、現状の洗い出し、いろんな中で洗い出しを行ったあと、再発防止についての検討をし、早急にそういうことを実施する予定をしております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 総務部長に今度お伺いしたいんですけども、今市長が言われましたけども、10月・11月ですね連続して事件の発覚後はですね、佐伯市ではどのように再発防止の徹底を考えてやっていくのかという。また、まだそういう徹底防止というのは図られてないと思いますけども、具体的にもし、こういうことはやりたいとかいうのがあればお聞かせいただきたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 私のところの質問は今市長が大体申し上げたと思います。今市長の方からも言いましたように、公金いろんな職場風土を醸成するとか、職場環境の改善を図るとか、いろいろあります。最終的には関係課による検討会議を立ち上げてやるということですけど、実際今持ってる職務をきちっとやればですね、恐らくこういうことはならないと思います。当然、最終的にはこの職員、当然お金をあたる職場とかいろいろあります。問題はもう職員個人の資質ということで、高めるということで、先ほど河原議員のときも答えましたけど、基本条例とか、いろんな評価制度を入れて、もうちょっと厳しくやっていかなければいけないかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 今話を聞いてエのですね、職員の意識改革についてお尋ねしたいと思えます。国交省から6,290万円にも当たる補助金、不正処理を指摘された愛知県豊橋市の財務部長は、職員はですね、国の補助金を使っているという認識が甘く、使い切るという習慣が浮き彫りになったと話しておられます。こうした認識は本市においても決して他人事ではないと思います。何よりも大切なのは職員の改革意識の醸成であると考えています。職員が危機意識やコスト意識を持って日常業務を常に改善していく改善意識の醸成が重要であります。職員へのルール研修を始め、意識改革にどのように取り組もうとしているのかをお伺いしたいと思います。できれば具体的にやっていることを。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今の質問はですね、今エのところでは先ほど市長が言った答弁が私が用意しとった答弁だったんですね。当然ちょっと重複しますが、公印・公金等の適切な管理体制とか、適正な時間外勤務の実施について再チェックを行うとか、課内会議や係会議等を活用してやはり相談しやすい、上と下の上司・部下、あるいは相談しやすい職場風土を醸成するという。いわゆる報告・連絡・相談と、そういうふうな通知も出しておりますし、非常に1,000人以上おります。徹底してこれいかなければいけないんで、それぞれが分散してそれぞれ持ち場持ち場で徹底していくこと。あとはまた今後検討してですね、前向きな方向でいいように頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 今度お尋ねしたいのは、具体的にですね研修制度というのをやっているのかどうか。要するに外部とかですね、専門家を招いてですね、職員の一人一人の意識を高める努力をしているのかどうか。それは予算も掛かることだと思うんですけども、やはりこういうことが起きたということはどうですか、やっぱそれのやっぱ皆さん認識が足りなかったと。一人一人かも知れませんが、やっぱ組織としてですね、やっぱ来年度に向けてですね、来年度はやはりこうもっとですね踏み込んで、こういうことが二度と起きないようにと、きち

っと考え方をを持った識者を呼んでですね研修するとか、そういうのが必要ではないかと思うんですけど。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 議員のおっしゃるとおりだと思います。やはりこれも朝の河原議員の質問の中で答えましたけど、研修がいわゆる大分県の市町村職員の研修センターと、いわゆる庁内、市の中独自でやる研修をもうずっと行ってきております。当然こういう問題が出た以上はですね、やはりそれなりの対処するような研修にやはり力を入れていかなければいけないというふうには思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 意識の改革について、職員一人一人のですねやっぱ現場の意見というのがあると思います。その中でちょっと私は新人議員なので組織のことはほとんど分からないんですけども、聞くところによると職員提案制度というのがあると思いますけれども、これは職員からですね、やっぱどこに無駄があるか。どうすれば効率を図れるか、今までの習慣にひたることなく、常に業務改善に取り組むことこそが市民の求める姿ではないかと私は考えております。その観点からこの制度なんですね。活用はもう絶対必要だと思っておりますけど、今の現況をもしお聞かせ願えれば。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 現況ということですけど、取りあえず今言ったようにですね、議員のおっしゃるとおりやっていきたいと。現況としても今までずっとやってきておりますけど、更に臨機応変に応じてですね、今回こういうことをやったんがいいとか、それはあくまで総務課の職員係の中で計画を組立てていきますので、それは十分できると思います。やっていきます。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） そこで提案したいんですけども、市報とかにですね、やっぱり職員から上がってきた提案制度の意見をですねやっぱり載せていっていただきたい。これはですねやっぱり透明性を高める。職員一人一人が何を考えているかということを見るのにやっぱ一番必要だと思えます。もう一つはやっぱりこれを繰り返して行ってですね、やはり職員の質をやっぱ問題点を洗う質をですねやっぱり見ていく必要があると。それにはやっぱり公の場ですね、市報等に出して、こういう意見があるとかですね、こういうふうに職員が考えているという部分をですね出すことが、それは全部ではないと思えますけども、やっぱりスキルアップということで職員の一人一人の質を上げるために。またそれを測る定規としてですね、そういうことを提案したいと思えますが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今の意見を受けまして、調査・研究・検討していきたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 最後に、有名な武田節の一節に、人は石垣、人は城とうたわれる部分がありますが、人材こそが闘いのすべてを決するものだと思います。そういった意味で、職員の意識改革こそが佐伯の未来をつくると言っても過言ではないと思えます。今後モラルを徹底して、不正処理等職員の不祥事がないようにしていただきたい。最後にこのことを市長の決意

を伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員、武田節の人は城、人は石垣、私のことわざとしてっておりますのでありがとうございます。私も市長になりましてボトムアップという言葉です。盛んにやらせていただいています。それぞれの職員からいろんな意見を伺い、そして各担当課でヒアリングを行い、一次の行革のときには、そうした手法の中で職員の意見を持ち寄った中で無駄・無理ですね、それをしないような形をやらせていただいております。今回起きた事件というのは、予測されなかった部分もございますが、私どももそうした中で信頼感をまず作っていく。そうした中で、これだけ合併したほとんどが今までこの4年間、初めて一緒になったという職員もおりますので、そうした中で指導を徹底し、こういうことが起きないように、また各部にも、先ほど総務部長も申し上げましたが、そうした中検討をし、このことについては再発防止についてやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 以上で第1項目の質問を終わらせていただきます。次に大項目の2の防災情報についてでございます。アの情報発信について、今世紀前半にも発生する恐れがあるとされる東海沖から四国沖に掛けての領域を震源とする東南海・南海地震や近年頻繁に起こるゲリラ豪雨や土砂崩れ、また台風など市民は常に危険と隣り合わせの生活ではないでしょうか。このようなとき、災害情報や防災情報、また火災や事故の情報を佐伯市はどのような方法で市民に迅速かつ正確に伝えるようにしているのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず、情報発信についてということで、防災・火災の情報発信について、どのような方法で発信しているかということですが、通常時では台風や風水害の発生しやすい季節や火災の起こりやすい季節の前に防災対策や火災予防について、ケーブルテレビの行政チャンネルでの注意喚起を行ったり、自治会等から要望を受けての防災の講話、あるいは説明会を実施して防災に対する事前周知を行っております。また、佐伯市ホームページにも地震や津波の対処方法や防災マップなどを掲載しております。それから災害時ではですね、さいきほっとメールや防災スピーカーを通じて、台風など災害接近前の注意喚起や災害時の状況など必要な情報を周知します。また、警報が出ましたらケーブルテレビの市民チャンネルが災害チャンネルに切り替わりますので、そこで防火カメラによる主要道路等の冠水状況や雨量など必要な情報を発信しております。災害の内容によっては職員や消防団員による広報活動によって避難等の情報発信も行っております。以上です。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 災害情報についてでございますが、現在、災害出動時に消防署で災害情報を作成して発信しております。電話で問い合わせる方法として、テレガイドにより火災、災害等の場所を聞くことができます。電話回線は現在5回線を使用しておりますが、回線数以上の電話が殺到した場合にはつながりません。今後の対策としましては、平成22年度新庁舎移転に伴い、現状の回線数を増やすのがいいのか、大規模な情報提供サービスを可能とするテレドームを導入するのがいいのか、検討していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 多分調べてないかもしれませんが、佐伯市のホームページ、私も時々しか

見てないんですけど、大体一日のカウンターが200から300ぐらいじゃないかなあと考えてます。今回私も初めて体験しましたが、メール登録しましたけども、やはり親切にですね、登録しやすいようにはなっております。この佐伯市の防災情報の登録数がもし分かれば、メールによる。聞かしていただければ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） さいきほっとメールですかね、登録件数がですね2,848件、これが21年ですから今月の4日現在がそういう件数になっております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 佐伯市の世帯数が3万3,000という数字から見れば、携帯電話数がちょっと調べてないんですけど、多分4万近いのではないかと思います。それから見たら5%か6%、それぐらいしか活用されていない。特にメールができる若い人たち、活用できる人たちにやっぱりもっとですね、私も今回初めてこの便利さが分かりました。電話しなくてもですねどこで事故があったとか、どこで緊急出動してるとかというのがですね、詳しくどの地におってもですね分かるようになります。これについてはもっともっとですね宣伝していく、一番ケーブルテレビを見ている時間帯というのは夕方とか夜とかで限られますので、これをアピールしていただきたいなと思いますが、どうでしょう。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） さいきほっとメールについてはですね、4月1日の市報で一応載せてあります。その中にはただ火災、防災じゃなくて、いろんな観光とか市政のいろんな状況とか、イベント、暮らしとか、休日当番医とか、いろんな情報が入っております。是非ですね市民の皆様かなり登録をしてもらえれば非常に便利なものになると思います。これはですね当然登録の手続とか、この市報の中にいろんな仕方とかいうのは書いてあります。もう既に4月1日の市報だから無いかも分かりませんが、もし分からないときにはうちの防災危機管理課の方にですね連絡していただければ、いつでも対応していきますので、よろしくお願いたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 実は9月ですね補正予算で上げられていたですね、ユビキタスタウン構想推進事業においてですね、ICT関連技術を活用してこれから先、遠隔医療とかですね、児童や高齢者の見守り、学習支援やテレワーク、観光振興といったですね、双方向のネット技術によってですね、情報のやり取りが推進していくと思いますけども、やはりこれと同時に並行ですね現在よりももっときめ細かく正確な防災情報の提供に取り組んでいただいでですね、地域住民が安心・安全を実感できる環境づくりが必要だと思いますが、どのようにお考えか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ユビキタスタウン構想についてはですね、ちょっといわゆる国の方針がちょっと定まっていないようにありますんで、ちょっとどうなるか分かりませんが、今言ったようにですね、当然防災なら防災の中の情報システムと連携しながら、やはりこういう情報はどんどん出していききたいと。そういうふうに取り組んでいききたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 最後の質問のイの火災情報についてでございます。いつ、どこにいても私自身もそうですが、消防車や緊急車両が、またサイレンを聞くとですね、佐伯のどの地域で火事とか事故とか起きているのかなあとになってですね、気になって前は22局の3500ですかね、に電話をして聞くようにやっておりましたが、なかなかですね火事の場合は電話がつかない。何回もするんですけどねつかないということが多くてですね、実は次の日の朝刊を見てどこが火事だったかと知ることもありまして、これも知り合いの方から、こういうのはどうか解消はできないのかといったですね、質問がありましたので、今回質問に取り上げさせていただきました。調べましたら、先ほど言われましたテレドームですね、NTTコミュニケーションズという会社がサービスを提供しております。これを今回提案させていただきたいなと思っております。テレドームの特徴といたしましては、スポーツやレースの結果速報や実況中継、各種プロモーション、生活関連情報など様々な情報提供に最適な電話を活用したサービスができると。実際にですね使ってるところをみると、FM放送やプロ野球速報、競輪や競馬の結果情報など、いろんなサービスがありますけども、実際にやっているところがありますが、やはり一番多いのは防災サービス、九州でも久留米市とかですね、いろいろ採用してる所があります。また、1本の音源用回線で同時にたくさんの人に情報を提供ができると。だから電話を掛けているときに話し中がないということです。利用者にストレスを感じさせることがこれではなくなるのではないかと思います。また、回線は0180で番号が始まりますので、前みたいに間違い電話の心配がなくなると。利用者にとっては通話料のみの利用ででき、普通でいうと情報料とかですね、お金を取られるんですけど、これは情報料も取られないと。とっても便利がいいということです。そして情報提供を自由に停止したり再開することができる。一つテレドームにつながらない電話としてはPHS、NTTドコモ以外のプリペイド式携帯電話、050から始まるIP電話、NTTの光電話などほんの一部の電話のみで、ほとんどデメリットがないのではないかと思います。この提案に消防長はどのようにお考えをされているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 先ほど答弁いたしましたように、現在の回線数を増やすのがいいのか、テレドームを導入するのがいいのか。当然年間のランニングコストが掛かります。そこらの経費を見分けしながら、今後移転までには期間がありますので十分検討協議したいというように考えております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 来年消防署ができるまでにきちっとした形で住民にストレスのないような情報提供ができるということで考えてよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 庁舎移転時には一応結論を出すということで。当然高機能の指令センターを導入しますんで、それと並行してどちらかの施設を導入するという方向で一応結論は出したいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

20番（後藤勇人） 新しい消防署のですね建設が始まっておりますけども、この新しい消防署はすなわち佐伯のですね、新しい消防の幕開けではないかと思っております。署員の皆様方には佐伯のため、市民のために更なる精進と活躍を期待しつつ質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 大変お疲れさまでございます。本日最後の質問者であります、21番新風会の渡邊一晴でございます。そしてまた、平成21年今年最後の定例会であります。通告いたしておりますとおり、大きく2点について質問をいたします。鳩山政権が誕生して3か月以上たち、その政治手法が明らかになってきております。コンクリートから人への理念に沿って公共事業予算の15%程度の削減方針や、新たな子ども手当などの新政策への実現に向かって取り組みが行われております。とりわけ2010年度予算圧縮に向け行政刷新会議が事業仕分けなる作業が行われ、新政策実現のための財源のねん出にしのぎを削っている状況下の中、予算編成作業が進められております。このように政権交代によって今後国の予算の枠組みは大きく変わるものと思われま。さて、本市について平成20年度の決算における普通会計の財政状況を見てみますと、財政運営の弾力性を表わす経常収支比率は94.66%で、県下の市平均94.6%とほぼ同率ではありますが、この数値は臨時の財政需要に対する適応力を示すものであり、適正値よりははるかに高く財政の硬直化が進んでおり、今後とも厳しい財政運営が強いられるものと思われま。そこでお伺いをいたします。政権交代による政策の変化や厳しい経済情勢、とりわけ疲弊した財政を活気づける2010年度の予算編成を希望するものでありますが、まず、平成22年度佐伯市の当初予算編成方針について、財政状況も踏まえどのようにお考えになっておられるのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは渡邊議員の御質問にお答えをしていきたいと思ひます。まず、当初予算の編成についてでございますが、政府民主党による新たな試みとして行われております事業仕分け等によりまして、国の各省庁の予算が廃止・削減等を行っていることから、必然的に本市の補助事業等においても何らかの影響があるものと認識をいたしております。しかしながら、現段階といたしましては、本市に対して具体的な指導や通知等はまだ示されておりません。そのような中、来年度の当初予算の編成方針は去る11月10日に各課に通知をしたところでございます。内容的には本市財政は700億円ほどの地方債残高を保有する等、依然として困難な状況にあることから、より一層の事務事業の整理統合に努め、財源の重点かつ効率的な配分に徹する中で、市民にわかりやすい市政の実現を目指し、予算編成を行っていくことをうたっているところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 予算編成作業を進めるに当たって、どうしても過去の決算の状況等を考えながら予算編成をしていくわけでありま。私も私なりに平成20年度の決算状況の分析もさせていただきました。ただ今後の財政運営上の不安要素といひますか、一番気になるのは公債費であります。平成20年度の決算で冒頭に河原議員からもお話しがあったようでございますけれども、約、公債費が80億3,569万3,000円の決算額で構成比が18.2%になっております。残高が約700億円、こういった状況であるわけでありま。私。財政の指数を分析してみますと、特に要注意といひますか公債費の比率、これが20年度決算で16.8%、公債費の負担比率が26.0%、現債高の率が2.61であります。そういった厳しいいわゆる指標に対する指数でございますけれども、特にこの中でも現債高の倍率、いわゆる将来の公債費負担

を把握する指標であります現債高の倍率が2.613という指数になっております。これは多くの指数の中で、特に要注意の部分ではなからうかなというように私は判断をしておるわけでありまして、部長の見解はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。今日、総務部長の方から若干の将来の財政収支の見通しについてのお話しがございました。22年度の予算を編成するに際しましては当然過去の分析等も十分いたしますけれども、これから先の収支、特に入ってくる部分の見込みが十分見極めができにくいという状況でございます。先ほどの事業仕分けの中にも地方交付税の部分がうたわれております。これはある大臣によっては増やすという話もありますけれども、最終的には政府の方で決着をして予算に計上されると思っておりますけれども、そういった将来見込みというか、見通しが確定できないような状況の中で非常に苦しい予算編成になるかというふうに思っております。そういった中で公債費の部分の指摘もございました。これは特に大きな一因としましては、合併前の事業の償還と申しますか、その部分が大きくのし掛かってきているということになるかと思っております。16年度の実績で投資的経費は150億ほどありますし、現時点では80億、90億程度でありますので、そのような投資的事業にかかる公債費の償還が主な要因になっているらうというふうに、それは一つでありますけれども認識をしているところでございます。そういった状況の中で非常に将来的な見通しは厳しいんでありますけれども、財源の確保をしながら市民目線に立っての予算編成をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 実績は公債費の推移の資料を見れば分かるわけでありまして、今後の地方財政収支の見通し等の参考資料も見させていただきました。公債費が平成23年度から25年度、約3か年の財政収支見通しがあるわけでありまして、その中ではやはり23年度が4.7%の伸び、24年度が4.5%の伸び、25年度が2.7%の伸びというように公債費の額が、伸び率が非常に高いというような状況の財政収支見通しもあるわけでありまして。当然、こういったことで私なりに推計をいたしましたところ、恐らく二十七・八年度ぐらいが最大のこの公債費に対する試練の年ではないかなというふうに思っております。そういったことも状況も十分把握していただくと申しますけれども、やはり何と申しても公債費の増加は将来の市民に負担を強いることとなるわけでありまして、十分な見通しをしていただきたい。さらには行財政改革推進プランの取り組みにより、これまで公債費についても改善されつつありますが、依然として厳しい財政状況には変りはないわけでありまして。やはり将来にわたって市民サービスを維持することができる。そのできる基盤をですね構築するためには、やはり何と申しても今後とも改革推進を実行することで、いわゆる次世代への負の遺産と申しますか、負の遺産を軽減をし、未来への道を切り開いていくことが行政に課せられた責務であろうというように私は考えるものであります。そのためには、職員一人一人が財政状況について理解をし、それぞれの役割を再認識した上で効率的な行財政運営が行われるよう、意識レベルを高める必要があるかと思うわけでありまして。当たり前のことでありますが、予算編成作業においては常に財政状況を見極めながら編成に当たっていただくことを強く訴えて次の質問に入ります。次に、いわゆる歳入の地方交付税についてであります。これまで質問の中にもこの交付税についてお話しもあったようでございますけれども、本市の歳入総額の40

%以上を占める地方交付税は最も重要な歳入財源であります。国においては国税五税から交付税に繰入れる法定率のアップ問題が総務省を中心に議論がなされております。本市としてはどのように情報を把握されておられるのか。また当初予算にどの程度の規模の計上を考えておられるのか。お答えをお願いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは地方交付税についてお答えをいたします。まず、普通交付税につきましては、従来から1月下旬ごろに開催されます大分県主催の会議において、示される資料に基づきまして翌年度の金額を推計をしております。まだ当該資料が提示をされていないことから、現段階では来年度の交付税額について申し上げることはできません。ただ、平成22年度地方交付税の概算要求の概要によりますと、来年度の国レベルの地方交付税総額、これ出口ベースですけれども、これは1兆円以上の増額になるとの情報を把握しております。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 非常に今新聞紙上で交付税の総務省と財務省のやり取りがあつておるわけにありますけれども、ちなみに平成21年度の当初予算を見ますと、普通交付税が161億、特別交付税が12億の予算計上をされております。そこでちょっと確認にもなりますけれども、普通交付税と特別交付税の現在の法定割合は幾らになっておられますか。併せて交付税五税の法定率のいわゆる推移といいますか、移動はございませんか。お願いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず地方交付税といいますのは、それぞれ地域格差を是正するために財政力の弱い自治体に対して国税の一部を配分するという仕組みになっておりますけれども、法定の割合につきましては、所得税が控除所得額の32%、それから酒税も同じく32%、法人税につきましては、平成19年度から34%に変更になっております。それから消費税が平成9年度から29.5%に、たばこ税は25%ということでありまして、交付税総額の94%が普通交付税に、残りの6%が特別交付税にというふうに振り分けられております。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 今、国レベルでですね今の交付税の法定率でいわゆる平成19年度にマイナス1.8%の法人税の引き下げがあつておるわけでありまして、これをまあ一応元に戻すというような方向性でもあるようでございますけれども、最終的な国の予算編成作業が終わって見ないと分からないと。地方財政計画等のもう出て見ないと分からない状況であろうかと思うんですけれども、特にですね平成20年度の決算で見ますとですね、特別交付税、普通交付税は順調に伸びがあるわけでありまして、特別交付税をちょっと比較して見ますとですね、マイナス現象が続いているわけでありまして、平成17年・18年がマイナス8.5%、平成19年がマイナス7.6%、平成20年が0.8%というマイナスの率になっております。この辺のいわゆる何か特殊な理由といいますかが分かれば、今部長の段階で分かれば御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。まず、特交の減額につきましてはですね、合併時に特例措置といいますか、財政の支援措置がございまして、一定の数値に合併後の増加人口、

それに補正計数を掛けたものが支援措置という形で算出されるわけでありましてけれども、この3年間に8億ほどその特交の中に入っております。その部分が20年度からはなくなったということになるとございます。まず、初年度の17年度が約4億円、それから2年目の18年度が2億4,000万、それから19年度が1億6,000万ということで、約8億500万ほどなるんですけども、この部分がなくなってきたということでございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 普通交付税はですね、行政項目にしたがって測定単位補正係数、単位費用等でいわゆる算定調書によって積算をしていくわけでありましてけれども、いわゆる特交といわれる特別交付税、これについては基準財政需要額に補足されなかった特別な財政需要があるという形の補てんの制度であります。そういった意味ではいわゆる臨時的な佐伯市としての臨時的な財政事情あるいは臨時的な需要額、こういったものが単年度単年度でやっぱりそういった経費があるかと思うわけでありまして。やはり特交の算定に当たってはですね、関係各部局に算定期間にですね、そういった臨時的な需要額の調査等もしていただいております。できるだけ需要額、要望額を増やして行って、幸い山本副市長もおられますので、一緒に県の方に行ってですね、佐伯市のそういった財源確保に今後ですね、やっぱり力を入れていただきたい。このことを切望をして交付税の質問を終わります。次に、投資的経費についてお伺いをいたします。国は来年度概算要求で公共事業費を約15%程度削減する方針のようでありましてけれども、そうなりますと当然我々の身近な道路整備費が中心になると思われます。私はこの佐伯市の地域経済における公共事業の占める割合は非常に高いものと思っております。平均的な投資的経費の確保について、地方の実情を国に対して強く訴えていかなければならないと思うわけでありまして、そこで来年度の当初予算では、投資的経費の割合、いわゆる構成比はどの程度見込まれるのか。また、特に重点事業あるいは優先事業等、欠くことのできない代表的な事業があればお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは投資的経費についてお答えをいたします。正に今、来年度の予算編成のヒアリングをやっている最中ございまして、現段階では事務的な部分を中心にやっております。今月末をめどに投資的、まあ政治的な部分を中心に締切りをし、来年度からヒアリングをとすることに予定としてはなっております。そういった状況からしまして、投資的経費につきましては従来から申しておりますとおり、80億円を基本として考えておるところでございます。その構成比等につきましては、現在来年度の予算編成作業中であり、普通建設事業の額及び予算総額については確定をしておりませんので、申し上げることはできません。また、重点事業につきましても、これは特に何点かございましてけれども、予定の事業だけをお知らせをしておきたいと思っております。まず、佐伯市の防災情報システム整備事業、それから市の消防本部・消防署庁舎の建設工事、臼坪女島線道路新設改良事業、それから鶴岡小学校教室棟・特別教室棟改築事業、鶴谷中学校管理教室棟校舎改築事業、佐伯東地域交流センター、佐伯東地区の公民館建設事業、それから歴史資料館建設事業等々を予定しているところであります。以上です。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） これも投資的経費の割合をですね、過去まあ平成、私の手持ちの資料から見てみますと平成18年度で22.5%、19年度で17.1%、20年度で20.3%、21年度はこれはまだ決

算が出ておりませんが、当初予算が骨格予算ということで6月補正後の予算の分析を行ってみますと約19.2%になっておるようでございます。先ほど部長が言いますように、80億程度の投資的経費を投入した場合、これは予算規模にもよりますが、大方19.そこそこかなという気もいたしております。大体平均して過去の決算から今後の財政収支見直しを見てみますと19.2%から18.2%の範囲内で収まっているようでありまして、一概にこれを伸ばしたり下げたりということもなかなか非常に厳しい状況かなというようにも思っております。事業をですね、事業を展開するに当たっては当然のことでありまして、事業を選択されて、さらには財源の裏打ち等を十分精査されて優良財源のある事業の確保を目指してほしいなというように思いますので、できるだけ御努力をお願いをいたしたいと思います。今盛んに実は今日の朝の新聞も県の大体概算要求の報道がされておりますけれども、今市町村にとっては当面の課題は、来年度の予算編成への対応だというように私は思っております。冒頭申し上げましたように、政権交代で国の予算の枠組みが大きく変わるような状況下であります。既存事業が恐らく凍結される可能性もあるかも分かりません。この際、国の事業仕分けにならなすね、市も事業をゼロから見直して優先度を点検するなどしてすね、やっぱり新政権シフトといいますが、そういった転換が必要ではないかと思うものでありますけれども、その辺のところについては部長どうお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。事業仕分けの中で公共事業の削減等もうたわれておりますし、先ほど議員も言われたとおり、今朝の新聞にも県の一般会計の事業の中で公共事業の削減という部分がうたわれております。そういった状況の中で国の予算編成はこれからということで、いろいろ新聞紙上、マスコミ等を通じましても様々な意見がございますので、その辺を十分見極めながら、これから私どもの予算に反映していかなければならないというふうに考えております。したがって、投資的経費につきまして先ほど申し上げましたけれどもマル公の段階で若干抑えられた部分もございますし、500万以下の積み上げがどのような形で上がってくるか分かりませんが、議員の御指摘のようにですね、今後の予算編成については国の動向等を十分注視をしながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 部長の答弁をいただきましたけれども、いずれにいたしましても政権交代による政策の変化や厳しい経済情勢には柔軟に対応していかなければならないのではないかなというように思うわけでありまして。今後、予算編成作業に当たっては国の予算、地方財政計画あるいは地方債計画等を各種資料を吟味して、行政の究極の目標である住民福祉の向上により一層の努力を要望して予算関係の質問を終わります。

それでは引き続いて、一般国道388号の整備促進についてお伺いをいたします。佐伯市を起点として宮崎県延岡市に通じる国道388号は大分県と宮崎県を海岸沿いに結ぶ唯一の幹線道路であります。これまで関係者の御尽力により国道388号の道路整備が着々と進んでおりますことに対し深く感謝を申し上げます。本路線の未改良区間は大部分が蒲江地域であります。東九州高速道の建設推進と相まって蒲江浦以南はアクセス道としての整備が急ピッチで進められております。しかしながら、蒲江浦以北、いわゆる入津地区においてはこれまで全体整備の中で入津バイパスとして整備が進められてきておりますが、進ちよくの度合いが遅く沿線

住民は不安にかられているところであります。そこでこの入津バイパスの整備計画について、全体計画、これまでの進捗率等事業内容をお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 渡邊議員さんの国道388号入津バイパスの整備に対する御質問にお答えをいたします。まず、畑野浦・楠本・竹野浦河内間の全体計画についてでございますが、延長約5キロメートルを平成5年度に事業の着手をいたしてありまして2車線道路として整備中でございます。進捗率ですが、平成19年度までに畑野浦地区の延長2.2キロメートルの全線を完成をさせまして既に供用しておるのはもう御承知のとおりです。竹野浦河内地区におきましては終点側から整備を進めてありまして、平成19年度までに約1キロメートルを供用しております。平成20年度からは引き続き竹野浦河内側の用地買収を進め、事業の進捗を図っているところです。今後の予定でございますが、県によりまして引き続き竹野浦河内側の事業を進めていきますが、楠本湾に計画されている楠本大橋、橋長が約550メートルなんです、これについては建設費が約80億円と多大であり、さらに前後に100メートル前後のトンネルも必要になります。建設事業予算が削減される傾向にある中、事業着手については正に不透明であるということでございます。市といたしましても地域の意見を十分お聞きしながら、より現実的とも考えられる楠本湾沿岸の現道の改良、こういったものも含め地域の方々の意見を集約いたしまして県に対する早期の事業化、あるいは早期の事業進捗に向けて要望を強めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） これ部長も当然御存じのことと思っておりますけれどもですね、この入津地域は行政区が約21行政区あるわけであります。当然人口は約4,150人、世帯数が1,680世帯の住民がこの路線を生活路線として使っておるわけであります。ちなみに、いわゆる未改良部分というのを私も車で距離を測ってみたんですけれどもですね、今のいわゆる木立側から行きますと畑野浦の改良済みを過ぎましてですね、宅配便の事務所がございます。宅配便の事務所からいわゆる楠本浦の入口、大向が約1.7キロですね、大向から楠本の集落内を通りまして外れになります小金地区というのがあるんですが、大分バスの小金の停留所、そこまでが約1.9キロですね。それから、その停留所から今部長がおっしゃられます今年度のいわゆる竹野浦河内の灘地区、この灘のバス停までが約1.6キロあります。総計約5.2キロ程度の路線であります。この路線について平成5年度から着工されてですね、もう既に15年以上たっておるわけでありましてけれども、なかなか思うように事業が進んでいないというのが地域住民の声であります。先ほど楠本大橋の話もありましたけれどもですね、この畑野浦・楠本・竹野浦間の道路改良がまあ、道路はもう御存じのように幅員も狭くてですねSの字カーブが何箇所もあって非常に危険性の高い道路になっておるわけでありまして。それから橋についてもですね、私はこれは私の個人的な考えなんですけれども、昨今の国の公共事業等の見直し等もありません、私はこの計画については現状のまま経済情勢等をかながみればですね、非常に実現は厳しいんじゃないかなというように私自身判断をしております。しかしそう言いながらもですね、やはりこれまでのプロセスといいますか、国による計画でありますんでですね、慎重に検討していかなければいけないのかなというように思っておりますんでですね、是非地元自治会や関係機関と相談をしていただいでですね、何とか住民の要望に沿うように努力をしていただきたい。そして今の何度も言いますけれども、現実路線の実態を十分把握

していただいて早いうちに改良・改善のですね策を講じていただくようにですね、地域住民の積年の苦しみを解消していただくように切望いたしますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。この入津バイパスの事業の進ちょくはなかなか進まないというお話しでございますが、議員も御承知のとおり、今東九州自動車道の建設が今真っ最中ございまして、大分県におきましてはこの東九州自動車道、さらに蒲江インターに通ずる蒲江森崎浦バイパス、あるいは県道西野浦河内線、それから古江丸市尾線等々、蒲江地域におきましてね非常に大きな事業を行っております。入津バイパスにおきましても事業は決して中断しているわけじゃございませんで、先ほど申しましたように、今年度からもその事業は進めていくと。ただ、先ほど申しました竹野浦河内地区の未改良区間がですね約460メートルあります。平成24年度の完成を目指して約5億7,000万円ぐらいの予算規模を確保しながら随時事業を進めていくという計画はもう県の方で持っております。ただ、大橋につきましては、この平成24年度の竹野浦河内地区の完成を前に、先ほど申しましたように、楠本地区の方々あるいは前後する畑野浦、あるいはこちらの蒲江浦の方々、ひいては佐伯市としてですね、この楠本大橋という巨額の費用が掛かるこの橋をあくまでもそれを求めていくのか。そうじゃあなくてももう少し現実的に現道の改良をするのかというのは地域の方々をよく相談させていただいたうえで最終的には市の方針といたしますか、市の考え方を取りまとめて県にきっちりしたとした形で要望し、その方向に沿って県に強く事業化を進めていただくという要望をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 先だって市長と語る会がございまして、蒲江地域の区長さん方が集まってこの問題も出されたわけでありまして。その中で特に、要望書がその席で出まして、議員の皆さん方も出席しとったわけでありましてけれども、その要望の中に、市長御存じですけれども、まず一番初めにこの畑野浦、楠本、竹野浦河内間の改良事業ということで、市長に強く各区長さんから要望がなされました。そこで市長にこの点について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先般蒲江の自治委員会の皆さんと蒲江の出身、また蒲江在住の議員さんがみえられまして市長と語る会がございました。この畑野浦・竹野浦河内の間というのは県との事業があるということで、その後、私の方も副市長にですね一応県との対応をちょっと協議させておりますので、副市長の方で答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 先般のですね、蒲江、旧蒲江の自治委員会と市長との語る会でですね、楠本架橋の話が出まして、旧蒲江町、蒲江自治会の総意としてですね現実的な路線の考え方を示してもらいたいと、井上代表区長よりですね発言がございまして、酒井部長共々ですね藤並県の土木事務所長にお会いしまして、その旨伝えましてですね、今後どうしてやっていかと、急激なですね、入津バイパスにその路線が、橋の路線がそのものがのっておりますので、どういうふうに協議していくか、どういうふうにしたらいいかというのをですね、指示を仰ぎながらですね又地区に相談しながら、また地区への指導っていいですか相談させていただきながらですね現実路線をあるいていく、地区の要望をですね実現していきたいと思

ます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） もう最後にですね、地元で我々の大先輩であります地域の高齢者の方々、いわゆるふるさとを言われる人たちにお話を聞いてみますとですね、もう昔からこの路線は何ら姿、形も変っていないんだと。それで地域住民の声としては地域にとって道路といえはこの路線1本しかない、住民は住民生活に欠くことのできない路線であると。さらには医療機関もいわゆるスーパーもない。年を取って病院に行くのもこの道を通っていかなきゃならんのだという切実な声があります。その中で、ある御年配の方からですね、我々の毎日の生活道路であり、我々の命の道だというような言われ方をされました。正に私はそのとおりであろうかと思うわけであり、執行部にこの命の道の言葉の重さを真しに受け止めていただいて、そして今後は地元自治会や県や関係機関と十分協議をしていただいて、一日も早い整備促進の取り組みをお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時21分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 1 2 月 1 0 日

第 8 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 3 号)

平成21年12月10日 (木曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	市 副 市長	長 西 嶋 泰 義	情 報 推 進 課	長 松 岡 伸 一 郎
市 副 市長	市 副 市長	長 山 本 清 一 郎	財 政 課	長 東 塩 月 正 博
市 副 市長	市 副 市長	長 塩 分 藤 高 嗣	工 事 検 査 課	長 塩 飛 高 彌 一 郎
市 副 市長	市 副 市長	長 川 原 弘 嗣	企 画 振 興 課	長 飛 飛 高 勝 則 二
市 副 市長	市 副 市長	長 三 原 信 行	生 活 環 境 課	長 田 山 崎 眞 浩
市 副 市長	市 副 市長	長 魚 住 慎 治	子 育 て 支 援 課	長 山 崎 橋 弥 重 郎
市 副 市長	市 副 市長	長 白 田 茂 達	健 康 増 進 課	長 高 狩 生 早 己
市 副 市長	市 副 市長	長 戸 坂 富 士 男	建 設 総 務 課	長 柴 永 田 勝 龜 男
市 副 市長	市 副 市長	長 酒 井 実 義 弥 一	建 設 課	長 永 岡 田 卓 司
市 副 市長	市 副 市長	長 甲 斐 満 弥 幸 一	都 市 計 画 課	長 岡 田 田 中 家
市 副 市長	市 副 市長	長 高 橋 藤 東 宇 三 実 勇	耕 地 業 課	長 山 竹 清
市 副 市長	市 副 市長	長 江 伊 井 上	林 業 課	長 山 竹 清
市 副 市長	市 副 市長	長 伊 井 上	文 化 振 興 課	長 山 竹 清
市 副 市長	市 副 市長	長 伊 井 上	体 育 保 健 課	長 山 竹 清

議事日程第3号

平成21年12月10日（木曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第8日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、浅利美知子さん、2番、三浦渉君、3番、高司政文君、4番、清家好文君、5番、
上田徹君、6番、矢野精幸君、以上の順序で順次質問を許します。

19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 皆さんおはようございます。19番議員の浅利美知子でございます。今回私
は大きく2点について御質問をさせていただきます。本日のトップバッターとなりましたが、
最後まで元気一杯やってまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。
まず初めに、子育て支援について大きく3点お伺いいたします。まず、病児・病後児保育事
業についてお伺いをいたします。病児保育とは、一般的には母親が就労のため保育所に通っ
ている子どもが病気をした時に、親の就労の継続性を確保するために一時的に病児の世話を
する保育のことです。また、病後児保育とは、保育所に通っている病気の回復期にある子ど
もが保育所における集団生活にはまだ適さない場合に支援をする育児と就労の両立支援を
目的としたものです。共働き世帯、一人世帯にとって一番困ることが、子どもが病気にかかっ
たときです。大半の方は仕事を休むか、または親族に預けるなどしているようですが、必ず
しもそれが可能ではない場合があります。今、病児・病後児保育のニーズは非常に高くなっ
ております。佐伯市総合計画では、平成24年に目標値が1か所となっております。以前にも
この質問をしておりますが、この事業の進行状況、また問題点は何なのか、また今後どのよ
うに対応していこうとしているのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） おはようございます。病児・病後児保育についてお答えいたしま
す。病児・病後児保育につきましては、共働き家庭の子育て支援として重要な施策であると
考えております。佐伯市総合計画にも平成24年度までの目標値として1か所を掲げていると
ころでございます。この事業で最も重要となるのが医療機関との連携です。病児・病後児保
育は当面の症状の急変が認められない場合に限り児童を預かりますが、預かっている間に急

変・悪化した場合にすぐ対応できる体制づくりや複数の児童を預かる場合、他の児童への感染防止策などが必要となります。また、専用の保育室に加え、児童の静養・隔離のための安静室が必要であり、看護師及び保育士を配置しなければなりません。事業の実施場所は病院や診療所、保育所等に付設された専用スペースか、この事業のための専用施設となっております。共働き家庭のニーズは非常に高いと考えておりますので、今後も医療機関や保育所と連携をしながら実施に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今部長の答弁では実施に向けてやっていきたいという御答弁でありましたが、私はこの質問ですね、今回が4回目になります。一番最初がですね、平成16年の12月に質問させていただきました。その時の答弁では、合併後、まだ合併前でしたので、合併後早期に、早い時期にですね実施したいという答弁でした。平成17年6月、市内の小児科医と事業の実施に向けて協議し、現在一つの医療機関に前向きに検討していただいております。そして平成18年4月開始実施に向けて取り組んでいきたいと答えられております。そして前回、平成20年3月、これまで小児科医院等が実施に向けて取り組みを進めてきた経緯があるが実施には至っていない。病児保育事業の実施については医療機関や保育所等で対応することになるので、それぞれの機関と協議を進めて実施に向けて取り組んでいきたい。このように毎回ですね、この重要性というのは執行部の皆様、十分に分かってくださっておりますので、幾らか前向きな御答弁をですね毎回いただいていると思っております。そして今回、先ほど言いましたように、総合計画の中でも平成24年度ですね1か所設置していきたいというふうに掲げておられますが、今、私がこの進行状況、問題点、対応をどのようにしていくのかというふうに質問させていただきましたが、一番の問題点というのは何なんでしょうか。もう1回伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。これまでもですね、医療機関等に相談しながらですね、この事業については検討してきましたけれどもですね、なかなか施設整備の補助金とかですね、運営費等もなかなか低いというようなところもありましてですね、そういった点とか、実際やるとしたらですね、感染症とかの場合ですね、なかなか部屋がですね幾つもあるというかですね、一人に一部屋とかそういった部屋も必要になりますし、そういった場合、看護師さんとかスタッフもですねそれなりに一人に一人とか、そういったこともありまして、なかなか多く受け入れることができないんじゃないか。そういったいろんな問題点もありましてですね、なかなか取り組んでいただけるといところまではですね、至っていないような状況でございまして、実際医療機関等に相談してきましたけどですね、現在取り組みが進められてきていないと。そういった状況でございまして。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 現在ではその医療機関とのまだ協議っていうかですね、調整がうまくできていないようではありますが、じゃあ平成24年度に1か所というふうにあります。あと3年ほどありますが、これまで、その期間ですね、もうすぐ3年というの過ぎてしまうと思うんですが、その間にどのようにしてですね、この事業を進めていきたいと思われているのかを聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。引き続きですね医療機関等にも相談していきたいと思っておりますし、また、このあと出てきますファミリーサポートセンターも取り組むように準備してるんですけども、その中でもですね、病児・病後児保育もできるような事業になっておりますので、そういった点もまた考えていきたいと思っておりますし、また保育所ですね、保育所の中でまた建替えを予定している保育所がございまして、その時に併せてですね保育所型の病後児保育もできないかということも検討しておりますので、そういった中でですね実施に向けてですね、取り組んでいこうと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 先ほども言いましたが、この事業のですね重要性は本当に良く分かってくださっておると思っておりますので、今ですね、今度政権代わりまして民主党が子ども手当ですね支給されるっていうふうになっておりますが、実際子育て中のお母様方にとりましては、子ども手当非常に大変大きい金額ですので、皆さん喜ばれておりますけれども、特に都会の方ではですね待機児童が非常に多いということで、保育所の施設整備、そういう体制をですねしていただきたいという声が非常に多いようであります。そしてまた、これだけ共働きの方が多くなりますと、やはり先ほども言いましたが、病気の時、本当に非常に困るという声がたくさんあります。もちろん佐伯市もですね子育て中のお母様方でもそういう声が非常にあります。そういう時にこのような病児・病後児保育がありますと非常に助かるわけです。また、なかなか仕事をしていると子どもがいるっていうことで思うように休めない。そういう場合もあります。やはり職場に気を使いながら、そしてまた、思うように職場の方もいい顔はしてくれないっていうかですね、どうしても小さい子どもがいると採用に至らない。そういうケースもあるようですので、是非ともですねこういう体制を本当にできるだけ早くですね、実施に向けてですね取り組んでいただきたいと思っております。これは非常に期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。じゃあそれではこの点については終わります。それでは2点目についてお伺いをいたします。ファミリーサポート事業についてお伺いをいたします。ファミリーサポートとは、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を会員組織化して援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりと、児童福祉の向上を目的としております。急な用事や仕事などでちょっと子どもを預かってほしいと思っていたときに、子育ての援助をしてほしい方が、子育てを援助してくれる方に報酬を支払い、子どもを預ける援助活動です。先日子育て中のお母様方と懇談する機会がありました。その中で、自分の体調が悪いとき、ゆっくりと寝たいけれどもそういうことができない。また、学校行事などに参加したいとき。例えば、歯医者などに行くとき面倒を見てくれる人がいない。たまには気分転換をしたい。そういう声が上がってまいりました。私は2年前になりますが、愛媛県の今治市が行っているファミリーサポート事業を視察研修してきました。今治市では平成14年度からこのファミリーサポート事業を始め、年々利用回数が増え、順調に事業が進んでおります。子育て支援の一環として佐伯市ではこのファミリーサポート事業に取り組む計画はないのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。このファミリーサポート事業につきましては、平成22年度、来年度ですね大分県の安心子ども基金「地域子育て創生事業」といたしまして、ファミリーサポートセンターの立ち上げのための費用を今要望しているところでございます。

これを足掛かりといたしまして、佐伯市でもファミリーサポート事業をですね、今後行っていきたくて考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今部長の方から、平成22年度ですかね、そういうあれがありますが、これはちょっと私が早とちりしているのかもしれませんが、来年度からこういう事業を始めたってことでよろしいのでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 実際の事業はまだ先になるんですけども、取りあえずは事業に必要なですね備品の購入とかですね、ベッドとかですねそういったものを安心子ども基金、そういったものの中から購入して、それは事前準備ですから来年度はですね。そういった、その後にはですねまた事業していただく方の募集とかですね応募していきたいと。実際に23年度ぐらいになるかと思うんですけども、来年度取りあえずですねそういった前準備ですか、をやっていきたいと思って今、県の方に要望してるところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 平成23年度から行いたいというふうにですね今御答弁いただいたように思いますが、この事業もですね、先ほどの病児・病後児保育と同じような事業ができるんじゃないかと思っております。これも非常に期待をしておりますので、特にですね若い子育て中の方々、非常に助かる部分だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。今治市に行ってみいましたので、その状況をですねちょっとお知らせをしたいと思っております。今治市は平成14年度からこの事業を始めたわけですが、最初の初年度はですね、あまり利用がなかったということです。あまり周知ができていなかった状況でした。そして平成18年度にはですね、かなりの人数の方がこれを利用するようになりまして、平成14年度、253人に対してですね、平成18年度では2,324人の方がですね利用されてるということです。これだけ必要性がですねいかにあるかっていうのをですね皆さんも分かってくださるんじゃないかと思っております。なぜこれだけですね子育てに手を掛けなければならないのかですね、しなければならないかと。そういう声もあるようです。行政が何でここまでかかわらなきゃならないのか。そういう声もあるようですが、やはりこの少子化の時代にありまして、どれだけ子育て支援ですねしていくかというのが非常に大事なことだと思っております。私たちが子どもを育てる時代っていうのは、この子育て支援という言葉はありませんでしたが、今のお母様方は本当に非常に恵まれた環境で子育てができる状態なんです、少しでもですね子育て、そして健やかな子どもが育つような環境づくりをですね、佐伯市としてもですねこれからやっていただきたいと思っておりますので、このファミリーサポート事業、大変期待しておりますので、この点もどうぞよろしく願いをいたします。じゃあこの点は以上で終わります。次に3点目にまいります。ひとり親世帯への支援について、父親が扶養していない子どもを養育する家庭、いわゆる母子家庭には児童扶養手当が支給されておりますが、父子世帯への手当はありません。そこで今日は父子世帯への支援の充実が必要という観点から2点お伺いをいたします。まず1点目、全国で父子家庭の独自手当を導入しているのは今年1月現在で202市町村となっております。佐伯市でも市独自の事業として父子手当と母子手当が支給をされております。しかし、この父子手当・母子手当は合併して5年目を迎える現在、まだ未調整のままとなっております。早急に調整する必要があるかと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員御指摘のとおり、父子手当・母子手当につきましては未調整事項でございます。現在県内の他市の状況を調べるなどですね、調整の準備をしているところでございまして、政権交代によりまして子ども手当の支給や児童扶養手当を父子世帯にも支給することなどがですね予定されておりました、今後の子育て支援策につきまして大きな変更があると予想されております。それに伴う地方負担額も現在不明の状況であるため、父子手当・母子手当の調整についてはですね、国の動きを見定めたとに行いたいと考えております。また、父子手当につきましては来年度予算の概算要求において厚労省が児童扶養手当の父子家庭への拡大分を事項要求していると聞いております。現在、医療費についてはですね母子家庭も父子家庭も同様に助成をしておりました、児童扶養手当が父子家庭まで拡大されれば、母子家庭と父子家庭への支援の差はほとんどなくなると考えております。ですから、これらの状況を参考にしながらですね、父子手当の見直しもですね図ってまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今部長の答弁では、国の方が父子手当に対してもですね、児童扶養手当の支給をされるようなふうになっているような状況だと言われておりますが、佐伯市ですね、現在独自でされておりますこの父子手当、そして母子手当ですね、これが先ほど私が言いましたように、まだ未調整ですよ。旧佐伯市では父子手当がありますね、年間3万6,000円、そして旧上浦町、母子手当と父子手当があります。弥生町、母子手当だけです。本匠村、母子手当・父子手当。そして宇目町、母子手当・父子手当。直川村、母子手当・父子手当。鶴見町、母子手当だけ。米水津村、母子手当。そして蒲江町、母子手当だけですよ。このように全く統一されてない。母子手当だけがある所、そしてまた、母子手当・父子手当がある所、全く調整されてない状況で、また金額も調整されていない状態ですが、これで国の動向を見てと今言われましたけれども、もう5年目を迎えております。これは本当に早急にですね調整する必要があると思います。これを金額に換算した場合ですね、大変な金額になります。このように母子世帯、まして父子世帯の方にとりましては本当に経済的に大変苦しい状況だと思います。1,000円、2,000円が、毎月の1,000円、2,000円っていうのが非常に大きな割合を占めていると思うんですが、これは調整するべきだと思いますが、できないんでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。未調整事項を早期にですねやっぱり調整する必要があるとは思っておりますけれども、今、母子・父子に対する国の動向ですかね、先ほど言いましたように、子ども手当とかですね。それから母子につきましては生保の母子加算ですかね復活とか、そういったこともありますし、また父子手当については先ほど言いましたように児童扶養手当支給ということも言われておりますんでですね、そういった動きをですね総合的に見ながらですね、この調整も図っていきたいと考えているところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 国の動向を見てと言われておりますが、それではじゃあ、この児童扶養手当、母子世帯・父子世帯への対応というのは来年の4月からなされるっていうふうになっているんでしょうか。そこのところ私、国の動向がよく分かりませんが、何かそういう動きが

あればもし部長の方で分かれば教えていただきたいなあと思いますが。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） まだそこらの国の動きはですね、はっきりしたものは伺っておりません。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） まだ分からないのであれば、この佐伯市の独自の事業、未調整これは早急にしなければならぬ。そう思っております。部長としてはいつごろといいますか、もう本来に来年度からでもしなければならぬことだと思っておりますが、どうでしょうかその点は。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） あくまでも国の動向がですね定まらないと市の負担額ですかね、そういったことも見えてきませんのでですね、そういったことを待ってですね、この調整を進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 先ほどから言ってますが国の動向よく分かるんですが、これは今、私が言いました母子手当・父子手当は佐伯市独自の事業ですよね。これは調整はできないものなんでしょうか。国の動向を見なければできないんでしょうか。やはり不公平感というのがものすごくあると思うんですが、その点は独自の事業ですので、できるのではないかなあと思っておりますが、どうなんでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。これ市の単独の事業でございますけれども、他市の状況をですね、現在行っているところは臼杵市と国東市ですかね、そういったところもありますし、そういったところを見ながら調整をしていく予定でございましたけれども、先程から申しておりますように、単独ではありますけれども、国の動向によつての影響もございますのでですね、そういったことも含めて早急に行いたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ちょっとまだ納得がいかないんですが、国の状況、何かこうじっくりですね私の中ではいかないんですが、やはり不公平感をなくすべきだと思います。もうこれは早急にですね、もう来年度からでもこれは調整を是非ですねお願いしたいと思います。市長にですね、まだこの未調整の今この状況です。ほかにもまだ未調整の部分があるのではないかと思っておりますが、この件について市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。浅利議員より合併時の未調整部分ということです。今年になって未調整の一部が敬老会の補助金等がやっとできたということで、増えるところはいいんですけど、減るところの調整が厳しいと。そうした部分で特にこの福祉に対しては各地域がそれぞれの立場でやられとったもんですから、こうした調整には一同戸惑っていると。また市といたしましても児童については今回は医療の方でそうしたカバーをしていくということでやっております。これについては、先ほど部長が言いましたように、国等もそうした中で施策をしたときに、佐伯市がどの程度に落ち着くかということもありますし、これについての調整も早急に図っていかねばならないと思っております。まだまだ市内において未調

整部分というのは合併時に非常に難しかったということがあって、これができなかったと思っております。これについては、先ほど部長が申しあげましたように、これについては早急に私の方も指示をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） じゃあこの点につきましては、市内に住むですね皆さん、市民の皆様がですね本当に平等になるよというかですね、不公平感のないような対応をですね是非とも早急をお願いをしたいと思います。次にですね入りたいと思いますが、この点は私が質問しておりますのは、父子手当の件で佐伯市独自の父子手当を幾らか見直すことができないかという質問でありましたけれども、この点は今の質問とですね、ちょっとダブル面がありまして、国の動向を見てっていう先ほど部長の答弁がありましたので、この件はですね割愛をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは大きな2点目について、御質問させていただきます。芝生化の推進について、今学校の芝生化が全国で注目をされております。その普及拡大の一役を担っているのが鳥取方式と呼ばれている芝生化です。日本で芝生というとききれいな庭園や競技場を想像いたしますが、芝生が傷むからという理由から立ち入り禁止となっていたり、利用制限があったりしているのが常です。鳥取市在住のニュージーランド人のニール・スミスさんの情熱で、安値で手間やコストが掛からない鳥取方式と呼ばれる手法を開発し、多くの自治体や団体が視察に訪れているそうです。これまでに33都道府県で606か所が緑のじゅうたんに変わっております。保育所や学校の庭を芝生化にすることによって外で遊ぶ子どもが増えたり、またけがが少なくなっているようです。佐伯市においても長島町のちどり児童公園が鳥取方式で芝生化をされております。今後、公園の芝生化の計画はあるのでしょうか。また、保育所や学校での芝生化はできないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） この質問はですね、公園・学校・保育園と、各課に質問がまたがっておりますので、私の方から御答弁させていただきます。また新政権が誕生しましてですね、事業仕分けの中に、私もう前から思っていることがありました。もういろんないいことをやってくれてるし、いいことも言ってくれてるなというふうな中ですね、文部科学省のですね義務教育だったですかね、研究費の削減ですか、先生たちもっと子どもさんたちとですね自由に向き合う時間をもったらということだったと思います。私もう前々からですね、先生たちに子どもと向き合ってほしいなという思いをしてる者の1人であります。本当に委員会とか会合に先生たちが出席して勉強しなければいけない。パソコンに向かう時間が長くなると。詳細なカリキュラムの中にですね、先生も大変だと思いますし、それとまたそれに合わせて子どもたちも大変かなという思いがあります。私は子どもの時にですね、先生たちと本当によく遊びですね、よくしかられたりしました。勉強をした記憶はないんですけども、本当にそんな中、協調性の必要性、そしてまた一方ではですね競争の重要さというのも教わったかなと思っております。本当に先生たちがですね、自由に子どもたちと向き合う時間があればですね、こういう要望が私は上がってきたと思います。公園の芝生化とかですね、その中の私は一つだと思っております。そういう思いでですね、御答弁させていただきます。本当、御質問の中にありましたように、長島町にですねこの実験をボランティアの皆さんがやってくれました。ちどり公園におきましておおむね6月から佐伯市のラグビーフットボール協会、うちの

職員が会長であります。中心となり地区の方々と一緒に総勢70人が約2時間掛けて植栽をしていただきました。費用は7万円掛かっております。また、10月には冬芝をまき、これには5万円掛かったそうです。肥料は最初2か月間は2週間に一度、その後は月に一度ぐらいでいいと聞いております。移植後3か月は激しい運動はよくないってされております。芝生化は御指摘のように子どもたちが転んでもケガをしにくい。また、進んで外で遊ぶようになる。また、子どもたちがですね雨が降ってないのに、何で濡れているかなという考え方もしたりですね、本当にメリットが多いんじゃないかと思っております。一方ではですね、初期投資や維持費等のコスト面では作業に従事する人の問題等課題がございます。今回、ちどり児童公園での鳥取方式による芝生化を実施してまだ6か月しかたっておりません。周年を通しての管理経費、そしてまた、経過観察を見させていただきまして、佐伯市の施設での導入について検討してみたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この芝生化についてはですね、もう皆さんも鳥取方式は御存じじゃないかと思っておりますが、先ほど言いました非常にコストも安くついて、管理もですね非常に簡単であるということが言われておりまして、全国でもこの鳥取方式による芝生化がですね、今進んでいる状況なんです。先ほど塩月副市長が答えてくださいましたように、本当に子どもたちが外で元気に遊ぶ姿っていうのは、私たち大人にとっても非常にうれしいもので、今非常に子どもの体力の低下っていうのがですね問題になっているようです。先日テレビでニュースを見ておりましたら、ちょうど大分県の体力の調査の状況をですね言っておりました。はっきりした数字は正直覚えておりませんが、全国で30何番だったんじゃないかなあと思っております。そういう意味からもこの芝生化にすることによって、外で子どもたちが走り回ったりとか、またはだして遊ぶようなこともですね、今の子どもたちにはないのではないかと思います。ある小学校では、芝生化したことによって子どもたちが歓声を上げて庭を走り回り、またはだして遊んでいる。そしてまた転んでもケガをしないということで、非常にですね伸び伸びと遊んでいる様子がですねうかがえるそうです。そういう中で今佐伯市は公園だけをですね実験中というんですかね、そういう形で今されているようですが、この結果が良ければ先ほど副市長の答弁がありましたように、そういう公共の施設にも広げたいという御答弁だったと思っておりますが、実際ですね、この小学校とか保育所でされている所があるわけですが、分藤教育長、子どもたちの現場で今教育をされておられて、子どもたちの様子というか、そういう今校庭で遊ぶ子どもたちっていうんですかね、その様子とかですね、そしてまた芝生化にすることによって、子どもたちが本当に伸び伸びとけがもなく、そういう駆け回っている姿がうかがえると思うんですが、教育長としては、この芝生化についてはどのようにお考えなのかをですね、お聞かせを願いたいと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 浅利議員の芝生化の問題につきまして、学校側の問題としてとらえて、どういうふうに解釈していいかという御質問だったというふうに思うんですが、子どもたちが今外で遊ばない子どもが増えているという。これ全国的な傾向でございますが、佐伯市において私が感じる所では学校ではやはり子どもたちは休み時間は外に出て遊んでいるという実態はございます。家に帰ればゲーム等して遊んだりとか、そういう関係で外遊びをしなくなるという傾向があるかと思うんですが、まず子どもたちの息抜きの時間でございますか

ら、外遊びも結構しているという実態はございます。芝生が学校の運動場にあるということイメージしてみますとですね、非常に美しく、目に優しい。そして子どもたちが寝転がって遊ぶこともできる。で、また浅利議員先ほどおっしゃっていましたが、けがが少なくなるというようなこと等、また地球温暖化に対応した非常に良い施策ではないかなというふうには基本的にはとらえております。ただ、今副市長からも答弁がありましたけども、この実施に当たってはですね、経費も結構掛かると。それからあとの管理ですね、維持管理について経費等掛かるし、芝生を植えれば当然芝生刈機が必要になってきます。それから芝生の管理をしていく芝生刈をする手間であるとか。あるいは肥料をまいたりとか、雑草を抜いたりとか、非常にまた、それに派生した問題等も出てまいります。ですから、そのような部分をクリアしながらですね、いかなければいけないということで、検討の余地があるかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今教育長の方からお答えしていただきましたが、学校では子どもたちは外で遊んでいると。そういう状況が伺いできました。それでこの芝生化についてはですね、教育長も御理解していただけてると思います。それでこのメリットがですね、先ほどから言っておりますが、転んでもけがをしにくいとかですね、冬も適度な温度が保たれるとか、風邪をひきにくくなる。そして、夏の猛暑ではヒートアイランド現象を緩和することができる。また土ぼこりがたたなくなる。そしてまた水たまりができなくなるというメリットもあるようです。そしてまた、管理が大変だという部分もありますが、これを実施されているところではですね、実際に地域の方々とか、PTAの方たちが協力しあってこの管理をですねされているそうです。その中で人とのつながりができてですね、いい関係が保たれているとそういう状況もあるようですので、是非これがそういう意味からもまた進めてみたらいいんじゃないかなあとと思います。そしてまたですね、ちょっと調べておりましたら、東京都内ではですね、初めて芝生化にした杉並区の小学校ではですね、歩行器を使ってしか歩けなかった児童が、校庭が芝生になった途端にですねクラスメイトの力を借りながら、もう自分の足で歩いたという。このような感動的なですね出来事もあったという事例があるそうです。このことから考えてもやはり芝生化することによっていろんな子どもたちとのまたつながりっていうかですね、遊ぶ事への楽しさっていうか、外で遊ぶ事、そういうことがですねまた芝生化することによってまた違ってくるんじゃないかなあっていう、そういう利点もすごくあるんじゃないかと思っておりますので、今、実証検証中ということでありまして、是非この事業をですね、佐伯市でも進めていっていただきたいし、鳥取市ではですね、48か所でしたかね、45か所の保育園をですね全部を芝生化を目指していきたいというふうに言われております。保育所にとっても同じですよ。幼稚園は学校の敷地内にありますのでね。そういう意味では幼稚園、学校になるんですが、保育所もですね、そういう形で芝生化していくことによって、子どもたちが伸び伸びと遊ぶ状況ができれば、本当に理想的なそういう施設になるんじゃないかなと思っておりますので、是非この事業をですね、佐伯市としても積極的に進めていってほしいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） おはようございます。16番、政友会、三浦渉でございます。まずは、師走の足音が聞こえる12月定例会、小野議長の許しをいただき、通告に基づき一般質問に入ります。まず、直川ダムについて、通常、赤木ダムと申しますが、調査をしてみると、昭和44年に工事着手となっているが、完成後のダム管理についてどのようになっているか。本当の管理者はどこなのか。大分県なのか佐伯市なのか。どこまで委託をされているのか。またこの赤木ダムはどういったダムなのか。利水ダム、治水ダム、砂防ダムといろいろあるが、この部分について、どのダムにあたるのか。管理者はだれなのか。調査はどのような調査をしているか。ダムは何のためのダムで造られたのか。以上お尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） おはようございます。三浦議員の直川のダムについてお答えをいたします。直川の防災ダムは、堤体の高さが約25メートル、長さが80メートルでございます。貯水量につきましては74万立方メートルでございます。の重力式のコンクリートダムで完成しております。大分県が昭和、先ほど言われましたが、着手につきましては昭和41年から着手をいたしまして、3億8,000万円を投じまして昭和45年に完成をしたダムでございます。昭和46年に大分県と直川土地改良区が維持管理の協定を結びまして管理を行ってまいりました。その後、昭和51年に直川土地改良区に代わりまして、旧直川村が委託管理の協定を締結いたしまして、平成17年の合併によりまして新佐伯市がその委託契約を引き継いでいるという状況でございます。その管理におきましては、日常及び非常時ともにですね大分県の土地改良事業団体連合会に今現在、市としては維持管理の委託業務をしております。日常の管理については、毎月の水位、また雨量のデータ、また各器具の点検等毎月点検報告を受けております。また、非常時におきましては、管理状況は直川のダム管理操作規程に基づきまして洪水調節を行っておるということでございます。土地改良団体連合会と、市職員の待機も併せて行っているということでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長ね、通常のダムの管理は佐伯市が委託されておる。佐伯市がまた孫請けにどっか出しておるということですが、管理状況は大体分かった。水質の管理はやっておるか分からないか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） このダム自体につきましては大分県という形になりますので、市が管理をしていると、地域の中で管理をしているということでございますので、そういったダムにたまるですね水質調査等を含めましてですね、そういうことにつきましては、県の方には強く要望していきたいというふうに考えております。調査につきましては、市については行っておりませんが、県においては近く今年度に水質の調査を行うというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長、このダムからですね、ヘドロ、汚泥、有毒等も流れ出てるんじゃないかなあという予想がされる。というのが、番匠川の主流、久留須川アユがうるかが全く食べられないという状況が、水にちょっと香りが出てきたということでございまして、6メートルから10メートル水たまりがずっとあります。そういった中で、早急にこのダムの水質、ダム湖の中の汚泥等を取っていただくように県に強く要望して、委託されておる市の方も責任

があるのではないかなと、このように思っておりますが。先ほど部長の答弁では水質検査等を早急に行うということであるんですが、市長の見解をちょっと聞いて、この分は終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんよりのダムの関係ですが、私もあまりダムについて詳しくないんですが、こうした水質の恐れがあるということで、今年県の水質調査、そうした中での調査を今年やるということをして聞いておるといことですので、これに対して異常、その他見つかればヘドロ調査とかですね、いろんな突っ込んだ調査はやっていかなければならないと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長ね、このダムの底に泥栓抜きというのがある。この栓を全く抜いてないものすごいヘドロが中にたまってある。これを十分調査の時に県の方に強く要望をしていただきたいと思います。その時には、地区と漁協関係者と立ち会うようにひとつお願いしたいんですが、その辺の確認はできますか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 仮に水を抜くようなことになりましたら、その土連というところにつきましての最終的な放水をするようになればですね、もちろん漁協及び地区と併せまして、そういう形ができるかどうかということを含めまして、県の方には要望していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。次に一般競争入札の件についてお尋ねいたします。佐伯市発注の一般競争入札は予定価格を事後公表としているが、なぜ事後公表なのか詳しい説明をお願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。財務部長の三原です。それでは三浦議員さんの一般競争入札についてお答えをいたします。予定価格の公表は国においては入札の前には公表しないこととされておりますが、地方公共団体においては法令上の制約はないことから、各発注機関において適切と判断される場合には事前公表を行うことができるものとされております。そこで佐伯市においては、平成20年度から一般競争入札の適応範囲の拡大に合わせ、一般競争入札における予定価格は事後公表としております。このことにつきましては、これまでの入札状況、また国より公共工事の入札及び契約の適正化の推進について予定価格の事前公表の取りやめ等につきまして通達による指導を受けていること等、総合的に判断をし、事後公表といたしております。そして、発注者側のメリットとしましては更なる競争性の確保や談合の防止が図れるものと考えております。特にデメリットについてはないものというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） いいですか、佐伯市公共工事に関する予定価格の公表の取り扱いについてという資料の中に、談合が一層容易に行われる可能性がある。あるいは過去にそういった談合というものがあつたのか、なかったのか。あつたからこういう明記をしておるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。私の知る範囲においてはそういった談合はなかったんじゃないかというふうに思っております。調査の段階ではいろんな情報をもとにそういった機会があったとは思いますが、そのように私は思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 談合というのは、国語辞典には入札の前に価格を決めることと。こうなっているんですが、財務部長その辺は、あなたの見解はそれでいいんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） そのとおりでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ私が今日、資料を提出をしておりますが、見ていただきたいと思いますが、まずは大分市、予定価格も最低制限価格もすべて公表しております、大分市。津久見市、隣の津久見市も予定価格も最低制限価格も公表しております。人口は2万人です。豊後大野市、佐伯市の周辺ですが、豊後大野市4,000万円、最低制限価格、予定価格、これも公表しております。町では玖珠町、1万7,000の人口、これも予定価格を公表しております。隣の臼杵、4万2,000の人口でここも最低・予定公表をしております。九重町、これも予定価格も最低も公表しております。別府市ももちろん公表しております。国東市は6億円の入札でも予定価格を最低制限価格ともに公表、宇佐市も同じく公表です。国東市も6,000万円公表しております。日田市は一般競争入札、総合評価方式で告示と告示の発表時点で予定価格と最低制限価格を日田市は発表をしております。杵築も4,000万円、やはり予定価格・最低制限価格、姫島村、人口2,291名、姫島村ここも予定価格・最低制限価格を公表しておる。こういうところがすべて国土交通省から来た通達を守ってないということですか部長。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 先ほどの議員の調査の関係ですけども、私どももそのように承知をしております。先ほど答弁申し上げましたとおり、公表につきましては法令上の制約がない関係から、それぞれの団体が判断をしているというふうに判断をしております。実態の状況におきましては、予定価格の事後公表、あるいは最低制限価格につきましても少ないようでありまして、それぞれの団体の事情によるものというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 大分市はですね10万円から公表。大分の市長は今回ですね、大分合同新聞の11月14日に地方主権担当者、総務省の顧問に指名をされております。こういう国の決まりを守らない市長がどうしてこういう指名をされるんですか。これ部長に聞かんで、今度塩月副市長、過去の町村の事例、ずっと調査を県南1市8町村の事例を見ました。すべてこういう公表はしております。あなたが平成15年の4月に蒲江町長に就任したときに、前任者は公表しておったのを、あなたが8月からこれを全部ストップした。調査で分かっております。私の調査が違っておたら違っておると言ってください。塩月新町長になってからこれをストップした。佐伯市もあなたがこれを止めたんですか。どうしてこういうよその町村がしておるのを佐伯市はこういう難しいことを、どどこ業者に予定価格を教えたんじゃないかとか、最低制限価格を教えたんじゃないかとか。ちまたの噂でできるようなことをどうして自らするんですか。これは予定価格と最低制限価格を公表して、全員の佐伯市の建設業者に皆さんこ

れですよと教えても違法じゃあないじゃないですか。99%の大分県下の町村が皆教えておるじゃないですか。何で佐伯市だけがこういうことをしておるん。もっとほかのことを有名になったらいいんじゃないですか。これは皆さんと一緒にやったらいいじゃない。99%この資料うそじゃない、これインターネットで皆取った資料ですから。これを見てどう思うか。あなたがやった蒲江の平成15年の4月に町長になって7月からこれを止めたということについては間違いがあるかないか、ちょっと答弁を。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 時期を覚えてませんけども、そういうふうにしたのは確かです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） どういう思いでしたんですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） その前にですね、いろいろ旧蒲江、よその町村は知りませんけれども、公表しないようにしたというのはですね、前の町長もやってたわけですよ。そしてある時期になってやめて、いろいろ御想像にお任せしますけれども。それでまた私が町長になって戻したと。それはなぜかと言いますとですね、やはり合併を前にですね、流れがどう建設業協会の流れがどういうことになるか分からないと。そしてまた、今ではですね確かに大分県は事前公表をしてる団体が御指摘のとおりでございますけれども、長崎県にしてもそうだし、宮崎県にしてもそうだしですね、流れがどうなるか分からない状況の中ですね、業界の設計単価の積算だとかですね、要は自分たちがそういうことを努力することによって、そしてまた自分たちの土木技術も向上するんじゃないかという思いで私はしました。と思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 他県のこととはね別に結構なんですけど、せめて大分県の右に準ずるといふようなことはやっていただきたいなと。姫島村とか玖珠町がこういうね、大分市や別府市、市長、市長、姫島村や玖珠町がね、これを別府市や大分市や豊後高田市や宇佐市や津久見、豊後大野、こういったところと肩を並べて一緒のことを建設業者にさせておるんですよ。佐伯市だけがね、どうしてこれをそういうふうなことで止めておるのか。何かメリットがあるんですか。談合は過去にないという部長が言っておると。談合防止じゃって言うけれども、予定価格を入札前に事前に分かることが談合だと言うけれども、そういうことを率先して大分市や津久見市や臼杵市はやっておるわけです。それが違法ではないということであれば、どうしてそれをしない。市長も小耳に入れておると思うが、どこどこ業者が市長にならったんだとか、建設部長に教えてもらったんだとかいうようなことが一切ないじゃないですか。そして塩月副市長は部長や課長に予定価格を一切教えるなとか、そういうかん口令を敷いておるじゃないですか。職員も困っておる。オープンにすれば職員もなんちゅうことはない。設計価格も何も全部公表すればいい。それを教えるなよとか言うておる。名前を言うてもいいですけども、そういうことを部長会議やなんかで言うたことがある。何年何月の部長会議で言うたという。ここ資料があるから言うてもいいんですけど、そういうかん口令を敷いてまでもね、そういうこそくなことをせんでもいいじゃないですか。何でこれを99%の大分県の自治体がやっておるものを佐伯市がどうしてこれを解かないんですか。市長はそして、それをどのように思っているか。ちょっと市長の見解を。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この質問では、三浦議員から私は2回目の質問だと思っております。昨年同様等の質問がありまして、その点についてお答えをさせていただいております。特に今回の場合は、平成20年から始まったときに、佐伯市が全部が公表してないんじゃないかと、一般競争入札ということで確か4,000万、5,000万以上ですかね、のみの形だからB級とかC級とか、さっき言った10万とかですね。またその5,000万以下については業種によって違うようですが、それについては一応教えてないと。だから先ほど言いました金額の小さい分については全部公表してやっておるということで、特に一般競争入札を取り入れた部分については公表してないということです。佐伯市の全部の入札がまだ公表してないということではありませんので、また特に、これは私も前のときに御答弁申し上げましたが、大分県のことはそうでしょうが、私も隣の宮崎県と隣接しております。宮崎県の知事、何で辞職されたかということは議員御存じのとおりだと思っておりますが、特に宮崎県は逆に、県の建設業協会が事後公表してくださいという要望をやり、また会議所等もやっております。そうした状況の中で国の方から通達が来ているということで、こうした事後公表をですね、知事がそれやってみようということで私もそうした試行段階をしながら、疑われるというよりも建設業協会そのものがこうした状況の中で、先ほど塩月副市長から言われた中で、積算ができぴしゃっとした計算ができるということでして私もはやっております。私もこれを決定ということになれば、全業種にわたってするわけですけど、今一般競争入札の中での試行という部分でとらえて今やっているような状況です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長、いいですか。平成21年の6月22日、佐伯市電気通信工事業活性化協議会というところ、ここにですね、株式会社ケーブルテレビも加入しておるんです。株式会社ケーブルテレビ連名でですね、市長あてに要望書が出ておると思います。市長ここの株主ですよ。あなたが株を228株ですか持っておる株主の会社がですよ、予定価格と最低制限価格を公表してくださいって、連名ですよ。あなたに要望書が出ておるんでしょうが。この連名でした方から聞いたんですけどね。21年6月22日、佐伯市電気通信工事業活性化協議会、連名で、あなたがそこを解かなくて、あなたの会社がですよ、要望をあなたに出しておるってどういう意味ですか。こういうことを窓口を広げてくださいと。大分県下99%の市町村が広げておるから佐伯市もしてくださいって、あなたこの株式会社ケーブルテレビ佐伯の株主総会にも行くんでしょうが。今年は赤字やった、今年は黒字やったという総会に行って議決権もあるんでしょかね。その会社があなたに要望しておるんですよ。いかに重要なことかということは認識してもらわんと、隣の宮崎県に何を要望したって道路の1メートルでもできないんですよ。宇目日之影線だけですよあそこ組んでおるのは。あとは何も予算も東国原知事に頼んだて何もできないんですよ。広瀬知事さんのやりよるとおりにやって県の認可を持った業者が100%ですから、県知事が認可を降ろした業者が、県知事の言うとおりのことをやっておればまず間違いないということで、大分市長を始め全市町村がそういうふうに玖珠町から姫島、津久見、臼杵全部やっておるわけでしょうが。それをよその長崎県じゃあとか鹿児島県じゃあとか、宮崎県じゃあとか、よそのことを言うことはないじゃないですか。大分県でどうかということをお聞きよるわけですから、もう1回答えてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） もう一度私の方で、先ほどの、私もちょっとここのところは要望を見ており

ませんが、このケーブルテレビにしては、この一般競争入札に関する要望書というのは基本的にはその業界の中でやっただろうと。また経営権を持ってるといっても取締役で、これは過去の事情の中で取締役になっており、こうした入札その他の絡みについては一切それに対しては私は口を出しておりません。それはそれぞれの中の企業体の中の位置づけという具合に考えておりますので、佐伯市が株主で、私が株主ではございませんので、その点は御答弁させていただきます。また、先ほど申し上げましたように、国の方の通達で、これは議員が昨年の時の一般質問でも使ったと思いますが、平成20年の4月7日に公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという形で各市町村長及び一部事務組合、広域連合、連合長という形でできております。これは大分県の総務部市町村振興課、またこれについての元の記事は、各都道府県知事殿という形でできております。この通達に基づきながら公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということであげ、その中で先ほど言った予定価格の公表の適正化、予定価格の公表については地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われるにくくなること、建設業者の見積努力も損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生ずることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体において、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。と、そうした中の内容が私の方にきておまして、その中で、先ほど言った一般競争入札を行う大きな事業等について、先ほど申し上げましたように施行していると。先ほどの中でいろんな連記をしたその他についてもいわゆる等級ではBとかCとか、いろんな中での事業体については現状の状態で維持してると。他市についてはこれを見ながら中津市等では同じように、中津の場合は全面的に事前公表を行ってないと聞いておりますが、私どもの場合は一部の事業について一般競争入札を事前公表を行ってないということです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長あくまでも国土交通省からきたその内示と申しますが、それを主張するんですか。すべてほじゃあ通産省あるいは国土交通省、農林省、そういったものからきたものはすべてそのとおりに佐伯市はやっておりますか市長。この建設業者のこれだけをそのとおりにやっておるんじゃないんですか。まず、それを1点と、大分県のこれをやっておる市町村長は、それじゃあそれに皆違反をしておるということですか。やっても違反ではないということですか。ちょっとそれを簡単に。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどから申し上げますように、全部の入札のですね、全部そのとおりやっておれば議員の言われることだと思ってます。私の場合は先ほどから申しあげたように、そうした一部の部分について施行してるということですので、それぞれの判断にもってやると。また、これはあくまでもそうしなさいということでもありますので、違反ではないということ

は認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 違反ではないけど、頑固としてそれは解かないと。じゃあ一つ部長でいいが聞きますが、平成21年の9月2日、9時35分に21年佐伯市新消防署光ケーブル新設工事、これは予定価格と最低制限価格を公表しておいた物件であるか、ちょっと教えてください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。この件につきましては予定価格のみ公表しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この佐伯市新消防署光ケーブル新設工事、これについて株式会社ケーブルテレビが入札に入っておったか、入っておらなかったか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 手元に十分な資料は持ち合わせておりませんが、入っていたんじゃないかなというふうに思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 地方自治法142条に、公正・適正を保つこと。長の兼業を禁止ということが分かっておいて指名に入れたか、入れないか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） この件につきまして、別件で市の出資の関係のことも出ておりましたけれども、佐伯市の持ち株は5.6%というふうになってるようになっておられますけれども、併せて先ほど市長もお答えをしておりますけれども、経営に関与していないということ。それから兼業についても禁止に該当しないというような、私どもは、ということで、指名については適正に行っているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあこの株式会社ケーブルテレビ佐伯が持っている電気工事法の認可、建設業法、建設としてチェックをする分類に入っておるのか、おらないのか。市長が227株、4,038株のうちの227株を佐伯市長が持って、株主総会に出席して、今年は赤字であった黒字であったという議決権を持った市長が、株式会社ケーブルテレビ佐伯を指名に入れて、発注者は佐伯市長、株主も佐伯市長、もしここが落札しておいたら契約者も佐伯市長、こんなばかげた話があるかえ。無法地帯じゃねえど佐伯は。市条例もある地方自治法もある、県条例も国の法律もあるど。無法地帯がするようなことをしてどうしてこういうものが、行政というものが出るわけがないじゃない。市長が指名をして、株主総会に出席する。赤字であったのか黒字であったのかという議決権も持った市長が、もしここがくじ引きで菊池さんという、菊池電気工業さんがくじ引きで落札しておるけれども、ケーブルテレビ佐伯が落札しておいたら契約者は市長になるんですよ。発注者も市長、契約者も市長、またそこでいってこの仕事はもうけたのか、もうけないのかという来年の株主総会にも決算・予算の審議をするところにも西嶋市長が出席する権利を持っておる。当然出席してもらわなければ市民の代表ですから。どのような見解をもって指名したか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 事前に通告がなかったんで準備を十分しておりませんが、先ほど

も申し上げましたとおり、市長は無報酬の取締役であるということで、実質経営に関与していない。それから兼業禁止に該当していないということの判断によるところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あのね、これずっと1週間前から県の管理課に相談して、管理課が判断がつかないから行政課、行政係に相談して、行政係が非常に難しい問題だって。今ね、選挙管理委員会までね相談をしてくださいという問題になっちょん。こういう重要な問題のところまできとる。何も資料を用意するような質問じゃあないじゃないですか。何も資料いらんないじゃないですか、これは。こういう重要な問題これは。先ほども言いましたけどね、佐伯市役所の中は法律はないんか。副市長2人おってこういうことはどういうことなの。当たり前って思っておる。兼業に入らなけりゃもう一つ法律があるんじゃないですか地方自治法の中に。兼業にはこれ当たらないというけれども、もう一つあるんじゃない。株式会社ケーブルテレビ佐伯が佐伯市の仕事を主としてやっておる場合は、年間の売上げがうんぬんという文言が入ってない。そこをちゃんと今日はまあ分からんと思うけど、また後日これはちょっと議運かね、何か開いて全協か開いて、これは真剣に議員さんも審議をしてもらわなければいけないので、こういうものが次から次にね、当たり前だあと思っておったら納税者が困る。一番困るのは納税者、だから先ほどから言うように、予定価格も最低制限価格も100社おれば100社の業者にみんな平等に教えてあげなさい。隅の方であれに教えたんじゃないか、これは聞いたんじゃないかと。あれはちょうどいったじゃないかと、あれは500円違いじゃないかって言われるようなことがあってはおかしいじゃないですか。これは何も教えたからって言って、大分県下90%の市町村が教えておるわけですよ。職員も困るでしょうがこれを。いや副市長が教えたらいけんと言いました。絶対教えたらいけん。そういうことを言いよるじゃないですか。みんな笑いよるじゃないですかこれは、何でそういうところをもうちょっと踏み切つてね。大分市長なんかオープンにやってね、ここに新聞記事もありますけど、先ほど申しましたけど、11月14日土曜日、総務省顧問に就任、釘宮大分市長インタビュー、地方主権担当とね。すべてのものが実り実って法務省や財務省が認められたからね、こういう総務省の顧問に、国が指名しとるんですよ。国が指名しとる。総務大臣が指名して就任したと。それも何か、一部の市で作っておる一村一品じゃないよ。地方主権でね地方主権の担当として御指名をいただきちょう。さっきのことに戻って市長に聞きますが、市長が発注し、間違っでこれが落札して市長が契約して、市長が227株持っておる株主総会に行つて、この佐伯市の発注は赤字だった、黒字であったという審議権を持った市長、株を227株持つて、そこに議決権を持って出席して、それが当然当たり前って思うんですか市長。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ケーブルテレビの市がもつた過去の状況ていうのが、先ほど言った入札を目的としたわけではなく、佐伯市の公共な電波を供給するということであつて、議員が言われるそうした入札絡みでやっておれば、これは大変なことだと思っておりますが、私の方も過去の経歴の中でこうした工事をということは見抜けなかったことについては、これはもう私も言い逃れはできません。この点についてはもう取締役を即辞任をしてですね、皆さんに公正・公平にやっていきたいと。それから株主っていうのは、私どもいろんな株券を市も所有しております。そうした中で、それは発言権として株を持った発言権。現在では取締役ということですので、議員が言われる強い発言権がありますので、そうした部分は今後とも私ど

もも慎重に対して、こうした過去そのままがずっときた事例については、非常にまあこれは皆さん方に誤解を与えた部分があると思いますので、こうしたことについてはおわびを申し上げたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あの、私の資料のですね、26ページのですね、落札制限7番に書いておりますけど、7という番号のところに、仕事が非常に少ないから同じ業者が1年にトンネル工事を二つ取ってはいけませんよ。取るような書類が出た場合は無効ですよ。佐伯土木事務所管内で1社の業者が二つも仕事を取ったら無効ですよ。県はこういうことまでもきちんと書類に明記してです、1社の業者が疑わしき市長になったんじゃないか、しき札を聞いたんじゃないか、予定価格を聞いたんじゃないかと、2回も3回も4回も落札するような、新しい新方式を作ってますよ、仕事が平等に皆さんに満遍なくいくような、少ない時期ですから、ここに明記しておるのはトンネル工事のことですけど、1社の業者が二つもトンネルは佐伯土木の発注で取れないよと。書類が出てきても無効ですよ。こう書いてる。佐伯市も何か新方式を作ってますよ、何かどろどろどろどろしたようなことを市民から指を指されなくて、もうちょっと新しい、新しい時代には新しいことを佐伯市はしておるのおと、そういった面の行政視察がくるような佐伯市にどうしてできないのか。指名委員長前任までしておった塩月副市長、その見解はどうですか、ちょっと。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 初めてですね資料を見させていただきまして、本当にこうそういう考え方もあるんだなということですね、新山本指名委員長ともね、どうことができるかというのを検討してみたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） もうこれは水掛け論でどうしようもありませんが、執行権を持った市長が強いが、日本の国の今年の文言は政権交代、佐伯市の今年の文言は大変市民に申し訳ありませんというようなことに終わるのかなと思っております。時間がないので次にいきます。

番匠川河床掘削の件ですが、これもう3回質問に立っております。大分県漁連佐伯支店の同意等はどうなっておるかお尋ねします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 三浦議員の河床掘削についての御質問にお答えをいたします。佐伯市といたしましても、国土交通省には河床掘削のお願いをしておりますが、国土交通省は番匠川の河道状況は安定しており、全般的なたい積は認められないという。こういう見解をもっております。しかしながら、国土交通省においても局所的にたい積している所や深ぼれている所については河川管理者として適切に処置をするということでございますので、今後ともお願いをしていこうというふうには考えております。この河床掘削については、本匠地区におきましては砂利採取組合に

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと、通告と違う。大橋から河口口までという通告ですから。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） その部分だけをお答えしたいと思います。佐伯第2大橋から河口までの下流域につきましては、昨年の4月に大分県漁協佐伯支店運営委員長や鶴見支店などに番匠川

河床砂利採取に伴う協力を文書でお願いをいたしました。しかし、残念ながら御理解をいただけていないというのが現状でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 御理解はどこまでいっておるのか答弁がありませんが、これについてちょっとほかのところにそれたいんですが、市長にちょっと聞きます。市長このですね、女島港の大橋から河口口のこの承認がいまだに取れない。3年がかり、いまだにこの同意が取れないのに、ちょっと小耳にちまたに聞いておりますが、大型船ドック1キ口四方とか1.5キ口四方とか、この河口口の周辺を埋め立てするって、これ市長あなたの発想ですか。ここの同意も取れないのにここにまた飛び火がいて、大入島の解決もしてないのにこれが新しく一人歩きをしておるが、ここの同意を先に取るということじゃないと、この先がいかれないんじゃないんですか。市長はその辺はどこまで答弁ができるかちょっとできる範囲でいいんですが、ちょっとお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 番匠川の河口口のことに対して旧佐伯漁協ですかね、そうした方々と交渉しているんですが、なかなか進展ができないということで中断しております。そうした中で大型ドックが、先般県会議員の田中県議がこうした大型ドックの話の一般質問がっております。いろんな中で河口が一部の候補だろうということで、私の方はそうした正式の中で、どこがどうだということの話でなくて、そうした一般質問で拳がり、そうした話もですね入ってきておりますが、まだまだ事業についても確定した部分でございませぬし、そうした部分についてはもう少し調査をしながら、またこれが佐伯市全体の中で、その位置ではなく広い意味でのそうしたお話しがあれば、佐伯市として意思とそれが地域等の理解が得られれば、それは今後とも調査しながら進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） まあひとつ河床掘削を多くの市民の念願でございますので、一日も早くこれを実現できるように。その次にね、山より大きいしのような話しはその次にやっていただきたいなと思っております。これで河床掘削終わります。時間がございませんので。

次に東九州自動車道の無料化について、東九州自動車道の佐伯インター間の無料化、地域活性化の起爆剤にという考えはないかお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 書いてる文面を読み上げると時間が掛かりますので、簡単に申し上げます。この件についてですね、市長会でもちょっと話させていただきました。佐伯市がどこから無料化にすればいいのかと。例えば、大分市からいいのか、日田市からいいのか。そうした部分で市長会としてもですね、こうした中について国交省とですね、どういう形を今年度は考えているのかということですね、問い合わせしてみようということで、私もそうした中では情報収集をすることが優先だと。佐伯市が例えば、津久見と佐伯が無料化になったら、佐伯市に少しはメリットあるけど全体的なメリットは少ないということで、どの辺のラインがいいのかということでのそうした情報収集、できうればこれは佐伯市独自でなくて全体的な中で、市長会の取り組みとしての重要事項だと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。この無料化についてはですね、いずれ2年、3年後に

は無料化になるんですから、早く東九州自動車道の国の管轄の佐伯が終点ですが、佐伯の終点の行政区市長がですね、観光や企業誘致など地域活性化の起爆剤にしようということで、早く無料化にしていれば、この高速道路の西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所の提供の速報を見たら、日曜日と月曜日では2,000台違う。日曜日は1,000円だから2,000台多い。平均2,000台多い。だから早く、早く無料化にすれば4,000台、5,000台になるんじゃないかと。私の考えですけど、佐伯の市長が音頭を取ることが一番いいんじゃないかなと、よろしく願いまして、時間がありませんので次にいきたいと思えます。

次に、我が本匠の堂ノ間保健センターの件ですが、1年間にほとんど使っていない。9,000万円というばく大な工事費を掛けて間もなく合併をやりまして閉めたまま、選挙の投票に使うのか、あとは予防注射に使うのか、使っていないが地域の老人クラブ、その地区じゃなくても本匠は西校区・東校区があるんですから、西校区の老人クラブ等に無料開放をして管理をしてもらったらどうかという質問ですが、よろしく願いします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。保健センターの使用状況は20年度ですかね、26回ほど使っているようになっておりますけれども、御指摘のように全国的にも合併によりまして保健センターの無人化等が問題となっております、施設の有効利用についてですね、当市としても今後の課題となって検討しておりますが、本匠保健センターはですね、議員が言われるように地域の老人クラブのいいの場として使用することはどうかということでございますが、保健センターの業務もですね、目的に沿ったですねそういった事業に、老人会のいいの場の使用についてはあたるんじゃないかなと思うので、使用については今後協議をですねしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この保健センターについてはですね、地域の老人クラブに開放しておいても、こう資料がありますけど、がん検診とかろばん教室とか、老人クラブの健康相談とか、こういうものであれば開放しておいても使われるわけですから、こういうものであればね。そしてこれは地域のお年寄りの方の言うのは、旧本匠村がね建築をして、これをするのに共有林をばく大に切って一般財源に充てたんだと。本匠村の旧村有林を切ってこの建設費に充てたんだと。だからあのまま閉めきって毎日毎日ああいうことをしてなくて、老人クラブにおいてカラオケセットでも買ってやって、一日でも長生きをしてくださいよと。お年寄りの方に開放してやればいいんじゃないかなあという気持ちから質問をしておるんじゃないから。いずれ協議をしてとか、歯切れの悪いことでなくて、もうちょっと早く、来年度からどうするんだとか、これは絶対されないんだとかいう歯切れの良い答弁を。できなできないとか、4月から考えますとか、副市長が止めちよるんじゃないとか。何かちゃんとした歯切れのいい答弁を。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。今答弁しましたのはですね、使用に向けてですね話をしていくということで、協議ということを使いましたけど、そういった希望に沿うような使い方につきましてですね、これから話していこうということでございますので、よろしく願いします。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長ね、答弁をしていこうと、1年の区切りは12月の31日だ。行政の区切りは

3月31日だ。そこらを見越して今年度中にと言えば3月中に結論を出すということ。来年度からという4月1日からのことをいうわけです。私が言わんでも分かっておるでしょ。あなたの答弁ではいつか、来年の夏か秋か冬か、暑いんか寒いんか分からんじゃねえか。もう1回答弁を。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 保健センターにつきましては、本匠以外にもですね、ほかにも直川とかですね、それぞれありますので、そういったところのまた関係もございますので、全体を含めてですねまた担当課の方ですね、早急に使用に向かっては話をしていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 旧市町村担当の塩月副市長、どういうことですか、この、早急に早急にとさっきから、朝から答弁が検討していくとか、もうちょっと歯切れのいい答弁はないんですか。3月31日が年度末。今年の終わりが12月31日になるんですが、あのまま腐れさせて置いておくんですか。解体するんですかあのまま、どうですか。何するんですかあれ。お願いします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 老人が一日でも元気で長生きしてほしい気持ちでですね、答弁させていただきましたが、使わないのが一番のぜいたくで、使った方がいいと思えますので、そういう方向で検討させていただきます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。12月の定例会の一般質問これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員の高司政文です。先ほど午前中に三浦議員から非常に衝撃的な質問が出ましたので、私はなかなかそういう衝撃的な質問というのはですね、なかなかできませんけど、建設的野党としてですね、市長の前向きな部分をですね引き出していきたくと思えますので、市長最後に項目の最後にですね必ず一言市長の見解を聞きますので、名誉ばん回という意味ですね、いい答弁をしていただきたいということをお願いして、大きく2点ですね、一問一答方式で質問します。

最初に、中小企業・雇用・地域経済の活性化を目指してについてお伺いします。世界的な不況の中、景気回復には派遣など非正規雇用を増やしてきた輸出大企業が大きい受けをするより、賃上げなどによる国内の消費拡大、つまり内需拡大が必要なことはもはや明らかになっていますが、鳩山内閣にはまだその認識が弱いようです。昨年来、政府は緊急経済対策を実施していますが、地方自治体でも独自の緊急経済対策が必要だと思えます。そして佐伯市の場合、佐伯にある産業から出発することが大事だと思えます。それも大きい事業ではなく、中小企業や個

人事業主に対して行える事業はないかと考え、住宅リフォーム助成制度や地球温暖化対策にかかわるもの、中小業者の公共契約の参加という3点について質問をしながら提案をしていきたいと思います。まず、アとして、住宅リフォーム助成制度についてお聞きします。住宅リフォーム助成制度とは、市内の住宅の所有者が市内の業者に依頼をして行う住宅の修繕や内装バリアフリー化、こういう改修工事に対して、その費用の一部を市が助成をするというものです。三つ質問します。私は旧佐伯市の時代ですね、平成16年3月議会でこの住宅リフォーム助成制度導入を提案しました。当時は県内でもまだ実施している自治体もなく、合併を控えているということで他地域の先進事例等の研究をしていくという答弁にとどまっています。その後どうなったのかですね、まずお聞きします。それから、この制度は経済波及効果が大変大きいというふうに言われています。地域経済の活性化のために佐伯市でも実施する考えはないかお聞きします。三つ目にリフォーム助成と関連するわけですけど、主に新築になると思いますけど、佐伯市には去年の4月から家のはりとかけたですね、こういうものに地元の木材、地元産の木材をですね使用した場合に、最高40万円まで補助がある佐伯市産木材利用促進事業というものがありませんが、この補助金の交付状況はどうなっているかお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 合併前、旧佐伯市での事案ですけれども、その後の調査・研究について特に資料等は残っておりません。一定の調査はしたものと思いますけれども、当時導入は困難という判断をしたものと思われれます。改めて、リフォーム助成制度の導入についてですけれども、それでお答えしたいと思えますけれども、大分県下の助成制度の実施状況をまず調べてみましたところ、県内の市でこのリフォーム助成制度を実施しているところはありませんでした。隣県の宮崎県では日向市が平成16年度から単独事業で実施しておりまして、利用者には好評であると伺っております。特に、今年度は国の緊急経済対策事業等を活用しまして、枠を4,000万円に広げましてですね取り組んだということでありまして。その結果、算定の根拠はよく分かりませんが、おおむね4億円の事業効果があったというふうに評価しているようです。この助成制度の経済効果というのは大変大きなものがあると思われれます。単独事業で取り組むことはかなり困難であろうかというふうに思っております。日向市のように緊急経済対策事業を利用して取り組むという選択肢に私の方で思っていたらなかったということは今悔やまれますけれども、今後の国の動向を踏まえまして、引き続き検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 佐伯市の市産材の促進利用の補助金の交付状況についてお答えをいたします。この事業につきましては、平成20年度から実施されております。佐伯市の市産材の促進及び市民のゆとりある住居環境の実現ということの中で、佐伯市市産材を利用いたしまして本市に建築をし、また増築をします。その中で面積が66平米以上といった形の中で、その住宅の建築者に対して住宅のはり、またはけたの事業費の3分2で40万円を限度として予算の範囲内で交付しているという状況です。補助金の交付状況についての平成20年度におきましては、38棟分で1,268万6,000円を交付しております。21年度におきましては、11月現在で55棟の1,965万3,000円となっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それでは質問を進めます。平成16年の資料が残ってないと。資料が議事録、

議事録ですね、見ればすぐ分かったと思いますけど。予想通りというかな、部長がですね当時は経済部長がね答弁しましたけど、部長が次々代わる状況ではね、これやっぱり伝わっていかないかと、私もつくづく思いました。やはり一般質問とかでね時々やはり質問したことの経過をですねこうやって取り上げていかないとなかなか継続しないのかなというふうな思いであります。それはそれとしてですね、魚住部長ですから、この今回の質問を必ず次ですね世代につなげていくということだと思いますけど、まず、経済波及効果ですけど、今日向市ですね例、良い例がありましたね日向市、これ10倍ですね結局4,000万円が4億と、私は直前に調べたのが三次市、広島三次市、広島県ですね。ここが昨年ですね8月から10月までのリフォームの助成をね行って約1,000万円、まだ正確には999万9,000円になってますけど、1,000万円ですね補助をしたところ、工事が2億5,000万の工事ができたと。つまり25倍ですね経済効果があったと。あまりに評判がいいので補正予算ですね組んで増額したとかね。こういう話があります。それから、経済効果だけの話を先にしますけどね、国土交通省とですね先日交渉をしてきたんですけど、国土交通省もですね、このリフォーム助成というのが非常に経済効果があるというふうに認めています。で、来年度ですね予算で今330億円ですね予算要求を今してるそうなんです。中身はですねちょっと違うんですけど、リフォームの検査の専門員をね養成をするということで、要はいいね工事がされていい長持ちのするね家が、リフォームができるようなそういう専門家をですね養成するというのが中心ではあるんですけど、同時にですね、これまで耐震改修とか省エネだけがね中心だったリフォームの助成を今後ですね、もっと広くやっっていこうということの意味で330億円の予算要求をしてるということなんです。だから今部長が緊急経済対策が思い浮かばなかったといいますが、この市がですね単独でそういうふうな事業を考えてもらえればね、今度来年度そういう国の予算がね付く可能性があるわけですね、だからそのためにも市がですね研究をして取り組むというのがねちょっと今後のことを考えて大事になってきます。そこでですね、そういう御存じかどうか知りませんが、そういう国の動きがあるということ踏まえてね、そういう乗じて考えるっていうかな、その辺の考えはないかどうか、まず先にお聞きます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 住宅の建設といいますが、これが大手の企業に独占されているような状況になっておりまして、確かに地元の大工さん、左官さん等の仕事がですね減っているという状況があるかと思えますけれども、こうしたリフォームをすることでですね、そうした地元の大工さん、左官さん、そうした人たちのですね、仕事が確保できていくという大変大きなメリットがあると思っております。先ほども申されましたように、例えば三次市ですか、1,000万を単費で組むということがですね、適当かどうかといいますが、例えば、そうしたリフォームをするところといえますのは、比較的経済的にも恵まれているといえますか、そうした階層になるのかなあという気もいたします。それを補助していくということについて市民的な合意が得られるかどうかということも検討しなくてはいけないかと思えます。緊急経済対策等でありましたらですね、この辺が取り組めるんですけども、そこに単費を打ってということになりますとちょっとまあ他市の状況等をですね、もう少し詳しく調べて経済効果等、その状況をですねもう少し調べてからでないとなかなか厳しいかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 他市の状況ということですけど、全国ですとね今19都道府県の83市町村で今取り組まれてまして、さっきおっしゃったように宮崎県日向とね日南市とか小林市とかやっぱり都道府県によって偏りがありますけどね、ただまあ部長が言われる財政的にどうかと言ったらですね、佐伯と変らないですよ。そんな裕福な自治体だけがねやってるということはありません。それはもう実際に見てください。今地元の仕事の話が出ましたけどね、これは市内のですねやっぱり業者に限って助成をするという条件なんですよ。ですから、私も前サラリーマンの時はですね増・改築の営業をしてましたけど、やはり大手がですね、県外あるいは市外から入ってくるという状況がどんどんね増えている中で、市内の業者だけに限るとというのが非常に大きなねメリットなんですよ。例えば同じ増・改築のね見積りを取ったときに、同じ金額であればね助成のある市内の業者に依頼した方がいいわけで、当然もう消費者から見てもですね地元を知ってる業者にしてもらった方がいいわけだから、そういう面の競争という面でもねメリットが大変大きいんですよ。それから助成の内容をちょっとまあ言いますとね、大体全国的に1軒当たりの上限がですね10万から大きいところで50万まで補助があります。工事費の5%からね10%程度が目安というところが一般的です。佐伯市の状況を見てもですね、姉齒の偽装事件以来ですね建築基準法が厳しくなってるということで件数が減ってます。先日もね決算委員会で資料をもらいましたけど、この二、三年やはり減ってますね新築、増・改築がですね。そういう中でしかし介護の関係とかねバリアフリー化だとか、いろんな需要っていうのがですね、私はあるというふうに思ってます。それとですね、もう一個このあとのですね質問にも絡むんですけど、例えばですね、太陽光発電ですね、これは補助は経済産業省ですね。それから耐震の改修のですね補助金これは国交省ですね。バリアフリーとか省エネになると今度厚生労働省というですね、国の方はばらばらなんですよ。ですから、本当は国の方でもですね総合的な窓口というのがこれは必要だと私は思いますけど、ここにですね、佐伯市が独自のねリフォーム助成を加えることで、そういうですねばらばらのね補助になっているものが一つになるんですよ。分かりますかね。それをそれにですね市内業者というふうに更に条件を加えれば絶対ですね、佐伯市の市内のね建築業者、電気工事ね、そういう建設関係の仕事が増えると。おまけに地元の人たちもね消費者も地元の人が工事してくれるわけだから、ある意味ではね安心して任せられるというね、大変本当にメリットが大きいと思うんで、市長にいく前にですね、まず部長の方から是非ねやってみたいというふうな答弁をもらいたいなあと思いますけど、どうでしょうかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） やってみたいというふうにはっきり言いたいんですけども、今少しですね、検討の時間をいただきたいと思います。ただ、やりたいという方向で考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあせっかく高橋部長ここにいらしてるんで、3番目で聞いた関係ですけど、私も件数聞いてびっくりして非常に利用が多いかなあと、結構多いんじゃないかと思うんですけど、これの効果というのがどうですかね、補助したことであったかどうか部長ちょっと見解を聞きたいんですけど。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 私たちの一つになるということになればそういう形になりましよう

けど、今現在ではやはり地域産の需要拡大という形の中でこの事業を始めております。今さっきの20年度が38件、次が21年度が55件ということでありまして、20年度から始めたということの中で、やはり地域住民にそういう形の宣伝とかいう形が足らなかった部分があるので一概に数字的には伸びておりますけれども、全然なかったということではなく、やはり今からやはり市産材を使えばですね地域の材料を使って、地域の木材業者さんから取っていくという形になりますんで、効果がないということは絶対ないと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ高橋部長の確認ですけど、もしね佐伯市の住宅リフォーム助成制度ができたならリフォームが増えると思いませんか、その辺ちょっとお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それはそのそういう形の中で補助制度といった形の中ができれば増えることは間違いのないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ最後市長ですね。実際にですねそういう似た制度ね取り組んでいる農林水産部の部長からですね、そういう補助があればね増えること間違いのないというふうな答弁がありましたから、佐伯市でもですねそういう実績があるんです。これでね、だから本当にやろうと思えばできるというふうに私は思いますので、あとはもう市長の決断というふうに思いますので、最後に市長の考えを聞かせてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） まず冒頭に高司議員から名誉ばん回ということですが、私は不名誉なことではしておりませんので、その点重々言っておきたいと思っております。それから私の方で急だったもんですから、こうした補助制度の中ですね、全体的な前にですね、ちょっと私の記憶だと思うんですけど、耐震制度の調査員のですね補助制度があったと思うんですけど、そうした中でわりと制度、あれは今残っているのかな、後ほど建設部長には答弁していただければいいんですけど、確かこの制度の利用が余り良くなかったですね。そしてリフォームの関係もいよいよだったんですけど、そうした耐震に対する調査の補助制度などもですね、もう少し活用していったらこうした制度はどうなのかという。そうした段取りも必要かなと思ってます。また、これ全体については単独補助ということでもありますので、私の一存ということではなくて、全体的な税金の使い道ということでも庁内での協議を重ねたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ一応、さっき部長の方からですね前向きな話もありましたんで、庁内のいい話ができるんじゃないかと思っておりますので、一応これでこの質問は終わりたいと思います。

じゃあ続いてですねイとして、地球温暖化対策についてお聞きします。御存じのとおりですね、鳩山内閣は2020年までにCO₂のですね排出量を1990年比で25%削減するという中期目標を発表しました。現在COP10がですね開かれているわけですけど、これは2013年以降のですね枠組みを決めるということで今開かれています。鳩山内閣そういうふうな発表をしましたけど既にですね産業界から大きな抵抗を受けてるわけですけど、これはやはり打ち破ってですねやれるというようなねところをまあ見せていただきたいと思います。いずれにしてもですね、今後の産業構造を考えたときにですね、やはり自然エネルギー、再生可能エネ

ルギーのですね中心にした産業が世界的にね広がっていくということは私は間違いないかと思えます。現にドイツではですね自動車産業が、これドイツは以前は主流だったんですけどね、今は再生可能エネルギー分野がですね非常に生産拡大とか雇用増を生み出しているというふうなドイツがですね、そういう面でも先進国に今なってます。佐伯市でもですね、こういう広い地形を生かしてですね、本来なれば自然エネルギー太陽光、熱はあまりないでしょうけど、風力・水力いろんなですねエネルギーができる条件がありますね。実際に畜産や林業と結んでですね、バイオマスエネルギーですかね、それから菜の花エコプロジェクト、バイオディーゼルですか、そういう燃料をですね今やってるわけですが、そういうところからですね得られる電力とかね、ガス、こういうものを販売することで地域に新たな収入が得られるわけですし、事業の成果をですね地域に還元したり、それから雇用を生み出したりですね、四季の流れを生み出したり、そういうことでね地球温暖化対策ということが地域の活性化に役立つというふうな意味でですね、ちょっと質問しますが、さっき太陽光発電の話をちょっとしましたけどね、これは需要が増えればですね小売店とか電器設備屋さんですね、それから屋根あたってたりしますのでね、建設関係の仕事も増えていくというふうに思うんですが、とにかく地球温暖化対策ということでですね、3点ですねちょっとお聞きします。1点目に、平成19年にですね、佐伯市地球温暖化対策実行計画が策定され、今年度が計画の中間年に当たるというふうに思いますが、これまでの推進状況はどうなってるかをお聞きします。それから2点目は、佐伯市の環境基本計画にですね、地球温暖化対策があるんですが、その推進状況はどうなっているか。それから3点目に、太陽光発電、バイオマスといった再生可能エネルギー分野をですね、地域活性化につなげることの意義、それに対する佐伯市のですね今現在の位置づけについてお伺いします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 高司議員の質問にお答えをいたします。1点目の佐伯市地球温暖化対策実行計画の推進状況についてということでございますが、本計画は国の地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づいて、市が自ら行う事務・事業に伴う温室効果ガス排出の抑制を図り、地球温暖化の推進に努めることを目的に、平成19年5月に策定した計画でございます。計画の期間としましては、平成19年度から平成23年度までの5年間、計画の最終年度となる平成23年度の温室効果ガス総排出量を平成18年度比で5.6%に削減をすることを目標としております。本計画の策定後につきましては、職員が一丸となって省エネ、省資源、エコドライブ、リサイクル等の取組を実践し、一定の成果を挙げているところでございます。取組から3年目を迎えるということを機に、今後更なる推進を図るため、今年度7月に新たに佐伯市エコ推進員制度を発足をいたしましたところでございます。この推進員制度は市役所の全課にエコ推進のリーダーとして、エコ推進員を配置し、職員の環境問題に対する意識の全体的な底上げを図ろうとするものです。取組の内容についてですが、職場での取組はもちろん、職員の家庭での取組項目を加えることで、それぞれの職員の家庭が地域において模範的存在になり、職員の家庭から地球温暖化問題に対する取組を各地域に広げていくことを目的としております。なお、このエコ推進員制度についてですが、先般、大分県地球温暖化防止活動センター主催のおおいたストップ温暖化一村一品大作戦に応募し、優秀賞に選出されたことを御報告しておきます。続きまして2点目でございますが、佐伯市環境基本計画における地球温暖化対策の推進状況についてということでございますが、本計画は

市の持つ恵み豊かな自然を保全することの重要性、また、世界的な規模での地球温暖化問題等の状況にかんがみ、中・長期的な視点から環境に配慮していくための指針として、平成20年3月に策定をしております。また、本計画は地球環境を始め、五つの基本目標で構成をしておりますが、地球温暖化対策に関する分野としては、18の施策と25の事業の推進を図り、現在、平成20年度の進ちょく状況の把握を終えたところでございます。実施の具体的事業としましては、新エネルギー関係として、菜の花環境プロジェクトや地域バイオマス利活用の事業、環境学習としまして、小・中学生のエコセンター番匠における体験学習やエコクッキングの講座の開催、環境問題に取り組むNPO等の支援として、市民協働講座よろなか塾等を開催する等々、事業を実施しているところでございます。平成20年度については、策定初年度の年でもございます。よって基本計画に基づく実行計画の必要性の徹底を特に図ったところでございます。今後の地球温暖化対策については、総じて市民がライフスタイルの見直しなど、家庭や学校、事業所などの身近なところで取り組み、行動により無駄をなくすことの積み重ねが特に大切だと考えております。よって今後についても現在実施していますケーブルテレビを活用したエコページや市報へのエコ活動のシリーズ連載など、市民にわかりやすい情報提供及び意識啓発に力を注いでいこうと考えております。また、地球温暖化対策については市、市民及び事業者の3者の協働の取り組みが必要不可欠であるわけですが、平成21年2月にさいき903エコ推進会議を創設をしております。今後もこの会議の一層の取り組みを図り、地域にエコ活動を広げ、市民・事業者・行政の3者の協働による推進を図っていこうと考えております。最後の3点目ですが、この分野については市民生活部で答えられる範囲内でお答えをいたします。太陽光発電等、再生可能エネルギー分野を地域活性化につなげることの意義と市の位置づけについてという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、地球温暖化対策は私たちが早期に解決、また推進を迫られている喫緊の課題であり、また、そのことが新たな産業分野として大いに期待されていることは周知のとおりでございます。そこで、本市においては今後地球温暖化対策の推進にあたっては、あくまで平成20年に策定をしました環境基本計画に沿った形で推進していくという基本方針については変りはありませんが、特に再生可能エネルギー分野等の地域活性化に資する事業については、その事業の必要性にかんがみ、今後予算の対応可能な範囲で積極的に検討を重ねていく必要があるかと考えております。そこで現状についての太陽光発電についてですが、消防署新庁舎に見られるように、想定される建物については努めて設置を行ったところでございます。また、国・県、各種有効な制度については随時市民へ周知を図ってきたところでございます。しかしながら、現状において、議員が御指摘の地域活性化の推進といった意味では必ずしも十分とは言えないことも事実でございます。次に、バイオ関連については議員も御承知のとおり、平成21年2月に本市の佐伯市バイオスタウン構想が国の指定を受けたところでございます。よって、今後においてはバイオに関する参入業者が見込まれれば雇用対策、また地域活性化の推進に大いに図られるものと期待をしております。いずれにしましても、今後環境分野への注目は益々高まることは至当でございます。また、政権政党が交代し、あらゆる施策、事業の指示がなされることも予測をしております。今後において、本市としましては、より一層国・県の動向に注視し、本市において今後何が必要か、また何が得策かを十分検討し、その対応を図っていくことが大事だと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 温室効果ガスのね話ですけど、国レベルのですね資料を見ますと、排出量の企業ですね、鉄鋼・電力などの企業、公共部門が実はね80%を占めるんですね。家庭部門というのは残りの2割しかないんです。国はですね企業に負担をさせないために盛んにですね国民に節約、節約いいますけど、幾らゼロにしてもですね2割しか削減できないんです。だからやはり産業界がですね、これ削減をしない限り25%の削減ってなかなかできないと思います。そのためには私たちも国と企業がですね公的な削減協定を結ぶように提案はしてますけど、それはそれとしてですね、佐伯市の場合見るとですね、佐伯市のさっきのこの資料ですね、計画を書いている資料を見ますと、71.4%がですね清掃施設なんですね部長、つまり佐伯市の温室効果ガスの排出量の7割以上がエコセンターの関係で出てるということですので、簡単にいうとごみをね減らしていくということであれば排出量が減るということなんですよ。だからそこら辺にやはり注目をしてほしいなというふうに思うんですけど、その辺どうでしょうか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 議員がおっしゃるとおり、佐伯市この改めてあれしますと、佐伯地球温暖化対策実行計画というのは市役所を一事業所として見たときの市役所内の計画になっております。佐伯市全域の計画ではございません。この中で議員が御指摘のとおり、19年度ベースで92.7%が市の利用する電気量、それから一般廃棄物の焼却量の中の廃プラスチック量、それから清掃センターの燃料となるコークスの関係から出てくるものでございます。そして勘違いしていただきたくないのは、CO₂を煙突から出しているとか、そういう問題ではございませんで、使用する燃料がどこか別の場所で、長崎の発電所でできたものであってもその燃料を電気量として佐伯市が使うものをCO₂に換算するという形、それから木質の物についてはペーパー、紙については成長する段階でCO₂を消化すると、吸収すると、そういうことで燃やす段階でCO₂に関連してもプラ・マイゼロと、だから紙類についてはCO₂の積算はゼロ。だからその辺が専門的な中身を知っていないと何かどこかで勘違いを起こすようなところもございます。それから高司議員が言われたように清掃センターの関係、それからもう一つは電気量の使用量が大きく左右するというところで、佐伯市では目標値がマイナスの5.6ということでございますけども、平成19年度にはマイナス3.8%確保しております。それから国のCO₂の量を積算する段階での計算方式があるんですけども、その中の係数が毎年微妙に変わってくるんですけども、20年度の積算をしたときにはマイナス24.9%の削減をしております。それで今のところ市としましては、目標値を達しておるといような状況にあります。これは平成20年度の4月にペットボトルの回収自体を消却していたものを資源ごみと扱ってきたというところがございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） いずれにしてもリサイクルがね、そうやって減らしているのは間違いなことですよ。ちょっと私は調べて注目しているのはですね、自治体を含めたCO₂の排出量取引ですね、これは結構国際的には盛んにされてますが、国内では埼玉県のみだけがね登録をしてやってみたいです。要はそのそれぞれの自治体とか企業がですね目標を決めて削減すればですね、それに応じてこれは株みたいなものでね、クレジットというんですけど、それを買ったり売ったりすることで、削減をすればするほど利益が上がるというんですね、そういう仕組みのものなんですけど、佐伯市でもですねそういうふうなことを是非で

すね研究して財政のですね一つに是非加えてもらえたらと思いますから、まあ今急にとは言いませんけどね、今後研究してもらいたいと思います。時間がないので、さっき太陽光の話をしましたけどね、これ来年だったと思うんですけど、今買取り価格ですね2倍になるというふうな動きをしていますね。今1キロワット九電、例えば九電で25円ぐらいの買取りをですね1キロワット50円にという国の施策でですねやろうとしています。ですから太陽光発電をですね推進する今がチャンスなんですね。さっきのリフォーム助成とかかわりますがね、是非導入してほしいというのはここなんですよ。こういうですね地球温暖化を絡めてもそういう需要をですね喚起する制度が私はあるというふうに思いますので、その点含めてですね。そして佐伯市にとって正直なところ、食糧自給率ですね100%にしたいという私気持ちがあるんですけど、同時にですねエネルギーもね是非ね佐伯市は市民のエネルギーの100%ね自給率を上げたいなというふうに私は思っています。ちょっと時間がないんですね、最後市長に最後ひとつ聞きたいんですけど、そういうですねエネルギーに関しても佐伯市のね自給率を上げて是非ですね、佐伯の雇用、産業の活性化につなげていただきという思いがあるんですけど、その辺最後、市長に聞いて終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の方の質問で、私も急なもんですから判断がまとめられないところがあるんですけど、さっき太陽光の発電が電力が2倍になるということで、この中でちょっと問題点が出てきているのが風力発電を兼ねたらいけないとかですね、それは今まだ政府の方でもう1回そこのほうをやり直しをするという話も入っております。こうした状態の中で、隣の宮崎県の方は非常に県が、非常に推進してですねやっております。九州管内では佐賀県が太陽光の自給率が大きいと。そうした部分についてはやはりそこはもう少し見ながらですね、国と県との対応を見てから私どもも研究をさせていただきたいと思っております。またもう一つ余談であります、これは四浦半島で佐伯市の風力発電の計画等がございましたが、これについてもいろんな状態でちょっと中止の状況になっていることもこの場において報告させていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあウとして、中小業者の公共契約への参加についてお聞きします。まず、小規模工事等の希望者登録制度についてですが、これも住宅リフォーム助成制度と同じでですね、平成16年3月議会で取り上げました。その時にやはり研究するという答弁だったんですけど、改めてですね言うと、入札参加の資格のですねない中小業者を登録して、自治体が発注する小規模な工事ですね、10万とかこれ50万以下というのが多いんですけど、そういう工事や修繕などに受注する機会をですね与えると。そういう制度です。まず、佐伯市でもですね、単刀直入に聞きますけど、そういう小規模工事登録制度の導入ができないかどうかお聞きします。それから2番目に、物品購入などですね公募で入札する場合、あるいは随意契約をする場合なんかですが、地元ですね中小業者が入れるようなねやり方をしてほしいなというふうに思います。一例を今挙げてるんですけど、これ小・中学校、幼稚園にですねデジタルテレビのですね、これを入れる入札の公募が出てるんですけど、これがA地区、B地区、C地区と別れてね、A地区が旧佐伯市内、B地区は山側の旧4町村ですね、C地区が海側の4町村と分かれていますけど、中小の電器屋さんからですね、この要望を受けたんですけど、例えば佐伯市内一括にですねやっぱり入札になると、小さい業者がね納品が大変

ですよ確かね、青山からね木立からずっとこう大入島から全部やらなきゃいけないと。そういうふうになるとなかなか小さい業者はね参加したくてもできないということですので、もっとね小さい一小学校単位とか、中学校単位でね分けるようなことはできないかというふうな話が出ましたので、これはまあ一例ですけど、そういう形でね是非中小の業者がですね佐伯市のそういう入札に参加できるようなね制度として考えられないかどうか。以上お聞きします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは高司議員の中小業者の公共契約への参加について、2点についてのお答えをしたいと思います。まず1点目でありますけども、現在佐伯市内には建設工事に関する入札参加有資格業者数は214社あります。佐伯市が発注する建設工事につきましては、指名基準に基づきこの業者に発注をしております。また、市営住宅、学校等の小規模な維持補修工事につきましては、原則この業者に発注をしておりますけれども、修繕の内容、緊急性、地域性、経済性等も考慮しながらケースによっては全市的な市内業者に発注をしており、小規模工事登録制度の導入につきましては特に必要はないというふうに考えております。それから2点目につきましては、物品の購入につきましては、価格やサービス面に大きな差がない限りは佐伯市内の業者から購入を行っております。今後も可能な限り市内業者に幅広くその機会を提供するよう考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 特に必要がないということですけど、市内のですねやはり個人でやられてる方とかね結構多いんですね。市の仕事をしたいとかねいうふうな方も多い。ただ入札とかなるとですね、市税を完納していないといけなとか、いろんな条件があるのでなかなかできないというのがやっぱりあるんですね。そういう中でですね、全国今、実は411自治体がこの制度を取り入れてます。全国の今23%ですね、大分県内見ても臼杵市、中津市、日田市、宇佐市が発注してます。対象の金額はですね、30万から宇佐市は50万以下ですね、こういうふうなことを取り組んでます。結構業者から好評をうけているというような話です。県レベルでもですね、秋田県が来年度からね県の工事にも導入しようというふうな動きをしております。それから秋田県の湯沢市なんかはですね、緊急経済対策でね1,000万円をこの小規模工事のために投入したというふうな話もありますので、私はですね、この緊急経済対策という面からもね、そういうまあ佐伯市の場合は公営住宅とかですね、学校いろんな公共施設、道路の補修も含めてですね、そういう予算をですねちょっとやっぱり増額してね、緊急経済対策として増額してそういう市内のですね小規模な業者を登録してもらってね、そこに発注していくと。もちろんそれは大手のところの工事もいいんですけどね、そういうことをすればですね、やっぱり市税の増収にもつながるしね、工事が増えるわけで、中小業者のですね仕事が増える。ある意味では経済波及効果が大きいというふうに思いますので、ちょっと時間がありませんのでね、その点ですね、市民からですね、ああ佐伯市はいいことをしてくれたなというね、お陰で仕事が増えたんだと。こういうですね、そういう施策が今必要じゃないかというね私は思いますので、ちょっとその点含めてもう1回ですね、考えを聞かせてください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。先ほど市内の有資格業者は214社というふうには説明いたしました。このうち土木のD級の業者が89社あります。この中に家内労働的な

小規模業者も多くですね、また毎年二、三社程度増加をしている傾向にもあります。佐伯には公共工事の減少が予想されております中、このような業者の育成等もありますので、慎重に対応したいというのが現時点の考えでありますけれども、先ほど議員の他市の状況の中で、臼杵の話が出ておりました。私どもの調査ではこの臼杵市の方は平成18年度からこの制度を取り入れてるというふうに聞いておりますけれども、導入時は随分多数の業者がこの制度に登録をしていたというふうに聞いておりますけれども、現在は6社のみというようになっております。これには緊急時の対応が非常に厳しいんだというような話もあってるようでございますけれども、この辺も十分私どもの調査をしながら今後の導入に向けての研究材料にしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 臼杵の話が出ましたけどね、要件の問題とかいろいろあってね、なかなか利用しづらいところもありますから、その辺若干研究をお願いします。じゃあ次にいきたいと思います。

最後ですね、大きい二つ目になりますけど、新型インフルエンザの予防接種に公的助成をとということでお聞きします。まず、現在のですね、佐伯市内の新型インフルエンザの流行の状況、それから接種スケジュールと接種状況、それから今生活保護とかですね、低所得者に対して国の責任で市の補助があるわけですけど、これに加えてですね、接種スケジュールに沿って市の助成を拡大していけないかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。佐伯市の新型インフルエンザの流行状況につきましてでございますが、佐伯市内におけるインフルエンザによる1定点医療機関当たりの患者数は11月30日から12月6日の49週ですね、これが95.2人で県全体では54.69人でございます。依然として高い数値となっております。また、佐伯市内の学校等の学級閉鎖等も相次いでおりまして、12月9日現在で学級閉鎖5校、それから学年閉鎖5校、学校等閉鎖2校となっております。年齢階級別のり患状況を見ますと、これまで流行の中心だった5から9歳、10歳から14歳に加えまして、5歳未満の流行がですね拡大をしてきております。12月3日から健康な幼児1歳から就学前でございますが、の方の予防接種が開始されておりますので、ある程度ですね流行を抑えられると想定されております。2点目の接種のスケジュールについてでございますが、10月の医療従事者から開始されておまして、11月から妊婦・基礎疾患のある方、それから12月3日からですね、健康な幼児1歳から就学前でございますが、の方を対象に接種が開始をされております。今後は、12月17日から小学校低学年1年生から3年生、それから12月28日から小学校高学年4年から6年生と、それから1歳未満の保護者で、1月以降からですね中学生と高校生、65歳以上の高齢者ということで接種は計画を予定されております。接種の状況についてでございますけれども、これは医療機関からの報告はですね、1か月ごとになっておりまして、現在10月、翌月の10日まで報告がなっております。10月までの数値しかございませんけれども、10月分がですね597人の接種となっております。3点目の接種に対する助成の拡大についてでございますけれども、今言われたように、佐伯市は生活保護受給中の方と住民税非課税世帯の方には接種費用の負担を全額免除しております。これを全市民対象にした接種費用の助成をとのことでございますけれども、予防接種には法で定められた定期的な予防接種と個人予防目的のための任意の予防接種がございます。新型イン

フルエンザは任意の予防接種でございます、積極的な接種勧奨にならないように留意することとなっております。また、任意の予防接種にはヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン等、有効と思われるものもございますけれども、任意の予防接種にはこれまで助成をいたしておりません。季節性のインフルエンザにつきましても高齢者のみ定期の予防接種と位置づけられておりますが、その他の方には助成はいたしておりません。このように新型インフルエンザ以外の任意の予防接種との兼ね合いもございまして、全市民への助成は難しいのではと考えております。市の立場としましては、有効な接種につきましても、定期の予防接種となるようですね、国へ今後とも働き掛けていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） なかなか私もこれ2回、3回目ぐらいですかね、もっとだいぶ前を含めると3回目、いつもできない理由ばかりを並べてですね、私たちサラリーマン時代だったら営業マンとして失格というふうになるんですけど、行政マンは通用するのかもしれませんがですね、やはり今の現状をよく考えてほしいと思いますね。前、部長ですね市がよく答弁をできない理由としてたのが小児科学会のね見解をよく言っていました。効果の問題とか安全性の問題ですね、しかしまあ今、日本のですね小児科学会は今この新型インフルエンザに関してはですね、有効であるしもちろん100%ということはないですよもちろんね。進めてますよね、しかもですね経済格差による接種を受けられない小児が出ないよう接種費用を無料にすべきだというね、こういう提言までしてるんですよ。ですからこれまでの小児科学会の見解で言うならね、佐伯市はやはり助成をして無料にすべきというふうに私は思います。それから若いお母さんたちもですね、昨日もたまたま話しを聞く機会がありましたし、この間、見てもですね予防接種のですね、自分のね子どもいつ来るんだろうか、いつ来るんだろうか、本当にもうみんな心配してるんですよ。一方でですね受けるにはですね相当な費用が掛かると。子どもさんもですね数が多いほど負担が大きいということですね、それがまあ大きな二の足を踏む状況にもなってるし、そういうですね市民の皆さんのですね気持ちを是非ね、状況を考えてほしいなあというふうに思うんですよ。インフルエンザのですね補助を今状況を見るとですね、県内でもですね国東市ですね、国東市は高校3年まで1回1,500円補助してます。豊後高田市は中3まで1人2,000円の補助、県内はですねこの2市が今先頭に進んでるんですけど、全国的に見てもですね、例えば徳島県なんかはもう全自治体がね独自の助成をしてるとかですね、秋田県も市がね独自助成をすれば県が3分の1を負担するとかね。そういうこれは県も含んでやってるんですよ。ですから部長が言われるような任意だからとかですね、そういう理由じゃあなくてね、やはりこの今、新型インフルエンザがね感染が広がっているという、市民の健康、命を守るという観点からやってるんですよ。一例をですね、豊後高田の担当の方がいい話をしてるんですけどね。お金がないという話なんです、経費は掛かるけどね、感染による治療のための医療費を抑える効果が期待できると。それと子育て支援というね、そういう面から補助をしてるんだというふうに答えてます。佐伯市はですね、そういう考えがないのか、持ってないのかですねもう一度お聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員の方からいつもですね、助成については要望が出てるわけでございますけれども、市の方の姿勢としましてはですね、先ほど申しましたように、やっぱりほかのワクチンの接種の兼ね合いもございまして、定期の予防接種、こち

らの方になればですね当然、助成の対象になると。そういった統一したですね、考えを持っております。定期の接種になるようにですね、国の方にも働き掛けているわけでございますけれども、そういった統一した立場をですねとってる中で、今回も新型にはですね助成についてはちょっと難しいなあということでございますけれども、現実的には保護世帯とか所得の低い方ですね、そういった方には当然助成となっているわけでございますけれども、当然医療費のですね抑制の効果にはなろうかと思えますし、また子育て支援も言われましたけど、子育て支援につきましてはまたほかの部分ですね、小学生3年まで医療費の助成ということで拡大もしております、ほかの部門ではそういった子育て支援の助成もしておりますので、今回はそういった統一した考えですね、今回の助成についても考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） お金の問題ですけどね、ヒブワクチンの話しができましたけど、以前ですね議会でも浅利議員がですね要望してましたし、それはそれでね是非進めてほしいと思いますけど、今現在ですね、小学校、中学校、高校生ですね、前回言ったと思うんですけど、8,000人約いますよね、南部保健所にですね聞いたところ、佐伯市でですね全体で今1万2,000人ぐらいが大体感染しただろうと言われてます。10代のこれ年齢で14歳までなってますけど、大体半分はねもう感染してるという状況ですから、高校生もですね私ももう知る限りではもう半分ぐらい感染してると思うんですよ。ということは、もう残りの4,000人だけでもいいんですね。1,000円補助すれば400万円、2,000円補助しても800万円でもいいんですよ。そんなにね大きな金額じゃあないんですね。そういうことをですねもう、すぐ具体的にねどのくらい予算があるのかも含めて前向きにですね検討をしてもらいたいと思うんですけど。それからねちょっと考えてほしいんです。やはりね子どもが多い世帯ですね、1回が3,600円、で4回すると1万4,400円、これはやっぱり負担だと思いますよ。保護者が自分も打てばね、その分また余計に掛かるわけで、たまたま昨日話した人が子どもが4人おられるということでね、本当にそういう方なんか大変じゃないかなと思うんですよ。ですからね全員とは言いませんからできる限りね、例えば中学生までとか、高校生までとかね、どんどんどんどん優先接種が広がっていくわけですから、それに応じて補助もですね1,000円でもいいから、半額でもいいから拡大していくというねことを是非お願いしたいと。それからね学校現場はね今、集団感染で大変なんです本当、こういうね予防接種が早く進んでおけばね、ここまで広がらないと私は思うんですよ。結局、学級閉鎖・学年閉鎖が続くもんだから授業時間がね確保が大変。学校によってですね今日突然家の方にね、今日遅くなりますよと、授業時間を確保するために。そういう連絡があったりね、本当に現場が大変というふうな苦勞を分かってほしい。それから市政モニターもですね、このインフルエンザについては補助をしてくれというね、挙げていると思うんですね。そういう私だけ言ってるんじゃないんです。いろんなね方面の方がインフルエンザについては助成をしてほしいというね声が挙がってきておるわけだから、是非ですね市長、これもう最後に市長でいいですから、ね市長、最後、そういう声を受けてですね、検討してほしいなあ。今の段階でですね検討までいってないですね答弁では、やはり検討から前向きにですね助成を考えるとというようなことでね、是非お願いをしたいと思いません。最後、市長よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 最後にとのことですが、担当部局とも話して状況把握をしてですね、やってみたくは思いますが、それまでにこのインフルエンザの状況が、さっき部長が言いましたように非常に難しい部分もありますので、そうした中で検討をさせていただきたいと思はます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあよろしくお願ひします。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に25番、清家好文君。

25番（清家好文） こんにちは、25番議員の清家好文であります。議員やって10年になりますが、一般質問のために資料提供をお願いしましたところ資料があがってきてません。簡単な、私の手元にあるのはもう新聞報道だけだと思はますので、簡単な質問になると思はますので、よろしくお願ひいたします。それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。まず初めに、大項目1といたしまして、市職員の不祥事についてであります。昨年は佐伯市において端を發しました大分県教育委員会汚職事件が全国版のトップニュースを飾り、そして一躍全国に我が佐伯市の赤面の名をはせとどろかせました。そして来る日も来る日も偽教員事件に開けくけた一年でありました。教師として、また公務員として、そして人として、その恥づかしい事件ののど元の乾かぬうちと申しましようか。その事件の最中というほうが正しいと思はます、その反省がやむことなく本年度の5月には消防職員の飲酒運転によりますところの交通事故事件、はたまた7月には上浦振興局におきまして、職務放棄ともとれる国保業務に関する事務処理の放置事件等々、そしてまた今回は決算特別委員会の開催中に発覚いたしました建設部における約600万円の使途不明金の発生事件。そしてまた発覚しました市情報推進課におきます総額約200万円の不正経理事件等々と、市民はこれらの新聞報道にただただあきれるばかりであります。そして一体全体ここはどこなのかと一瞬思うことが多い昨今であります。佐伯市の最高頭脳が集まる行政組織、市民の公僕であります公務員、そして市役所があろうことに不正・隠ぺい・横領等々がばっこする組織体に成り果てております。このようなありようでありますから市民の皆様から無法地帯となっている市役所、そして職員の組織体であると批判される状況下の今日であります。市長は我が市は海・山・川という豊かな自然環境があります。そして当市といたしましては、これらの地域資源を活用した食材を観光の中心に据えた観光行政を進めておるところであります。といつも公言しておりますが、観光行政も結構であります、このような市役所の現状では、まず第1に資源としての人の育成、そして特に足下の職員の教育と管理が喫緊の課題であると、市民の皆様警鐘と避難の聲が鳴り響いている年の瀬であります。そこで小項目アといたしまして、市職員の度重なる不祥事について、市長はどのような考えを持っておるのかお尋ねいたします。以上終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員の市職員の度重なる不祥事ということで、昨日の後藤議員に申し上げました。今回の度重なる不祥事、これにつきましては、議会冒頭にも申し上げまして、また市の職員として許されないことであり、市民の信頼を損ねるとともに、多大な迷惑をお掛けしたということで、大変申し訳なく思っております。特に、昨日も申し上げましたが、私どもの中で職員との信頼関係が非常に今回でいろんな意味で出てきたわけですが、そうした

中、今までの体制の中をいろいろ見ながらやっていかなければならない。一つは適正な事務処理の確保、公金の管理と、また職場環境と様々な形の中で再チェックをし、先般も部長会等に緊急に開かせていただき、その対策を取ったのであります。こうした不祥事が度重なるということは本当に私たちにとりまして非常に残念なことであり、私どもも身を引き締めこれについてはやっていきたいと思っております。詳細等につきまして申し上げますと、先ほどの中で対策の中では、一つは適正な事務処理の確保、二つ目は公金の適切な管理、公印等の管理の徹底、適正な時間外等いろんな中で、そうした中で勤務を確認するという。また職場環境の見直し、相談しやすい職場風土の醸成、職員相互による職場の研修の推進。そうした中で日々に対する業務となるそうした財務法令等の実施とか、そうした勉強会をもう一度やっていきたいと。また、管理職等による職員のフォローアップも考えていきたいということで、最後には服務規律の確保という形で私たちの職員に対して指導等を行っていききたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長ですね、今年の5月25日ですね、消防職員が事故を飲酒運転によりまして事故を起こしたと。これに対してですね懲戒処分として免職を言い渡してるわけですね。市長がよく、武田節ですか。好きな言葉をよく使いますけど、私に言えば、この三国志の諸葛孔明が「泣いて馬謖を斬る」というねえ、思いで多分市長もそのような処置をしたと思うんですけど、この職員の身になってみてもですね、まだわずか22歳の消防職員です。それで人生ある意味では人生狂ったわけですねもう職員としてなくなったから。今から大変な困難な人生を歩くと思うんですよ。10年、20年後、本人は後悔すると思うんですね。そりゃ本人の気持ちとして分かるんですけど、そのまたトップとしてね、市長がそういう「泣いて馬謖を斬る」というようなね思いを、そういう規律を守るためにね決断して免職したと同時にですね、その横では既にまたこういうことが起こってるわけですね。職員が何て言うんですかね、反省の色がないという状況なんですけど、その辺のね、市長がそういう処置をとったという気持ちをねもう一度、どのような気持ちだったのかというのを答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員さんの消防職員、これの何か月か前にですね、鶴見の職員が飲酒による自損事故を起こしたということで、こういうことがあれば、そうした中での懲戒を辞さないという形まで職員に通達したわけです。そうした中、同じような形が起きたので、これほど言っても自戒の念がないということで懲戒をさせていただきました。私にとりましてもそうした、武田節の中に、人は石垣、人は城という、そうした中の信頼感というのは本当にまあ残念ですが、失われたなあと。また、こうしたことが起きたことについてはもう私も言葉に表わすという言葉がなかなかできない部分だと思っております。これについては職員に改めて、また私どもの管理職についても改めてそうした形の中で通達していくということで、本当に残念でならないということの一言です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 消防長にお尋ねします。ねえ直属の上司ですからね。そのこの思い、自分の部下を免職させるという思い。その思い、どういう思いやったのかな。そういう思いを一般職員にもね伝えてほしいというのが私の願いなんですけども、切られた方もそれはね人生狂う。22歳ですから大変なことですけど、切る方のね、いわゆる免職したという直属の上司

としての思いをね、ここで胸のうちをちょっと聞かせていただきたいですけどね。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 職員の任命権者は私消防長にあります。私の任命権者は市長であります。今回の事故につきましては、私といたしましては平素の勤務状態を見ますと非常にまじめで好青年でございました。事故を聞いた時にはまさかという思いで一杯でございました。処分につきましては、私の感情といたしましては、もう断腸の思いで、一応心を鬼にして処分を下したというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あの今、市長もそう、消防長もそうですね。そういう切る方の思いも悲しい思いをしてるんですね。これも一般職員に対してはね、そういう思いをもっともってほしいんですね私にすれば、切る方も悲しい、切られるのも大変なことですけど、人生狂うんですけど、そこのところをもうちょっとね職員には思いを伝えるということも大切じゃあないかと思うんですね。公務員としての自覚が全くないとっていいと思うんですよ。この5月にやったってということにはもう既にその時に、この次に移りますけれど、同じような事件が起きてるわけですね。同じ事件というよりも、性質は全然違いますけどね。そういう思いを職員の方に伝えてほしいというのが第1点目です。1点目はもう終わります。

小項目イとしましてね、今後二度とこのような事態、特にですね建設酒井部長に対してですね、使途金不明の発生等、繰り返すことのないように、その原因を徹底的に調査すべきだと考えるが、執行部、市長でもいいですけど、執行部はどのような対処をするのか。それと執行部はこの不祥事の原因についてどこまで把握しているのか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 私の方からお答えします。まず、使途不明金の対応についてということで、昨日、後藤議員の質問でもお答えしましたが、再発防止のための検討会議を立ち上げてまして、現状を調査の上、再発防止対策を実施する予定にしております。それから、今回の一連の不祥事については、業務のチェック体制や職員管理の面が不十分であったということも否認しません。それで管理体制の強化も図っていききたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長にあとで、担当部長にもお尋ねしますが、部長にいいですけどね、私原因追及を個人の犯罪を暴くために行えというわけではないんですね。原因追及はね、もう悲しいことがこんなに頻繁に不祥事が発生するのだから、現状のね職員に対しては人としての当たり前モラルや人間性をもう期待しても無理だと思ってるんですよ。そこでね徹底的に原因を追及して、犯罪をもう予防する方法にね力を入れた方が、市民のためになるのではないだろうかと考えてるわけです。その辺の考えはどうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まずですね、一応どういうふうにやっていくかということは、昨日からも度々申し上げておりますけど、まず、やっぱり研修はこれは必ずやっていかなければいけないということで、まず、管理職はともかくとしましてですね、職員個人、やはり一番何かって問題はやはり地方公務員である以上は、職員個々の問題というののもかなり大きいと思います。それで法令基準に照らして厳しく処分をやっていくというふうにはなると思いますが、それも即、懲戒処分になった時には即、公表するというふうにも先月一応改めておりま

す。その前は軽微なものについてはというちょっとあやふやなところがありましたけど、懲戒処分についてはもう速やかに公表していくことをしております。それから今言いましたように、当然地方公務員です。公務員としての制約、いろいろあると思います。秘密を守るとか、いろんな職務上の命令に従う義務とか、法令の遵守義務とか、いろいろあります。これはもう当然個々が気をつけていかなければいけないというふうには思っております。それをやはり強く求めていきたいと。そのためには人材育成の基本方針、あるいは勤務評定の整備をやっていかなきゃいけないというふうには思っております。それから行政組織の規則というのがあります。その当然、部長は何をする。課長は何をすると、いわゆる管理をしていかなければいけないという。その中の規則の中にあります。それもやはり徹底していかなければいけないかなというふうには思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 総論はいいんですよ、部長。今回の事件というのは原因を徹底的に追求しようというのはどう考えてるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、今回のですね、まず主なものはやはり現金を扱ったと。それと通帳、恐らくそこらが盲点になっておると。普通だったら口座振替だったらまず現金を扱うことはないんですけど、そういうところを中心にですね、今度は管理の防止、委員会みたいな今言いました。立ち上げまして徹底的にそこらを調査しながら職員に周知を図っていききたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あのですね、今回の事件、個別に入りますよ。個別に入りますね。死亡退職ということになるんですね扱いとしては、これ懲戒処分の対象になるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 本人が死亡しておりますから、懲戒処分の対象にはなりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） そしたらね、当然ですね死亡退職だから、退職金の支給っていうのがあるわけですね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今の条例でいけばですね、退職金は支払わざるを得ないというふうになっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 条例上は確かに死亡退職ですから懲戒処分の対象にならないから、それは当然だと思うんですよ。でどういう措置をとるんですか。それに対して。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 退職金の支払いを遺族に行うというふうになると思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 刑事告発をしないということですね。そういう意味ですね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） そこらはですね、まだ検討はして、検討はしておると思いますが、まだそこらはどうするかというのは決まっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、刑事告発をしたときはどうなるんですか。退職金の件については。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） そこらはちょっと私も勉強不足で分かりませんが、退職金は取りあえず今は払わなければいけないという感覚であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） その件は分かりました。それではですね、担当部長にお尋ねします。あのですね、私一般質問するのに資料提供をお願いしたら、資料が挙がってきてないわけですね。ほとんどね。事実に関して。本来であれば、書類をコピーでもくれたらいいわけでしょ、議員が質問するんだから。それ来てないからね、基本的なことだけお尋ねします。数字は言いますけれど、数字は気にしないでください。そんなに細かい数字は気にしないでいいですから、予算編成を要求するときにはですね、要求は何に基づいてやるんですか。そのいわゆるゼロベースで要求するんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。平成20年度のこの確認申請の手数料の予算の当初予算の要求額につきましては、平成20年度の当初予算の編成時期が平成19年度の途中でありますので、平成18年度の確認申請の実績に基づいて当初予算額を算定したということになります。それによってこの程度の申請が出るだろうということで予算を作成いたしました。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、普通そうですね。予算編成要求するときには恐らく前年度かあるいは毎年度の実績でいきますよね、実績で。それでね、そこを確認しときますはね、で何で平成20年度は、平成20年度ですよ。予算が急激に上がったのかと、当初予算ですよ、当初予算でいきますよ。1,221万8,000円当初予算、19年度ね、19年ですよ、前年度の決算、19年度決算、181万6,970円ね、これ本来いくんじやったらいきなりぼっと上がると何らか理由があるんでしょ。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。この確認申請の手数料につきましてはですね、先の決算委員会でも御説明いたしましたように、先のいわゆる構造疑惑と言いますか、いわゆる耐震構造を偽造したことによって不適格な建築物がたくさんできたというまあ社会問題になりました。これを受けまして、平成18年度建築基準法の一部が改正をされまして、一定規模以上の建築物につきましては、都道府県知事の構造計算適合性判定これが義務づけられました。これが平成19年の6月20日以降のものに適用されることになりましたので、新たな制度といたしますか、ということから19年度あるいは20年度からこういう予算を新たに設けたということになります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 特別な事情があったんですね。上がったということはね、そうですね。それですね20年度、20年度の問題の年ですね、横領額がこれ決算額ですね、決算額でいきますよ。20年度決算、894万501円になってるんですね、もうおおざっぱでいいですよ。なってるですよ、確かに上がったんですよ。そのうちに問題の役務費、743万2,180円ね、19年度ですよ19年度は幾らだったかっていうたら21万8,797円、これ今この差額をね急激に上がるという

のは特別の事情ですから構いませんよね。それを今事情を言ったんだから新規になりますよと。それで今言う横領額は510万9,000円になっとるんですよ。これをですね横領額はこればうそだというのであれば、横領されたもんをねさっ引く、現実問題としてさっ引くわけなんですね。そうした時にね20年度の決算、決算ですよ。建築確認事務費としては381万1,501円になっとるんですよ。そのうちの役務費がね232万180円ですね。これここまではいいです。私かね疑問に思うっていうのはね、部長ねこれ、これ資料、会長会の資料ですけど、決算委員会の12日に分かったって言ったでしょ説明が、説明がですよ。12日に分かったと言う、私が言うのは12日に分かったて言うんでしょ。ここで疑問点を私は持つておるんですよ。少なくとも今度、本当市で今年の今言いますよ、今20年で言いよるんでしょ。21年の当初予算はなんぼやったんですか。342万9,000円、これ役務費も入っとるわけですよ。本来であればね前年対比でいくのであれば1,200万ぐらいないとおかしいんじゃないですか。予算編成するとき、要求するとき、それを言うんですよ私は、だから何が言いたいかというところでですね、この問題は平成20年の21年度の予算要求をするのは12月ごろでしょ普段、であれば1,200万から300万に落としちよる前年度並みこれほとんど一緒ですね。下がったということですよ、前年対比で上がってないんですよ、また元に戻ってるんですよ金額がね。その時に予算要求するとき、決算するときじゃなく、予算要求するとき当然差額が出とったらこれおかしいやないかと分かつとるはずなんですよ私に言わせれば数字は、だから内部ではもっと早い時期に分かつとったんじゃないんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先にお答えいたしましたように、チェック体制が徹底されてなかったと。それはもうおっしゃるとおりでありまして、12日の決算委員会の当日細部にわたって担当部署がチェックする中でこの数字の異変に気がついたというのが事実でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 酒井部長ね、21年度の予算要求の時というのは大体20年の12月ごろでしょねえ、そしたら前年度対比でいったときには、この時に21年度の要求をするときに232万180円ということがもう分かつとるわけですよ決算額は、要求するための基礎、基礎ですよ。それ分かつとるのに少ないのにな、ここで20年度特別多いなというのを気づかな悪いんですよ内部的に、それができてないというわけなんですか職員が。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。21年度の当初予算の編成におきましてはですね、実際確認申請の受付窓口担当が実際に平成20年度に取り扱いましたのが5件、229万1,000円これが実際の確認申請の適判の費用でありましたので、これを基に編成したものというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それやったらおかしいやないですか。800万ですよ現実に、金使ってるのは現実に使ってるのはこの役務費というやつは740万ですよ使ってるのは、この時に200なんぼで実績あった、ここ差額が500万ぐらいでおかしいって気づくのがおかしいやないですか、気づかなおかしいですよこれが数字からいけばね、もしそれをね全く気づかないちいうたら、その関係の上司ちいうのはその職の必要な確性を欠くと認定されてもおかしくないでしょ。上司としてね、こんな誤差が出てるちいうのをその場で気づかな悪いでしょ。さっきから言

うように予算要求をするときには前年度の実績をやるわけでしょ。そしたら前年度実績というのは20年度実績であれば700万の金が横領された入れたときに700なんぼが実績なんですよ。お金としては、それが今度の実績ですよって200万ちいうのは話がおかしいじゃないですか。当然この時に気づいとらなおかしいんですよ、気づいてないというんであれば職員が、怠慢ちいうことじゃなくてね、怠慢ちいうんじゃないですよこうなってくると。的確性がないということで上司が、責めてもいけないですけど、もうそういう認識でいいですね。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほど申しましたように、チェックが徹底されてなかった。もうそのとおりであります。ただ21年度の当初予算の編成においてはですね、それはそれぞれの執行部署から要求が上がってまいります。その要求部署である建築確認窓口担当としては、平成20年度の実績である5件、220万そこそこ、これをベースに21年度の予算要求は上がってきたということでございまして、その500万そこそこの不正が行われたというのはその時点では把握していなかったというのが実態であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） いやね、その把握してなかったっていうんじゃないかって、実際お金がね20年度のお金が決算ベースでお金があったのは890万ほどお金がね出てるわけですよ、これベースでしょ。私ならこれベースなんです。もう今ねいいですよ、私はね個人的にねえ酒井部長を責めるつもりはないですよ。私は個人的に部長が憎いとかそんなの思ってませんね。部長の答弁を聞いていたらなかなか安定度のあるいい答弁しとると思いますよね。それはもうそれで分かりました。それじゃあ総務部長に聞きますけど、こういう場合はどういう処置をするんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。この際の処置というのは別にありません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） じゃあ関係職員に対して懲戒処分とかそういうのをしないわけですね。懲戒処分、関係ですよ。当の本人じゃないですよ。懲戒処分ていう公務員法の29条です。この中に三つ要件があります。これ説明しましょう。読んでいきましょう。29条の法律をちょっと読みます。職員は次の各号の1に該当する場合には、これに対して懲戒処分と戒告・減給・停職又は免職の処分をすることができる。と、1としまして、この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合。2号として、職務用の義務に反し、又職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合。こういうのが懲戒処分の条文です。この場合ですね、懲戒処分の場合、特に故意・過失が要求されるんですね。今回はどうするんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 済みませんちょっとさっきの答弁勘違いしとったと思います。予算要求が間違っと思ったという感覚で今ありましたんで、当然、今言ったのに当てはまればですね、当然、懲戒審査会の中で結論を出していくというふうになります。懲戒処分の権限というのは任命権者にあります。任命権者のこれは裁量で決めますんで、当然、懲戒審査会の中で案を作っていくということで、最終的には任命権者が決定するというふうになっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それは当然です。私はもう一つ今回言いたいのはですね、第28条にですね。これ条文を読みますね。これはあなたが初日に後藤幸吉議員の説明にも、多分これ知っと思って言わなかったと思うんですけど、いわゆる給食の職員は首にできませんよという答弁をしたんですね。私これ28条、これ俗に言う分限処分でしょ。これ話しますよ。読みますよ。職員が左の各号の1に該当する場合においては、その意に反してと、職員の意思には関係ないですよという意味ですこれ。これを降任し又は免職することができる。1号としては、勤務実績がよくない場合。2として、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないこと。3号として、第2号に規定する場合のほか、その職に必要な、ここですさっき私が言ったのはさっきの部長に言ったのはそこなんです。その職に必要な適性を欠く場合、それと先ほど後藤幸吉議員に言われたときの給食の職員の首の問題ということでできませんよという答弁をしたけど、4として、職制若しくは定数の改廃又は予算の減収により廃職又は過員を生じた場合とあります、この場合は当然できる解釈だと思います。部長は当然分かっと思って答えなかったわけなんですけれど、これほどね私に言わせればね、懲戒処分ならもうほとんどあれでしょう。内容としては戒告と減給と停職と免職よね。分限処分の場合は降任ちいうのがあるんですね。免職と降任、これだけね事件が起こって責任を取る人がいない。なんでって思いますよ。責任を取ると言うことがあまりにもなさすぎるちいうんじゃない、取らんのですよあなたがたは。だからこんなんが次から次に起こるんですよ。だからこの際ね、市長にね企業感覚でやるのであれば、こういう事件が起こった場合はね、直属の上司とかね関係、当の本人は当然ですよ。監督のある人であればこういうところを、分限処分を適応したらどうですか。その辺はどのように思ってますか。もうこれ市長にお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 分限処分のことですが、清家議員の言われる非常に強い立場をもった処分ですけど、これも段階があるかというのはちょっと私もこれについては経験がありませんが、懲罰委員会等でこの点についての論議はさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 分限処分は懲戒処分とは違うんですからねこれは。あくまでも執行者がやりゃあいいわけでしょ、そこまでやるのであれば。条例上、法律で違うわけなんですよ処分の仕方が。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 懲戒処分とまた分限処分とはまたちょっと違います。それとですね、さっき休職って言ったんですけど、私は給食調理員の関係で昨日質問があったんじゃないかと思うんです。休職者じゃなく、だったと思うんです。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私はね調理員が不要になったから免職しなさいと言いはるわけじゃないんですよ。あなたはね当然この条文をね、分限処分という条文を知っと思ってね言ってないでしょと。私はこれを該当するでしょやると思えば。私せえとは言わんですよ。必要なくなったらできんことないでしょという意味ですよ。これは法律でここあるんだからちゃんと、何で言いはるかち言うたら、本来あなたどもが資料出しちよら私はこんな六法まで持ってきてものを言う

わけないんですよ。あなたが基本的なことを言わないと仕方なくなってるから私は六法持って言いよるんですよ。さっき言ったでしょ。職制若しくは法定定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合はいいんでしょ。できるじゃないですか。私それをせえって言いよりゃあせんですよ。それする理由はないけど、それは裁量的にそんなことをする理由はないですよ。だけどできますよということですよ。そのぐらい強く臨まないかね、今の職員どういうことをしよるんかということですよ。さっきこそ言ったでしょ消防職員、若い22歳の職員の職を閉ざして、その横では横領をやりよるんでしょ。その横領をやる人に懲戒、さっき言った法律上はね懲戒処分できないから退職金払いますよと言いよるでしょ。払うなとは言いませんよ、刑事事件する場合どういう手続きありますか、刑事事件ができますかと言いよる。私は死者にねむち打つつもりないですけど、そのぐらいの厳しさを持って臨まんと今のね市役所の職員のね怠慢さというのが正にこのとおりじゃないですか。それを言いよるんですよ。だから職員に対してね、そのぐらい臨んで公言するようにならんといいけないですよ。市長だけでなく消防長もさっき言ったろう。自分の部下を切るちいうことをね、切る方の気持ちというのを泣いて切るちいう。切られる方もそうなんですけど、トップとしてはその何で切らないけんのやろう、辞めさせないけんのやろう。その22歳の若い職員のね将来を切ってしまうんですよ。その思いというのは市役所の組織、規律を守るだろうっていうて切ったんでしょ。その思いを知らせんと職員には。それが全然通じてないから次から次事件を起こすんでしょ。無法地帯って先ほども三浦議員が言ったから、そういう状態になってるわけですよ。それは何が原因かということ、私に言わせれば、責任をとることが確かに職員の場合はないです。規制はないですね。故意・過失ない限り、だけどそれを事をこなそうと思ったら分限処分やって給料うんぬんちいうのは懲戒処分です。分限処分でもう降格させると、こういう事件があったら直属の上司が監督不十分だと。組織の効率化のためには課長であろうと、そういう立場の課長が係長になればいいわけですよ。そのぐらいやってほしいと言いよるんですよ。市長はね、企業精神であるという。民間の企業だったらそうですよ。民間の企業やったら降格なんちいうんじゃないですよ。もう首ですよ、そんだけ厳しいんです。そんだけ厳しくやってよって言いたいんですよ。別に私も部長と個人的に部長にね恨みがあるわけじゃあないんです。ここにおける議員さんも30人の議員さんはそれぞれ8万人の市民から選挙という選択、洗礼を受けて出てきとる。立場でものを言いよるんですあなたたちに対しての話で、個人的にあなたを恨んでるわけじゃあない。私は個人的にあなたも好きですよ。逆に言えばね。だけど議員という立場で言わざるを得んとね、さっきもあなたどもと一緒になんです。「泣いて馬鹿を切る」と。それと同じですよ議員も。市民のために8万市民のために文句言ってるわけですよ。今後どうするのですかということを書いてるわけですよ。そこの自覚を言ってるわけですよ。その辺もう一度。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 懲戒、分限というのはまたちょっと、もうちょっと研究してみないと私も今は分かりませんが、分限処分についてはですね、例えばよっぽど病気とか、そういう場合には当てはめていく場合がありますけど、一つの業務の中であるとか。あるいは多く、人間が今行革の中で減らして行って余ったから首にするとか、そういうのは恐らくできないんじゃないかということは思っておりますけど、それ以外ですね今言ったようなことについては研究して、今からもいって、ある程度厳しくやれるところは厳しくやっていかないと、

この状態は抜け出せないんじゃないかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員から分限の関係を言われておりますが、懲罰委員会の中で委員会を設置してですね、その中でいろいろ調査した件もあります。過去にはですね、職員はですね1名、私の任期期間中に分限処分によって職員を辞さした者がおります。そういう形で職員についてはそうした処置もとったということをお伝えしておきたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長ね、市長が言ってるようにね分限処分っていうのは例外的でね、今までね適用してなかったわけですよ。これは職員との関係があったと思うんですよ当然、ここは一番ね職員としては一番弱いんですよある意味ではね。組合との関係でこれを適用するかって、しないかっていう話でね極力抑えてきたわけなんですよこの条文は。最悪はねこの法律ですよこれ、地方公務員法これは、さっきの適用できないちいうことはないですよ。やる気があるかないかですよ。判断としては、だけど先ほど言ったように、調理員が不要になったから首切るちいう、そういうことは私どもは望みませんよ正直なところね。ただ、こういう事件が朝晩起こってくるのであれば、そういうところにはここまで強くね、懲戒処分じゃどうにもならんところがあれば分限処分やって、組織の効率化、安全性ていうのを考えていかな悪い時期に来とるよ。こんだけの事件を起こせばね。朝晩ですよ、まだ隠ぺいとか隠しとること何ぼでもあるじゃないですか。今まで追求してないだけですから。あんたどもは私ね、資料を何ももらわん。私は資料がないから基本的なことを言いよるんです。そういうことです。以上、これは終わります。

小項目ウとしてですね、職員の人事管理について、職員の人事管理はどのような方法で行われているのか。また、その手法は正常に機能していると考えているのかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。職員の人事管理についてということです。申すまでもなく、職員の服務規律や勤務状況等については、管理監督する立場にある課長が掌握して業務がスムーズに遂行できるように、部長、係長等と相談しながら日々注意を払っておるところであります。ただ、心身の故障や勤務状況に問題のある職員が発生した場合は、総務課とも協議しながら対応しております。また、部課長等への昇任については、職員の経歴や勤務実績等を考慮のうえ、人事異動の中で検討して昇給及び給料表の昇格については勤務年数や経歴によって実施をしておるところであります。現在の管理体制は、旧佐伯市の時代から続く基本的な手法であって、現在のところ特に支障があるとは大方は考えてはおりません。しかしながら、旧来の管理手法は部課長等の資質に負うところが大きく、合併して組織が大きくなったこと等も考慮しますと、今後は客観的な指標による勤務評定や目標設定による業績管理、管理監督者を始めとする職員の意識改革、さらには専門職を育てる人事制度等を検討しながら職員の管理・育成を総合的に推進する体制を整える必要があると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長もう時間がないからあんまり言いませんけど、正常に機能しとったらこういう事件は起きなかったでしょね。当たり前の答弁をしとるけど、今後のね改良ちいうんか、その辺の要望をして、これはこの件に関して終わります。小項目の工についてですね、

不正経理について、新聞等で市情報推進課の不正経理が報道されているが、それは真実なのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。新聞報道等で不正経理が報道されているが、真実なのかということで、先の決算委員会でも説明をしてきておりますけど、今回の差し替えによる不正経理につきましては事実であります。誠に申し訳なく行政に対する市民の信頼を損なうものであり、二度とあってはならないことでもあります。今後はですね、やはりさきほどもずっと言ってますが、職員の資質の向上を図って綱紀肅正を徹底していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もうこれも時間がないんで省きますけれど、部長ね、私が知ったのは新聞で朝日新聞の報道です。せめてねえ、議会議員にはね前もって分かればねえ知らせるのが本来じゃないかと思うんですけどね。これ要望です。これは終わります。小項目オについてですね、今後の対応について、一連の新聞報道が真実であるので、真実であるということでございますので、執行部はどのように対処するのか。その考えをお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） もう先ほどお答えしたとおりでありますけど、公金管理の徹底等については、検討会議を立ち上げて、現状の調査を行いながら再発の防止には取り組みたいというふうに、これはもう前からずっと言ってることであります。また、不祥事に関連した職員については、現在懲戒審査会で審査を継続しておいて、まだ結論は出ておりませんが、審査終了後には処分を実施して公表する予定にしております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これもですね、私の言いよるのは一連一緒なんですよ、もう責任をとるっていう体制やないからこんななんです。だから先ほど市長が言ったように、市長の企業感覚ってことで分限処分も適用するというぐらいのね気持ちで職員に対して臨んでもらいたい。これを要求して終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

次に10番、上田徹君。

10番（上田徹） 10番議員の新風会所属の上田徹です。よろしくお願ひいたします。ただ今の清家議員の迫力ある質問の中で、私自身も大変重苦しい雰囲気があるわけですけど、私は私なりに自分のペースで質問をしていきたいというふうに思います。これまで各議員の方からもありましたように、8月の衆議院選挙以来、大きく政治情勢が変ってきました。何人かの質問の中にも言葉として事業仕分けの状況やコンクリートから人への言葉に表れているように、これから私たちの地方でもこの社会の流れを的確にとらえて、このいろんな施策について議論をしていかなければならない。そういう今、過渡期なそういう時代だというふうに私は思ってます。そういう中で本当に公正・公平なこの地域社会をつくるために一議員としても積極的にかかわりながら協力して動く、この協働の力でより良い佐伯市づくりに努めていきたい。そういうふうにも思っています。そういう中で、早速質問に入っていきたいというふうに思います。今回は大きく2点について、一問一答方式で質問をしていきたいと思っております。1点目は、毎度毎度の国道217号線、戸穴バイパスの整備について、2点目につきましては

は、生涯スポーツの普及について、この2点で質問をしていきたいというふうに思います。まず初めに、恒例の217号線戸穴バイパスの整備について質問をしていきたいというふうに思います。小項目アの大分県のプラン作成の状況についてお聞きいたします。先ほどのコンクリートから人への言葉のように、国の政策転換が大きく変わってきましたが、一方では、真に必要な道路は整備していく。そういう言葉も発せられてます。正にこの佐伯市にとっても大事な国道でもありますし、地域住民の生活道路でもあります。昨日の質問の中にもありましたけど、私たちの命を運ぶ道路でもあります。そういう国道でもありますから、決して斬り捨てられるような状況にはないというふうに私は思っていますし、必ず国の施策の中でも理解得られる国道整備だというふうに思っています。6月の一般質問の中で、県としては佐伯弥生バイパスの進ちょく状況を見ながら次に戸穴バイパスへ、そういうような説明を受けているとの答弁がありました。この先月の11月30日、脇・高畑間の開通もなされました。高速とのつながりで大変便利にもなっています。残る臼坪との間も整備の目途がたっている。そういう状況だと聞いております。また、9月議会では、佐伯の土木事務所長の言葉として、今年度にルートを検討して来年度には地元等にも少し説明に入っていきたい、そういう話がある。と建設部長の答弁もありました。また、部長自身も事業着手に向けた具体的な計画が、小さな光ですが視界に少し入ったかなというような認識をしているとの答弁がありました。そこで部長の方にお伺いします。現段階、この12月段階で県の方でのプラン作成の状況としてはどうなっているのか。分かる範囲で結構でございますから、お聞かせをお願いいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 上田議員に国道217号西上浦から八幡交差点の間の整備についてお答えをいたします。先の9月議会でもお答えをいたしましたとおり、この国道217号、通称戸穴バイパスにつきましては、現在県の方で事業化に向けたルート案についてもう既に検討に入っております。県によれば、来年度のできるだけ早い時期に期成会を中心にした、いわゆる地域といいますが、市も含めた地域にそのルート案を提示をしたいということで、正にいよいよ事業実施に向けた視界に入ったということが言えると私は思っています。今後は、事業実施に伴う地権者や地域の協力体制が正に事業の着手の時期やあるいは事業の進ちょくに直結いたします。議員におかれましても地域の調整やあるいは又用地の協力等に是非御協力を賜りますよう心からお願いいたします。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 9月議会において同様のような答弁をいただきました。そしてさらに今議会で地域への提示をしていきたいと。早い時期にということで地域にとっては大変明るい情報だというふうに思っています。しかしながら、実際にこれを実施していく、そういう状況までにはまだまだたくさん大きな課題があるだろうというふうに思います。促進期成会を含め地域、いろんなところとやっぱり協力体制をとりながらこの事業が早期に着工できるように一議員としても積極的に頑張っていきたい。そういうことを言いながら、もう状況だけの質問ですから、アについてはこれで終わります。ありがとうございました。続きまして、小項目イとして、山本副市長の認識、見解について少しお伺いします。山本副市長につきましては、つい最近まで大分の方で県の職員として活躍をされていた。そういうふうに思っていますが、また一方では、蒲江出身ということで、この戸穴バイパスにつきましてはどのくらいの認識が

あるのか。またこの9月議会にも私質問してますから、山本副市長自身がこの現場を見たかどうなのか、そのことも含めてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） それではお答えします。議員御指摘の区間、現場視察をしたかとの御質問ですが、私はかつて佐伯土木事務所に勤務した経験もございますので、現地の状況はおおむね承知しておりましたが、10月7日に改めて現地視察をしてみいました。当区間はカーブが多く歩道が整備されていないため、地域の方々の強い要望がよく理解でき、早急な整備が必要であると改めて認識したところでございます。関係各位とともに、早期事業化に向け努力をしてみたいと考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 見ていただいたということで、私も佐伯土木事務所に以前勤めていたということを知りませんでしたので、大変失礼いたしました。この区間の整備については地域にとってはもう20数年前からの念願でもありますし、期成会そのものも10年前に立ち上げたような状況です。そういう中で、今、今後少し明かりが見えてきましたから、地域の皆さんとの協議をしながら一緒にこれからの事業推進に頑張っていくという声をいただきました。是非山本副市長の力を貸していただきたいなあというふうに思います。この実際、危険性というのは県の方にも理解していただいているからこそこの光が見え始めたわけですから、これから地域の中にも入っていただいて、いろんな声を聞きながら、事業推進に力を貸していただきたいことをお願いして、大項目1の質問については終わります。

それでは続きまして、大項目2の生涯スポーツの普及についての質問に入ります。まず初めに、小項目アとして、現在のこの佐伯市の生涯スポーツの現状についてお聞きいたします。生涯スポーツということで、担当はといえば教育委員会、体育保健課というふうに聞いておりますけど、なかなか範囲の広い状況にあるというふうに聞いてますから、把握してるもので結構ですので、どのような団体があるのか。そして団体数、そこにいろんな形で参加されている、生涯スポーツを楽しんでいる方の人数等が分かればお聞かせください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 最初の生涯スポーツの現状についてということで、お尋ねでございます。改めていうまでもなく、全市民が何らかのスポーツに接するということは大変健康増進の意味からも非常に重要だというふうに教育委員会でも思っております。広大な面積を誇る市内には数多くの市民が地域ごとに、それから又職場ごとに団体を組織されてスポーツに現在親しんでおります。現在佐伯市は市の体育協会を組織しております、野球や水泳等の競技スポーツが中心となっております。その団体が36団体、旧佐伯市地域の体育協会が11地域、旧南郡地域の八つの振興局単位に体育協会支部として加盟をいただいております。お尋ねの生涯スポーツ団体の体育協会の加盟は、現在65人の団員が在籍しております佐伯市レクリエーション協会のみでございます。このレクリエーション協会は去る10月25日に弥生のスポーツ公園で各施設を主会場として、大分県のレクリエーション大会を主催をいただきまして、市の内外から約500人の方々が各種軽スポーツにチャレンジする機会を与えていただきました。このように体育協会の加盟団体は活動も把握できますが、そうでない団体につきましては、体育施設を借りにくる利用申請の中でしか団体名を確認することはできません。お尋ねの生涯スポーツ団体の団体数、あるいは総人数、それから団体名の把握につきまして

は、現時点ではできておりません。歩こう会とかいろいろな団体があるとは聞いておりますけども、正式に私の方では把握をしておらないのが現状でございます。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 正式な数、人数というのは把握してないということで、そういう回答ですけど、私の知っている範囲では、いろんなやっぱりこの生涯スポーツというふうな範囲の中に入るのかどうかというのまだはっきりはしてませんが、いろんな軽スポーツを含めやる方たちがたくさんいる。これはもう事実、今教育委員会の方でも認識してるとおり、体育館やそれぞれの体育館、三余館、和楽、いろんな学校施設をお借りしてるときもあるそうですが、いろんな施設で日中や夜間、やっぱり利用して健康づくり、仲間づくりに取り組んでいるということを聞いてます。事実私も日中番匠体育館なんかに行ったときに、多くの方たちがそこでいろんなスポーツを楽しんでいる姿を見ました。実際、この生涯スポーツというふうにもうひとくくりで今私は言ってるんですけど、この中でそれぞれの各団体が、例えばレクリエーション協会だとか、インディアカ協会だとか、何かたくさんあるんですけど、そういう県の段階ではそういうふうにはたくさん協会的にもってるんですけど、佐伯市段階でまだ協会というものができてませんから、それぞれの個体でそれぞれやられてるんだろうというふうに思います。で、今回、私の質問について大項目に普及についてというふうに書いております。まず、現状認識としてどのような団体があるのかなということで先ほど聞きましたけど、これをやっぱり多くの人たちにここに参加していただく。このことがやっぱり参加する。そういうことをお願いしていきたいし、そういう機会を広げていく普及ということもやっぱり必要ではないかな、そういうふうに思ってます。その時に、なかなかそれぞれの単体単体では非常に活動を皆さん方に見ていただくということも難しいですので、最終的な今回の質問の目標でもありますけど、そういう生涯スポーツに対して何らかの組織的なものを立ち上げたいなあ、そういう意味で質問をしているところでありますけど、1点お聞きします。教育委員会として、この大くくりでありますけど、この生涯スポーツ、この辺に対する基本的な考え方、今、実際現状はどうなのかということだけを聞きましたけど、ここの基本的な考え方について教育委員会の考えをお聞きします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） この生涯スポーツの基本的な考え方ということでございますが、特に先ほど議員おっしゃられましたように、小さな協会を作って運営しておるということは聞いておりますけれども、全市民に向けてのこの生涯スポーツの普及につきましては、各体協支部でかなり取り組みをしていただいております。佐伯旧市内でも毎年体育大会をし、レクリエーション的なスポーツを地区民に新しいスポーツとして普及していただいたり、各振興局におきましてもそういう体協支部の方で市民を対象にした体育大会の中などで、そういうスポーツに対しての普及をしていただいております。そういうことを踏まえまして、各小さな競技団体として、今後は育成していくべきだろうというふうには思っておりますけれども、それをこの現在体育協会の支部として入っていただけるような方向で考えていきたいなというふうに思っております。ただ、今総合型のスポーツクラブも育成をしております。そういう中でも十分にそういう軽スポーツ、または生涯スポーツとなるような種目もございますので、そういう部分も取り組んでいただいて、それこそ若い人から年寄りまで活動できる総合型スポーツの普及にも力を入れていきたいというふうにも考えており

ます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 最初、質問の中で言いましたように、生涯スポーツの担当はということでいけば教育委員会ということで、まず教育委員会の方から現状と生涯スポーツに対する認識について今お聞きしましたけど、一方、この質問をするときにいろんな方たちとお話しをしている中で、そして又いろんな県の段階でのそういう協会が、生涯スポーツの協会というのが県では作られてますから、そこを見た時に、あれこれは教育委員会だけではないな。少し健康増進、そういう意味との合体という部分もあるんじゃないかな、そういうふうに私は思いました。そこで福祉保健部健康増進課でしょうけど、そちらの方にお聞きをいたします。この生涯スポーツといわれるものと健康増進についての基本的な考え方、そしてまた、決算委員会でも少し医療費の削減に効果が少し出た。そういうような話もされてましたけど、医療費との関係についての考え方についてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 健康増進課としての生涯スポーツに対する認識についてですねお答えいたします。生涯スポーツとは、その生涯を通じまして個人のライフステージや目的に応じたもので、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に、だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加でき、継続してできる身体活動のことと認識をしております。最近では生活が便利になり、日常生活の中で身体を動かす機会が減ってきています。そのため、運動不足の人が急増していると言われております。しかし、食生活は豊かになり、エネルギー摂取量は過剰になる傾向があります。このような生活は生活習慣病の元になっております。運動すれば心臓や肺の機能が高まり、持久力を高め、血管を若々しく保ち、生活習慣病の予防になり、骨も丈夫になりますので、健康増進課としましても生涯スポーツの普及は重要な課題だと考えております。佐伯市では、市民一人一人が生きがいを持ち、健康で人生を満喫できる町を目指し、健康づくり計画さ～いきいき健康21を平成18年5月に策定をしております。計画の中では生活習慣を改善し、健康を増進し、病気の発生を予防する一次予防に重点を置いた対策の推進をしております。その中でも運動習慣の獲得を重点目標にあげ、住民の生活の中に運動習慣が根付くことを目的とした教室を開催をいたしております。陸上運動教室のWAY WAY教室やひざや腰が悪いため陸上では運動ができない人を対象にJ A B J A B教室を開催してきております。平成20年度の評価としましては、平均体力年齢は平均6、7歳若返っております。体力測定の結果でもほとんどの項目で改善が見られております。また、血液検査でもコレステロール等有意に改善をされております。また、さらに地域へ運動をスムーズに普及していくために住民自身が指導者となりまして、運動の架け橋となってもらえるような地区組織の育成を図ってきました。現在では、佐伯市運動普及推進員も52名となっております。介護予防や健康づくりに活動していただいております。実績としまして、平成20年度は266回、会員719人が約4,000人の指導をしております。医療費効果についてでございますけれども、ちょっと古いんですが平成14年度に国民健康保険加入者でWAY WAY教室によく参加をしている方20人を対象に教室開始前1年と教室参加中の1年間の医療費の比較をしましたところ、433万円が366万円となりまして、約67万円、15.5%減っております。今後におきましても市民の皆様が健康づくりのため運動習慣が根付いていけるようですね、生涯スポーツの普及に体育保健課など関係機関と連携をとりながら事業の推進をしていきたい

と考えております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今、健康増進の方からもこの生涯スポーツの基本的な考え方やその効果についてお答えをいただきました。確かにスポーツということではありませんけど、歩いてる方や体操という形をとってる方、いろんな取り組みの中で、そして健康増進課も率先してこのいろんな取り組みをやった結果として今、具体的にも医療費の削減という数値的にも出されています。今答えたように67万円という数字も出ているように、これが多くの方たちが参加することによって更にこの削減効果もあらわれるし、そのことは市にとっても大変重要なことでもありますし、それぞれの市民皆さん方の健康第一ですから、そのことにも大変効果のあるいろんな取り組みを今後とも是非続けていっていただきたいなというふうに思います。また、今回この質問にあたり、少しインターネットで調べて見たんですが、まずインターネットの画面に出てきたときに、かなり多くの市町村でこの健康増進という考えの下、そして自分たちの地域の住民が健康で楽しく生活していけるように、そして一方では、そこにかかわる医療費の削減という大きな効果が出るということで、いろんな所で取り組みがされているようです。特に最初この取り組みを大々的に始めた茨城県の大洋村というところでは、そこには茨城大学の医学部とのプロジェクトを組んでいろんな医学的にもこの検証をして2年間の取り組みということで、先ほどの医療費の削減と同様に大きな成果が出たということで画面にあらわれました。運動が運動習慣のないそういう人たちの2年間の医療費が9万5,614円、それがいろんな先ほど健康増進課やこういう生涯スポーツ等に参加されたり、いろんなことでいろんな教室参加をされてる方の結果が2万3,449円ということで、ここでも7万2,000円余りの削減がされてる。これはここは大洋村ですけど、ここにとっても財政的な部分で大きな効果が現われてる。この積み重ねを更に拡大すれば更なる効果が出てくる。そういうふうに思っています。健康増進課につきましては今後とも是非いろんな取り組みを続けていただきたい。そういうふうに思います。現状の状況を聞くということで小項目アについては終わりたいというふうに思います。続きまして、小項目イのこれからの普及方法についてということでお聞きをいたします。先ほど少し、自分の中でも先走ってちょっと話をしてしまいましたけど、大分県では国体や県民体育大会、そういうものに参加する競技スポーツの団体、それだけではありませんけど、そういう方たちを中心にした大分県体育協会というのが設立されています。ここは代表が知事ということになっているようであります。そして各それぞれの市に対しまして、市になると佐伯市体育協会というふうに、それぞれまた同様のいろんなスポーツ団体の連名や協会が構成をして体育協会が各市にできております。その代表っていうのは民間人の方も何人かいるんですけど、主に各市の市長が会長になって、その体育協会を構成しているということです。一方大分県には生涯スポーツ協会というのが数年前に設立をされてます。そこは先ほど教育委員会の方でも少し話がありましたけど、競技スポーツの団体と同一のような形で入ってるところもあるようにありますけど、大分県の生涯スポーツ協会というのは、本当に私も具体的に内容がどうなのかなというのがはっきり分からないような名前のところもあるんですが、ドッジボール協会だとか、インディアカというのは私もちょっと見たことがあるんですが、認識のないところでは、3B体操連盟そういうのもあるそうです。こういうことで十五、六団体が加盟をして生涯スポーツ協会というのは、県段階ではできておるそうです。その方たちの中でも皆さんも御承知のとおりだと思いますが、県

民すこやかスポーツ祭だとか、そういうのに参加されている。そういうふうな団体であります。また、先ほど高齢者福祉の方でも聞きましたけど、ねんりんピックは福祉関係の方でのそういう中で参加をされてるいろんな団体もあるそうです。その中で佐伯市のスポーツ団体の中にもねんりんピックで、先日いい成績を収めたということで、市の方にも報告に来てた。そういうのも新聞に載っておりました。そのように今、県段階ではこの生涯スポーツ協会を設立をして、そしてその中で、もちろんこれを多くの人たちに広めていこう、そういう意識でこの協会を設立しているというふうに聞いております。大分県の生涯スポーツ協会の会長は体育指導員の方ということで聞いております。ですから、それぞれの行政主導というよりもそれぞれ団体が集まって、そしてその中で広めていこうじゃないか、そういうような集まりだというふうに思ってます。まだ各市段階ではこれがあまり協会ができてないというふうに聞いてます。今回私は、是非この佐伯市においてもこういう生涯スポーツ、大きな枠をもった生涯スポーツの協会、そういうものを是非設立してはどうかということを考えているわけです。先ほど福祉部長の方から答弁ありましたように、今高齢化社会の中で、高齢者だけの医療費の増加ではありませんけど、やはり医療費の増加というのは大きな問題では一方でなってます。これが生涯スポーツということに参加されてる方、この方たちの医療費の削減というのは、先ほど数字で出ました。このように是非その効果というのは教育委員会としても認識してるわけですから、是非教育委員会だけではなくて福祉の方とも協働の中で、そして広い範囲の中でこの生涯スポーツ協会というものを設立をして、そして協会の中で各団体、小さな団体もあります。ですから、なかなか普及に向けては難しい面もあるわけなんですけど、それを協会としてやっていける。そしてできるだけ多くの市民の皆さん方にいろんな形で身体を動かす。そういう機会をスポーツをしていただけるような、そういうことをしていくべきではないかなというふうに思います。そこでお聞きをいたします。こういう市段階でのスポーツ協会の設立について、教育委員会としてはどういう考えを持っているのかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 生涯スポーツ協会等の設立は考えていないかという御質問でございますが、先ほども言いましたように、生涯スポーツ協会というのに代るものとして現在、佐伯市では総合型地域スポーツクラブというのを設立して、これは会員が若い幼児からお年寄りまで会員になれるという。そして先ほど議員御指摘の生涯スポーツとして楽しんでおる小さなスポーツ団体が行う、その専門の部分だけじゃなくて、あらゆる軽スポーツ、それから競技スポーツも含めてですけども、そういう種目を特定しないことができるというスポーツ団体でございます。佐伯市としてはこれの設立に向けて今努力をしておるところです。現在、「みなみスポーツクラブ」、それから「つるみ友（とぎ）クラブ」、「本匠ホタッピィクラブ」というのが現在三つのスポーツクラブが立ち上げをしておりますけども、平成22年度にあと2クラブが立ち上がる予定でございます。先ほども御指摘のように、生涯スポーツの普及として御提案をいただきました生涯スポーツ協会の設立につきましては、設立後の活動がどこが見えるのかということになると思います。行政主導でありますとなかなか補助金やら、そういうのが縁が切れたときがもうできなくなるというような状況が続いておりますから、そこらも含めて行政サイドで設立するのではなくて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツができるというような環境整備として、先ほど申しましたような総合型のスポー

ツクラブ、これを中学校単位で結成をしていきたいというふうに考えております。また、先ほどもふれましたが、体育協会自体も競技スポーツだけでなく、地域体協の支部につきましても、こういった軽スポーツ、あるいは生涯スポーツの普及にも、もろ手を挙げて取り組んでいただいておりますから、そこらの助成をしながら、これから生涯スポーツの普及に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今、総合型スポーツクラブという形で、恐らくそれは総合ということですから、これまである競技スポーツ主体の体育協会と今私の方が言ってる生涯スポーツを含めた大きな枠をもった、本当の意味での総合型というそういうふうに認識してるんですが、私は少し、あの再度お聞きをしたいんですが、若干競技スポーツ団体の協会と、そして生涯スポーツの協会というのは多少意味合いが少し違ってくるのではないかなというふうに思います。そこに参加されている方の競技をしているときを見たときにすぐ分かるんですが、やはり競技スポーツはあくまでも競技スポーツであって、非常に白熱した試合で、緊張感ある試合というのがよく見られます。一方ですが、この生涯スポーツという部分について時々試合なんかを見てみると、家庭をもたれてる女性の方なんか合間合間にちょっと練習をして出てきてるということで、失敗してもお互いに笑いながら、そして本当に笑い顔が絶えないような、そういう中での試合というんですか、そういうものが非常に多いわけなんです。勝負ごとですから白熱することも多々あるわけなんです、そういう意味合いの強いのが私はこの生涯スポーツだなというふうに認識してるわけ。そのことによって何度も言うようですが、一日のうちに1時間そこに練習に参加して大きな声を出して笑って、汗を流して、そのことによって病院に行かなくてすむ。心も体も健康になっていく。このことがこのスポーツの良さだというふうに思いますし、そこに寄与してるのがこの生涯スポーツという部分かな。そういう分類やないかなというふうに私は認識してます。総合型スポーツクラブというのは今回初めて聞いてるわけですから、どういう形かよくまだ頭の中では分かってませんが、是非そういう思いを持ってるというのも理解をしていただきたいというのが1点、それともう一つ市が主導して協会を作っていくことのあと、財政的な負担というふうな話も先ほど出ました。市の方がいろんなものを主導なり、横からお手伝いなりで結成をするときに、あとの財政的な負担がという部分がよく言われます。私はここが冒頭に言いましたけど、コンクリートから人へ、そして人をつくっていくということ。そして健康、それがこの健康増進にもつながっていく。こういう部分ではないかなというふうに思っている。そこでお金の部分でいけば、財政的な部分でいけば、そこでは一方ではマイナス、削減という部分で効果が現われているわけですから、そこに掛けるお金がこの財政厳しい状況の中で出せる金額なのか、出せない金額なのかというのは、私は出せるんじゃないかなというふうには思ってます。と同時に、この今私は佐伯市の生涯スポーツの協会的なものを作ったらどうですかという話をしてますけども、もちろんここは、その方たちの団体等でいろんな体育指導員だとか、いろんな方がいらっしゃいますから、そんな人たちのお力を借りて自主的な運営、設立に向けては行政の方からも少しお手伝いをさせていただいて、そして運営についてはそういう協会それぞれで協議をしながら運営をしていただく。そういう形での協会の設立という部分を私は考えているんですが、その点についても教育委員会としての考え方を少しお聞かせください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のように、生涯スポーツの協会を作るということは、財政的と言いましたけども、これ財政的なことはともかくですね、あとの運営について現時点では全然そういう協会を作ろうという動きもありませんし、私は体育協会の中でそういう活動もやっておりますから、もしミニバレーであれ何であれ、そういう楽しむためだけのスポーツであれば、当然体育協会の中に入ってきてくれれば、その団体でお世話ができるということをお願いしております。ですからわざわざ生涯スポーツ協会を設立するだけの、今そういうクラブ数がないということも含めて申し上げました。ですから教育委員会としてはそういう風潮が高まれば、そこらの設立も必要ではないかというふうに思いますが、現時点では、先ほど申しましたように、体育協会あるいは総合型のスポーツクラブに加盟をいただいて、一緒に地域民と一緒に楽しむということができる体制を今整っておりますので、そちらの方で対応をしていただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 実際がいろんな各方面にわたる協会でもありますし、団体ですから、現実どの団体に何名いるんだとかいう状況をなかなか把握しづらいような、幾つかに加盟している方もいらっしゃるみたいですから、ただ一方では、それだけ多くの方たちがこういう競技スポーツではなくて、こういう生涯スポーツといわれるような形の中で、それぞれが団体を作ったりしながらスポーツを楽しんでいらっしゃる。そのことをやっぱりしっかり認識の中に入れていただいて、総合型スポーツクラブという部分の形を今模索してるみたいですけど、その中にこの生涯スポーツという部分についても少しそのスポーツクラブのどこかにとか、何らかの形で反映できるんじゃないかなというふうに思っていますから、是非検討の方をお願いをしておきたいというふうに思っています。最後に、スポーツすることによって医療費の削減も得られますし、まず第1にそれぞれ佐伯市民それぞれがもう心も体も健康になる。このことが一番だというふうに思っていますし、これをそういう場所の提供だとか、こういう軽いスポーツがあるんですよとかいう情報提供も今後は是非、多くの場面でしていただきたいし、佐伯市民一スポーツじゃありませんけど、多くの方たちがこういういろんなスポーツを楽しんでいただいて、健康的な生活が送れるようになればいいなということを思いながら、一般質問を終わりたいというふうに思っています。是非検討の方もよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

これより20分間休憩いたします。午後4時より再開いたします。

午後3時40分 休憩

午後4時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員、志政会所属の矢野精幸でございます。一般質問も2日目の最後となりました。皆さん大変お疲れでございますが、今しばらくの御辛抱のほどお願いをいたします。今回は大きく分けまして2点質問させてもらいたいと思います。大手前地域の開発計画と二つ目は野村謙二郎氏の広島東洋カープ監督就任についてを一問一答方式にて質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。まず最初に、大手前地域の開発計画につい

てであります、早いもので壽屋が閉鎖し、ビルの解体が終わってから4年の月日が経過しております。壽屋が営業を続けていた当時のにぎわいと現在とでは正に天と地の差があります。全国の地方都市でもこの中心市街地の空洞化が大問題となっております。それで国も何とかこの再生に力を入れるべきまちづくり三法、いわゆる中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法の改正が平成18年にありました。その後、全国的に見れば、県内では豊後高田市、県外では青森市が先駆けで、この三法の施行と同時に基本計画を立案し、平成19年12月には国からいち早く認可を受け、もう既に事業に着手しております。現在に至っては既にもう100市を超えてこの国の認可を受けているものと思われまます。この認可を受けなければ有利な補助金はもらえないわけでありまます。それ故に、本市においても何とかこれまでに基本計画の作成に向け努力をしてきたようございまます、市民、とりわけ地元市民の理解が得られず、この西嶋市政4年間には国からの認可を受ける運びとはならなかつたようございまます。大変残念に思っているところございまます、地元住民ならず一般市民の皆さん、とりわけ旧南郡の方々から、この大手前はどするのかとよく私どもは聞かれまます。皆さん大変気にしておられるようございまます。そこでお伺いをいたしまます。まず、小項目のAであります、現在活性化計画の進ちょく状況はどのようになっているかをお尋ねをいたしまます。とりわけ地権者との交渉状況、また基本計画の構想案の現況と内閣府への提案はいつになるのか。また、この度の政権が代つたことにより、まちづくり政策に影響はないのかどうかをお伺いをいたしまます。最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大手前地域の開発計画についての御質問にお答えいたしまます。まず、現在の進ちょく状況についてということですが、地権者との交渉状況につきましては、今年6月に地元の権利者からなる大手前開発権利者会というものを発足いたしておりますけれども、この協議を重ねながら本年11月に各権利者への個別のヒアリングを行ったところだす。次の構想案の現況と内閣府への提案ということについてですが、構想案の現況につきましては、現在基本構想案をまとめている段階で、今会期中に議会全員協議会で説明したいと考えております。また、内閣府への提案につきましては、中心市街地活性化基本計画の素案を本年8月19日送付しております。その後、9月28日に最初の指摘事項等を受けまして、計画内容の修正作業を行いながら協議を重ねております。これはできましたら1月一杯ぐらいまでにこの協議を終えて本提出という形にしたいと思っております。それから、政権が代つたことにより、まちづくりの政策に影響ないのかということですが、現段階では事業仕分けの結果を受けての国の来年度予算編成結果を見守るしかありませんけれども、国や県からは減額等の指示はありません。通常の要望を行うこととしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の部長の答弁の中に、基本計画だすね、もう既に素案を8月19日に内閣府の方に送付をしておると。それでまあ修正をしているところだという話のようでありました。先日だすね、1日だつたかね地元の協議会の方に説明がございましてね。あの説明のどの程度の分がだすねありましたが、どの辺のだすね、どの辺の経過の分を今言う国の方には送っているのか。その案だすね、私ども我々この前お聞きしました。説明受けました。あの案をまあそっくりそのまま出しているのか。それ以前のもんか、その後のもんか、その辺を。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 8月19日時点での状況で国の方に出してありまして、担当官との間でですね、小さな修正又は定住構想につきましてのですね修正等を受けながら、実は指摘事項かなり多い項目がありまして、そうしたものをある程度ですね、今回の全員協議会のときにはまとめて御報告ができるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それじゃあ前の全協の時に説明がありましたよね。前、例の構想案のですね、あの案を出しておるんですか国の方には。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今修正を受けておりますのは文言的なものでありまして、多分議員さんが言われているのは、絵の分だと思っておりますけれども、絵の分についてはですね、まだ何と言いますか、絵の分についての修正というのはありません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） その絵の部分の修正はないでその今言う文言の修正ていいですか、変更ていうかね、どういうことをその今言う、言われてるんですか先方の方は。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それもですねまとめて今度の全員協議会の中で説明したいと思っておりますけれども、基本的にはストーリー性ていいですか、まちづくりへの組立て方、そういったものの文言的なものの修正が主になっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この基本計画をですね内閣府に提案をしまして、その認可を受けなければ事業に着手できんと思うんですが、さっきの説明でしたら修正を1月末までに終えて、年度末までに大体本提出をしようかというような運びのようでありますけど、その見込みはどうなんでしょうかね今現時点では。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今申し出ておりますのは、基本計画の部分でありまして、これが認められないということで大手前計画ができないということではありません。これはあのあくまでも基本計画でありまして、まちづくり交付金事業とはまた別のものではありますので、そのところは御理解いただきたいと思っております。それと1月末までにはですね、調整して正規に提出できるようにしたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。それとですね、この開発の手法といいですかね、方法といいですかね、いろんなこの方法があるかと思うんですが、交付金事業の場合は、今まであっちこっちの事業をやってきましたようなことで大体分かるんですが、仮にこれ区画整理等が入りましたらですね、どのようになるのか。また期限的に間に合うのかどうかですね、その辺がですね。間に合うというか、合併特例債を使わなければ恐らくこの事業も大変だと思うんですが、そうなりますと期限がございましてね、平成26年ですか、26年中に完成ということになりますと、あと期間がもうわずかでございまして。そうなった場合、今から立案をし提案をして、それを認可を受けてですね、そして事業着手となりました場合に、区画整理がもし入った場合ですね、区画整理が入ればわりとやりやすいんじゃないかなあという感じがす

るんですけどね、その辺はどうなんですかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まだ手法については確定してはおりませんが、区画整理とそれから民間のお店等が入るところにつきましては再開発の手法をミックスしていこうという形でやっておりますけれども、期間的にはですねぎりぎりというところであり

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） その場合ですね、一番気になるのが地権者ですね、地権者の話し合いをもう恐らく何度かされてると思うんですね。もう既にこの話が出まして4年ぐらい前ですかねもう地権者と2回ぐらいヒアリングしてると思うんですね個別の。それからまた最近ほん先月の終わりごろにまたやってると思うんですけどね、もうそれはかなり詰めた話ができるんじゃないかと思うんですが、あるいはまたその辺は伺ってないんですが、聞いてないんですけどね、その辺のその地権者の感触といたしますか、この事業に対しての取り組み方はどうなんですか、その辺のこの意気込み方等分かれば一つ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 以前て言いますのは多分平成13年ごろの話だったのかなあというふうに、17年。今のところですね地権者の感触は良好であります。これにつきましてはですね、各論に入ってきますとなかなか厳しいところも出てくるかと思っておりますけれども、今のところは皆さんがですね、これから計画から出て行くという形になりますと事業そのものは成立しませんので、できる限り残っていただいて事業の中での自分の資産を持って参加していただくという形で話を進めたいと思っております。感触としては今のところは計画については賛成していただいているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは次に移ります。小項目のイでございますけど、まちづくり会社についてでございます。このまちづくり会社は市の商工会議所が中心になってから民間で会社の設立となっておりますのでございますが、この会社の役目といたしますかね、このまちづくりについての役目はどういう役目を負うのかどうか、その辺を。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 箱ものだけを造ってもまちは回っていきませんので、それを実質的に動かしていく会社というふうにとらえていただければよろしいかと思っております。この運営につきましてはですね、市のまちづくり事業であるまちづくりセンターよろうや仲町の企画や運営ですとか、各地域のまちづくりワークショップの開催ですとか、ふるさと雇用再生事業で地域特産品の研究開発などの業務委託を受けて今運営を行っている状態でありまして、ということですのでよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） このちょっと私も、この一般質問の資料をですねちょっともらったんですが、ここにまちづくり会社の定款等ございますけど、今出資者をですね見ますと、今11株の出資のようであります。今のところ資本金は550万円ということになっておるようでございますが、この場合ですね、市のまだ方からの出資はやってないと思うんですが、それとまあ同時にですね、またこれを増資をする予定のようでございますけど、また民間の方にですね、この出

資を募るといことは今からやっていくんかどうか、その辺もひとつお聞きしたいと思いますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 定款にありますとおり、44株の発行を限度ということになっておまして、1株は50万円です。今のところは商工会議所が6株、それから商店街の連合会が2株、あと民間の会社が3株持っております。これを12月議会でですね増資を予定しておまして、佐伯市から14株、そのほかは銀行団これは4行ありますけれども、そうしたところから4株の増資を受けたい。それからそのほかにですね、市内の民間の会社からの出資をもらいたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは今さっき言いました銀行等の話はもう内々についておるということですね、そういう話は。それとですね、今言います44株といいますが、2,200万ですか全部の出資を募るとですね、2,200万でですね。まあこの中で専従の職員はどのくらいおいてやるのかですな、それによっちゃあかなり経費が掛かってくると思うんですね。またこの会社の運営をですねどういう形で運営していくのかですな、これは経費はいる分やっぱ収入がないとですねこの会社がそのものはもちませんからですね。そういう意味からでもかなり収入がやっぱないと会社の運営はできないと思うんですね。その辺のこの見込みはあるんですかね。どういう会社の運営をやっていきたいというふうに思っておるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 銀行団の出資につきましては、市の出資の決定を受けてですねということで、内々にいただいているというところでもあります。それから仕事といいますが、資金についてでありますけれども、資金繰りですね。これは基本的には当面市の委託事業が中心になるかと思えます。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、ふるさと雇用再生特別交付金事業と、地域総合支援事業、そういったもので今運営しているところでもありますけれども、ゆくゆくはですね、独自の事業を実施しまして、そこから人件費をねん出していくという形になるかと思えます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それじゃあもう今既に運営しているわけですか会社は。それで職員の人数はどのくらいおるもんですか。それとまた、市とのかわり方ですね、市からの出向等はあるのかどうか。もうこの会社独自で職員を雇うとるのかどうかですな。その辺のことをひとつ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 失礼しました。会社は9月17日に設立しまして、よろうや仲町の中で既に事業を始めております。それから市からの出向はありません。今事務局に3人の体制でやっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。ウのですね、旧池彦跡地の有効活用についてをお伺いをいたします。この、先のですね5月ですかね全協の時に説明がございました。その時に買収費用等の説明があったわけではありますが、今回既にもう買収を済みましてですね、本契約もできております。その買収金額等につきまして全協の時の説明とですね、本契約をした時の金額

に変わりはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） それでは池彦跡地の有効活用の中で、買収費用ということでお尋ねですのでお答えをしたいと思います。この買収につきましては2個人、それから3法人と契約をいたしております、土地開発基金にて先行取得をいたしております。土地につきましては鑑定評価を行い契約をしておりますし、土地の合計が2,385.18平方メートルでございます。金額で1億5,980万6,000円となっております。建物についてですが、解体費用を含めまして7,589万4,000円でございます。先ほど御指摘がありましたように若干全協の時と違うはということでございますが、全協につきましては、解体費の関係で18年度に評価した金額で御説明をさせていただきましたが、18年度に設計した額を全協では言っておりますが、今年度の設計額になおして契約をしておりますので若干違いがあります。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 2番目の跡地の利用ですね、これもひとつ全協の時の説明もまた昨年の12月議会の時の説明もですね、跡地の利用は歴史資料館を造るという前提の基に取得しようというような話のようございました。これにつきましてですね、いろんな意見がございます。私どもの身の回りにですね、あそこの場所に歴史資料館を造ること自体にですね、場所的にいいのかどうかということの疑問点がいろんな人から言われます。それとまた前回の時の全協の説明の時にですね、歴史資料館の完成図の図面がございますね、我々もあの図面を見ましてですね果たしてあそこにですね、ああいう立派な歴史資料館がいるのかどうか。その辺がちょっと十分に考える必要があるのじゃないかなあということの思いであります。その辺をですね、やはりもうその歴史資料館を造るから、あの跡地はそれに使うんだというような話で先行的にといつてるのかどうかその辺をひとつお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御承知のように先の議会の時にも御説明いたしましたが、一応先行取得する段階であの池船の跡地を歴史資料館の用地として先行取得をしております。ただ、あそこに建設するのかどうかということにつきましては、現在基本計画検討委員会等を立ち上げて、その中で検討をしております。昨日後藤議員の質問にもお答えいたしましたように、御居間・蔵等を保存するべきかどうかということも含めて、現時点であの地に歴史資料館が建てられるのかどうかということも含めながら、検討委員会で検討しておるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 2番目としてですね、次の工は関連してますんで同時にいきたいと思っております。それで歴史資料館と文化会館の建設についてでございますが、この毛利さんとのですね、毛利家との契約がですね、平成の24年3月の期限となっているようでございます。昨日、後藤幸吉議員の質問にもございましたようにですね、この歴史資料館とですね、とまあ文化会館はどういうふうに考えているのか。また昨日、後藤議員の質問の中にですね、文化会館を今の位置にそのまま置きとってそれをしばらくの間は使うということのようございました。この前回の9月議会の時の一般質問の答弁でも同じような答弁がございました。これもですね、歴史資料館を造る場合にですね、単独で今の池彦の跡地に造るというよりも、文化会館をどちらにしても近々のうちにこの何年かのうちにやり替えるというような計画があるんで

したらですね、その文化会館の一面に歴史資料館を入れ込むということにはできないのかどうか。そういう考えはないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘の歴史資料館、それから文化会館の場所並びに規模や建設時期についてということでお答えをしたいと思います。歴史資料館につきましては現在基本構想・基本計画検討委員会を立ち上げて検討しておりますので、現位置を想定しての検討をしております。完成が合併特例債の期限であります平成26年度をめどに一応目標にして計画をしております。それからですね、文化会館の建設場所につきましては昨日、後藤議員にも御質問がありましたのでお答えをしたとおりですけれども、これも24年3月には毛利家との賃貸借の契約が切れますので、この時期までには交渉を進めてまいるつもりでございますが、この交渉内容によっては今後、文化会館をどうするかということが当然おこってくるわけでございます。その中で、この前の議会の全協だったかと思いますが、短期の賃貸借をして三・四年は文化会館をまだ置いておきたいという考えで、今回歴史資料館と併せて文化会館を建設ということは考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 先ほどからも出ております検討委員会、基本構想計画検討委員会というのを立ち上げて、今その案を練っているという話が度々出てきました。何か前ですね以前の説明の中に、毛利家との話し合いの中に、今の池彦の跡地が適地だというような話があった。それで急ぎよ前の山中邸から変更してですね、今の池彦の跡地を適地として話を進めてきたというような経過があったようでございます。これは毛利さんとの話、そういうふうな話があったのかどうか、また今基本計画のその検討委員会、このメンバーですね、どういうメンバーで構成されているのか。また既に何回ぐらい委員会をもっておられるのかですね、その辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 毛利家との交渉の中で、池彦跡地がという話でございますけれども、これにつきましては、以前から毛利家の方から歴史的遺産を今寄託を受けておりますけれども、その保存について大変苦慮しておるということで資料館等を造っていただけないだろうかということで申し入れがっております。ただ池彦跡地でなくてはいけないというようなことは毛利家も言ってないんですけれども、こちらが考えたときに、あの位置を考えているんだがという話の中で、大変あそこだったら場所的にも毛利家が住んだ経緯があるということで、是非ともあそこならいいんじゃないかというようなお話をいただいたことはございます。それから基本構想計画検討委員会でございます。昨日、12月7日が3回目をもっております。9月30日に1回目をもちまして、それから二度、12月7日の3回目で現在3回の検討委員会を設けております。メンバーが13名になっております。学識経験者が7名、これは前国立歴史博物館・民俗博物館の教授、別府大学の名誉教授、それから大分県の先哲資料館の副館長さん、それから佐賀県の博物館の学芸員の方、それから佐伯市文化財保護委員会審議会の委員さん、それから国東市の歴史体験学習館の主幹の方、それから県の教育庁文化課参事、それから市民代表として4名、自治委員会連合会の副会長さん、つるおか子どもの家の指導員さん、それから佐伯市市街化活性化協議会タウンマネージャー、それから社団法人佐伯青年会議所の理事さん、そして市職員代表として企画商工観光部長が入っております。合計13名で

検討委員会を立ち上げております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今13名ですねここに名簿をちょっといただいたんですが、7名の方もほとんどよその方ですね、佐伯市外の方ですね。市民の代表が4名ということで、ちょっと気になるのがですね、この中にこれだけの大事業ではね、かねての本当の懸案の歴史資料館ですから、私も歴史資料館を造ること自体にはもう大賛成なんですね。ただ位置と規模ですね、これに若干の問題があるんじゃないかと。これまあかなり考える必要があるんじゃないかなあということとは私は言いたいんですが。その前にですね、こんだけの事業をやる場合にですね、これほとんどよその方が多いと。過半数はよその人ではね、気になるのが議会の方からの代表者が出てないということがああるんですね。これはどうかなと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） この検討委員の委員さんをお願いする時に、議会の方にも一応2名出していただきたいということでお願いをいたしましたけれども、議会の方からは出せないという回答をいただきましたので、議員さん2名が、本来は15名で構成する予定でしたが13名ということで現在委員の数になっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それじゃあ議会の方から断われたということですか。はっきり申しますと、断われた理由が何か私分かりませんが、一応そういう経過があったわけですね。分かりました。続きにですね、この問題は展示物の問題ですけどね、毛利さんの遺品といいますが、そういう関係するものがかなりあるということなんですが、この寄贈のですね譲り受けるといいますが、もらうといいますが、そういう契約をですねもう本契約というか、仮契約でもいいですが、そういう契約はもう文章でもうできてるんですか。どうかその辺ですね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 毛利家の遺品につきましては、一応、寄託契約を無償で契約をしております。先般その契約も整いました。ただ、重要な大筒等につきましては4点ほど、できれば市に譲ってほしいという話をいたしました。その話はちょっと時期尚早であるというような返事をいただいておりますが、無償で一応寄託を受けておることになっております。ですから修復とかそういう管理関係はすべて市が行うということで現在契約は成立をいたしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。このですね検討委員会もう既に3回もっていると言われましたね。3回もってありましてもうかなり煮詰まった話になっておるんかなあという感じがするんですが。当然その場所、また規模等の話し合いももうなさると思うんですね。で、工事費等も恐らく総工費ですね等も話の中で出たと思うんですね。そういう場合にですね恐らく10億に近い、それからそれを超えるか知れませんが、そのぐらいの金額掛かるんじゃないかなあ。この前ですね5月の19日ですか、その時の全協のこの資料から見ますとですね、かなり立派なもんですよ。今の三余館のところからずっとあれを国道まで全部潰して2階建ての和風の建物ということでこのようにありますよ。これはもう全協でもらった資料ですからね。ありますが、こんだけの立派なものを造ればかなりの金額が掛かると思うんです

が、私はひとつこのようなものをですね仮に造る場合ですね、もう少し市民の人にですね、やはり意見を聞くべきじゃないかなあと思うんですね。その検討委員会のメンバーで、さっき言いましたように、ほとんどの人がよその人たちの、それは専門家ですから専門的な知識はそれはあると思うんですけどね、ただその当市の財政事情等は分かりませんからですね、それは造る場合はちょっとでもいいものが、それは造る人にかかわった者にしてはいいものを造りたいですね。これだれでも一緒ですよ。問題はやっぱり費用対効果といいますかね、それは造ることによって市がどのくらい潤うかということと。またそれだけのものを造っていいもんかどうかという、いろんな角度から考えた場合ですね、私はやっぱり今、この佐伯市の財政からいった場合ですね、やはり単独でここに造るということは私はかなり問題があるんじゃないかなあという感じがいたします。まあ一つの提案ですが、先ほど言いましたように、文化会館の中に入れ込むという案とですね、今その話がさっきの質問の話に出ました大手前構想の中にですね、大手前の中のどこかの一画にですねこの資料館を入れ込むというようなことは考えられんかどうか。その辺もう市長、どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員のそのお話しは以前からお話しをずっとしておるつもりです。特に歴史資料館というのは、そうした中での位置づけをやっていくと。また全協の中で申し上げましたように、文化会館をそこに併設するということになると今庁舎問題等でもやはり佐伯市の財政状態という形で非常に皆さんが真剣になっていただいております。またこの文化会館というのは大きな金額でありますので、順次造っていかなければ構想で終わってしまう分があると思っております。また大手前の方に移すということになると、そうした中での目的であったら池彦の部分の用地の買取りは必要でなかったということになります。大手前地域につきましては、以前から申し上げてますように三余館機能をもった。そうした皆さんの集まりの場ということ。そして三余館をうまく使って歴史資料館についてはできるだけ金額的に下げた状態で余り派手でなく、そうした中で実質的な必要な資料館にもっていきたいという。そうしたのが私の考えですが、現在そうした審議会にかけて、そうした中でいろんな案件について精査して今審議をしていただいております。そうした中で審議会の最終的な報告を待ちたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） その先ほどの検討委員会ですか、この委員会ですね、先ほど言いました3回ほどもう会合をもっているというふうに言うんですが、もう発表できる範囲でいいですからですね、どの辺の話までいっとなかですね。ひとつお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今まで3回の検討委員会をもちましたが、これにつきましては先ほど議員御指摘のように、歴史資料館を持ってる他市の人も入っておりますし、そういう経験からこの建設規模、それから展示内容についての検討をずっとしてまいりました。建築位置につきましても検討しておりますが、こころも後藤議員の時にお答えしましたように、御居間とか蔵とか、そういう部分についていろんな手続きが今後もあるということで、これも調査に出す必要があるというような検討もしていただいておりますし、先ほどいいましたように、華美なものを作るということは市の方からもお願いしております、そういうのは造るんでなくて、必要最小限の広さで歴史資料館として価値あるものに造っていただきたいというお願い

をしております。しかも建築費についても湯水のごとく使うのではなくて、一応土地買収費から含めて10億程度のものをお願いしたいという希望を言っておりますから、そこらを含めてすべて検討していただいております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 先ほどの市長の答弁の中ですね、私が文化会館を大手前にうんぬんというこの話があったんです。そうじゃあないんですね、文化会館はそれは場所はその一角といいますか、今山手の方の一画ということの話の中に、その中の一画として歴史資料館をとという話だったんです。もう大手前の場合はですね、大手前構想の前の全協のときに説明がございました。あの絵は私も持ってますけど、あの中の中の一画に今言う歴史資料館が入れこまれないかということなんですね。だから今池彦の跡地じゃなくて、大手前の方のあの構想案の絵がありました。あの絵の中の一画にですね、その歴史資料館をとということなんですね、そういうことも考えられないかなということの話なんですね。それとひとつもう少しですね、市民のですね皆さんの声をお聞きしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 先ほど矢野議員の質問に対する部長答弁に誤りがありました。訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどの絵の部分に変更はありませんというふうに言いましたけれども、私ちょっと緊張で時系列がちょっとあやふやになっておまして、絵の部分ではですね、こういうふうにあるべきだという理念からですね、実現可能なところシフトしまして若干絵が変わっております。その分を含めまして全員協議会の時に詳しく御説明したいというふうに思っております。その部分を訂正したいと思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次の大項目の2番目に移ります。もう皆さん御存じのように、野村謙二郎氏がですね、今回、広島東洋カーブの監督に就任をされました。これまでにですね、当市からやはり広島カーブにおりました阿南さんがですね、約20年前ぐらいだったと思うんですが、監督になりました。まあ選手を現役を終わらしてですね、監督になるということはこれはもうプロ野球の業界では私は大変なことだと思うんですね。幾ら名選手でもなかなかこの監督にまで上り詰めることは大変な私はことだと思うんですね。そういう意味からはこのプロ野球界では大変な出世だと思うんですね。しかもまた佐伯市にとってもですね、大変にこりゃまあ名誉なことだと私は思っております。特にこの野村監督の場合ですね、ちょっと今回この質問にあたりまして、実績をですね調べてみました。佐伯小学校を出ましてですね、鶴谷中学、そして鶴城高校、もちろん野球部でおったんですが、それからまあ平成元年には駒沢大学を卒業しております。そしてこの在学中にですね、昭和の63年にソウルのオリンピックがございまして、これに日本の代表として出場しております。そしてこの時は銀メダルを獲得をしております。そして、その年にドラフト1位で広島カーブに指名を受けまして入団をいたしました。そしてカーブ一筋でですね、17年間プレーをしてきたわけでございます。そして、特にその中ですね、平成7年には俗に言うトリプルスリー、要するに3・3・3というですね、要するに打率・本塁打・盗塁、これがまあ要するに打率が3割以上、ホームランは30本以上、盗塁は30個以上というのがトリプルスリーの名称なんですが、これを見事に平成7年に達成をしております。ちなみにですね、このトリプルスリーを達成した選手は過

去には7名しかいないんですね。野村選手を含めまして8名、プロ野球の歴史をひもときますと約74年間の歴史があるわけでありますから、この中ですね、野村監督を含めまして8人しかないわけであります。この総メンバーを見ますと、そうそうたるメンバーでございます。こういうですね、本当の実績を持った名選手中の名選手といいますが、私はもうこれは今からですね、これは佐伯市からもなかなかこの人を越えるような選手は難しいんじゃないかなあというぐらいの私は実績を持った選手だと思ってます。この方がですね、今度本当にこういう形で広島カープの監督になったということで大変本当喜ばしいことございまして、これは本当ある意味では市の財産だと私は思っております。そういう意味からですね、この監督に就任しましてですね、やっぱ市としての支援の体制と言いますか、応援体制を私は作るべきじゃないかなあと思うんですね。これは若干のそこには費用も必要かも知れませんが、やはり何かの形でですね、やっぱ市が野村選手の出身地であるということで市を挙げて応援してるんだということをですね、やっぱ全国に示す必要があるんじゃないかなあというふうに私は思っております。そういう意味からでもですね、この市の取り組み方について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 通告に基づきまして監督就任について市の誇りであり、どのようにとらえているかということについてお答えをいたしたいと思います。野村謙二郎氏が広島東洋カープの監督に就任したことは佐伯市として大きな声でお祝いを申し上げたいというふうに思いますし、矢野議員同様に佐伯市の誇りであり、大変喜ばしいことと思っております。先日はお祝いの横断幕も設置したところでございます。当然のことながら、現役時代の活躍は個人の努力と才能によるものというふうに思っております。野村監督は平成17年にプロ野球史上33人目となる2,000本安打を達成されまして、野球愛好者だけでなく、多くの市民からも祝いの言葉が送られたというふうに聞いております。さらに今回は、プロ野球の監督に就任したということでありますから、佐伯市のスポーツ環境ではぐくまれた自慢できる監督であると、偉大なる佐伯市民であるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今次長が言われましたようにですね、2,000本安打を平成17年に達成をしております。この2,000本安打といいますが、本当に今、過去の選手を見ますとですね、そうそうたるメンバーであります。今33番目と言いましたが、過去に36人おるんですね、その中の1人でありまして、もちろん名球会入りをもう既に果たしております。そういう意味でも本当に、この野村選手の実績を見ると本当に輝かしいものがあると思っております。そのやはり何かの形でですね、やはり目に見えたやはり応援体制というのを私はやるべきやないかなあ、例えばですね、今次長言われましたように、役所の本庁舎の玄関の上にですね横断幕が今張っております。これはもうこれ結構なんです、できればですねこれ私の案ですが、玄関の入口ですね、野村選手の等身大の人形でも置かましてですね、それで野村選手のユニホームを着せて、あそこに置いておくというようなことも考えられるんじゃないかなあと思うんですね。そうしますとやはり、あっこに一日に何千人という人が出入りします。また外部からも佐伯市外の人でも庁舎には随分一日のうちに訪れます。そういう意味からでもですね、やはりもう黙っとってもやはりそういう何と言いますが、そういう認識づけができるということで、やはり何かの形で違ったアピールの方法もあろうかなあというふうに考えております。その

辺のこともひとつ十分考えていただきたいと。できれば私はもう旧南郡の庁舎ですね、旧庁舎にもそういう形で置いていたらどうかなあという感じはいたしております。その辺もひとつ十分に考えていただきたいと思っております。それとですね、次に移りません。例えばまあ、このキャンプをもう今、広島の場合は日南市でやっておりますね、ですからキャンプとか、また合宿とか公式試合、またオープン戦等があるわけでありましたが、キャンプ地を日南からまた佐伯にということになりますと、よくまあそういう話が出るんですが、なかなかやっぱキャンプ地を佐伯に変更するということは大変なこれはもう労力と費用もいるじゃろうし、熱意もいるじゃろうし、大変なことだと思っております。一方の日南にしましては、日南市もやっぱ手放さないということで、やはりあそこの歓迎ムードってすごいものがあるらしいんですね。ですからまあ、そういうことでキャンプ地をまあ来年からもそうですが、佐伯市に移すということは大変なことになると思っております。まず、実現可能なですねことから考えてみますと、まあオープン戦をですね、佐伯の市営球場でやるということは私は可能じゃないかなあというふうに感じております。それとまた、公式戦のですね4月にオープンしますけど、公式戦の応援ツアーをですね市が企画してから募ってですね、応援に行くというようなことも考えられると思っております。ですからまず余りお金もいらなくてですね、経費も安く上がって、そのいろんな面の効果があるということで、やれることはやっけていくということで、そういうことの企画もどうかなあと思っておりますが、その辺はどうですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 支援の方法として、キャンプ地の受け入れはできないかという御質問でございますけども、議員御指摘のように、キャンプ地を誘致するとなると大変なまあ労力があるということは御存じのとおりでございます。現在まあ佐伯市のスポーツ施設、特に野球場の施設ではなかなか厳しいものがあるというふうに考えております。しかしながら、合宿とかオープン戦につきましては、これまでも実施していただいた経過があります。来年には野球場の方に屋外ブルペンも完成をいたしますので、その関係者の力を借りながら誘致活動をしていきたいというふうに思っております。それから出身地として市の支援はということでございますが、先ほど御提案の公式戦の応援とかいうようなことがございましたが、野村監督と同様に本市の出身でありました元広島東洋カープの阿南監督の事例もですね参考にしながら、佐伯市を挙げて公式戦に応援に行く等の支援事業も、これから計画をしていかなければならないというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ありがとうございます。是非ともお願いしたいと思っております。それと最後になりますが、このですね、名誉とですね、この野村監督の監督を祝してですね、後世に残るようなですね、野村監督はいつまでもこれは監督をやるわけにはいきませんので、やはり監督を辞める時期もありましょうから、せめて辞めてからもですね、過去にこういうやっぱ監督がおったんだと。こういう選手がいたんだというようなですね、やはりあとあと残る後世に名前が残るようなですね形を、何か記念の事業ができんかなあというふうに考えるんですが、私はまあひとつ佐伯市のですね少年野球のチームがでございます。この少年野球チームのですね公式試合をですね野村監督の就任といいいますか、それを記念したそういう公式の野球の試合をですね、開くようなことができないかどうかですね。その辺をひとつ伺いし

たいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 監督就任の記念事業ということでございますが、現在、野村監督が2,000本安打を達成したときに記念事業としてスポーツ少年団指導者協議会の方が主催して、野村謙二郎杯のスポーツ少年団野球大会を現在も開催をいたしております。来年3月の大会で5回目となる予定で、来年の準備を今進めておるといふふうに伺っております。したがって、御提案の記念大会はもう同じ野村監督の記念ということになるんで、この2,000本安打の達成記念の大会でいいんじゃないかというふうに考えております。ですから、新たにこの大会を持つということは現在のところ考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 私も実はこの質問をするときに何人かの野球に詳しい人に相談をしたんですね。そうしましたら、ああそりゃもうそういう事業をやってますよという話がありましてですね、私も実はビックリしたんですが、というのは、実は5年、ちょうど今この大会が始まる前の年と思うんですがね、私も佐伯のロータリクラブに入ってるんですが、その時にはロータリですね45周年記念に少年野球大会をちょうど合併前でしたから、旧佐伯市と旧南郡のですね少年野球チーム全部に呼び掛けしまして、あの当時は26チームございましてですね、ちょうど秋の公式戦が終わったあとでありましたもんですから、秋のちょうど運動会のシーズンでありましてですね、その中の26チームの中の24チームが参加しましてですね、あと2チームはちょうど運動会とがつつりあいまして出れないということで、24チーム出ましてですね、そして野村選手の記念バットとですね、あの時いろんな記念品をいただきましてですね、そしてまあロータリクラブの主催で45周年大会ということでやりました。そうしましたらね大変まあ、そのチームの子どもたち、また父兄からも喜んでいただきましてですね、是非とももう、来年からこの大会をですね続行してもらいたいという話がありましてですね、で残念ながらロータリの方はそれをあとが続行できんかったんですね。そうしましたら、さっき言いましたように、そのあくる年からこの今言う記念大会をやると。指導者協議会の中で実施しているということで、私もう本当にうれしい思いをしております。でまあ、ほじゃあもうそれがやっとなだからいいんじゃないかなあということじゃあいかんと思うんですね。やっぱり市の方も何かのかかわりをこれもってですね、またより以上にこれ盛大にやるように、市の方の応援体制をですね普通やるべきじゃないかなあと思う。ですからこれは少年野球の指導者協議会とも話し合いもせないかんと思うんですが、これに変わって話し合いの中ですよ。先方さんがいいと言え、市が変わってやると、市が主催でやるんだと、あんたたちが後援でやってくれちいうくらいの私はことをやってもいいと思うんです。それはまあもちろん、この協議会の方の了解ありますからですね。その辺の話し合いもですね私は十分やっていってですね、やはり本当の意味で今言う市を挙げてこれをやっとなだということをですねやはりやるべきじゃないかと。せめてその共催ぐらいはすべきじゃないかなあと思うんです。その辺どうですかねえ。

議長（小野宗司） 答弁の前に、本日の開議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘のようにですね、この大会には野村監督の方から優勝旗とか優勝杯を寄贈していただいて案内もしておるんですが、何せ忙しいので佐伯の方に帰って来れな

いということですが、御指摘のように、このまま指導者協議会の方に任すのではなく、これが今回の監督就任がいい機会でありますので、より充実して指導者協議会とも話しながら、より発展するような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ひとつまあ是非よろしくお願ひしたいと思ひます。これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時00分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 1 2 月 1 1 日

議事日程第4号

平成21年12月11日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第9日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、河野豊君、2番、芦刈紀生君、3番、井上清三君、4番、吉良栄三君、5番、佐
藤元君、以上の順序で順次質問を許します。

18番、河野豊君。

18番(河野豊) おはようございます。18番議員、政友会所属の河野豊でございます。一般質問
3日目、朝一番の質問者となりました。まだ、頭が覚せいしてないような状況かなと思いつ
つ、早速一問一答にて質問に入りたいと思います。今回2点大きく挙げておりますが、まず
1点目が、佐伯市総合計画について、2点目は、佐伯市職員共済会について、ということで
通告しております。早速質問に入ります。佐伯市総合計画についてでございますが、ここ
に大変立派な第1次佐伯市総合計画といったものが策定され、製本されております。これは昨
年度の事業で策定をされてですね、大変具体的な目標値と上がっております。そういった中、
審議会の方々、あるいは市民の方々これを見た方に若干感想を聞いてみますとですね、大
変高い評価を得ておるようであります。特に、郡部の方々についてはですね、ただこれは基本
構想10年というスパン、そして基本計画が5年というスパンで、今回は前期基本計画とい
う形で旧8か町村について地域振興といったものを数値を挙げて取り上げております。そう
いった意味では大変評価できるものかなと。私も熟読して思っております。ただ基本構想、前
期基本計画ともにですね、全く触れられてない部分がある。そういったこととですね、大
まかな点で若干お聞きしたいなということで取り上げております。まず、小項目の1点目
であります。2期目市長の市政運営理念についてということで質問を通告しております。こ
の第1次総合計画の冒頭のあいさつにもですね、こういった計画を基に市政の運営理念とし
て市政執行していくといった市長のあいさつ文も載っておりますが、これまで旧市内ではマ
スタープラン、あるいは合併による新市の建設計画、そして今回の第1次佐伯市総合計画
というような形でそういった政策がなされてきております。そういったものを踏まえ、市長
独自の運営理念はどこにあるのか。ただし書きでですね、通告のただし書きに、1期目の市

長の市政運営理念を1期目の時に、ここの議員の中で何人かがお聞きいたしました。そういった中、市長は、私はまあ市財政の健全化がこの1期目に課された使命であるということで、申し上げて、そういった答弁をなされております。先日も三原財務部長あたりから、市の財政は危機的な状況は脱したというような答弁もありました。そういった中、2期目が出発をしたわけでありまして、しかも空席であった教育長も11月に分藤教育長が決定され、万全の体制が整ったという状況の中で市長の2期目に掛けるビジョン、あるいは市政運営の理念をお聞きいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。河野議員より、私の2期目に対する市政の基本理念ということですが、今期の市長選におきまして、市民から引き続き市政の運営を負託されました。2期目の執行に当たりましては、市民との対話を大切にしたいということで、これは1期目からやっております。安心・元気・飛躍をキーワードにしております。また、こうした中で1期目については行財政改革を断行し、またそうした中で、市民にわかりやすい市政の実現という。この二つを基本理念として持っております。またそうした中で、この総合計画を作るに当たっては2期目に向けた基本理念を入れたということで、この中にも集約されております。一つはまちづくりの基本理念という形で、市民一人一人が責任を持って自ら考え、自ら行動することと。また、市民が自ら率先し自助努力をし、共に助け合う市民主体のまちづくりということで、自助・共助・公助という形をとらせております。そうした中で、ページで言えば15ページの下の方に書いております。これからのスタイルの中で、佐伯市においては健康と環境を志向するライフスタイルである。ロハスという言葉を入れさせていただいております。これが基本になりまして、今回の九州一広大なやさしさ佐伯市ということで、環境又そうした新しい言葉の中でも使ったロハスの政治というんですか、こうした部分も考えながらやっていきたいということで考えております。ロハスというのは、地球環境を守るため、自然環境に負荷を掛けない自然エネルギーの活用や環境美化に取り組むことや身体によい食材を使った食物の摂取に心がけ、健康や環境を根本的に整え、これらを追求するライフスタイルということで、そうした地域における特性を見ながら、それを基本理念としていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 市長がどういう答弁をするかまあ予測は全くは私はしておりませんし、今お聞きして、ああなるほどなあ、西嶋市長らしいそういった理念を持っておられるのかなということで拝聴いたしました。ただですね、やっぱり2期目となってですね、もう少し自信を持ってですね、佐伯市の市政をある程度はアウトロー的にですね運営してほしいなあと思いつつ、いろんな質問を組立てておったわけですが、先日の三浦議員の衝撃的な出来事もありまして、若干こういった形で聞くのもトーンが下がっておりますが、ただこういったところに重点をおいて市政を運営していくのか、市長の立場ですね。例えば企業誘致に大いに私はもう2期目はもうスタッフにすべてこういう計画を遂行する分はもうスタッフ、執行部にすべて任せて、私は1人で企業誘致に飛び歩くんだと、そういったような部分が聞きたかったなという面もあります。しかも昨日までの一般質問の中でですね、この大型船ドックの問題も若干出ておりました。そこへん声は少し小さかったかなと思いつつですね、この総合計画についてということの問題点からするとちょっとずれるんですけど、市長のそういったところ

がですね、聞けたらなと、頼もしい思いがするかなという期待も持っておりましたが、この件に関してはもう既に議会はですね、調査特別委員会という委員会を立ち上げてですね、もう既に先日の七・八は委員のメンバーは、和歌山の方に視察まで行っております。また、超党派3会派ではですね、11月の終わりに国会の方にも、要するに国交省の運輸局あるいは海事局の方にですね、代議士を通じて要望書までわたしております。そういった意味でもう既に議会としてはこういった大きなプロジェクトにもうかかわっておるわけです。是非この件についても何か市長の見解があればですね、確たる見解をお聞きしたいなと今ですね。そういう市長の強い思いですね。私は1人で飛び歩くんだったような思いで。それと昨日ですね、実は聞き漏らしたんですが、確かエコの関係で、上浦の風力発電の件を若干触れておりましたですね、これは市民の方がまあ余り知らないことかなあと思いつつですね、100基ほどの風力発電の鉄塔を蒲戸崎に向かって上浦町ですね、建てると。これは105億円ぐらいの事業ですかね大きな、そういったものもどこかで今とん挫してるわけですけどね、こういったものもある意味ですね、大きなプロジェクトで佐伯市が追っかけていいものかなと私は理解するんです。そういったものへ、たまたま昨日市長がそういうのをちらっと漏らしましたんで、今組立ててですね、この辺のところをどう考えておるのか、市長のそういったこれから2期目に向けてのもうひとつ突っ込んだところですね、お聞かせ願えればと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員より、企業誘致に関するという形で、そうした項目の中ではいろんな状況でやっています。今回、行財政改革の職員の割合について説明をしたと思っております。それについては今期できれば東京に職員を1名派遣をすると。企業誘致の職員を増やすとかいう、そうした方向というのはこれから私たちが取り組んでいかなければならないということで、また大型ドックの話が出ております。それについて私どもも、それについての協議会の設立に向けて努力していきたいと。それが確立いたしましたときに議会とですね、一緒になって行動していきたいと思っております。また、上浦については約これが100基じゃなくて10基ちょっと、そういうような状態ですが、さっき言った金額的には相当大きな金額です。こうしたもんについてもいろんな情報をとりながら、それぞれの地域でやっていく分がありますので、私たちにとりましても2期目はある意味ではそうした行動をする市政にもっていききたいと。いろんな中では大変なまだ未調整も残っておりますし、またそれぞれの地域においても少子高齢化という非常に私たちから、現在逃れられないといえますかね、そうしたことも背中に負いながら、この2期目は先ほど言った基本理念の中でやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） そういう形で拝聴いたします。是非ですね、こういった立派な計画書もできるとですね、そういったものは副市長以下、執行部、部長あたりにすべて任せてですね、市長は自由に2期目は飛び歩くといったような方向でお願いしたいということをお願いして次の質問に移ります。若干突っ込んだところになりますが、後期基本計画の策定はどうなるのかという問題ですが。先ほども言いましたように、今回策定されましたのは、基本構想、これは10年のスパンで網掛けしておりますが、前期と後期に分けております。地域の振興ですね、そういった分についてはですね、我々も昨年の6月議会でこういう策定事業をするとい

うことはこの議場で議決をしてるわけですが、この初めて本ができてですね、これを熟読すると、冒頭触れましたように若干首をかしげる部分があるがなあというところですね、この二つ目の後期基本計画、要するに前期は合併して旧8か町村ですね、このへんについては数値を盛り込んで立派な計画ができております。恐らくこれを見た郡部の方々は安心するんではなからうかなと。こういう方向でどんどん計画が遂行される部分はですねいい評価をしておると思っております。ただ後期基本計画、これはですね旧市内。これただし書きがあるんですが、旧市内は平成25年度事業で地域的な振興計画を定めるというふうになっておるわけですね。要するに西八幡、鶴岡、堅田、木立、灘、こういった旧市内においては地域的な振興計画は5年後に策定すると。これは言ってみればですね、公平・公正な市政運営の原則からしたらですね、大変私は不公平かなと。これどういった理由で5年後に延ばしたのか。当然旧佐伯市にはマスタープランというプランもあります。そういった計画書もあります。合併により新市建設計画、こういった冊子もできております。そういったもろもろがあって旧市内は万全であるといった意味から5年後にしたのか。そこら辺の理由をですね伺いたい。当然旧市内の方々も審議会の中に参加されておってですね、それで160何名ですね、15名ずつ各町村あって、郡部だけで120名ほどなるんですが、それに市内の方々が参加されて総勢165名だったですかね、それぐらいの方が参加された審議会の中でですね。審議会は諮問機関ですからどこまでの意見が出されたのか予想できないところですが、これには議員の常任委員長も4名出席しておりますが、そういった意味でこの不公平感というところについて意義あるいは疑義はなかったのか。またその理由をお聞かせ願えればと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先の9月議会で江藤議員から同様の御質問をいただきました。重複するとは思われますけれども、それは御容赦願いたいと思います。第1次佐伯市総合計画の策定に当たりましては、佐伯市総合計画策定委員会は素案中に旧町村部別の振興計画を含めました。その理由といたしましては、合併することによりまして、旧町村部が大きく影響を受けると想定されることから、地域の実情に応じたまちづくりが必要であるという考え方に基づいたものであります。この旧町村別の部分の中にはですね、数値目標というのは特に掲げておりません。全体の中では掲げておりますけれども。その際にですね、佐伯市にあっては旧市を細分化してまでの地域振興の計画を盛り込む必要を認めておりませんでした。この素案を佐伯市総合計画審議会へ諮問をしましたところ、委員から旧佐伯市であっても総合計画中にその地域の振興計画を盛り込む必要があるという御指摘をいただきました。これを受けまして、策定委員会では第1次佐伯市総合計画の前期基本計画に旧町村部のものを含めることに加えまして、計画期間の前期5か年中の諸情勢を勘案しつつ、全体の総合計画基本構想と基本計画に加えてなお旧佐伯市内においても細分化した地域別の振興計画が必要か否かを今後見極めていくという趣旨からこのような表現になったものです。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） それは御無礼しました。同様な質問が出ているというのは、9月私は実は風邪でなんぼか欠席しましたので。ただまあそういった理由はそういう審議会の中で、先ほどの理由としてはある意味理解いたしました。ということで次の質問ですけど、関連してるんですね。この審議会の答申、昨年5月29日にされておりますが、その部分にですね、本計画の趣旨や内容を市民に伝え、市民と行政が協働したまちづくりを一層推進していくこと。と

ということがまあ下の部分にですね答申の注意事項的なところで記という形で入っておりますが、どのようにこの市民に伝えたのか。要するに冊子、こういった立派な冊子ですね何冊作って、こういったところに配布したのか。その辺のところをちょっとお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 総合計画は市民アンケートやパブリックコメントを実施しました後に総合計画審議会、地域審議会の議を経まして、平成20年6月に開かれた議会で議決をいただいたところです。その後、各種審議会の場合や議会におきまして所信表明でありますとか、答弁を通じ計画の理解と協力をお願いしてきました。特に、市民の皆様へは昨年度市内全域で開催しましたタウンミーティングの場において、総合計画を議題にした意見交換をしたところであります。ちなみに総合計画の全文、これを佐伯市公式ホームページに掲載しております。総合計画の印刷部数ですけども、これあの大変辛抱しまして300部印刷いたしました。配布先は市議会議員を始め、総合計画審議会、地域審議会、振興局、公民館、図書館、それにマスコミの各社、商工会議所等市内経済団体ですね。それと大分県、そういったところに配布しております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 300冊作ってそういった形で市民には徹底したこの意にかなう、要するに伝え方をしたというような形で今承りましたが、審議会の方々に聞いたらですね、いえ私はもらってないとかですね、そういった話がありましたんで若干聞いたんですけど、ただですね、今回はそういった形で我々にもこういった立派な本を配布していただきました。恐らくどっかの手違いであったんであるのかなと思っておりますが、往々にしてですね、私全協の場、ほかの常任委員会でもですね、市はこういった立派な策定事業をしてですね、本を最終的に作ります。例えば、昨日の矢野精幸議員の質問にも出ておりましたが、毛利家の資料が幾らぐらいあるんかとか。そういったもんもですねもうこれ確か平成11年か12年ごろですね、立派な冊子を作ってますよね。こういったものもね、こういった事業でやっておるわけですよ策定事業とか、こういったものに今年度は取り組むといったような形で、温故知新録にしても、話が飛びますが、これはもう私は最高の佐伯の文化の象徴であろうと思うんですが、そういったものも予算を組んできちっとやるわけですよ。温故知新録は販売するわけですけど、市が策定した先ほどの毛利家の資料とかですね、昨年は長島山の戦争遺跡等を事業で調査して立派な本ができておる。ただこれがですね、さっきの毛利のあれでも、教育委員会の文化課あたりがですね、我々が行ってもですねなかなか出してくれんですね、非売本であるしですね、持出し禁止というような形にもなっておる。大きな予算でそういった立派なことをしておるんだからですね、ある程度これを広報してですね、是非、今回はそういった形で300冊ほど今聞く限りは公民館等にも配布したということですので納得いたします。そういった形で是非そういう事業はですね、今後も広く市民に知らしめるといった形をとっていただきたい。そういうことを申し添えて次の質問に移ります。基本構想の中にですね、佐伯港港湾整備計画、こういったものがうたわれておってですね、この中にですね、マイナス14メートル岸壁の整備促進がうたわれております。当然、国・県の重要な事業ですが、これに付随するのが大入島の埋立問題でありますよね。であるならばですね、これもどこかに載ってしかりと思いつつこの中を見たんですが、大入島の大的字も出てこないといったようなことであります。これはいかなる理由なのか。その辺の見解をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。河野議員の佐伯市総合計画基本構想の中に、大入島の埋立問題が触れていないが、その見解をとのまず御質問でございますが、大入島の埋立問題は、大入島の活性化のためにも進めなければならない市の重要課題であります。基本計画の3ページの計画の構成の後段にですね、旧市内の計画については後期の総合計画において作成すると記載してありますように、平成25年度から29年度の後期の基本計画の中でうたい込みたいというふうに考えております。また14メートル岸壁の整備促進については、重点プロジェクトの中の産業を振興し、雇用の場を増やすという全市的に大きく影響する問題でありますので、今回掲載をした次第であります。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 大変済みません。ここのただし書きでですね14メートル岸壁のしゅんせつ土の問題が解決しているのかという質問も挙げておりましたが、言い忘れまして。そのへんのところを。要するに14メートル岸壁のしゅんせつ土ですね、これの問題は解決しているのかということとですね。できれば何年度供用開始を目指しているのか。その点も加えて答弁をお願いいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 大入島の埋立問題に市の結論を出すもう時期に来ているのではないかという。こういう質問でございますが、議員も御存じのように、このしゅんせつ土の処理については今年の3月プロジェクトチームが取りまとめた案の中から、暫定的供用に必要なしゅんせつ土砂を岸壁の背後に埋めるという県知事の方角性が出されましたので、平成25年度の供用開始に向けて事業は進んでいくものというふうに考えております。しかし、大入島東地区埋立護岸整備事業は残るしゅんせつ土砂や国道217号バイパス工事等の建設残土の受け入れ、また埋立地の有効活用による地域振興には必要であるという認識に変りはありません。本埋立護岸整備事業の早期再開に向け、状況は厳しいと言わざるを得ませんが、今後とも県と協力しながら地域の方々の理解が得られるよう努力してまいりたいというふうに考えているところです。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 一緒に答弁いただきまして。しゅんせつ土の問題が解決しているのであればもう大入島の埋め立ては要するに大義名分がたたんのではないかという意味合いで私は聞いておったわけですね、先ほどの答弁のように、大入島の埋立問題はまだまだ佐伯市にとっては重要な課題であるというふうに答弁をいただいたと理解しましたが、これはですね、触れたくない部分があるのかもしれないけどですね、もう10年を経過しております。そういった中でですね、ある意味議会も実は平成9年だったですかね、西嶋今現市長も市議会議長の時ですか、その時に、この議会の場で埋め立ての早期促進を議決をしております。そういった意味でもね、我々もやっぱりこの議会の中でですね議会議員として一応議会でそういう議決をしたのであれば、議会としてもどっかの形で結論を出すべき時期にきておるのかなといった意味で質問に挙げました。これはここで私どももこれから考えていかなければいけないことである。要するにそういった意味で二元代表制という意味がですね、こういったところにあるのではないかなあと思っております。市長も市民から選ばれ、議員も市民から選ばれた。要するに二元代表制ですね。そういった意味では私どもにもそういった責任があるんで

あろうかと思いつつ、今再度確認した状況でありますので、この件についてはそういったところであろう。苦しい胸の内を聞いたというところで理解し、この質問を終わります。というところで次の質問に移ります。

大きな項目で次の質問であります。佐伯市職員共済会について伺ってまいりたいと思います。この件については過去にも私は何回か質問をしております。ただ、今回は違う角度から質問をしてまいりたいと思います。まず、平成20年度の決算の状況を見ますと、要するに補助金1,326万744円、こういった補助金がこの共済会には補助され、支出され決済されております。この件についてここに用途を伺いたいということで通告しておりましたが、用途の要するに今朝急きょ議員の皆さんにも配付していただきましたが、これは9日の議運以降に私の机の上にありますので、ことわることを本当は議運で配付をということで、議運の委員長長の立場からしたら若干いっしてあったような形になりましたが、せっかくだいたいのですね、これを見ながらもう用途はですね、いちいち聞かんでこれを見ながら次の質問に入りたいと思います。というのがですね、これを見ますと、会費が1,730万、当初予算からいくとですね、決算月が9月30日ということで恐らく10月1日から9月30日が会計年度という形なんでしょうけど、会費が要するに共済会会費がですね、1,730万の当初予算が1,766万9,444円、どういうわけか36万9,440円増えているわけですね。これは恐らく今財政改革で職員を減らすと言いながらどっかで臨時が増えているのかなと頭をかしげるところですが、要するにこれだけの会費で本来は運営されるべき共済会ですね。それに1,300万の市からの補助を出し、実際にはこの決算は1,414万7,000円決済しております。これだけの要するに一般会計から要するに市民の税金が共済会に補助金として行っておるという構図ですよ。ところがこれをずっと以前に私が質問したときにですね、これは何の補助金かということで何度か質問しました。答弁はですね、職員の共済会員の要するに福利厚生事業にして使うと。例えば下の方にありますよね、春まつり、まつり延岡、五丁の市、こういったものに練習あるいは当日の弁当代、いろんな方が参加して、なるほど市職員は一生懸命竹灯物語等にも当然ボランティアとしてという形で我々は見えてですね、大変な御苦労に敬意を表しておるわけですが、そういったものに弁当代等に使われるということなら理解できるわけですけど、裏を返せばですねこういった春まつりとか、そういう五丁の市、まつり延岡、これは昨年した神武の火まつり、そういったものでしょうけど。当初予算に上げられるべきものでもあるわけですよ、ただこの中に退職者を送る夕べ、こういったものは当初予算に上げられないからこの福利厚生事業の金でそういったものに使うと。ところがもう一つ、この用途のこの決算書を見るとですね、要はですね1,700万ほどの積立金と市からの補助金1,300万、これ3,000万ですよ。それプラス前年度繰越金910万プラス厚生事業費の中のですね4番、補助及び交付金これ300万ほどあるんですよ。これは何なのかちいうのが分からんけど。それから財政安定化積立金これが約400万ある。そしてまた次年度繰越金が970万ほどある。実におかしい、実に面ような内容ですよ。理解できますよね、これ見たら要するに補助金なくてもやっていける組織ですよこれ。こら辺を除けばですね当初予算に入れるなり、ましてやこだけで要するに1,600万ほど余分が出ておるわけですよ。そういった意味ではこの用途は実におかしい。その辺のところを。この組織、要するに共済会、この補助金はいるんですか。そこをはっきりお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 河野議員の質問にお答えします。再質問からというような感じでちょっと今質問がちょっと書き漏らしてるとこもあるかも分かりませんが、共済会というのがですね、実は地方公務員法の42条に厚生制度というのがあります。その中で、地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないということが基本になっていると思います。それで共済会については、事業用途というところでありましたけど、まずその事業の中では、給付・貸付事業、福利厚生事業、文化・体育レクリエーション事業に、そういうのに使っております。それから予算的にはですね、今言いましたように、職員いわゆる管理職も含めた全職員のいわゆる会費、会費が4月の給料総額の大体1,000分の4ということで1,700万ほど上がっております。それから当然、地方公務員法の今言いました厚生制度の中で、地方公共団体として幾ら出すのかということで1,414万7,000円というのが2009年度の決算に上がっております。これ合わせて、そのほか、その他繰越金とか入れまして大体決算額として4,100万ほど上がっております。その中で今言いましたように、福利厚生事業とか、そういうのに支出をしていくということでもあります。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 予期せぬ質問という形になったんで決算書を元に質問に切り替えたんで答弁に困ったのかなと思いつつもですね。私が言わんとするのはですね、これ数字に明るい方だったらだれが見てもですね、もう会費だけで運営できる状況ですよ。ある意味から余分が出ておるわけですよ。それはさておき、これは今、この分はですね打ち切るとするような発言が今ここでぽっとあればですね、もう私の次の質問はないんですけど、そういったことも英断だれがするのかなと思いつつ、次の質問に移ります。要するに共済会の経理事務、これは補助金の管理・決裁はどのように取扱っておるのか。金の流れですね、だれが管理してだれが決裁しておるのか。この辺を。ちなみに共済会の会長は佐伯市職員労働組合執行委員長が兼務しておると以前聞いておりますんでね、執行委員長が決裁しておるのか。そこら辺を踏まえて答弁を。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず、職員共済会の経理事務についてですが、共済会の規約があります。その中で理事長が会務を統括して理事長の命を受けて常務理事が会務を処理することとなっておりますということで、補助金の管理等については常務理事、理事長の決裁により共済会事務局で処理をしておるということでもあります。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） これは市長も共済会員ですよ。要するに職員全職員がこれに入ってると思うんですよ。今いう理事長が組合の執行委員長、この人が決裁をする。ところがですね先般聞いたときに、この事務担当は総務課、総務部長あなたの部署ですよ。総務課の職員係のところはこの事務担当者おると。机もありますよね、ただ本人の顔はあんまり見たことがないですけどね。組合の方で職務が多いから組合事務所の方で執務をとっておると。これを見る限り、臨時で1人雇ってその中に部下がおるんでしょう。要するにこの人はこの共済会事務は担当者おって、今言う職員係の方がこの共済会事務をやっておるというように以前も答弁いただいておりますよね。おかしい構図になりませんか。決裁は組合の要するに執行委員長がやると、ところが事務担当は総務部に席がある。おかしい構図じゃないですかこれは。佐伯市のこの中にはですね、最高、要するに執行者は市長ですよ。約4,000万もの金を決裁す

る人が組合の委員長、もう1人おったわけですか。そこをはっきり聞かせてください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。共済会の事業としては当然公共団体がやっていかなきゃいけないということで、総務課の職員が共済会事務を一応担当しておるということになります。その中に臨時職員、総務課の職員と臨時職員、それから共済会で雇っている職員で行っておるということでありますけど、共済会の規約の中ではですね、いわゆる市の総務課の職員が共済会といういわゆる一つの役所の互助会の中でそういう仕事をタッチしておるということであります。ただ共済会はちょっと役所の職とはまた別の団体ていうんか、いわゆる役所の互助会の団体でありますので、その共済会には市長が顧問としていっておりますけど、あと理事長、副理事長、常務理事長、理事、監事と、こういう感じで運営をしとるということになっております。だから市の総務としては一応そこについて当然福利厚生業務はするんですけど、あくまでも共済会の中でそれをやっておるということで、派遣ていうことではないんですけど、そこに行ってやっておるといような形になると思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 恐らくね、最初はこの共済会も会費だけで運営しとったからそういう構図でなってるんだろうと私は今思ってますよ。ところがね、補助金がいってね、しかもこれ会費だけで運営するんだったら何もここで質問に取り上げること自体もうおかしい話ですよ。ところがこれだけ大きな補助金もいってるし、ましてやその担当者が総務課に席を置く職員であると。私はこれ何度もですねヤミ専従ということで決めつけて今までも質問に挙げてますよね。あなた方は全く何の方策もとってない。自浄能力が全くない。そういった意味で次の質問です。この中の新たな質問ですけどね、今の2人の決裁者がここにおるということは認識しました。これは全くおかしい構図です。これ市長、この件は市長も問題にすべき事と私は思いますんでね、ここ申し添えておきます。ただもう一つ、この職員ですね要するに組合員の書記長ですね、この方は何年ここに在籍しておるんですか。年数、在籍年数お聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） すみません。はっきりした数字はちょっと分かりませんが、恐らく十何年ぐらいはいるんじゃないかと思えます。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 十数年このこの事務に従事しておると。これまあ昨日から、昨日清家好文議員もですね、職員の不祥事に絡めてですね、人事の問題もる質問しておりましたけど、反面ですねこの人事の問題に話を置き換えていくとですね、十数年も同じ部署にですね動かしていただけない、逆に言えばですよ。彼の思惑は別としてね、十数年間あなた方は1人の人間をここに閉じこめておくんですか。そういう人事をやっておるんですか。かわいそうじゃあないですか。彼もこの職場に入った時にはですね、公僕として夢と希望を持って入ってるはずですよ。それがですね、みんなほかの係長・課長あたりはどんだん部内を2年、3年おきに異動するでしょ。それにもれて十数年間あなた方はこの人をねパワーハラスメントですよある意味、ここに閉じこめておく。本人の思惑は別ですよ。そういった人事を行っておる。これも大変な問題ですよ。その辺はどう考えますか。これは人事担当者、総務部長かな。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず、その職員は一応組合の書記長という立場にあります。そして、まず職員労働組合との労働条件の交渉とかいろんな当然当局と組合の方で行っておりますので、労働条件のいわゆる団体交渉、そういういわゆる労働条件の交渉を行っていかねばいけないというふうになっておりますし、その中で何がいいのかなということは労使で確認をして決定をしておることになっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） この小さい項目の共済会の事務に絡んでですね、先ほど問題視したですよ、決裁が2人、要するに組合の執行委員長がやっとなということも問題。会費でやるんなら別だけですよ。今言うように何年間、十数年来ここに1人の職員がおってやっておることもですね、要するに「李下に冠を正さず」というような論語の有名な言葉がありますけど、こういった使途をね、要するに今回の使途不明金等の問題もありましたけど、大きな1,300万ですよ。1,000万を超す補助金をねいただいておりますがね、そういった構図になっていること事態も私は今でも憤慨するような思いですけどね。ただ、人事の問題に関しては涙が出る思いです。そういった問題を提起しますけど、要するにあなた方はこれヤミ専従ですよ全くね、それに対しても何も方策もとってない。それだけ自浄能力がないということを示添えてね、次の質問に移ります。この共済会より要するに物品の贈呈、大変ありがたいことですよ。ありがたいことでしょもらうもんにしてみりゃですね。今年度、ジョーヤラ保存会にテント3張りが寄贈されました。私も地元の間人としてですね、大変ありがたいです。どういう形でいただいたのか。いただいた時にですね、我々にも連絡が、いただければ恐らく共済会という名前が入ってるんでしょうけど。頭を時下に来てお礼を言いたいということで頭を下げに行きます。ところがですね、今いったような形でね、果たして手放しでこの贈呈を喜ぶのかなあと、そういった意味で、だれがどのように要望して、どのように審議され、これも今言うように恐らく組合の執行委員長が決裁したんであるうと思っておりますね、確認の意味で、そういう言いながらですね。ですから要するにこういった形で決裁がされたのか伺います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。テントの贈呈ということですが、共済会は数年前から五丁の市のみこし担ぎを手伝っております。昨年の打合会のときに、ジョーヤラ保存会からテントの要望があったので、観光課に意見を聞いたということで、五丁の市はやはり古くから伝わる伝統的な祭であり、昨年は映画、釣りバカ日誌でも紹介され、佐伯市の観光資源としても重要であるとのことだったので、共済会の社会貢献事業というのがあります。この一環として共済会の議決機関である評議員会に諮って贈呈を決定したということでもあります。なお、補助金を受ける組織の寄附行為の是非については、組織の性格や寄附の内容によると思われまますが、職員共済会が地域行事を支援するためにテントを贈呈することについては問題ないということで判断をしております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 要するに私もですね、地元の間人ですから五丁の祭にはですね、みこし担ぎもおらんということで、数年前から市の職員が一生懸命手伝ってくれる。大変感謝し頭の下がる思いでありました。そういった中からこういうもんが出てきてですね。私が聞いた経緯と

は若干違うんですけどね、そこはそういうことにしときましょう。ただね、今いうように祭を手伝ってうんぬんと言ってもね、こういうふうに福利厚生事業で200万からのいろんな使われ方をしてるそういったもんにもある意味、手放しで喜べんかなという思いがいたしました。それで今答弁の中にもありましたが、こういった組織がね、寄附行為が許されるのかというのは次の質問に挙げとったわけですが、今答弁をいただいてね、いいですそれで。ただこの中にね、補助及び交付金という形で304万、この中です。これにですね決算額が304万、共済会部補助というのがありますよね。共済会厚生部、共済会、この中にまた違う組織があるんですか。そういったところに補助を出しておるんですか。要はね、補助金を受け取る組織が補助金をする。これおかしいでしょ、それを言ってるわけですよ。許される問題じゃあなくてね、おかしいことですよ。どう思いますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず共済会の部補助ということでありまして。これうちの中にいろいろ野球部とか、囲碁・将棋部とかいろんな卓球部、ゴルフ、弓道、ラグビーとか、いろんな部があります。職員が皆それぞれやっております。その部に対する補助がこの部補助ということで、いわゆる福利厚生活動の一環としてのいわゆる各クラブを佐伯市役所の中に持っております。そのクラブに対する補助金ということでありまして。それとですね、補助金をあげてるというのが、一応この共済会の予算の中で市の方から約1,300万ということでしたけど、その中に先ほど申し上げましたけど、職員の積立てが1,700万ということで、この経理をですね一応分けてやってあって、寄附をする分については先ほど申し上げましたけど、社会福祉貢献事業から、この中から、この会計から出しておるということで、補助金に対する支出は福利厚生事業等そういうのに使っておるということになっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） これ見たら分かるでしょ。福利厚生事業1,010万7,000円しか使ってないんですよ。昨年の決算でね、それをね1,300万の補助金、要するにその中で、あなた今ね市からもらう分と積立ての分は分けてるというように言ったんであろうけどね、それはね同じ会計の中になっとるんだからですね、金に番号を付けてるんですか。そういった分け方をしてやってるんですか。これ見たら明らかにですね、一緒くたの決算ですよ。そういった意味でね、今言うように、市役所のラグビー部、そういった野球部等、こういったところに補助してるといようなあれで部会、そういう部に補助してるといことで、この分の要するに疑問はある程度解けましたけど、要はですね、もう時間もありませんが、私が言わんとするのはね、最後に市長にお伺いしますけどね、結局今部長も言ったようにね、会費積立1,700万で運営できる組織ですよこれ、だれが見ても。要するに繰越金が900万ほどある。全くだれが見ても1,700万で運営できる組織ですよ。これになぜ補助金がいるのか。今国でも一生懸命仕分け作業というのをやっていますよね。廃止・廃止、今回のまち交の問題だって廃止になろうとしとるわけですね、そういった観点から考えたらですね、当然廃止、共済会は独立した組織で自立できてるんですよこの決算を見る限り、1,700万の要するに皆さんの積立金で運営できるんです。できてるじゃないですか。そういった意味でね、今言った大義名分が立つ分、春まつりとか、ラグビーするとかね、そういったものは当初予算に組み込めばいいじゃないですか。これは別としてね部会への補助は別としてもね、まつりやそういったものは、元々春まつりの予算なんてのは当初予算に上がってるわけだから、それに諸費用が幾ら掛かるといったこ

とで、当初予算に盛り込めばいいわけじゃからですね。そうすればですね、1,700万そういった共済会員の積立て、要するに天引きで十分に運営できる会ですよ。そういったところで市長に最後お伺いしますが、この補助金を今後も続けていくのか。もう既に来年3月には予算委員会がありますが、そういったものに計上してくるのかどうか、そこら辺を市長の存念をお聞かせいただきたい。要するにこれは市民に理解が得られるかという観点からですね、それも踏まえて市長の考えをお聞きいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員より共済会のあり方ですが、いわゆる民間企業といえば福利厚生費という形で民間企業は出しているわけですね、これに値するのが今議員が言われました福利厚生事業というのはそれに匹敵するのではないかと考えております。また春まつり等について予算化できるといっても、こうした組合の中で弁当を出したりいろんな形をするのは、予算の中には春まつりでは不適切なものがあるんで、これはあくまでも福利厚生、その組合の皆さんがそれぞれの中で職員の中で募集し、また出ていただいているということで、それがお互いの中のコミュニケーションを取るということでありますので、こうした、先ほど部長が言いましたように、共済会に対する条例等にこの内容を精査してですね、私の方とすれば出すべきものは出していかなければならないか。また、この中の不適切な部分については、それが市から出した補助金を運用するという点については、その分は十分チェックをさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 一応承っておきます。というのもですね、我々先ほども言いましたが、議会はですね今や自治法もいろいろ変わってですね、強い議会になっております。二元代表制ということですね、いろんな意味で予算の部分についてはまた後ほど我々自身の考えるべきものでもあろうかと思ひ。課題を残しつつ、ただですね、何度も言いますがヤミ専従の問題はあなた方が自浄、自浄をすることです。それだけ申し添えて私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 28番議員、芦刈紀生です。私は小中学校副読本、それから小学校の遊具、そして農業者の高齢化対策について、一問一答方式で質問をします。まず、小中学校が使用している副読本についてであります。佐伯市の小中学校では、副読本として19年度はですね、小学校で読書のしおり、それから道徳、学級生活、体育実技等四つの副読本を。中学校では言葉のきまり、楽しい読書、道徳、体育の本、社会科資料集と五つの教科書以外の副読本を使用していると聞いております。20年度につきましては、小学校の読書のしおりを除いた副読本を使用していると思ひます。県下の状況を調べて見ますと、ほとんどの市町村が同じようですね、この副読本を使用しているようです。この副読本というのは、子どものために教科書にないものを教えるため、例えば、やさしい心や正義感、楽しく本を読むこと等々非常に重要な本だと思ひますが、教育長は10月まで現職の校長でありましたが、この副読本は必要かどうか、まず1点として、必要かどうかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 芦刈議員の小中学校教育副読本についての質問にお答えいたします。学校においては、学校教育法の第34条に規定されておるように、教科用図書を使用しなければな

らないというふうにあります。また一方では、教科用図書以外の図書、その他の教材で有益適切なものはこれを使用することができるというふうに規定されております。教科用図書以外の教材には大きく2種類に分けられると思います。一つは準教科書、例えば小中学校の体育や道徳のように、教科用図書が発行されていない教科等の教科書に準じて使用する、そういう種類のものと、もう一つは補助教材といって、例えば、社会科の資料集あるいは年表、学習帳、参考書等の学習を補助するものと、こういうふうに分けられます。したがって、こうした教科用図書以外の教材の使用につきましては、教科用図書に代わるもの、教科用図書を使った学習を補助するものとして、内容的に正確又中立・公正であるとともにですね、児童生徒の発達段階に応じているという。そういった諸条件を満たせば教育内容の充実を図るという意味で学校の教育活動で活用する必要はあるというふうに考えます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 教育長は、これは学校の中で活用する必要があるという答弁でございました。道徳等の教材につきましては、学習指導要領の中でですね年間35時間程度そういうことをしなさいという通達があつてございまして。そうなりますとですね、やっぱりすべてそろえてですね、これを使って子どもの教育に、また心の持ち方等に役立てるのがいいのではないかと思いますので、その次の質問に移りたいと思います。で、今教育長言われましたように、必要であるということですが、じゃあ佐伯市としてですね、この副読本はどのように使用されているか。9月ですね教育民生常任委員会で同じことをお尋ねしました。その時の回答としては、小学校三・四年生に「私たちの佐伯市」という教材があります。これは公費で社会科の資料集として公費で買っているとのことでしたが、それ以外にですね、本はあんまり扱ってないというような回答があつたんですけども、私の聞いている範囲では小学校で三つの副教材、中学校で五つの副教材を使用していると聞いておりますけども、その辺の実情はどうなっているのかちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。今、芦刈議員から御指摘のように、学校現場では各種のいわゆる準教科書、そして補助教材という2種類のをこの佐伯市内の各学校をそれぞれの学校の実情に応じて、また子どもたちの学習状況に応じて使用しています。準教科書としては、みんなの体育、そして中学校体育実技、道徳や学級活動の時間でみんなの道徳や学級生活など、そういうたぐいの準教科書。そして長期休業中の家庭学習教材として使用する各種の問題集であるとか、あるいは練習ドリルとか、そういったたぐいの補助教材をほとんどの学校で使っているという状況にあります。芦刈議員御指摘のように、このほとんどは保護者の負担の下で行っているということが実情でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 今、準教材と補助教材ということでかなりの本を使っているということですが、次の質問に入ります。教育長は今言われましたけども、ほとんどが保護者の負担ということをおっしゃったので、次の質問に移りますけども、県下の状況等を見ますとですね、佐伯市がほとんどゼロということになります。お隣の豊後大野市辺りはですね、すべて公費で買っておるというデータがあります。その豊後大野市はそのほかにも公費でいろいろ買っていると。その他にもほとんど大分市を除いたほとんどの市町村が8割方公費で賄っておるという資料があるんですけども、佐伯だけの状況というような形になっておりますが、その

辺のことについてですね、義務教育準教材というのはやっぱり教科書に沿った教材だと思いますので、義務教育無償の原則からいうとやっぱり公費で賄うのが妥当じゃなからうかと思えます。また大変近年経済が冷え込む中ですね、これからも更に落込んでいくんじゃないかと思えます。懸念されますがますます家庭のですね、財政力を圧迫してくるのではないのでしょうか。日本政策金融公庫の調査で小学生以上の子どもがいる家庭の教育費は平均34.1%、年収200万から400万の世帯では55.6%と、年収の半分はですねやっぱ教育費ということで保護者は賄って一生懸命子どもを育てているわけです。合併前まではですね、旧市町村は公費で購入が多かったと聞いておりますが、合併してですね財政を見たときに公費負担は無理だということで無くなっているようですが、県下もそういうことですので、この辺で教育長是非ですね、来年度予算に12月ですので組んでますから、是非入れていただけるように御回答を。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 芦刈議員さんおっしゃるように、今非常に厳しい経済状況の中で、家庭にもしわ寄せがですね来ているということで、厳しい状況にあるというふうに思えます。他市の状況も調べてみましたが、大分市と佐伯市以外の市では公費負担を準教科書、あるいは補助教材についての公費負担ということを行っているという実態がございます。教育委員会といたしましては、先ほど準教科書と補助教材という二つに分けて説明いたしましたけれども、公費負担については教科書が発行されていない教科、あるいは道徳特別活動の教材についてはですね、教育指導上不可欠なものとして考えて、これは公費負担の努力をするべきだというふうに考えます。また、教科書がもう一つの発行されていない補助教材についてはですね、各学校いろんな学習のドリルや学習ノートとか各学校で使っているものが多彩でございます。学校の実情に応じてですね、その必要性に差異もあるというようなことございまして、基本的には保護者の負担をお願いしたいなというふうに考えております。佐伯市の経済状況から準教科書全額負担するということはすぐには困難かというふうにも思えます。ただ一部だけでもですね、そういった公費負担が可能ではないかというふうに考えて当初予算においてですね、要求をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 一部であるが当初予算で考えていただけるということであります。国もですね、政権代りまして、子ども手当を支給すると言ってますし、市長もですね危機感を感じて10月1日から小学校1年から3年までの医療費の無料化を上げました。そういうことで、してないのは教育委員会だけということになりますので、是非ですね今言った道徳とか準教科書につきましてはしていただきたいと思えます。

次に、小学校の遊具について質問をしたいと思えます、小学校低学年の時は、いろんな遊具で遊ぶことによってですね、知らず知らずのうちに子どもに体力が付いてくると思えますが、現状ではですね、今の小学校とか公園もそうなんです、危ない遊具はすぐ取り除きます。もちろん安全第一でございますので、事故があってはいけませんので、それは仕方ないと思えますけども、そのあとですね、代替りのものをなかなか造っていただけないという実情があるようです。この子どもの体はですね、全体の筋肉を作るのにはいろんな遊具が必要だと思えますけども、そういう足らない遊具をですね、是非小学校に設置していただきたいと思えますけども、教育長さんの御意見を。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 芦刈議員の小学校の遊具についての答弁をいたしたいと思います。学校の遊具については十分な安全性と耐久性を確保するとともに、子どもの運動能力の向上につながることを基本として設置しております。設置した遊具につきましては、定期的に安全点検を実施して、その中で破損等したものについては補修するとともに、老朽化等により危険な状態となったものは撤去しているということでございます。昨年度からの小学校と幼稚園における遊具の整備状況についてですが、修繕が60件、撤去が21件で、これに対する設置は11件となっております。本市においては学校数が多いということ、それに比例して遊具の種類や数も非常に多いという中で、また校舎の耐震化に伴う改築等、あるいは統廃合による新設に多額の経費を費やしているという、そういう状況の中でございます。撤去した遊具の設置につきましては、今後ともですね可能な限り予算の確保に努めて順次設置を進めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 今後順次設置するというところでございますけども、子どもの成長というか、年齢はそのない時にですね、学年を通っていく生徒さんはですね、その遊具がないわけですから、そういう成長に合わせた遊具がないわけですから、非常にちょっと差が出てくるんじゃないかと思えます。特に絶対この遊具は必要だという遊具があろうかと思えます。そういう遊具が不足している学校にはですね、優先的にそういう遊具を設置していただきたいと思えます。例えば、すべり台とかですね、低学年の鉄棒というのは不足している所があるようですので、一番これ大事な運動能力を作るところですので、是非その設置方よろしく願いをいたします。

次に、農業者の高齢化に伴う対策についてであります。現在農業は非常にこう又危機的な状況になってきていると思えます。一昔は個人個人の農業でしたが、機械化が進みほ場整備が進み、集落営農や機械組合に依存する農業に変わってきていました。それでもですね農地を所有している農家は食べるだけでも自分の農地は作りたいということで耕作をしてきておりましたけども、近年そのような農業者がですね、ほとんど高齢化をしてきて、耕作できなくなっている農地がかなり出てきますし、今から非常に出て来ると思えます。今までやってきた集落営農や機械組合も組合員が高齢化をしてきて、もうこれもなかなか大変なことになってきております。佐伯市の水田の状況はですね、約水田は1,500ヘクタールでございます。ほ場整備率は79.7%にしますと優良農地、いわゆるほ場整備された優良農地は1,195ヘクタールとなります。米の作付け面積は約1,000ヘクタールとなっております。1反当たりの約447キロくらい生産、平均してですね獲れるようにしたときに約4,470トンの生産量ですが、佐伯市民8万人が1人1年に60キロ消費したときに約4,800トン消費します。今の状態でも佐伯市は米が足りない状態でありまして、これが更に耕作者がなくなっていけば、佐伯市において佐伯の米が食べられないという状況になりかねません。来年からですか学校給食も全部佐伯の米ということで週2日で72トンいるらしいんですが、そういうものもどうかすると賄えないんじゃないかならうかというような状況になっております。早急に農業政策を見直さなければいけない時期になっていると思えます。私は、見直すに当たりですね、宇目に拠点があります農林公社を充実することが一番大事ななと思えます。農林公社は現在ですね、約570ヘクタールをいわゆる受けてですねやっております。ただ約708.2ヘクタールを受託してやってお

りますけども、この中に防除事業が570ヘクタールありますので、田植えや代かきをしている面積は約30ヘクタールしかないということですね。だからこの宇目の農林公社も大変であります、少ない人数で一生懸命やっております。私はこの農林公社にですね、是非拠点をですね宇目でなく佐伯に持ってきていただいて、5人ぐらいですねやっぱり職員を増やして、それに見合う分は毎年佐伯市から助成して皆さんの農地を作ってあげると。そういう方策しか今からは生き残る道はないんじゃないかなろうかという気がいたしますが、これお金も掛かることですから、大変でしょうけども市長その辺についていかがでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 芦刈議員の質問にお答えをいたします。今農業者の高齢化の担い手の減少といった形の中で、やはり農地の保全又地域農業の維持・継承というのが非常に厳しくなってきたということでございます。そのような中でですね、さいき農林公社やまた地域の集落営農組織が管理耕作を含め、農作業の受委託などを行っているというのが現状でありまして、その中で農林公社においても無人ヘリによる防除については佐伯全域といった形の中で、先ほど言いました507ヘクタールですか、その分については委託も含めた中で全域を対象にしてやっているという状況です。今後、ますます進行します農業者の高齢化に対してですね、やっぱり農地の維持・継承していくには、さいき農林公社の果たす役割が非常に大きな重要と考えております。その中で将来的には、このさいき農林公社をやはり佐伯全域を対象にですね、農林公社が中心となって集落営農組織等と一緒に連携を図りながら地域農業の受け皿となれるように、農林公社組織の体制、また組織の増強等を検討していかなければならないというふうには考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） これは実情は部長がよく分かっていると思います。大変危機的な状況になっております。例えばですね、私とこにあげて、もう作れんから作ってくれと、もうぼんぼんくるんですよ。本当もう今大転換期じゃなろうかと、そういうことですね。だから将来的じゃあなくてですね、これはもう農林公社はやっぱり市が肩入れをしてやっぱり社長もおりますから、肩入れをしてですね、是非そういうふうに、徐々にもう来年からですねそういうふうにしむけていかないと。3年、4年遅れると農地が荒れて作れなくなるんですね。だからもうこういうことにもう差し迫っていることですから、是非もう来年から少しずつでも取り組むという気はありませんか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 佐伯農林公社の理事長も兼ねておりまして、当初なりたちはですね代かきという意味も分かりませんでした。それぐらいの知識しかない者がですね、公社の理事長になっていろいろ職員に聞いてですね、水田の田植えとかですね稲刈りの方法も少しはアウトラインをつかめたかなという思う中ですね、人間の生きていく根幹の質問でございます。本当、宇目農林公社発足時ですね本当に宇目の畑を守ってきたと思っております。今現在、さいき農林公社ですね同じスタッフ、同じ宇目農林公社、今さいき農林公社同じスタッフでやっておる中ですね、御指摘のように農業だけでなく林業もそうですけども、山を守る後継者、畑を守る後継者、本当に少なくなって危機的な状況の中ですね、公社の職員を育てればですね地域に今5人と言いましたけども、多ければ多いほどですね全般にわたって畑を守っていけると思います。そういう思いもありましてですね、林業の担い手、これは森林組合と

も協力してやっていかなければなりませんけども、併せてですね、そういうことを担当部に指示してですね、来年からっていうより、そういうつもりでですね取り組みましてですね、実現に向けてですね担い手を育てていきたいと思います。実際はですね、私も希望で言えばですね農地を持っているお家の子どもたちがいいかなと、山を持っている林家の子どもたちがいいかなという、個人的にはですね、まずそういう子を探した方がいいよということは指示しております。しっかり頑張っていきたいと思います。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 理事長が即取り組むと。またいうことですので、本当これはもう佐伯市海半分、山半分ですので、これが廃れば本当に佐伯市は困ります。是非一生懸命取り組んでですね、やっぱり市がですね、そういうふうに取り組まないといけないと思います。今小物野菜、グリーンポッケとかいろんな道の駅で野菜が出ております。これも同じような状態になっております。もう10年前から出て10年年齢が上がってその下が入ってこない。そういう下の取り組みもですね是非市でやっていただきたい。魚住企画商工観光部長のようにですね、山は自分のことは自分でやれということじゃなくて、やっぱり市がですね、やっていただかなければ観光にしてもですね、山の観光にしても。そういうことで要望しまして終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番、井上清三君。

7番（井上清三） 皆さんこんにちは、7番、政友会に所属しております井上清三と申します。今年も残すところあと2週間余りとなり、大変お忙しい日々を送られていることと思います。御健勝をお祈り申し上げます。

さて、小野議長のお許しをいただきましたので、通告により一般質問を行います。福祉政策の中で、障がい者の雇用機会の拡大、就労支援についての一般質問ですが、障がい者の置かれている立場、心理を少し述べてみたいと思います。さて、全国の障がい者数は児童を含めて約290万人、佐伯市においても障がいを持っている方が第2期障害者福祉計画によると、平成20年3月末で5,810名となっており、障がい者自立支援を始め、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法等を基本に各種の政策が講じられ、保健医療、雇用、教育あるいは年金等において心身の不自由なすべての人々を対象に福祉向上策が図られております。さて、障がいといえは私には関係ないと他人事のようにとらえている人が少なくないけど、事故や病気でいつハンディを持つかわからないし、だれでも数年先には老いて体が不自由になり、24時間の介護も必要になってくると思われま。福祉は同情からやってあげるものではなく、我が身のことを考えるとその立場を真に理解できると思います。障がいを持っている人は自己の定め、不運を悟り、あきらめた部分もありますが、心の奥底では自分の不幸を悲しみ、生活不便を訴え、生きる力を失いかけるなど、こもりがち気持ちで押しつぶされそうになる日も多々あるのではと推測をいたします。また障がいを持っている方の家庭

では、その介護や支援に疲れ、苦労は大変なものであり家庭介護の破たんが生じている状況が予測され、社会で共に生きるためには本人の自助努力と地域社会の理解、さらに協力体制が最も必要だと、あるいは重要だと思われております。障がい者が抱えている現実の悩みに対し障がい者福祉の供給は量的や多様化するニーズに対し、質的に大きく立ち遅れているようにも思われます。障がいを持つ人々は健康な人々と同様に普通の市民として分け隔て無く生活し、雇用機会を均等に扱う社会こそ福祉向上の原点ともいえます。障がい者の方と話をしても保護されて当然などという人はおらず、仕事があれば仕事をしたいという方が大半です。しかし現実には働く能力を持ちながら雇用の機会が狭く、自立には多くの問題が山積みされています。障がいを持つ人々にとって社会参加、自立を実現するためには働くことが大きな要因であり、生きる希望であろうとも考えます。つまり働く意欲のある者には、その能力に応じて、その就業の機会を与えることが必要だと痛感いたしております。こういった配慮は国民、地域住民、企業の義務であり、行政として支えるべき責務だと考えます。それでは、まず第1の質問として、私の調べでは平成21年3月末で各障がい者別の手帳所持者は療育手帳、これ知的障がい者の方が持つものですが626名、身体障がい者手帳5,266名、それから精神保健福祉手帳、これ精神障がい者の方が持つ手帳は292名、いろいろな諸情勢の中で、実際は申請を行ってない人がまだたくさんいることも推定できますが、そういった中、約6,184名が障がい者手帳所持者となっているということですが、佐伯市の全体の人口は合併以来減少傾向であるが、資料によると障がい者手帳を持つ方が20年、21年の1年間で御案内のように374名増えている背景についてどのようにお考えかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。障がい者の方が増加している背景ですかね、そういったことをございますけれども、身体障がい者手帳の所持者におきましてはですね、内部障がいですね、早期発見によるもの。そういったこととかですね、肢体不自由の方の増加がですね大きな要因となっております。それから知的障がい者及びですね精神障がい者につきましてはですね、以前に比べて障がい者に対する理解が進んだことやですね、各種の優遇制度が充実してきたことからですね、取得者が増加しているものと考えられております。優遇制度につきましては、福祉手当とかでねタクシー券の助成、それからあんま券、そういった助成にも精神障がい者の方は対象となりましたのでですね、そういったことの一部増加の原因になっているかなあと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 私は、生まれつき障がいがある人が増えているのではなく、言われるように中途障がい、そういったものが大きな要因と考えます。特に、身体障がい者の増加が多く見られ、その要因の一つとして答弁にあったいわゆる内部障がい、あるいは転倒による骨折、あるいは糖尿病による視覚障がい等々が考えられるのではないかというふうにも思います。そういった面で、健康対策等に十分な指導あるいは医療等の連携することでそういった増加というものがかなりの部分で防げるのではというふうな確信をしておりますが、そういった部分の取り組みについて再度考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員が言われた部分は予防面ですかね。介護予防、介護を受けることにならないような介護予防、あるいは健康増進課におきましては健康づく

り事業、生きがいづくり事業、そういったことを通じましてですね、障がいの防止、障がいの進行にですね、とらわれないようにですね、取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 今言われたことのようなことをですね中心に是非、積極的に取り組んでいただきたいと。障がいになった方を支援することも非常に大切なことでありますが、要はならないように予防施策等に取り組むことが第1じゃないかというふうにも考えます。少なくとも来年度は増加しない。そういうふうな取り組みを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。次の質問に入ります。障がい者自立支援法では就労支援の推進が重要視されている状況の中、国あるいは地方公共団体、民間企業は障がい者の雇用の促進に関する法律に基づき、法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないということにされております。佐伯市における民間企業の障がい者の雇用状況。どのように把握しているかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。地域の民間企業の雇用状況でございますが、大分労働局がですね、11月20日に発表をいたしました県内の民間企業に雇用されている障がい者数は、6月1日現在56人以上の規模の企業で2,005人でございます。実雇用率は2.15%、法定雇用率達成企業の割合は60.2%となっております。佐伯管内、臼杵、津久見、佐伯でございますが、ちょっと佐伯だけのですね、数字はちょっと把握できませんでした。佐伯管内におきましてはですね133名ですね。実雇用率は1.63%、それから法定雇用率達成企業の割合は74.5%となっております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 今雇用率が1.63というふうなことをお聞きしましたが、通常のそういった56人以上の規模については1.8%というふうな数字が課せられております。そういった部分を踏まえてですね、さらにそういった雇用の環境状況をよくしていただきたいというふうに考えております。それから56人以上じゃあなく、従業員の少ない企業の雇用状況というのはどのように把握されておりますか。それからあとで詳しくまたお尋ねしますが、民間企業の障がい者雇用に対する、いわゆる普及啓発というのはどのように取り組まれておりますか。あるいはいきなり一般就労、あるいは企業への就職は本人は元より、企業側としてのちゅうちょする、そういったことが思えるなか、企業への実習、その場で働けるかあるいはその仕事場で対応が可能かなどを決めることに一番有効じゃあないかなというふうに思いますが、実習への依頼等はどのようにお考えしておりますか。それから市の所有する施設への実習、あるいは市の補助金が2,000万ほど拠出されている社協等への受け入れは実習はどのようになっているかお聞きしたい。それから、例えば法定雇用率以上の障がい者を雇用している事業所への配慮として、例えば障がい者雇用優良事業所の市長表彰やあるいは税の軽減措置などの優良措置を含め、障がい者が働きやすい又事業所が雇用しやすい環境づくりが必要と思いますが、この分については市長の方にお尋ねしたいと思います。それから、佐伯市の職員数、これは総務課にお聞きしましたところ、21年3月末で1,073名正職員です。それから嘱託臨時職員で424名、計1,500名ほどというふうになっておりますが、市として何名ぐらいの障がい者の方を雇用してあるか。又分かれば教育委員会の雇用状況などについてもお伺いしたい。以上です。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 初めに小さな事業所ですかね、についてでございますけども、これはハローワークにおきましても報告義務ですかね、そういった義務がないためですね、雇用状況というのは把握をしてないようです。市の方もですね、そういった状況の把握はできておりません。小規模な事業所におきましてもですね、雇用した時の助成金ですかね、そういったことにつきましてはハローワークにおいてパンフレット等をお配りして、そういったことも呼び掛けています。そういったことはやっております。また、企業懇談会等を市において行っておりますけれども、そちらの方にはですね、小さな企業もですね参加していただいて障がい者等の懇談ですかね、そういったことをしていただいております。職場実習とかね、そういったことを含めましての答弁になるかと思っておりますけれどもですね、2点目でございますけど、雇用の啓発事業ですかね、につきましてはハローワークでは障がい者の雇い入れに対する奨励金や助成金などを活用した障がい者の雇用促進に向けた取り組みを企業向けパンフレットにより呼び掛けをしております。市といたしましても、計画によりまして就労支援体制の充実と就労の確保を基本課題としていますが、企業に対しまして啓発パンフレットの配布やPR活動を通じまして障がい者の積極的な雇用を働き掛けることを掲げております。計画を推進するために各機関との連携を深めるために設置しました地域自立支援協議会やその就労支援部会では、職場実習先をですね求めるパンフレットや部会の活動などを理解していただく就労新聞つなぎますというのがございます。これを発行して企業へ配布をいたしております。また、ケーブルテレビ等で職場実習の様子を放映していただいたりですね、それから先ほど言いましたように、懇談会等も実施しております。それからあとは、雇用状況でいいですかね、佐伯市と教育委員会の障がい者雇用の状況についてでございますが、平成21年6月1日現在ですね、市長部局19名、それから教育委員会部局1名の合計20名でございます。雇用率は2.72%、法定雇用率のですね2.1%は上回っている状況でございます。社協等個別のですね雇用はちょっと把握ができておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急に求められましたんで、答弁というのは先ほど部長が言った状況かなと思った時に、議員の意見の中で、質問の中に市長の表彰ということがございましたので企業に対する。そのように受け取ったわけですけど、ボランティア等についてはいろいろしておりますが、そうした優良企業・事業所について、そうした部分についてはまだ今後一応検討に値すると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 議長の指示どおりですね1から3まで通していくのはなかなかですね、分りにくい部分もありましたが、先ほどですね従業員の少ない企業の部分は把握してないというふうな御答弁いただきましたが、いわゆる就労支援制度、そういった部分にもですね十分気をつけ、できるだけ佐伯市にあるそういった情報、雇用環境を良くするために、やっぱり把握しなければならないなというふうには感じております。是非今後はですね、そういった大きなところばかりではなくですね、身近な企業にも是非配慮していただきたいと。それから障がい者の雇用啓発に関することなんですが、ハローワークと協力しながらチラシ、いわゆる文書等で啓発してるということなんですが、できればそういった部分の中で、障がい者雇用月間等を設定しながらですね、施設の関係する職員さんと連携しながら、いわゆる企業

訪問などを行うなど一層のですね積極的な取り組みが必要と思います。ただ、言われるようにですねチラシをまいたりとかですね、ケーブルテレビにお願いしてもなかなか事業所の方としては受け入れが難しいようにもあります。というのは、やはり一つは障がいを持っているという形の中で、少しそういった偏見的な部分もあるんじゃないかなというふうな部分を感じ受けます。是非ですね職員さんと連携しながら企業訪問も行うような取り組みをお願いしたい。これあとで答弁お願いします。それから、先ほど市長にちょっとお願いいたしましたが、いわゆる障がい者が働きやすい、あるいは事業所が雇用しやすい環境づくりとですね、やはりそういった市長表彰等々も必要と思いますので、是非この辺についても積極的に対応をお願いしたいと。それから、先ほどいわゆる佐伯市の法定雇用率の分がでました20名で達しておるといふような話でございますが、私たちから考えればですね、いわゆる正規職員あるいは臨時合わせて1,500名ほどいるんじゃないかというふうな数字を持つわけです。そういった中で、やはり2.1%といえはですね、32名ほどになるわけです。この辺踏まえてですね、是非積極的な雇用をお願いしたい。それと先ほど言った本課が19名で教育委員会1名ということですが、正規職員あるいは嘱託臨時の職員数の割合というのはどのようになっているかお聞きしたいし、また、20名の職務はどのような状況で雇用されているのかお願いします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。20名の内訳ですけど、嘱託職員の中にですね5名含まれております。職種につきましてはですね、ほとんどが事務職ということでございます。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 正規職員が14名で嘱託5名という形になってるようですね、いわゆるさっき申し上げました正規職員1,073、あるいは嘱託職員427の1,500という数字でですね、是非カウントして法定雇用率に達成するように是非配慮を願いたいと思います。それから障がいの程度によりますが、例えば、佐伯市地域自立支援協議会の資料によりますとパソコンや玉掛け、あるいは溶接、介護、接客業等の資格も所持している方がたくさんおられるというふうにもお聞きしております。それぞれのいろんな分野で対応が可能ということじゃないかなというふうに思います。そういった能力を把握しながら、いわゆるハンディな部分も考慮し、仕事への参加、例えばデスクワーク、そういった部分については障がいを持っている方でも持っていない方と同様ないわゆる職務が可能とも思うわけです。通常の人でも非常に厳しい環境じゃなかろうかと思いますが、障がいを持つて人の就労環境は一段と厳しいことはいうまでもありません。また、市役所自体のいわゆる適正規模に合わせて人員削減ということも今議会を通して問われております。市として障がい者雇用に積極的な対応を是非期待しております。また、市が補助金を出している社協等にも積極的な働きをかける是非障がい者に対する雇用というものを改めて提言するとともに考えていただきたいことを期待して終わりたいと思います。そういうことで、次の質問に移りたいと思います。次に、障がいを持たれてる人はその与えられた状況を克服し、いわゆる社会の一員となる技術・技能を取得するため授産施設は大きくかかわっております。まず、本市における知的障がい者授産施設、あるいは精神障がい者授産施設、身体障がい者授産施設のまず数をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。市内の授産施設でございますけれども、身体障がい者通所授産施設が1か所、それから知的障がい者授産施設が2か所ございます。また、既に新体系に移行して3障がいを受け入れる就労継続支援B型の事業所が5か所ございます。これとは別に就労移行支援事業所が1か所ございます。これら通所して福祉的な就労やですね、一般就労への訓練を受ける施設は合計9か所になります。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） ただ今の数字によりますと、いわゆる身体障がい者あるいは知的障がい者、精神障がい者、部門があるわけですが、特に身体に障がいを持っている方はいわゆる知的とか精神のそれぞれの10倍近い人数となっているようですが、授産施設が非常に少ないようにも感じますが、もちろん身体障がいについては他の障がいよりも軽度あるいは障がいの幅も広いことも理解できます。しかしそういった条件を差し引いても身体障がい者授産施設の不足を感じますが、今後の計画を踏まえ、考えがあればお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 施設は十分足りているかということでございましたけれども、一応ですね、現在待機者はですねいない状況でございます。身体障がい者の授産施設でございますけど、新体系に移行した施設が5か所ですかねございますので、新体系に移行すれば3障がいの受け入れが全部可能となりますので、特に身体の方もですね通所に困っているという状況はですね、さっき言いましたように待機者がいない状況でございますので、ないのではなからうかなと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 言われるようにですね、いわゆる新体系の移行、自立支援法等の3障がいを一体にということですね、一つのいわゆる授産施設で支援可能ということは理解しておりますが、例えばですね、知的あるいは精神障がい者は同一の授産施設にも支援は可能かなというふうに思うわけですが、身体障がい者をそういった精神関係の授産施設の支援をすることは設備あるいは職員の職種、あるいは配置等においても精神とはまた違うんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。そこらの条件については私も十分把握ができていない状況でございますけれども、そういった部分につきましては今地域自立支援協議会の中に四つの部会がございますですね、精神障がい者支援部会、それから障がい支援部会等、その中にもございますのでですね、そういったいろいろな問題をまた出ました時にはですね、その中で解決してですねいきたいと。そういうふうに思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 次に移りたいと思います。障がい者自立支援法は平成18年度に施行されてから申し上げた就労移行支援事業等を通じ、3年間でどれくらいの方が、いわゆる一般就労として職に就かれたかどうかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。平成18年度からの一般就労につきましては、市内の施設に問い合わせたところですね。合計で15名が一般就労しております。その中で就労移行支援事業を利用して就労された方は3名ございます。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 15名のうちですね、6か月以上定着された方は何名くらいおるか把握はできておりますか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 大変すみません。そこまでちょっとですね調査をしておりませんが、就労移行支援事業を利用した3名につきましては、そのうちの2名は現在もですね就職をされております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） なかなかですね、いかれた方の定着は難しいというふうな話を聞いております。一つはコミュニケーション、あるいは一つはですねそういった環境になかなか溶け込みにくいというふうな情報も聞いております。十分施設とですね、連携を深めながら、こういった部分についても定着するような方針、方向性をですね支援していただきたいということを希望しておきます。それから次の授産施設で技術を習得し、適性に合った職場を探し企業等へ就労希望、あるいは在宅で就労起業を希望する方に対する支援策というのは、どのようなものがあるのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。就労を希望する方への支援としましては、まず就労に関する機関の連携を進める就労支援部会、先ほど言いました四つの部会ですね、これ毎月1回以上ですね開催しております。その中で協力して支援を行っております。それから、職場実習の機会を増やしまして就労へと結びつけられるよう企業向けアピールを強化する事業を進めています。また、就労移行支援の事業では、障がいのある人が一般就労できますよう、マナーに始まり一般就労の知識や最終的に仕事への意識づくりを目標とした研修プログラムの開発実践をしております。それから起業ですね、起業を希望する障がいのある方への支援につきましては、県にも問い合わせをいたしましたが、該当する事業がですね今のところ見当たっておりません。この事業については、今後就労支援部会で検討していく事業ではないかと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） そういったソフト面をですね、まず十分充実していただきたいこととですね。併せてですね、佐伯市に今あるとお聞きしております、いわゆる障がい者が自立、あるいはですね就職するための自動車運転免許を取得する支援制度、あるいは心身障がい者就職支援制度について若干お伺いしたい。例えば、利用対象者あるいは金額、何名くらいが利用されているのかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。経済的な支援につきましては、就職支度金給付事業がございます。これは一時金でございますけど3万6,000円となっております。20年度の実績につきましてはちょっと実績がございません。候補者はおったんですけどね、施設に通いながら就職という形ございましたので、該当がなかったということがございます。それから就職に伴います自動車改造の助成事業、これは最高10万円までということで、これは所得の限度額がございますけども、ちょっと限度額の資料はちょっと持っておりません。それから、自動車運転免許取得事業でございますが、これも最高10万円の助成の制度がですねござ

います。利用件数ですけど、自動車改造と運転免許の方は20年度1件ずつございました。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 部長先ほどちょっとですね、答弁不足になると思いますが、利用対象者いわゆる、例えば身体障がい者の1級から4級あるいは知的障がい者とか、そういった部分はないわけですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 就職支度金でございますけれども、ちょっと読み上げます。すみません。法附則21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき、身体障害者厚生施設等に通所、又は入所の委託をされ厚生訓練を終了し又は法第19条第1項の規定による支給決定障がい者で就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用して就職又は自営により施設を退所することになった者、いわゆるそういった事業を受けて移行とか、施設の方から移行といった。そういったことになるんじゃないかなと、対象者はですね。思っております。それから自動車改造の方はですね、就職するのに自動車の改造が必要であると。そういったことで自ら所有している者、これは身体障がい者手帳を持っている方が対象でございます。それから先ほど言いましたように、所得の限度額がございます。それから運転免許の取得者でございますけれども、これ手帳の所持者、級のですね制限はございません。免許を取得して社会参加が見込まれる者と。そういったことになっております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 件数も非常に少ないしですね、本来ならもうちょっとですね対象者もおられるんじゃないかなと思いますが、非常にですね市民に対する周知というのがあまりうまくできてないんじゃないかというふうに判断をいたしますが、例えば広報に載せるとか、載せてることがあるかと思いますが、あるいは障がい者施設で募集するなどですね、そういった部分を平等というふうな形も含めて徹底した取り組みをしていただきたいということを希望しておきます。それから、自立支援法はいわゆる障がい者の就労を重要な柱にしていることは申し上げましたが、例えば、母子家庭の母の就労支援策として就労に必要な資格を取得する場合は、県等の補助金と合わせて20%の支援金が佐伯市の条例にあります。障がいを持っている方にもこういった就労のための支援策に取り組むべきと思いますが、再度考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 就労に対する支援策で経済的な部分ですかね、経済的部分につきましてちょっと研究していきたいと思っておりますけれども、就労している方の安定的な定着支援でございますけれども、職場の人間関係とかですね、情報の把握、それから生活や余暇にかかわる時間などですね、仕事と生活の両面を連動させた支援が必要となります。このため、職場に行って本人を支えるジョブコーチの制度がございます。でまた、関係する各支援機関が連携してですね、本人を支える仕組みが必要であると考えております。離職の恐れのある在職中の障がい者の就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの設置、これも県の方にですね今働き掛けておりますので、こういったことでまた支援をですねしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 以上で、次の質問に移りたいと思います。御存じのことと思いますが、配布した資料、いわゆるこれは12月3日から9日まで、いわゆる障がい者週間となっております。これは内閣府と大分県が障がい者への差別禁止と権利条約の周知を目的として開設されております。こういったシンポジウムにも是非積極的な参加を期待しております。さて、本市においてもふれあい運動会等で融和と親睦を図るレクリエーション行事等が見受けられ、大変好感を持っておりますが、自立いわゆる就労環境を創出し企業へ継続就労するためさらに自信を持つためにも、いわゆる機能回復訓練、技能習得の向上などを含んだ障がい者技能大会等の開催を希望しますが、考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員言われましたように、現在も福祉ふれあい運動会等ですね、そういった大会は行っているわけでございますけれども、今言われました技能競技向上大会、こういったことにつきましては県の方ですね、大分県障がい者技能競技大会というのが現在行われておるようでございます。その中で、この大会の参加状況ですかね、見ました時に、それぞれ部門別ですかね、部門別の競技がありますけれども10人程度ぐらいですかね。そういった参加状況の大会となっております、これは佐伯市独自でですね、こういった競技大会開催が必要かなということにつきましては、それぞれ先ほど言いましたように専門部会の方ですね、協議をしながらですね、人に応じてそういった大会に向けてですね、協議をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） そういった部分もですね市が主催ということであるんですね、部門の人が参加しやすい状況も出てくると思います。できる限りですね、そういった部分も意欲的に取り組んでいただきたい。こういった部分はですね、要はやる気があるかないかという部分にも大きくかかわってくると思いますので、積極的な取り組みをお願いをしたいと思っております。それから、最後になりますが、就労移行支援等により、いわゆる一般就労が可能となった方、あるいは平成23年度末より施設入所者の7%を地域移行とするなど政策が国や県等により進められております。障がい者が安心して暮らせるため、住居は欠かせないものだと思います。障がい者住宅の不足が問題になっている中、佐伯市における障がい者住宅の公営・民間の現状はどのようになっているのかお伺いしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 障がい者用住宅につきましてはですね、市営住宅でバリアフリー化された部屋がですね現在27部屋ございます。個人の所有する賃貸住宅のバリアフリーの状況についてはですね、現状がですね把握はできておりません。それから、佐伯市の障がい福祉計画ではですね、入所施設や病院から地域での生活への移行を進めることを計画に掲げておりまして、障がいのある人の居住の場を確保する居住サポート事業について、居住支援の部会で検討しております。また、身体障がい者の方につきましては、バリアフリー化された住居の確保の方法、知的障がい者や精神障がい者の方につきましては相談員などによる契約の援助や保証人がいない場合の支援方法、それから日常生活の支援や体制の確保などが課題となっております。これらを解決できるようですね、施策の検討を進めているところでございます。それからグループホーム・ケアホーム・福祉ホームにつきましては、事業の利用をで

すね、希望する障がい者の把握をですね努めるとともにです、事業を計画する者と情報交換をしまして、利用者の増加に対応できるようにですね努めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 個人住宅あるいはグループホーム、ケアホーム、賃貸住宅等についてはですね、それぞれ理解もできるし対応はかなり可能かなというふうに思いますが、いわゆる公営住宅の部分、特に障がい者の中にはそういった部分で自立、あるいは独立した家庭生活を営むということも一つの権利だということは言うまでもありません。申し上げました6,000人を超す障がい者手帳を持つ方がいる現状を踏まえ、もちろんこの方すべてがそういった対象とは申しませんが、その対応は急を要するんじゃないかなというふうにも考えます。一般家庭の改修は先ほど部長がですね言われた、いわゆるバリアフリー化等々で対応できますが、公営住宅については空き部屋を待ったりとか、あるいは障がいの状況に応じた造りの部屋が少ないなど、いわゆる厳しい環境だと推測をいたしております。公営住宅の新設・開設を期待し再度考えを伺いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。公営住宅の整備につきましてはですね、また関係課の方と連携をとってですね、今後そういった対応につきましては研究していきたいと思っております。現在、公営住宅の中にもですね、公営住宅を利用したグループホームといったことも現在1か所ございます。そういったことを含めてですねまた考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 研究して対応したいということですが、可能な、できる方の研究を是非ですねやっていただいて対応していただきたいということを期待しておきたいと思っております。それから最後になりますが、市長の方にお伺いしたいと思っておりますが、先日ある時代劇の一幕ですが、政はいわゆるそれを扱う者でどうにでもなると、常に世の中の片隅で生きている者を忘れないようにという言葉聞き、大いになぜける部分がありました。私は行政の光は常に地域的にハンディな所、あるいは立場の弱い人に強く当たるべきじゃないかというふうに考えております。こういった部分を踏まえ、福祉政策の中で障がい者に対する市長の思い、考えをお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上議員より、私の方に障がい者に対する考え方ということで、今日も午前中に佐伯市の総合計画の中で、今佐伯市の障がい者に対するこれからの取り組みが載っておりますが、私にとりましては特に昨年度、第8回全国障がい者スポーツ大会が佐伯市で開催されました。そうした中で、その水泳競技大会の中であらゆるハンディを乗り越えて日ごろのトレーニングに励み、全国大会に出て来られた方、本当に一生懸命大会で発揮されている姿に非常に私も感動をしたわけです。特に佐伯市は皇太子殿下もお見えになり、障がい者の方々と一緒になってお話し、一人ずつに声を掛けられた姿を見た時に、私どもも障がい者に対する思い、それは私たち行政を担う者として、障がいのある人もない人も互いに支え合うということが私は大事だと思っております。先ほど議員が言われましたように、佐伯市に約6,000人近い方々がおられます。その方をもちながら地域にあったいろんな中で障がい者等を自立を又社会参加も考えていかなければならないと思っております。こうした障がい者に対

しまして今日の議員の質問を聞き、またこれからの諸題に対する中に、特に来年度になります。なおみ園が佐伯市の方にいるんな条件がありましたが、移転先を私の方が受け入れ、そうした中でも障がい者に対してのいろんな交流ができると思っております。地域とそして行政とのそうした交流も抱えながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） さて、障がい者政策を含み、我々議員も市民もいわゆるこんな制度、こんなことをするのは佐伯市だけですと誇れる行政サービスがあっても良いのではないかなというふうに考えます。これを軸に今後も様々な配慮を願いたいと考えております。佐伯市に住んで良かったという声が市民から聞こえてくることを期待し、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

次に27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。国では新政権が発足して数か月が経過しましたが、官から民へ、官僚政治の脱却を掲げる新政権の事業仕分けなどの取り組みが注目をされているようです。これまでの市議会一般質問を御覧の方から御意見をいただきました。議員の質問に対して市長はあまり答弁をしていない。部長が答弁をしている姿を見るとまるで縦割りの官僚政治のようだといった意見でした。これは本当の話です。議会中継を見てそんな印象を持っているんだなあと感じたわけではありますが、師走を迎えた中、度重なる不祥事で佐伯市政は揺れております。今回たくさんの厳しい質問も出ております。こんな時こそ特に民の代表としての市長の意欲的な姿勢が、リーダーシップが求められているのではないかと、そのように期待をしながら質問に入りたいと思いますので、よろしく願います。

今回は三つのテーマについて一問一答で質問をしたいと思います。今回の質問はどれも確認の意味での質問になろうかと思しますので、明解な答弁をよろしく願います。まず、1点目として、廃校の跡地利用についてお聞きをしたいと思っております。少子化が進み本市においても学校施設の統廃合が余儀なくされております。今年度は五つの学校と一つの幼稚園が廃校の予定になっておりますし、既に廃校となって利活用されていない校舎が、資料から拾い出して見たんですが17か所ほどあるようです。昨年12月、ちょうど1年前ですが、市の遊休財産の利活用について質問をいたしました。解体して更地に売却や貸付けをしたらどうかと。執行部としても遊休財産の有効活用は市の大きな課題の一つだと答弁をいただき、遊休地の利活用についての必要性は認識されたものと理解をしておりました。ここに第一次佐伯市総合計画があります。午前中も河野議員から質問が出ておりました。この計画は合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に進めていくための基本方針となるもので、ここに記載されたことが今後の佐伯市のまちづくり施策の基になろうかと思っております。しかしながら、空き校舎等の遊休地の利活用に関することについては、この総合計画には残念ながら一切記載がありません。そこで今回この跡地利用、遊休地の利活用について、確認の意味で重要性・必要についてどのように認識しているかをまずお伺いし、最初の質問としたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お疲れでございます。それでは吉良議員の御質問にお答えいたします。廃校の跡地利用についてということの中の、その見解についてということでございますけれども、議員御質問のとおり、佐伯市では少子化に伴う児童・生徒数の減少等によりまして廃

校が増加している状況にあります。現在遊休地となっております廃校数は合併前からのものが8施設、合併後のものが3施設あり、合計で11施設となっております。議員との差につきましてはもう既に社会教育施設として使っている分もございますのでその差になっております。既に来年度も統廃合が決定をされている学校もありまして、今後も廃校の数は増えていく状況になろうかと思えます。さて廃校の跡地利用についてでございますが、学校は多額のお金を掛けて整備をされた施設であるとともに、地域住民にとりましては地域の中心に位置した身近な公共施設であり、地域のコミュニティ、地域文化の拠点であったことから地域の活力につながるために可能な限り有効活用をしていくことは重要であり、その必要性は高いというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 答弁をいただきました。私の数字と若干違うというのが、私も担当課からもらった資料を見て拾い出したんですが、幼稚園とかも入ってますので若干数字が違ってくるのかなあと考えております。地域の活力となるような施設として跡地利用を考えていきたいというふうな答弁をいただきました。これは今後のですね、2番目の質問にあるように、今後の計画についての部分で詳しく触れてくるのかなあと考えておりますが、今回、宇目の小野市中学校の跡地に福岡の方からITに関するIT企業が進出をしてきたということで、県の方からの紹介の中で進められたということでもあります。県の関係者又担当課のですね御尽力に感謝をしたいと思います。その中で、今回は県の方からの紹介ということで来たということで、非常に佐伯市にとっては棚からぼた餅的な流れできたのじゃなからうかなあと考えております。この棚からぼた餅が佐伯市の将来的には棚から本マグロになるようになればいいなあと期待もしておるんですが、その中で、このうち臨時議会で私が討論をしましたが、その中でも言いましたように、非常に今各自治体、企業誘致という面でもこういった学校の跡地利用の参入を非常に働き掛けをしてるようにあります。IT関連企業だとか、またコールセンターなど、安くてですね環境のいい所を求め。そういった企業に対して非常に各自治体が誘致合戦、PRをしている中であります。その中で佐伯市にとっては県の方から紹介をいただいたということでもあります。この跡地を考えるにあたりまして、そういった部分の取り組みがですねまだ佐伯としては非常に遅れてるんじゃないかならうかというふうな今回印象を感じたわけでありまして、積極的なですね、そのような誘致ができるような体制、そのための学校の跡地利用というのも非常にこれから必要になってくるんじゃないかなあと考えておりますので、その部分をですね、そういった取り組みを今後していくべきじゃあないのかと私は思っておるんですが、そういった姿勢をですね是非見せていただきたいというふうに思ってるんですが、その点について答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 特に答弁は用意しておりませんでしたけれども、私の方の関連かと思えます。学校施設につきましては、昨年6月であったかと思えますけれども、文科省の方の通達がありまして、廃校舎等の目的外使用の規制が大幅に緩和されております。これは具体的に言いますと、校舎の無償貸付をする場合には補助金の返還を求めないということでもありますとか。有償で貸し付ける場合には補助金の相当額を基金に積み上げれば有償でもかまいませんよというふうに緩和がされております。そうした内容を受けまして、これから可能性といったものを探っていくかなくちゃいけないかなというふうに思っております。市でも以

前民間に呼び掛けてどういった利用方法があるかというようなことも募集を掛けた経緯がありますし、旧町時代の蒲江ではですね、東大生とか各種大学生70名ほど集めましてですね、廃校舎の利用についてのセミナー等をやりまして、本にまとめたといったような経緯もあります。ただ、実現性といいますか、現実面から見ますとなかなか実現が難しいなというものが多かったように思います。いずれにしても佐伯市ではかなりの数の学校数がありますし、これが適正規模の学校ということを目指し今統合が進んでおりますので、廃校舎がこれから段々増えてくるだろうと。これはもう少し統括的な利用方法といいますか、そういったものも含めて検討しなくちゃいけないと思っております。先ほど議員も言われましたように、今回のIT企業でありますとか、コールセンター、これはあの佐伯のような比較的へき地といったら何ですが、離れた地域にありまして時間ですとか、距離ですとか、そういったものをぐっと縮められるという利点がありますし、それほど広い敷地もいらないうことで、佐伯市にとっても可能性のある業種であるかなというふうには考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今答弁をいただきましたように、こういった学校ですね跡地利用が経済的な効果も期待ができるというふうに私も認識をしておりますので、これからというふうなところでありますが、早急なですね、意欲的な取り組みをですねこの辺考えていただきたい。それがこの跡地利用の重要性・必要性につながってくるものと思っておりますので、是非ですねその部分も考えていってほしい。進めていってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それを踏まえて今後の跡地利用ということで、次の質問に入りたいと思っておりますが、統合により廃校になった土地及び建物は今後の利活用ですね、今重要性・必要性は十分あるというふうな答弁をいただいておりますので、それを踏まえて、じゃあ今後どのような計画を立てているのか、どのようにこの跡地を活用するように考えているのかをお聞きをしたいと思っております。ちょうど私、1年前に質問をした時も部長の方から、建物、既存の建物をですねそのまま活用するような取り組みも考えたいというふうな答弁もいただいておりますので、更地にするのも一つの方法、既存の建物、今言いましたように企業誘致等を使うのも一つの方法でありますので、今後の取り組みについて、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。今後の廃校利活用の計画でございますけれども、先ほども申し上げました遊休地となっております廃校数が11施設ございます。それから今年度宇目地区の小野市中学校跡地が企業誘致によりましてIT企業の進出が決まりましたのは議員御承知のとおりでございます。このほか、蒲江地区の蒲江中学校跡地の校舎を国の臨時交付金を使いまして解体をし、道の駅の駐車場として活用を計画をしているところでございます。残りの9施設でございますが、今までも公募を行い学校利活用に向けて取り組みを始めたところでありましたけれども、施設につきまして、いろんな問い合わせもあつたんではございますけれども、校舎の改装費が膨大になることなどの収益性の問題で最終的には応募者の辞退や正式な申し込みがないままに終わってしまい、有効活用に至っておりません。利活用についての考えでありますけれども、廃校施設を利用するには補助金の返還という問題があり、これは一定の要件を満たさなければ解決することができません。また、廃校施設の中には校舎としてまだ使用に耐えうるものもおりますし、老朽化や耐震性の問題で解

体しなければならぬものも多くあります。こういった状況でありますので、補助金の返還の問題や建物の活用と併せて解体・売却も検討しながら有効活用を図っていきたく。現状では考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 財務部の方では補助金の返還と、企画の方では規制緩和というふうな、ちょっとずれてるような答弁をいただいたような気がしておりますが、いろんな取り組みを今までもされてきている中で、なかなか実現に至ってないと。昨年私が質問した時よりも若干進歩はしていますか、進んでいるなあというふうには感じておったんですが、まだまだそういった跡地利用については見解がなされてない部分が多いような気がしております。先般、経済産業常任委員会で先進地視察を行いました。奈良県の宇陀市という自治体にお伺いをさせてもらったんですが、ここは4町村が合併をした山間地域の自治体であります。ここでもですね少子化に伴いまして統廃合を進める中でお聞きしますと、幼稚園等も含めまして20の施設が廃校・遊休施設があったということですが、その宇陀市の方はそれをやはり何とか活用しようということで、現在20あるうちの16施設は使用できるよう、又調整をしてるようであります。全然今のところ計画はできていないのが4施設というふうに、もうほとんどの施設を跡地利用として活用をしている。していたり、又準備をしていたりしているところがあります。どういったことに実際活用したかと言いますと、公民館に使ったとかですね、あと国の地域再生計画ですね、これの認定を受けて森林組合に貸して活用したり、またNPOを導入したり、そして地元の消防団への貸し出し、そして学校法人とですね提携して合宿場として活用したり、その学校の生徒の合宿場ですね、部活とかの合宿場として活用をしたりしてるということでもあります。また、先ほど地域に根付いたということですが、コミュニティセンターをですね造ったということでもあります。当然そうなりますと、先ほど部長が言いましたように、補助金返還の問題だとか、そして財源的な問題等も当然あると。で、どうされたかという、適化法への問題ということですが、部長言われましたように規制緩和がある中で、地域再生計画をですね策定し、それを国の方に認可をもらったと。その認定を受け、その流れに沿って総務省の補助金事業だとか、また過疎債を活用してこういった施設整備を行ったということでもあります。なぜそれがそこまでですね進ちょくしてきたかという前段で、ここが一番大事じゃなかるうかと思うんですが、この廃校のですね跡地利用のために、それぞれの学校の校区の地域で学校跡地利用検討委員会を設置をしたということでもあります。当然、統廃合を進めていく中で跡地利用というのは両論併記でやっぱり考えていかなくちゃいけない。そういった取り組みをこの宇陀市はされて、そういった検討委員会を作って現在にこれだけ実績のある跡地利用ができてるといふふうにお伺いをしました。部長が公募で学校の跡地利用をということでしたということですが、なかなか公募になりますと知る人、知らない人、やっぱり認識の度合いというのが非常にまあどうなのかなあという部分もあります。検討委員会はですね、立ち上げてみるのも一つかと思うんですが、一つやっぱりこういったそれぞれの地域にある施設、地域にある昔からのですね馴染みのある学校でありますので、一度地域にですね、地域審議会等もありますし、自治会等もありますので、そこの地域の学校を地域で何か活用できないかというふうな相談といいますか、みんなでちょっと知恵を出し合って考えんかというふうな、そういったまずですね、何をやるかの前に、そういったところをまず取り組んでいただいて地域からの声を出してい

ただくような作業を試みたらどうかかなあと考えております。そして、その中でああこういうことならやっていけるんじゃないかというのが決まれば、先ほど言いましたように、国の方の補助事業だとか一つは過疎債であるとか、そういったものを活用しながら、この跡地利用が実現できるんじゃないかなあと考えております。そういう中で地域からもしそういった利活用の必要性がないと。何をしたいかわからないというふうなことであれば、先ほど言いましたように企業誘致に向けての取り組みであるとか、また更地にして解体して土地をですね貸し付けだとか売却をする。そういった流れに持っていけば、こういった利活用について市としても、又地域としても共に考えていける体制になるんじゃないかなあとと思うんですが、いろいろとしゃべりましたが、その辺どうでしょう。取り組めないでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。まず、先ほども申し上げましたけれども、11校あって2校がそういう形で決まっていると。差し引き9施設になるわけでありましてけれども、どうしても老朽化であるとか耐震性の問題であるとかいうことで解体をしなければならない施設が四つございます。現在そのまま使用できるのが五つの施設ということで、それも大体いろんな公共事業の関係で貸し付けをしてるような部分もございますけれども、そうはいいいましてもまだまだ今後増えてくる可能性もありますので、議員御指摘の視点に立ってですね、そういった検討もすべきではなからうかというふうに考えております。先ほどちょっと出ました地域の再生計画の基本理念がまず地域の活力につながる活動という部分に力を置いていますので、そういった視点に立って私どもも進めていかなければならないというふうに考えております。したがって、合併前に廃校になった地域ではそういった検討会を立ち上げて一つの方向性を出した地域もございますけれども、今後引き続き分がございまして、ちょっと時間をいただきまして、研究検討させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 非常に前向きな意欲的な答弁をいただいたと聞いております。この総合計画には載っていませんが、そういったところで非常に重要性だというふうな認識を持っているということで是非ですね、進めていってほしいと思っておりますし、これ一次であります。二次も作るかと思っておりますので、この問題は単年で解決できるものではないと思っておりますが、きっちりですね、こういった分銘打って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。この件については終わりたいと思っております。

それでは2点目の米水津地域の子育て支援について質問をしたいと思います。この件につきましては、地元出身の村尾先輩議員がいつも問題提起をしていた件であります。執行部も十分認識をされていることと思っております。今回、本来でありますと佐伯市全体の幼児教育・保育について質問をするべきところではあるかもしれませんが、来年度どうなるのかといった緊急性の高い米水津地域に絞って今回質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。米水津地域におかれましては、合併以前から保育所がなく2年保育での幼稚園が設置をされております。就労共働きといった流れの中で、この幼稚園は午後2時ぐらいで終わるということでありまして。幼稚園保育では現状にそぐわない環境にあり、地元保護者より幼保一元化に向けた認定こども園の設置を希望する声がかつておりました。そして、そういった経過を経て市の子育て支援の対応として幼稚園で夕方まで預けることの

できる預かり保育をですね2年の試行期間ということで実施をしているところであります。この試行期間につきましても今年度で2年目が終わります。それを踏まえて、もう来年度はどうするのかという話であります。この試行期間が終わった来年度の予算査定の時期にも入っておりますが、その後の対応はどのように考えているのかをお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 米水津地域の預かり保育についての御質問にお答えいたします。今、吉良議員から御指摘のように、平成20年から今年度までの試行期間としております。今年度はよのう幼稚園の園児30名中一次預かりを含めて17名がこの制度を活用しているという状況にあります。先ほどのようなお話にもありましたが、保育所がないというそういう米水津地域の実情に照らして、子どもを持つお母さん方の勤労を支援するという立場から、米水津地域の主力産業である水産加工業等の振興に寄与するという観点から開始したものでございまして、意義のある取り組みであるというふうに考えております。したがって、米水津地域の実情に照らし、この預かり保育に代わる適切な措置が講じられまでの間、来年度以降もですねこの制度を引き続き継続していきたいというふうに考えております。なお、幼稚園と保育の一元化の動向等を踏まえまして認定こども園についての議論が盛んになっております。22年度から本市におきましても、宇目地域に保育所型認定こども園を開設する予定になっておりますが、今後米水津地域におきましても子育て支援の根本的解決に向けて、認定こども園の設置についての検討も併せて進めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今、教育長より答弁をいただきました。この預かり保育についてはこの試行期間が終わったあとも適切な措置が講じられる間、現状を続けていきたいということですが、それはもう試行期間を継続するという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） そのような解釈でよろしいかと思えます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 行政を進める中で、この試行期間という実験的なですね試行的な取り組みが行われているということですが、コミュニティバスにしても試行的に行われている段階であります。この試行期間というのは一体何のための期間かというのをひとつやっぱり私は考えていただきたいと思っております。やっぱりこの試行期間というのはやっぱりそれをやってみて、じゃあ今後どうするのかという部分につなげていくための試行期間であるべきじゃあなかろうかなあと思っております。じゃあこの試行期間にですね、今後この米水津地域の預かり保育をどうするのかと。子育て支援をどうするのかと。そういった話をですね保護者の方たちとそういった話をしてきたのかですね、そのしてきた上でお互いの教育委員会の見解、そして保護者の見解をすりあわせてうえで今のような教育長の答弁になったのかですね、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘のようにですね、2年間試行を続けてまいりました。試行といいましても、それに代わる制度というのが現在ない中で、この2年間の間に保護者を含め市の教育委員会とも何度となく議論を重ねてまいりました。そういう中で、特に米水津は地域性が非常に複雑であるという部分も含めて保護者との話し合いの中で、教育長が言いましたよ

うに、いい制度ができるまではこの試行というのがちょっといいか悪いか分かりませんが、この制度今やってる制度を続けていかせてくださいということで了解をいただいております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 保護者との話の中でですねそういうふうな話になったということですが、実は先般ですね、よのうづ幼稚園の保護者の方とですね意見交換をする機会をいただきまして、ちょっと話しに行ったんですが、とてもですねこの時期、つい先日、先週の話なんです、保護者からですね、これからどうなるのといったふうなですね、とても不安だというふうな意見をいただいたんですよ。今次長はお互いの思いの中でね、これを継続するというふうに言われておりましたが、保護者の方の意見としては、これからどうなるのか不安だと、来年度どうなるんやろうかというふうな声が多かったので、そのことはお伝えをしておきたいと思います。その中でですね、今これを延長するにあたりまして、延長することも今後の流れの中では悪くはないと思うんですが、一つ問題になっているのが長期休暇の件、この預かり保育は平日のみの対応ということで、例えば夏休み、冬休み、春休みがですね、どうなるのかなというやっぱ保護者の不安もあるようですが、その点はどのように考えてますか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） まず、この制度で一番問題になるのが御指摘のとおり、長期休暇中の子どもへの対応でございます。これにつきましては、今年度から夏休みに市の方から助成をいたしまして、要員を雇って幼稚園以後の休暇中の保育をしておるといような状況でございます。それも含めてこの前父兄とも若干の話しをしましたがけれども、今度の冬休みが当面迫っておりますから、その部分も含めて長期休暇についても今後とも今の状況を続けていきたいというふうに保護者の方とは一応話を進めております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今の状況を続けていきたいという部分であります、確か今年度からですね夏休みもそういう形で、保護者の方たちで子どもたちを見たと、市の方から助成金をいただいて取り組んだと。また冬休みと春休みについてはやってないんですよ、だからそういう流れの中でまだ1年ワンクールで考えた時に、やってない中で続けていくと言われてますが、じゃあ来年度以降も夏休み・冬休み・春休み等についてもそういう形で夏休み同様の流れの中で続けていきたいと。確認の意味でもう一度。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） おっしゃるとおりで、春休み・冬休みも続けていきたいと。夏休みの状況を続けていきたいということでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 続けていくということで、取りあえず現状を維持しながら考えていきたいという答弁だったと認識をしておりますが、先ほどの教育長又次長の答弁の中で、適切な措置を講じる間というふうな表現、その適切な措置というのは何なのかというところが私も気になるんですが、それこそですね、今度総合計画が出てきますが、ちょっとこの中でですねその部分、米水津地域について記述がありますので、ちょっと述べたいと思います。米水津地区の産業として水産加工業が大きな比重を占めてきました。これは各業者が設備の近代化を

含め販路の拡大など自助努力を行ってきた結果です。しかし生産が拡大する反面、労働力が足りないという状況が出てきております。地区外から多数の従業員が来ておりますが、地区内でも従事希望があるにもかかわらず家庭内の事情、子育て等で働けないという問題があり、米水津村の時代から保育所を希望する声が多くありました。そのため、安心して働ける環境の整備を推進する必要があり、これは少子化問題とも関連をしています。現状と課題というところにもうこの米水津地区については明記をしながら非常にこれだけです米水津地区は困っていると。切実な子育て支援が問題だということを非常にこれを見て分かるんじゃないかなと思うかと思っております。本来いいのは、やはり保育所があって幼稚園があって小学校があつてが一番理想かも知れませんが、なかなか合併前からその議論があつたようですが、厳しい状況にあるというふうにお聞きをしております。その中で適切な措置というふうな表現がされました。その適切な措置というのはどういうところなのかという部分をお尋ねしたいんですが、このですね、総合計画の中では、少子化対策、子育て支援、就労機会確保のため、幼保一元化の認定子ども園の実施に努めます。ということは、この適切な措置というのは要はこの総合計画にあるように、認定こども園を米水津地区に設置をする。そういった解釈でよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） はい、議員おっしゃるとおりです。認定こども園をスタートさせるためにということで御理解いただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 随分たくさんの方の答弁をいただきましたので、非常にですね今言いましたように、特に米水津地域は共働き等が多くですね。当時でも子どもを預ける環境をというのがまだまだ保護者の方からしてみればなかなか望むものが多いようであります。また、ほかのところからですね、仕事に来ている中でそういった共働き、この子育て支援はですね、裏返せば就労支援にもつながると思っておりますので、当分の間というふうな感じ、適切な措置を講じられる間ということではありますが、早くですね方向性を示して整備ができるような、また地域の保護者とですね、そういった相談をしながら進めていってほしいと思っておりますので、もう十分な答弁をいただいたと思っておりますので、どうか今後迅速なそのような体制をとっていただきたいと教育長思っておりますので、就任されたばかりでありますので、よろしく今後お願いしたいと思います。以上で終わります。

では最後、3番目になります。職員の公務中の事故についてということで、お伺いをしたいと思います。このまず、その中のアとして、公務中の事故の状況についてお伺いをしたいと思います。損害賠償による事故の和解について、事あるごとに議会で報告がなされております。この議会がですね、定例会、臨時会ありますが、非常に最近この議会たんびに事故の報告がですね多いというふうに思っております。本当はですねこの12月議会でこの報告がなければこの質問はするつもりはなかったんですが、また今回12月議会でも3件ほど報告が挙がっておりますので、ちょっと質問をさせていただきたいんですが、非常にですね事故が多いんじゃないかなあというふうに最近感じております。いろんな職員の危機管理、指導等いろんな不祥事の流れの中で厳しい指摘を受けておりますが、そういうのに比べれば小さいことだと言われるかもしれませんが、こういうところからですねやっぱり見直していく必要があるんじゃないかなあ、やっぱり仕事のことでありますから、ましてや公用車を運

転中の事故でありますから、その点をですねどのような認識をされてるのか、まずお聞きをしたいと思います。事故はしょうがないやあというふうな認識を持っているのかですね、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 非常に暗い質問がずっと続いておりますけど、吉良議員の質問にお答えします。職員による公務中の交通事故についての質問ということで、御指摘のとおり車両同士の追突や接触事故が多く発生しておるということで、その主たる原因が職員の過失や不注意によるものと認識しております。交通事故は職員一人一人が交通ルールを守り、公用車を運転しているという意識を常に持てば減らしていけるというふうには思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今、答弁をいただきました。議会に報告がある分はですね要は損害賠償の和解でありますから、相手がある事故であると思っております。でもそれ以外に物損だとか、まだそういうのがまだまだですね議会に報告はありませんが、そういう事故もまだまだたくさんあるようにお伺いしております。あると思います。数は言いませんが、あると思います。そういうふうにお伺いしておりますが、事故というのはですね、だれしもあり得るかもしれないことではあります、私が今指摘したのがやっぱり仕事にやはり事故をするということがどうなのかというのがひとつの私の質問のテーマでもありますし、これまでもですね損害賠償の和解のですね、事故をちょっと私なりに拾い集めて担当課等にお聞きをしたんですが、いろいろ調べてみたらですね。過去10件のですね事例をずっと聞いてみたんですが、やられた事故なら仕方ないと思います。しかしこれを見てもみると、この10件中7件が市の過失です。つまり市の方が事故をしたと、ぶつ付けたということになります。勤務中にですねやったということではありますが、しかもそのうち、7件のうちの5件が過失割合100%、全面的に市が悪いという事故であります。そういった状況がですね結果として出てきたわけではありますが、部長がですねその事故があるというような答弁をしたが、この過失割合100%ほとんどの過失が市の方にあるという状況に対して、部長どのような見解を持っていますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今の10件の事故ですね、この100%というのがほとんど相手の車が停まっていたというようなケースがあるみたいです。だから当然もう車が1台は動いてるけど1台は動いてないということになると当然100%という過失があると思います。両方が動いてればですね当然10とか、幾らかお互いに絶対過失が出てきます。ただこの場合はほとんど駐車中の車に追突したとか、そういうことですので当然これは相手が全く悪くないんで、当然これこそ気を付けていかないと。運転の技術のそれはいろいろ注意力とかあると思いますけど、これはもう絶対防げる事故であると思っておりますので、こういうのは当然研修の中で入れていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 停まっていた車にぶつ付けたということではありますが、普通に難しいことじゃあないですよ、普通に運転していれば停まっていた車にぶつ付けたということが果たしてねえ、勤務中でありまして。公用車であります。それなのにそういった停まっていた車にぶつ付けた。よそ見をしていたのか、メールをしていたのか、しゃべりよったのか分かりませんが、やっぱそういう事というのが非常にどうなのというところが私なりにあるわけです。やっぱ

り公用車を運転するという意識ですね。その部分また工作中、勤務中だというその部分の意識が非常に欠落しとるんかなあとかいうふうにまで思うんですが、当然ですねこれはもう結果でありますんで、今後やっぱりこういうのを防いでいくことが必要ではなからうかと思えます。その中で、次の質問イ、ウと出しておりますが、もうまとめてお聞きをしたいと思えます。まずこの事故の防止対策について、この件について市としてですね、事故があったあと又事故をしないための指導、啓発、取り組みはどのように行っているのかというのと、また処分ですね、事故を起こした職員等に対してどういった処分をしているのか。またそういった処分、指導を行っていながらも事故が続くという実態に対して、今後どういった処分が必要になるかという部分をお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まずイの方から、事故の防止対策についてということで、どういう指導を行っているかということです。まず事故の防止対策については、今年の5月から佐伯警察署、それから佐伯地区安全運転管理協議会から、交通事故防止モデル事業所の指定を受け、現在、職員一丸となって交通安全意識の高揚と交通事故防止に向け様々な取り組みを行っております。取り組み内容としまして、一職員一交通安全宣言、それから本庁職員全員による早朝・夕刻の街灯指導、それから安全運転シミュレーション診断や全職員を対象にした交通安全教育講習会を勤務終了後に本庁、振興局ごとで開催いたしております。現在、本庁では声かけで公用車の事故ゼロを目指そうと各課が1週間ごとに交通安全宣言課となり、交通安全に関するそれぞれの目標を設定して、毎朝の朝礼で職員に呼び掛ける運動を展開しております。今後も引き続き交通事故防止を目的とした講習会等を開催して、職員の交通安全意識の高揚に努めていきたいというふうに思っております。それから事故に対しての処分はどの程度なのかと。今後どういった処分が必要だと考えるかということです。事故に対しての処分は、車両同士の追突や接触事故についての処分は行っておりません。事故を起こした職員は上司が厳重注意の上、事故のてんまつや反省文を提出させ、その後文書で市長に報告するようになっております。次に、今後どういった処分が必要かということですが、職員の重大な過失、交通違反行為の場合には、佐伯市職員の交通違反行為に対する懲戒処分等の基準があります。それに沿って処分をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 事故防止に対して様々な取り組みをされていると。今までもされてきたと思います。だけど事故が起こっている。結局事故啓発とかですね、街灯指導だとか又職員に教育をしているというふうなことです。それが悪いとは言いませんが、実際それでも事故があつてるといふ現状に対して、それ以上のやっぱ何かしていかななくちゃいけないんじゃないかなあと私は思っております。それと処分について、事故した職員については処分はしていないというふうなことで、上司が厳重注意、後藤議員とかの質問の中で軽微なとかですね、そういったこの事故については例規集にも載っております、私も見たんですが。要は軽微な取り扱いという形でやられてると思うんですよ。じゃあ本当にその軽微な取り扱いというもので、これから事故が防げるんかなあというふうに非常に危くをしているわけですが、懲戒処分の下には、先ほど言いましたように訓告処分があつてさらには口頭注意というのがあるんですけど、そういった処分ですね、こんなに事故が起こっている最中でそれくらいの処分ですね、この事故が防げるんかなあというふうに思いますんで、この処分をですねもうちょ

っと厳しく、事故をしなければ処分を受けるわけじゃないんですから、やっぱり交通事故はいけないよと、きちんと処分しますよというふうなやっぱり姿勢でないとなかなか軽微といましても事故っていうのは減らないんじゃないかなあというふうに思っておるんですが。懲戒処分の中の一番軽いのは戒告かな、戒告処分というのがあります。この戒告処分、書いて字のごとく戒告は戒めるという言葉であります。この戒めというのは要は事故をした本人に対して戒めるという要素もあり、やっぱりこの事故をしないための組織に対しての戒めという要素も私は含まれている。そういう組織として事故をしないための戒め、処分をやっぱり考えていかなくちゃいけないかなあと思っておるんですが、この処分の見直しについて検討はなされないでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 佐伯市にはですね、一応公用車が約300何台あります。その中でほとんどがあっちこっち動いておりますから、事故を減らせるのはこれはもう、起こさず・合わず・事故ゼロというモットーがあります。事故ゼロを目指して幾ら動いとってもですね、それは減らしていかないといけないというふうに思っております。それから処分ですね、処分は一応懲戒処分の基準等の中に、今のところいろいろ免職とか停職、この場合は戒告ですよというがあります。それに当てはめてこれを処分していくということになると思います。今議員の言ったようにですね、その点は調査研究はしていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ちょっと調査研究じゃあトーンが低いかなと思っておりますが、車が多いから事故も多いというふうな表現でありましたけど、なら車が多い、職員が多い、そうなったときに事故が起こる。じゃあ監督責任はどうなかと、上の責任はどうなかとということまで私は、そういつてくるとですね、つながってくるんじゃないかと思うんですよ。上司の嚴重注意というふうなことでありますが、私もこのいろいろ資料をもらったときに、事故の多い担当部にですね質問を、どういうことをやってるのか質問をしようかと思ったんですが、見ますと多岐にわたっておりますので、ここが多いというのはないようでありますので、それは聞きませんが、車が多いからとかいうことで済ませてほしくないなあという部分があります。職員が多い、監督責任はどうなのか。組織が肥大化して目が行き届いてないんじゃないのというふうに今の答弁では思ってしまうんですが、一つ本当に考えていただきたいと思います。要はその職員をですね、どうかしろとか言うわけじゃありません。事故をなくすためにはどういうことが一番いいかと。もう今後のですね議会の報告の中で、事故の報告がないように是非してほしい。公用車であります。市の財産でありますんで、そういうのも傷めないでほしいという思いがありますので、その辺を十分ですね踏まえていただいて、今後の取り組みにつなげていただきたいと思います。12月であります。師走になりましたが、師走になりますと忘年会シーズンであります。是非こういったことは忘れないで今後取り組んでいただきたいと思っております。もう最後になります。12月になりまして、もう年の瀬を迎えていよいよ新年を迎える時期になっておりますが、非常にこの時期にこういった市の不祥事等、頭の痛いことが多い今であります。是非ですね、新年を迎えるにあたり、市長、そして教育長、是非ですね今後の佐伯市政の洗濯をしていただきたいと思っております。そういう思いをお願いをしたいと思いますので、以上で質問を終わりたいと思っております。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元でございます。よろしくお願いをいたします。一般質問通告書により一問一答で質問を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。大項目二つに分けて、6月と9月議会と同じ項目でございますので、執行部につきましては明確な答弁をお願いをいたしたいと思っております。大項目1につきまして、防災対策についてアといたしまして、避難路・避難地の現状と対策について、防災対策については6月議会、9月議会と2回にわたってお伺いをいたしました。各地域での避難路・避難地が地域の人口に対して非常に狭い、そのように思われるところであります。9月議会の答弁でも避難路・避難地については地元の皆さんが慣れ親しんでいる道路等を利用している。そして、ほとんどが道路法の適用のない里道が多いということから、この管理は共助の部分、共助の部分と言いますとお互い住んでおる所の近所の人たちがみんなで力を合わせてやるということであると思っておりますが、ほとんどが道路法の適用のない里道が多いということから、この管理は共助の部分ととらえ地域で補修整備を行っていただいておりますということを市長が答弁をされております。それでありましたが、緊急時に里道や広場を利用して、その地域ごとに全員が瞬時に利用できるかと判断しておられるのか。このことをお聞きしたいと思っております。また里道、私は一般的に言います里道は、昔から2メートル、広くて3メートルぐらいではなかろうかと思っております。最近の建築基準法に合わせても里道があるところで建築許可が本当におりるのであるかと。こういうことを疑問に思っております。このことについては、市長がこの答弁を行っておりますので、本当に里道で建築許可がおりて、この佐伯市内でと、建築基準許可の対応外、適用されていない所では狭い道もあるかと思っております。ですが、到底里道で建築許可がおりて家が建つということは最近はないと思っておりますので、そのことも併せて質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず私の方からお答えいたします。確かに里道につきましては大体1メートル程度というような狭い所が多いと思われまます。地域の皆さんが避難の際、一斉に一つの里道等に殺到すれば当然混雑すると思われまます。しかし地区の中には、それぞれの皆さんが普段から里道を含め生活道として利用している道路が複数ありますので、当然その道路を利用することになります。そのためには、やはり日ごろから各地域で機会あるごとに避難訓練を行うことが減災に向けて非常に重要であると考えております。また、防災に限らず地域の行事や祭りごとなどを自主防災活動と組み合わせることで日常的に自然な形で地域防災力を高めていくことが災害から人命や地域を守り、相互救助や支援としてうまく機能するものと考えております。日ごろから自分の住むところについてはどのような災害の要素があるのかを知り、常に災害に関心を持っていただき、今一度地区の中で避難路・避難地についても確認していただけたらと思っております。前回は申し上げましたが、里道は行政財産として佐伯市所有の公共物になっております。管理面においてはその里道を利用されている関係者や地区の皆さん方に従来どおり管理をお願いしたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 佐藤議員の里道に建築許可がおりるのかどうかということについてお答えいたします。ちょっとくどいかもしれませんが、都市計画区域内とそれ以外の所に分けてお答えをしたいと思います。まず、都市計画区域内におきましては、建築物を建築す

る場合は、建築基準法第43条第1項の規定により幅員4メートル以上の道路に接する必要があります。幅員が4メートル未満の通常の道路は、この建築基準法上の道路に該当しないことから、この規定を満足することができませんが、建築基準法第42条第2項の規定によるみなし道路、通称「2項道路」と呼んでおりますが、これに該当する里道は建築基準法上の道路に該当し、建築物の敷地を道路中心線から2メートル後退させることにより建築物を建築することができます。基本的には都市計画区域内には4メートルの接道の必要があるということであり、また、都市計画区域外においては建築基準法上の接道規定の適用がありませんので、里道に面して建築物を建築することについて建築基準法上の制限はございません。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 建設部長が答弁いただいた分につきましては、私は里道で建築許可がおりるか、里道は今部長御承知のとおり、1メートルか1メートル50、2メートルなんです。それで、それが公道に接しておるというところはないと思うんです。だからしたがって6月、9月の議会での答弁はこれは間違っておるということをおは言いたい。こういう答弁をするべきではない。里道は里道に接しておるんだから里道で逃げなさい。これじゃあ逃げられるわけじゃないですか。それであなた方にお尋ねをいたしますが、国が定めた地震防災対策特別措置法、それから消防庁、それから国交省の避難地・避難路の大臣基準、それから大分県が第3次地震防災緊急事業5か年計画も出しております。特に一番先に出されました国が平成7年地震防災対策特別措置法の中で避難路の基準、避難地の基準これがあると思います。分かりますか。こういうことで国の法律も分らんようなことでもありますのでね、避難地が避難路が里道でいいんだというふうなことを言うのではないかなと思っております。耳を澄まして聞いてください。公有地、避難地につきましては公有地、人が多い所では20ヘクタールを用意しなさい。人口によっては10ヘクタール未満の公共空き地でもいいですよ。そうですね。それから同じく全部これ出てるんですが、一時避難地の基準としては、面積1ヘクタール以上で公共の空き地であるもの。空き地であるものを用意しなさい。避難路の基準といたしましては、幅員が15メートル以上の道路又は10メートル以上の緑道となっております。ただ私が申し上げたいのは、この基準には恐らく佐伯市は合わないと思います。だからできるだけ広い道路に面するところに幾らか今の道路を広くするか、それかその地域地域によってですね、即座に避難できるような体制が整っているのかということをしつこく聞いておるわけですよ。もしできていないんだったらそれをあなた方のいう災害特別基準法ですかあなた方が、これは佐伯市の条例ですか。それに沿ってでも、その中にうたっていないのであれば、そういうふうな避難地・避難路を確保してあげるのが行政としての役割ではないのかということは、私は6月、9月、12月なんですよ。この3回であんたたちに、あなたたちが勉強もせんやつを私が教えてこれやりなさい。やれるんですかということをお問うわけなんです。どうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） なかなか勉強不足で大変すみません。いろいろと分からないところが多いもんです。今議員が言いますように、20ヘクタール、10ヘクタールあるいは1ヘクタールの公共の空き地とか、これ1ヘクタールの公共空き地というのは恐らくこれに今該当するのが脇の分かなというふうには思いますけど、避難路が幅員15メートル以上ということですね。

ど、これは恐らく佐伯市だけではなくどこにもこういう基準なかなか当てはまらないというふうになっております。特にうちの防災からすれば今現状にある道路、あるいはそういうのをうまく利用して災害を防ぐというのが私たちの役目だというふうになっております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことは何回聞いても同じだと思いますので、アとイを一緒にやって市長の方にお聞きしたいと思いますが、イの方で避難支援体制の施策について、これ市長ですね、災害はほとんどが瞬時にやってくるわけですね。そのために皆さんどこでもそうだと思います。驚き、パニックに陥ると、そして逃げ惑うことになろうと思います。そのための避難路・避難地の準備を行政で行うように再三私は今まで申し上げてきたはずですが、これをですね各地をつぶさに調査して、災害発生時に市民の皆さん方がスムーズに対応できることを確認して、そして地域ごとに検証し、市民が災害発生時にスムーズに対応できるように、対策の遅れている所にはそういう対策を講じていく公助をするつもり、このことについて公助とか変な言葉を持ち出したんで、大変やりにくいんですが、行政がそういうところを探して地域地域離れてますねえ、903平方キロあるらしいんですが、これが全域にわたっておるわけじゃありませんね。山が何ヘクあるんですか、全部は佐伯市は広い広いと言いますけれども、道路は木浦まで蒲江まで上浦まで、そうでしょ。その中に弥生を忘れてると怒られますけど、宇藤木までね。そういうふうにあってあとは山ですよ。ただ広いからできん、広いからできんじゃないんですよ。そういうふうなことじゃなしに公助の力で行政、それをやるつもりはありますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 質問にお答えします。避難路・避難地については地元を一番よく知る各地区及び自主防災組織で選定していただき、そこが危険区域になっていないか等を行政が情報提供して決定していく形をとっております。あくまで地域コミュニティの間で決めていただくようにはしております。ですから、避難路・避難地の選定という部分での各地区の調査は行っておりませんが、各地区及び自主防災組織より要望等があればその地域を共に調査・検証し、避難地及び避難経路の選定、地区の特性に合った避難計画の作成等、指導・助言を行い避難路の整備については原材料、もう前から言っておりますけど、原材料を行政から支給する形も公助の一つと位置づけ、自助・共助を支援しているところであります。今後も避難支援体制の根幹をなす自主防災組織の結成・育成は重要でありますので、より一層の組織づくりはもちろんのこと、沿岸部であれば地震による津波を想定した避難訓練等の推進を行ってまいりたいというふうになっております。それとですね、特に振興局においては、緊急対策事業あるいはパワーアップ事業、そういう中で整備は一応資料は持っておりますけど、それぞれ原材料を支給して道路を造ったり、そういうのは毎年少しずつやっておるというふうにはなっております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長答えてくださいよ。避難路また避難経路には山からとかですね、それからその付近のがけ崩れ、それから地震とか災害がきた場合は、建物の崩壊、そういうものが無いところを避けて避難路を設定しているのか。そうですね、それから十分な幅員も考えて基準に当てはまるようにやってあるのか。万一に備え第二・第三の避難路・避難地も考えておられるのか。どうですか、これはもしやってないんであれば今後やるということでもいいん

ですよ。私はこのあいだ6月からやってない所をやってくれと、市民が逃げ惑うのは大変なことになるから、ケガをするぐらいならいいけれどもね、命が亡くなったら元も子もないじゃないですか。だからそれを一生懸命言いよるわけですよ。だから調査して悪い所は即やりますよと言えるのか、それともまだいろんな今までの自助・共助・公助を前提においてずるとやらないのか。やるのかやらないのかだけはっきり答えてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員より避難路の関係ですが、現状での公共事業の中では佐藤議員の言われるように避難路の全整備というのは不可能だと思っております。また、地域により国と県とのいろんな避難路対策というのについて、国も地震等によって又県によってはそうした対策をですね市と一緒に補助を出して市の方に工事するということがあります。特に道路につきましては、いわゆる生活道・市道、それらの整備がまだまだ十分でない地域もありますし、それが避難路と一緒にする部分があります。議員が言われるように15メートルの道路というのはまずこの佐伯市では非常に難しいと思っておりますので、順次その公共の中の整備状況を見ながら順次整備するしかないと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この広い佐伯市を全部いっぺんにやれというふうな要望はしておりません。要求もしておりません。最初に調査をし、そういうところが一番危ぐされる所から徐々に直していってほしいと。要望ではないんですよ。だから市長は今言ったようにできることからやるというようなことであれば結構なことなんですが、そういうような約束はしていただけますか。今見て歩いて、特に狭い所から即かかっていただけということ。これはテレビは市民の皆さんに見えるんですから、皆さんに向かって言ってくださいよ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員が言われる必要な所というのはたくさんあると思います。その順位選定もあると思います。また地域においては避難路よりも優先に市道の舗装とか、側溝とか、地域地域の事情がありますので、こうした部分では私の方も十分精査し予算の位置づけについては執行部でももう一度検討してみたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それで、そういう答えばかりだから最後までいかなあけんということになるかと思えます。佐伯市の防災情報についてウにいかせていただきます。すみません。災害時の避難路・避難地等は佐伯市全域の防災マップに掲載しているが、このとおりで間違いないかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。合併後、新市になって市内全域を対象に平成19年4月から5月にかけて作成して全戸配布した防災マップには学校・体育館や公民館などの避難場所は掲載しておりますけど、避難路・避難地はこの中には掲載しておりません。旧町村で作ったマップには落としておりますけど、新たに作った分についてはそこは掲載しておりません。現行掲載している避難場所等に関しましては、防災マップを作成した時期が市町村合併をした直後ということで、合併前の旧市町村のデータを基に作成しておりますということで。現在配布している防災マップには、職員が配置される施設や避難所となる学校・体育館などの大型施設等は別として、その他の避難所や避難ルートは指定しておらず、あくまでも

各個人、地区、自主防災組織などが地元の避難所や避難ルートを選定する判断材料として掲載している意味合いがあります。やはり地元の避難所は地元住民に設定していただき、そこに避難するルートにつきましても、そのルートが1軒1軒違う可能性があるため、行政からの指定はしておりません。要するに避難場所や避難路は地区の地理、地形に一番詳しい地元住民に決定していただくことがより早い効率的な避難ができると認識しているからであります。さらに、この防災マップを全戸配布した目的はですね、住民の自助・共助などのさらなる防災意識の向上、ひいては自主防災組織の活動再開や立ち上げ等につながればという意図もあります。このような動きはほんの一例ですが、防災に強いまちづくりをしていくための公助には、整備や補修などの工事、いわゆるハード面もありますが、実際それを使用する者の意識改革の助長など、いわゆるソフト面も大事な公助の一つとしてとらえております。現時点での公助として最重要項目は、自主防災組織の育成や後押しであると認識しており、今後もこの取り組みを推進して自助・共助を支援してまいりたいというふうに考えております。再三申し上げておりますけど、防災の基本であります自分の身は自分で守る自助、地域住民が共に助け合う共助、それから行政が地域の取組を支援する公助、この三つの力を連携させながら普段から災害に備えることが大切であると考えております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 防災マップこれどこでもいいんですが、一番いいようなところ、ここらですか。防災マップこれ、今あなたが言われたように、先ほど副市長にはここで何か足りんもんがあるんだが何かなあということをやったら分かりませんでした。教育の次長の方がああ避難路がないよということをやっております。そのとおりでありまして、避難路の掲載はありません。ここで伺いたいんですが、避難場所としての防災機能の整備状況はどのようになっているか。食糧、生活用品等の必需物資の供給は安心できておるのか。水を確保するための整備等は安心できておるんですか。それとですね、市長、あなたは新庁舎建設の問題が取り上げておられるこの時に、避難場所として選定されている所に、これは庁舎建設の第1のあなたが理由として上げておるのは、耐震強度がないということをやっておりますね。ここに、マップに弥生文化会館、弥生保健センターこれ避難場所ですね皆、こういうふうに全部ありますが、ありますね、見えますね。この市民が住民の方々が皆避難する所、避難場所これはまさか耐震調査はしてないということはないでしょうね。市の庁舎を建てるために、いいですか、耐震性に調査した結果非常に弱いから、そして合併特例債のある間にという問題の提起をされながら説明をされておる。であるなら、市民の皆さんが避難する避難場所はまさか耐震強度の調査をしていないということはないんでしょうね。どうぞ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応避難所を各地域に設けております。耐震調査は全部は行っておりません。それから学校はですね当然もう教育委員会として耐震診断をやって今順次行っております。それも地震防災緊急事業5か年計画っていうのが、もう議員も恐らく御存じだと思いますけど、その中で学校の幼稚園、小・中学校、それから校舎とか屋内運動場とか。全部はやっておりません。

議長（小野宗司） 箕河原防災危機管理課長。

防災危機管理課長（箕河原司） 防災危機管理課の箕河原と申します。非常食につきましてはですね、3,000食今現在備蓄をしておりますが、それはアルファ化米という分ですね。それと水

は2,000リットル、毛布は600枚ということで、各振興局にもそれぞれありますので、本庁はもちろんのことですが、防災倉庫だとか各振興局の方にも備蓄をしておりますし、それと米水津におきましては今年度整備しました防災倉庫、その中にも非常食とか水とか用意しております。ということの現状でございます。あとはですね把握をしておりません。それというのが食糧の場合は入れ替わりを2年とか3年とかですね、水もそうですけども、そういった部分で入れ替わりをしなければならないので、そういった部分も考えて、それぞれの振興局とかの部分にも配っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは防災対策については、最後に市長にお聞きいたします。市長、今お聞きのとおりであります。防災マップについても避難場所についてもあなたが言われておる市の庁舎を建てるための耐震強度についての調査もしてない所があると。これだから市長、市長の責任を問うとかじゃないんですよ。これはね急々にやっていただきたい。そしてやはり避難地が狭い、避難道路が狭い所は急々に何箇所かずつでもいいじゃないですか。あなたは今それは順番の決め方が違うと言うけれども、やはり強いて言えば皆さんの理解が得られるなら木浦の山奥からやるんじゃないかって、やっぱり佐伯市の方から、地震が来る。東南海・南海地震は向こうから来るんですよ。木浦から来るわけじゃあないんです。日向の地震も海を沿って来るんですよ。だからやっぱりそういうふうな密集地から徐々に進めていくということをして市民の皆さんの理解を得ながら年次やっていくという方向をとるべきではないかなと。このように私は要求をしたいんです。最後の答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどの答弁をいたしました時にですね、市道ということを行いました。これも避難路になるということで一番需要の多い所が市道と思ってます。そうしたのを地域とですね相談し、どうした所に需要があるかと。どうした必要性があるかというのを地域に入って考えなければならないと思ってます。また議員が言われる避難路も必要ですけど、防波堤これも地域によって逆に必要性があると。そうした部分については地域との協議をしながらですねやっていくということをやっていきたくと思ってます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） やっと3回目になっていい答弁をいただきました。市民のことを考え、そのように地域の自治委員の皆さん方を中心に地域の皆さんのことを考えて、災害が来た場合の災害対策、これに緊急を要すると思いますので、随時行っていただきたいと思います。ということをや切に要望ではございません。お願いでもございません。やっていただくという約束をいただいて2番に移りたいと思います。

大項目2の平成18年度の遅延工事について、アといたしまして、平成17年10月に発注された切畑集排提内工区管路布設工事について、平成18年3月末日に工事は完成されなかった。5月中旬まで工事を続行していたことは明確であります。しかしながら、国・県への工事完成報告については3月末日をもって工期内に工事完成の報告をした後に、虚偽の申告が発覚し、国・県から返還金を求められた。このことは9月議会でもお伺いし、このことに間違いはないということでありましたが、再度念押しのためにこのことを問うものであります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは佐藤議員の平成18年の遅延工事について、その中のアとしての

返還金についてお答えいたします。国・県から返還金を求められたのではないかという質問でございますけれども、このことについては御指摘のとおりであります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 答弁いただきましたのでイにいきたいと思います。責任の追及について、9月議会において、平成18年11月24日の臨時議会での返還金の補正予算議案の議案理由の内容については、予算措置について提案理由の説明をしており、議会に対して正確な説明を行っていないとの認識は持っておりませんという市長の答弁でありましたが、遅延工事についての工程や国・県に対する返還金をすることを議会の皆様に対して十分に説明を行っていなかったのではないのですか。議会議案のどの部分で遅延工事に至った経緯を報告し、そして遅延工事に対して行政の責任若しくは遅延損害金の請求ができなかったと。そういうことをどこかで説明しているのか。18年の11月24日の臨時議会でどこで説明しておるんですか。責任は工事を請負った業者にあり、そして遅延責任を取らせなかった行政幹部の責任であると思っております。平成18年度のこととは言いながら、市長、その他の部長、皆さんが現存している今日、行政トップが責任を取るべきであると。このように考えておりますが、責任を取りましょうということをおっしゃってください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではイの責任の追及についてということについて、私の方からお答えをいたします。まず、議案の中でどの部分が返還金の説明を行っているのかという御質問でございますけれども、平成18年の11月にこれは24日になりますけど臨時会を招集をし、補正予算を提案をしておりますけれども、この未しゅん工工事が発覚をした後、8月28日に第1回の全員協議会を開催をしまして、その経過と返還額の見込み等について報告をしております。その後、11月20日に同じく全員協議会を開催しまして補正予算の措置についての同意を求めました。そして最終的に11月24日の臨時会で予算を提案をし、議会の議決をいただいたという経過になっております。その後、年を越して3月5日にはまた全員協議会を開催しまして返還額が確定をいたしましたので、その旨の精算報告をみましてやっております。特に平成18年の11月の臨時議会では、議案番号第243号にて一般会計補正予算を計上し、これをもって返還に充てる旨説明をいたしております。議案の中での詳細な説明はしてございませんけれども、返還金については先ほどのように詳細な説明は全員協議会でやっております。また、遅延損害金の請求をしなかった経緯につきましては、当時は合併初年度で契約窓口も旧市町村がそれぞれ行っており、職員間に契約事務の取り扱いに一貫した考え方の徹底がされていない部分があったこと。また、旧町村でこのような工期遅延を理由に損害金を適用する考えが希薄であったことなどの理由により、当時の指名委員会で審議した結果、遅延損害金を課しておりません。それから次に、行政幹部の責任の取り方につきましては、市長給料を平成18年12月から平成19年2月までの3か月間10%の減給、事業部門を担当します塩月助役が平成18年12月から平成19年1月までの2か月間、総務部門を担当します当時の佐藤助役が平成18年12月の1か月分を10%減給をいたしております。職員につきましては担当課長以上10人に1か月、給料月額10%減給をいたしております。関係する部長級や担当係長級10人を戒告、2人を訓告、4人を嚴重注意とし、合計26人について平成18年11月に処分をいたしておりますので、責任を果たしているというふうにご覧いただけます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8 番（佐藤元） 執行部にお願いをしていただきたいと思います。質問に対するの答弁をいただきたい。と言いますのは、私はこの議会の提案理由の中のどの部分で工事は3月をもってもやっておったんだけれども、5月まで工事が掛かったんだけれども、私たちがその報告をして、その業者の便宜を図ってやったんだということをどこで言っておるのかということ、私は聞いておるんですよ。あなた方の減給ぐらいの問題じゃあないじゃないですか。ここにその時に、反対討論を行っておる議員の方の議事録が残っております。その中でも、全協や全部でそういうふうなことを説明したならこういう言葉は出ないでしょう。市の不祥事による約3,200万の返還に対する予算編成だと解釈をしておりますと。この提案理由の説明の中で市長は、今回の不適切な事務手続の原因には、私を含め職員の仕事に対する危機管理意識に問題があったと、こう発言しておると。これは臨時議会に対する反対討論の意見ですよ。なぜそれまでに部長、なぜそれまでにじゃあいきさつを言っていないじゃないですか。いきさつを言ったらなぜ3月に終わってない工事を3月に終わったように。補助金をもらっておるところに、そういうふうに報告したのか。それが虚偽であったために返還金を求められたんだと。この会社は今佐伯の商工会トップにおる人間の会社じゃあないんですか。そうじゃあないんですか。ほかの件についてはほとんどが出来上がったり、品物がなかったりと。この弥生のこの工事については私が反対側でやっとなって目の前で見ておるんだから、その時の職員は、3月の末になるけれども人一人来ないと。灘に国交省の仕事を受け取ってそれが遅れるといけんから全員みんな向こうに行ったんだと。これはもう処罰をせざるを得ないと。弥生の職員の人がね、その時に2件も3件も出てやっぱり言っておるんですよ。職員はそういうことをしなかったとか、そういうことに希薄だったと、希薄でやる気がなかったのはあなたたち執行部だけじゃあないんですか。市長どうですか。あなたどういう報告を受けたんですか。実際に3月の末に終わらないけん工事が5月の中旬までやりよるんだから、その間にうその届をしたんだから、執行部が責任を取るべきじゃあないん。商工会の会頭までやっとなる会社でしょうが今。800何十万のこれは市の税金ですから戻させなさいよ。それがあなたが責任を持って払いなさいよ。あんたがそういうふうにしたんなら、そうでしょうがこれ一つ一つ追っても全協で昔17年から議員になられとる方もおると思います。全協でこのことを報告してますか。3月の工期に間に合わんで、実際は5月までやったのを私たちが嘘を報告してこうなったんですよ。ですから税金を使って返還金を一緒に払ってくださいと言ったら、議員の皆さんがオーケーしますか。それにもう一つ、地方自治法の施行令、この中に普通地方公共団体は次の各項の1に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができるという条項の六つのうちの5番目に正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。ねそういうこともあるんですよ。市に幾らなくてもちゃんと市の条例よりも強い法律があるんじゃないですか。もう時間がないからはっきり、皆さん佐伯市民の見える前で、そんなことは関係ないんだと、私たちがうそは言うてないんだというんであれば言ってください。その報告はじゃあしたんですか。3月末日延ばしても24日か6日でしょ工期。建設部長何日3月の。変更最終日はですね、ちゃんと工期内に検査ができる日にちじゃないんですか。そうでしょ。だからもううそがばれてるんだから、ちゃんとこのお金は18年であれ何年であれうそをしたことは事実じゃないんですか。議会を冒とくし、執行部で隠して、その業者と一緒にやってうそでしょ。そのことが事実出てるじゃないですか、市長どうですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず、議会の説明の件でありますけれども、8月18日の全員協議会で経過と返還額の見込みについて説明したというふうに聞いております。説明した資料は、手元には持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなた全部ね説明したというんだったら書類があるはずでしょうが、こういうふうに説明したよと、全協でやったよという書類があるでしょうが。それを持ってきて見せなさいよ。どこにあるんですかそういうのが。だから建設会社が3月15日工期を全然終わってなかったと。それから2か月間やった後、それを当時は建設部長は検査室長、でしょ、うその報告をしたと国と県にうその報告をしたんでしょ。それを議員の皆さんに説明したという書類があるんなら出しなさいよ。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 申し訳ありません。全協のその当時に議員に配布をしました資料をちょっと持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 持ち合わせてなくてもそれをじゃあ説明したのかしないのかと。3月工期を終わってまだ工事は続行している、ですが終わったという報告をしたんですよということを議員の皆さんに言ってないんですよ。言っておったらこの反対討論の議員さんはね、こういうこと言うわけじゃないじゃないですか。賛成討論ならともかく、反対討論にこういうことを言うわけじゃないじゃないですか。文書に入れたことに対して言っておるじゃあないですか。時間がなから市民の皆さんの見える前で、こういう悪いことをしました。このお金は返させます。業者に返還させます。私たちが責任持ってその金額まで充当しますとはっきり言いなさいよ。これはねえ、そう難しいんであれば市長悪いけど刑事問題よこれ。あんたたちどげえ考えるのか知らんけど。業者と結託して公金を横領しとんであんた。業者の代わりに払っとるんでしょ。返還金を業者の代わりとして払ったんでしょ。公金を。そうしてなおかつ工事金を払ってやったんでしょ。ええ。あんた皆さんに工事の室長、その時のどうだったの本当のことを言いなさいあんた。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。私は当時、工事検査課長でございまして、今議員御指摘の案件以外にもいわゆる未しゅん工としての工事が6件ないし7件だったと思いますが、その合計額は返還金の3,000数百万でありました。この一部始終についてはですね、先ほど財務部長が申し上げましたとおり、全員協議会において複数回ちょっと今私も資料を持ち合わせておりませんが、こういう工事について、こういう経過をとっていわゆる未しゅん工ということになってしまったという説明はしたというふうに記憶をしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これちゃんと議事録に残るんですよ。今こういうふうになってと、工期は切れておったが切れてないように報告したということは言ったということでもいいのかな。うそを言っちゃあいけませんよ。神聖な議場ですよここは。その文書もあるんですね。そのことを議員の皆さんにそのように報告をしたんですよ。それでいいんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほどからの議員御指摘のとおり、全協の資料はちょっと持ち合わせておりませんが、私が聞いておりますのは、先ほど報告をしましたとおり全協の中で説明をし、その内容が議員のおっしゃるような部分かどうかというのは分かりませんが、一応経過の報告と併せて今後の対応についての報告をしたというように聞いておりますので、逐一内容については私もよく分かりませんが、報告したものとこのように思っております。で、その経過の後に最終的に11月の臨時議会の中で議会のお認めをいただいたというふうに思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これは議長にお願いしたいんですが、これを調査する別の方向というのがあるならそれをやっていただきたいし、今ここでそういうふうに言ったという文書があるんなら出していただきたい。その要求はいたします。それがうそであったときの措置はどうするのかということはこれは議会の議運。ないか、あるかそれだけです。ただ私が質問しよるのは、うそをしたということは認めたんじゃ。ね、うそをしたということは認めたんですから、だからうその報告をして公金を流用したんだから、その公金はその会社とよく話し合っただけで戻させなさいということをお願いするわけですから、市長答えて。もう時間がないんじゃないからどうするか。あんたが答えりゃいいじゃないですか。そんなことは皆うそ、うそじゃない絶対払わんのやと、このままいくやというんならそれでいいです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員に、先ほど全協の中の説明資料がということですので、これは私の方が調べればありますので、その点については後ほど提出したいと思っております。また、当時の私どもの指名委員会の中で返済については、そうした理由を持ってやっておるといふ書類も多分出てくると思っております。それも一応私の方が調査してみても議員の方にお渡しします。そうした経過の中に、今回のこれはもう国に虚偽の申請をしたということでありまして、そうした中で返済したと。私にとりましてもこの事件については、国から指摘されたのではなく、私の方が記者会見でこれを発表し、その後国から逆にもう少し相談をするべきだったということで逆に国・県から怒られました。これはもうぴしゃっと定例記者会見で発表したもので、国から指摘されたのではなくて、私の方からこうした事実があったということに国と県に対して、そのことに対して書類を提出し、そしてその後、国と県との協議をし、また先ほど言いましたように12月の臨時会でもその方向で議会の皆さんに、先ほど議員が言われておるといふ話の中での話をしとる。そうした一連の関係は全部話させていただいております。そうした結果で、現況ではこれは業者に求められないという指名委員会の方でさせていただいてますし、また中でのちょっと全部ははっきりは整理ができておりませんので、一度整理をして議員にその書類を提出させていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことはですね、調査をした上で、市長これは実際に言ってなかったということがでたらどう処分するかも後で考えとってください。これについては当時の職員、うそをした職員、幾ら国から言われる、県から言われる前にあなたが言ったとか言わんとかいってもうそをやった事実はもう逃れることはできませんので、そのことについての責任はあなたにないのであれば、その時にその部署に取らせるべきであり、そうでしょう。そしてその業者とちゃんと話をすべきである。そのことを怠ったために今日このごろまでにこういうふう

な職員のいろんな事件が起こってくる。トップがああいうことを、上の方がああいうことをするから俺たちもいいじゃないかという考えにならないとも限らない。そこらところをよく考えてください。ちゃんとそういうことは考えて、そのことについて議長お願いしときますよ。もしうそであったらそのこともちゃんと。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、14日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時46分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 1 2 月 1 4 日

第8回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成21年12月14日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	消 防	長	伊 東 宇 三 実
副 市 長	長	山 本 清 一 郎	総 務 部 次 長 兼 総 務 課	長	井 上 伸 一 郎
副 教 育 長	長	塩 月 厚 信	情 報 推 進 課	長	岡 月 藤 信
総 務 部 長	長	分 藤 高 嗣	工 事 検 査 課	長	高 飛 彌 一 郎
財 務 部 長	長	川 原 弘 嗣	企 画 課	長	高 飛 勝 則
企 画 商 工 観 光 部 長	長	三 原 信 行	商 工 振 興 課	長	山 崎 浩
市 民 生 活 部 長	長	魚 住 慎 治	子 育 て 支 援 課	長	高 橋 弥 重 郎
福 祉 保 健 部 長	長	白 田 茂 達	健 康 増 進 課	長	柴 田 勝 德
建 設 部 長	長	戸 坂 富 士 男	建 設 課	長	永 田 亀 男
上 下 水 道 部 長	長	酒 井 実	都 市 計 画 課	長	小 野 富 志 夫
農 林 水 産 部 長	長	甲 斐 満 義	東 九 州 自 動 車 道 建 設 推 進 課	長	山 田 卓 司
教 育 次 長	長	高 橋 満 弥 一	林 業 課	長	
	長	江 藤 幸 一			

議事日程第5号

平成21年12月14日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第12日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

11日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、兒玉輝彦君、2番、江藤茂君、3番、清田哲也君、4番、和久博至君、5番、井
野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

23番、兒玉輝彦君。

23番(兒玉輝彦) 皆さんおはようございます。昨日、日曜日、佐伯市上浦豊後二見ヶ浦の張替
え事業が昨日上浦で行われました。その際、市長を始め、また佐伯市民、住民、竹田の荻の
皆様約350人の参加の下に行われ、また事故もなく無事に掛け替えることができました。これ
も皆様のおかげでございます。厚くお礼を申し上げます。今年1年佐伯市を振り返ってみま
すと、いろいろな出来事がありました。やっぱり本当にいい年だったかなあと今思っており
ます。また、この大しめ縄を掛け来年に向けて佐伯市、また市民・住民にとってよい1年で
ありますことをお祈りいたしまして、私の一般質問に入ります。

今日は4日目となりました。23番、開政会、兒玉輝彦、通告に従いまして今回の質問をい
たします。大きな項目で、Iターン・Uターンについて、ア、地域活性化対策について、現
在全国的に人口の減少、少子高齢化が進んでいます。本市の農業・漁業、各種の後継者不足
により将来的にも又減少が進むであろうと予測されます。地域の人口減少が続くならば後継
者がいても地域自体が成り立たない、破滅する。そのことによって人口の流出といったこと
も考えられます。こうした減少を阻止するためにIターン・Uターン対策を講じ、地域の活
性を図ることについてのお考え、対応策をお伺いします。

議長(小野宗司) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 皆さんおはようございます。本日は兒玉議員の地域活性化ということで、I
ターン・Uターンについてでございます。議員が先ほど御質問の中で、冒頭に申し上げまし
たが、地域における伝統行事であります豊後二見ヶ浦、多くの市民の皆様とともにそうした
事業があるということは非常に素晴らしいことだと思っております。そうした中で、佐伯市
においては人口の減少ということは地域の活力の低下に直接的かつ深刻な影響を及ぼします。

本市においても扶助費の増加、減少傾向にある税収と相まって大きな懸念材料となっております。御指摘のごとく、Ｉターン・Ｕターン対策は正に人口減少に歯止めを掛ける施策として最重要課題の一つとして認識している次第です。具体的な取り組みとしては、企業誘致が中心と考えております。いわゆる働く場所の確保が本市になればＩターン・Ｕターンをしてもなかなか人口は増えないと思っております。企業誘致に関しましては本市は工業団地分譲のための条件整備も現在しておりますし、また工場設置を促進するための助成金措置を講じておりますが、さらに企業誘致のための地道な活動を行ってまいっていきたいと思います。そうした中、先般臨時会等で承認の議決を賜りました宇目小野市中学校校舎等市有財産の貸し付けに関する企業誘致は本市に取りましても久しぶりに明るいニュースであったと思っております。この企業は御存じのとおり、小さい企業ですけど、こうしたＩＴ関連というのは起業化を起こすということで、どう広がっていくかということ。また、先ほど議員が言われました地域との触れ合いということを非常に大事にしたいということで、宇目地区でのそうした郷土の関係、上浦地区にとりましても、先ほど申し上げましたが、そうした豊後二見ヶ浦、また佐伯市を離れた方も非常に懐かしく、こうしたことでふるさとに就職の場があればということがあっていると思っております。こうした取り組みが今回の宇目の取り組みになったと思っております。こうしたことを踏まえ、私たちにとりましても地域と一体となった企業の誘致、また佐伯市におけるそうした活性化につけて強化を図っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 一応企業誘致が一番じゃないかというような御意見でした。このＩターン・Ｕターンに対して一応現在都会の方で一応定年になったとか、また仕事が一応今のように倒産するとか、また会社から急に明日からもう来ないでいいですとか言われた人たちが一応都会におって、田舎にまず帰って何かいいといった策はないかといったような、そういう意味合いでも私は今回このＵターンで休遊農地とかの活用対策、また休遊農地又耕作放棄地を活用した、そういったもう会社を定年して帰った人とか、何かこっちでするよう。佐伯市に帰って何か魅力あるような地域づくり、まちおこしをしたらいかがかと思っておりますので、その点何かお考えがあれば。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 定年退職後ですね趣味として農作業にいそむという。これも大変結構なことだと思いますが、それを業として成り立たせるということになりますとなかなか難しいところがあるのかなというふうに思います。今団塊の世代が定年を迎えておりますので、そうした方々へのアピールといいますが、いろんな手段を使いながらアピールはしていきたいと思っております。ただ、その一方でですね業として成り立つような農業というものも考えていかなくちゃいけないのかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今言われたように取り組んでいきたいって言ってますけど、実際今若者が地域から減少していったような状況、そのためにはやっぱり地域・地区の活性化対策の一環として定年退職者の貴重な人材として、豊富な知識・経験を生かした地域に貢献していくような取り組みで、今ぼつぼつと地域に帰って来られています。そういった人たちが何か地区のために貢献して今、実際にいっている人もいますけど、そういった人が一人でもより多く佐伯のまち、地区の方に帰りたい。帰ってああ佐伯にこういったことがあるとかいった、そ

ういったいい面、一応何をこうしても今都会の方では暮らしにくい、こちらの方でもやっぱそういう時期になってますけど、それを特徴のある地域づくり、まちおこしを今から考えていくのが重点的じゃあないかと思しますので、何かそこら辺りの重点的な考えがこれからの対策を講じる何かあればお伺いしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 2番目に予定しておりました定住促進と重要な関連があるかなというふうには思いますので、そちらと絡めてお答えしてよろしいでしょうか。定年退職を迎えている団塊世代の取り込みといいますか、これは多くの自治体が重要な施策として位置づけまして、気候・風土・食材など特色ある地域資源を前面に打ち出したPRを展開してきております。つまりこの分野にありましては、地域間ですとか自治体間の競争が激化しつつあるということが言えると思います。本市におきましても都会の団塊世代へ向けたアプローチとふるさとへの永住をPRする活動が課題となっております。このため本市の恵まれた自然環境、農林水産業による豊かな食材、海・山・歴史といった観光資源など、地域の魅力を広く情報を発信してきております。具体的に言いますと、「食と観光のまつり in 福岡」ですとか、これは11月に実施いたしました。それとか在京の佐伯人会の皆さんを対象とした「佐伯の食と観光のまつり in 関東」でのPR、佐伯・福岡間の高速バス運行による本市アクセスの利便性向上のPRなどであります。引き続き佐伯市の公式ホームページの有効利用ですとか、佐伯市観光協会とタイアップした取組を行っていきたいと思っております。それからもう一つ、定住促進の対策といたしまして、住宅問題の解決、これが課題であると認識しております。現在、周辺部地域を中心に空き家が増えつつあります。この空き家情報を収集・整備・発信する空き家バンク制度、これを設けまして市の取り組む定住支援の情報と併せて包括的に管理・発信するための定住支援センター、これは名称ははっきり決まっております、まだ仮称ですけれども、そうしたものを開きたいということで調整を現在行っているところです。このセンターでは空き家バンクなどの情報発信を行いまして、若者や子育て、団塊世代及び企業や起業家に目を向けてもらうことで佐伯市へのIターン・Uターン、またJターンもあると思いますけれども、そういったものを促そうという試みであります。これらの施策によりまして、交流・定住人口の拡大を図り、地域の活性につなげたいというふう考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） そしたらもう今、定住促進もう一応それに対してそういう考えを今そちらの方でしているということで、本当今からの佐伯市を考えていく、また地域を考えていく、地区を考えていくその策として、そういった若者が減少してる中でそういった定年退職をした人たちをこちらに帰って来れるような、地域づくり、まちおこしをしていく必要が今この団塊世代に最大限にやっぱそういう人たちをこちらの方に引っ張って帰ってもらう。そういった策を本当に取り組むのがやっぱ必要じゃあないかと思っておりますので、一応そういった取組を今していますって言ってますので、この空き家バンクの活用も取り組んでいると言っていますし、そういった空き家対策、今本当見てみればかなりのやっぱ地区に空き家がやっぱ存在しています。そういった空き家を本当に利用して、そしたら帰って長男とかなら家があるんですね、それもうほかに次男とかいえば、家のない人たちがそういった空き家等を使って利用して地元に戻って何かしたいなあと言ったときに、そういった一応バンクを起こし

て情報発信も一応しているというような言い方を今していましたが、そこでそれを紹介をして帰って来て、何かこちらで少し商売的なことをしたいといった時に、その時に行政の方で、何か今宇目で言えば学校の跡を利用して家賃とかは今取らないで無償で貸し出すとか言ってますけど、そういった人たちに、それでは空き家があるからそれを帰って順調にいくまでは何らかの措置をとってそこで家賃を軽減するとか、そういった取り組みはどう考えてますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 地域が活性化するといいますか、そのためにはですね、例えば高年齢層だけが住んでいる地域っていうのはやはりなかなか厳しいものがあります。年寄りの層、若い層、子どもの層、そうした世代間の交流があるという地域が一番活性化すると思っております。そのためには、既に住んでいる人たちが元気をまず出す。それから離れているところからもＩターン・Ｕターン・Ｊターンなどでですね、違った種類の人たちも入ってくる。そういったことも必要だろうと思っております。先ほど言いました定住支援センターですけど、これはまた立ち上がってはおりません。この中でですね、立ち上がりのための準備をしているというところですよ。基本的にはスタートはですね、空き家バンクからになるかなあと思っております。ただ、定住するためにはですね、住むとこだけがありますよという状況では厳しいものがありますので、楽しく住んでいただく。高齢者の方でありましたら趣味を生かして佐伯の暮らしを楽しんでいただくという方法も必要でしょう。それともう少し子育てがあるような若い世代であれば、そこで働く場を確保するということも必要であろうかと思っております。当面はですね、空き家バンクを主体にしながら、定住をしていくためのどんな支援がいるのかということを経々的に組立てていくという形になるかと思っております。このセンターにつきましては、できれば今年度中にですね立ち上げという形にしていきたいなあとというふうに思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今の取り組みを真剣にしていきますと言ってます。その中で一応若い人も今大事です。みんな大事です。その中で今までもう58から65歳、そういった人たちの今から脂の乗りきった人たち、今まで経験してきた豊富な知識をやはりこれから田舎に帰ってああ何かできればと思ってる人もやっぱ結構話を聞いたら、ああ帰って何かしたいんですけどという話も聞くんですよ。そういった人たちがおると。おって帰りたいと言った人たちもおりますので、そういった人たちのためにも市でそういったいろいろな策を考えて発信していただければと思っておりますので、今後ともそういった面で力強く進めていきますようお願いいたします。これで定住促進は終わります。それでは今アとイを行了きましたので、ウに入らせていただきます。後継者育成についてです。市の後継者の育成確保対策を積極的に促進すべきと考えますが、いかがお考えでしょうかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 後継者育成についてですけども、議員さん多分周辺部ですね、第一次産業の後継者のことを言われているかなというふうには思いますけれども、そういった立場からお答えしたいと思っております。後継者の育成確保につきましても、これも市の最重要課題の一つと位置づけまして、現在取り組みを進めているところでございます。具体的には、地域農業の発展に貢献しうる中核的人材を養成するための大分県農業大学生に

対する奨学金支給ですとか、漁協の青年層が主体となって設置した漁業後継者協議会の取り組む魚食の普及・販売促進などの水産振興事業に対する補助金の支給、また後継者不足により経営体の減少しているしいたけ産業の生産規模の維持・拡大を図るため、しいたけ種駒の購入に対しての補助金支給などであります。さらに、農林水産業とともに本市の重要な位置を占める造船業部門においても新規就業者の造船技術の習得を支援するために、大分地域造船技術センターに対しての支援を行っております。今後もこれらの助成支援、取り組みを引き続き継続していくことで後継者の育成確保に取り組んでいきたいと考えております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今農業、漁業又製造業、いろいろな面の取り組みを今していると聞きました。その中で行政もそういった面で取り組んでいるようですので、私といたしましても、この後継者育成、市で取り組みを漁業にし、農業にし、いろいろな部門に対しての講習会とか、人材を集めた講習とかそういった面では取り組みは今してるんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今申されました漁業者といったそういう形の中での後継者の関係の研修という形の中では今漁業後継者と、それぞれの部門で農業においては認定農業者又は担い手協議会等、また漁業においても後継者いろいろありますんで、その中ではそのような会議とか情報提供とかいうのはやっております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） やっているって言いますが、それに対して今は若い人たちを主体にした取り組み。その中でそしたら後継者を育成はできてますか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 後継者の育成と言いましても、今さっき議員さんからの指摘についてはＩターン・Ｕターンというような形の中の大項目の中で質問等がございましたので、Ｉターン・Ｕターンといいましてもですね、帰って来てすぐ農業・漁業・林業といった形の中で、すぐ就農という形は非常に技術の習得といった部分で、非常に難しい部分があると思います。そういった中でＩターン・Ｕターンを主体としたそういう後継者づくりにつきましてはですね、やはり農業におかれましても、新規就農者に対する支援事業というものもございまして、大分大学又支援するための支援事業といった形のものがありますので、そのような形の中で今まで以上に情報提供などをしてですね、後継者の育成についてはやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 後継者の育成につきましましてはいろんな講座を設けましたり、補助制度を設けるといのも一つの方法であろうかと思っておりますけれども、何がなんでもやっぱりこれは売れるということがまず第１であります。それとできればですね、ほかの所よりも付加価値を付けて売れるということが最大の援護射撃になるというふうに思っております。そういう意味でですね、来年度はですね、第一次産品の流通対策につきましても、それに取り組む専門部署の創設が予定されておりますし、一方で企業誘致につきましてもですね、この取り組み姿勢を強化いたしまして、これは陣容を含めてですね増員を図って取り組みたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（兒玉輝彦） 一応そういった後継者の取り組みも今していると言った中でございます。そうした中でやはり行政としての対応であります。後継者の問題は私生活の問題でもありません。また農業又漁業、そういった後継者の確保をするためにも今行政の方でも取り組んで何か手を打っているような状況です。その中で今離農した跡地に企業誘致と同じ感覚で農業をしたいという人たちのやはり誘致、そういった策、農業でも漁業の方でも同じですけど、若者だけでじゃあまた話しはもどるがイターン・リターンの件で、そういった人たちのこれからの仕事、そういった面に対してやはり力を入れていけば、本当にこれから佐伯市又地域が人口がやっぱ激減してる中で、そうした面で力を入れてしていけば少しでもああ佐伯に住んでよかったなあ。佐伯にこういうことがあるんだなあっていった、今からのいろんな対策を考えていけば何とか地域が活性化していくと思いますので、そういった件で今後力を入れていってもらえば、何とかそういった取り組みをしていただければと思いますので、そここのところ一言お願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 私の方は農林水産部という形の中で農・林・水といった形の事業の中で、やはり今さっき議員さんがおっしゃられましたように遊休農地、そういう形の中で今現在も農業算入におきますやはり企業誘致といった形の中も含めて今一緒に取り組んでですね、その中で地域の老人、また新規で就農される方といった形のものが、その中で雇用できればというような形の中で進んでいるという状況でございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、佐伯市の恵まれた自然環境や農林水産業による豊かな食材など、外に向けてですねアピールしていくというふうなことを言いましたけれども、確かにその中で自分が働くという視点は欠けていたなというふうに思っております。そうしたところも含めましてですね、例えば定住支援センターの業務の中でですね、この恵まれた佐伯の自然の中で働きませんかというアプローチは、これはあるなというふうに思います。それから、佐伯市は山に二つ、海に一つ道の駅がありますので、こうした方々がですね、佐伯で農業あるいは漁業等をやってみた時にですね、それを一つ経済活動につなげていくという仕組みもほかのところに比べればあるなあという可能性は感じます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今合併をして旧南郡、海・山そういった面で宣伝していくにはいいチャンス、今宣伝もしてます食と観光。そういった中で、まだまだそういう都会からふるさとに帰りたい。まずそういった中高年の人たちもおりますので、そういった人たちの力を借るためには佐伯市が何をすればいいかと。そういった明るい佐伯市にするために、そういった人たちの知恵も借り、していけばまだまだ佐伯市は発展していくのではないかと私は思っておりますので、そここのところを今後力を入れて、皆さんで知恵を出し合ってやっていけば、ますます佐伯市が良くなるんじゃないかと思えます。そここのところ市長、何か将来的な考えがあれば、最後をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） まず冒頭にも企業誘致の話をしました。そうした中での定住策いろんな中で、佐伯市これだけ903平方キロ広いと。地域地域におけるいろんな特色があると思っております。

ます。やはり海岸部は海岸部の良さ、山間部は山間部の良さ、そうした区域内の交流もですねやっぴいかなければいけない部分がたくさんあると思ってます。また、先日の一般質問の中で、市議員の中で出ました農林公社の育成をですねどういう具合にして、いわゆる農業を自営業ではなく企業としてとらえて、そして後継者育成とかですね。そういうような交流事業もこれからも考えていく。やはりこれだけの広い広大な面積というのは一つの資源だと考えなければならぬと。それからまたバイオマスタウンの指定を取って、それだけのたくさんの植林もあるし、こうした運用活用するとか。地産地消の中、いわゆる地元で獲れたものを地元でどう売のかということは、やはりそこに食材の基の供給する体制を作っていかなければならぬ。そうした中では農林水産の中にもそうした対応ができるようにですね、行政とできる範囲を考えていかなければならぬ。いわゆる自助・共助・公助と、自助というのは自らがやはりそうした適地、そしているんなアイデア一つで本当に特産物で変わりますので、またそれが一人でなければグループがするとか。また工業施設も結構いろいろ運用できるような部分もありますので、そうした部分をしながら、地産地消いわゆる六次産業というんですけど、こうした部分も商工会等も連携をしていく。行政は行政として全体を把握しながらそうしたものをアピールしていくと。非常に食観光でこういうふうに来ていただいている方もおられますし、議員も御存じのとおり今B1グランプリ、本当に地元のちょっとしたものが、これを全国的に大会すると20万人の人が押しかけるということで、そうした部分についての私たちもいわゆる民間と企業とそして行政と一緒にした体制づくりが必要じゃないかと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは今もう市長がいろいろな面を力を入れていく。やっぴい海・山こういった産業・農業・漁業・林業それに力を入れていけばこれからの佐伯の絶大なるPRになると思いますので、そここのところをいい考えを出して、皆さんが知恵を出して今後重点的に取り組んでいって、佐伯市の発展のために努力をしていただきますよう、よろしく願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

次に26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） おはようございます。26番議員の市民の会、江藤茂です。今回私は大きく3項目について一問一答にて質問をします。早速通告に従い質問に入ります。まず最初に、有害鳥獣対策についてです。林業・農業内水面における有害鳥獣被害は拡大の一途をたどり、今では中心市街地を除き、ほぼ市内全域で被害が発生するようになりました。特にシカと猿については抜本的な解決策が見つからないままいたずらに時が過ぎていきます。被害は農作物だけに限らず、人にまで危害を及ぼすようになってきています。そこでお尋ねをいたします。行政の対策について、基本的な考え方をお答えください。物的・人的な被害を減少させるためには、捕獲による頭数制限による対策と金網やネットを張り被害を防ぐ防護対策の二つが大きな柱ですが、行政の対策について基本的な考え方をお答えください。次に、去る9月26日に佐伯市林業研究グループ連絡協議会が保健センター和楽の大ホールで有害鳥獣対策総決起大会を開催いたしました。250名を超す多くの市民の皆さん方が大会に参加し、問題の深刻さを改めて考えさせられました。市長においては、この大会に出席をいただきありがとうございました。そこで市長にお尋ねをいたします。市長はこの大会の講演や市民の声を

最後まで出席しておりましたので、どのように受け止めたのかお答えをいただきたいと思
います。次に、今年度の10月末までの有害鳥獣捕獲事業による実績についてお尋ねをいたしま
す。春と秋の強化月間においてかなりの実績が上がったと聞いておりますので、対前年度比
はどの程度かお尋ねをいたします。次に、去る10月6日に猟友会の役員と、議会経済産業常
任委員会の議員の皆さん方が担当部局の出席をいただき意見交換会が実施をされました。多
くの意見が出され、特に捕獲の時の確認方法や会員の高齢化、捕獲班の編制の問題等を、私
たちがこれまで気づかない点が数多く指摘をされました。担当部局においては多くの指摘に
対し、どのようなお考えなのでしょうかお答えください。次に、行政には境界がありますけ
れども、有害鳥獣には境界がなく、捕獲し縄張りがなくなるとその縄張りに別の動物が住み
着きます。そのため、隣接地である津久見・臼杵・豊後大野各市と延岡市と連携を取りなが
ら対策を立てなければ効果は上がらないと思っております。担当部局においてはどのように
お考えになっておられるのかお尋ねをし、最初の質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員より御質問の中で、まず1の有害鳥獣の中の対策について基本的な
考え方ということでお答えをさせていただきたいと思っております。有害鳥獣について基本的な考
えの中で、私どもはいつも考えているのは効果的にそうしたことを講じていくためには、自
助・共助・公助をしなければならないと考えております。具体的に申し上げますと、自助と
しては有害鳥獣被害を引き起こす要因、いわゆる農家・林家自らが把握するという事です。
共助というのは、そうした原因を地域全体で排除する対策を講じることにより、鳥獣を寄せ
付けにくい環境づくりに取り組むと。さらに公助としては、その取り組みに対して行政が支
援していくと。これについては佐伯市としてはこうした急激に増加している有害鳥獣被害の
早急な軽減を図るために、まず生育頭数を減らすことが最重要だと考えております。そうし
た中で、併せて防護ネット等によって設置により防護対策も同時に行うなど、総合的な対策
を講じていく必要があると思っております。また、議員より先般の大会、佐伯地区の林研グ
ループが有害鳥獣総決起大会を開催することによって、これはそうした林研グループの方
々がやるのにも全国的に珍しいものだと思っておりますし、それだけ有害鳥獣に対する被害
に苦しめられているということも私も再認識したところであります。また、大会の中では井
上先生がお話しをしておりました。いわゆる自助における地域における対策、まず公助にい
く前にそうした対策をやはりやっていくということ。またいわゆる共助ということも非常に
印象を受けました。また、大会の中のパネルディスカッションでは、農家や林家の方を始め
とした関係者の方々の悲鳴に似たような真剣な発言、またビデオ等を上映していただき、有
害鳥獣に対する取組を取り組んでいかなければならないことを新たに決意をさせたところ
です。江藤議員におかれましては、これを企画した主催者の一人として、いろんな中で御尽力
されましたことを、またパネルディスカッションでのコーディネーターも努められ、その積
極的な取り組みに対して、敬意を表わすとともにお礼を申し上げたいと思っております。市とい
たしましても決起大会の決議を私どももいただいております。こうした中で、生育頭数の適
正化が最も重要と考えてます。そのためには捕獲頭数の増に務めてまいりたいと考えており
ます。先ほど述べましたように、自らが鳥獣を寄せ付けない地域ぐるみの集落環境づくりも
必要であると考えておりますが、また、特に異常繁殖をしておりますシカにつきましては、
私も来賓のあいさつの中に、狩猟期間中に対する捕獲について検討したいということにつき

まして、これも今回は報償金の対象として今議会にも提案しております。いわゆる年間を通じてシカ、猿については捕獲頭数を増やしていかなければ今現在、問題の抜本的な解決を私たちがいわゆる公助としての方法、あとそれぞれが三者一体となった捕獲をするしかないと思っております。以上が1と2について、あとその他については担当部長の方から答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 有害鳥獣の実績についてということであります。前年対比の4月から10月までということですので、鳥獣の4月から10月までの実績につきましては、イノシシについては平成20年度、480頭に対しまして21年度、今年度は562頭で大体117%、そしてシカにつきましては平成20年度の2,234頭に対しまして21年度は4,858頭の217%です。猿につきましては20年度が159匹に対しまして21年度は175匹と110%となっております。それと猟友会との意見交換を終えてその後の取り組みといった形の中では、有害鳥獣被害の根本的な問題を解決するには、やはり捕獲頭数を増加して、生息頭数を減らすということが一番大切と考えております。そのためには、どうしても狩猟家であります専門家の猟友会の方々をお願いをするしかないというふうに思っております。捕獲実績のとおり非常に努力をいただいているのが現実であります。そうした中で市といたしましては、できる限り猟友会の方が捕獲をしやすい状況づくりに取り組むことが必要であるというふうに考えております。そういった中でイノシシやシカにつきましては、大分県の補助金を今申請といった形でいただく関係もございますので、大変要望に答えにくい部分もあるんですが、このような点についても今現在県にも要望しておりますので、引き続き大分県の方に要望して、改善を図っていきたいというふうに考えております。それから、近隣の津久見、臼杵、豊後大野市の連携をどのように図っていくかという形でございますが、先にちょっと周辺をちょっと説明をしたいと思えます。佐伯市の周辺であります今さっきの津久見、臼杵、大野につきましては、津久見がイノシシ94頭、20年度です。シカが85頭、猿が7匹、臼杵市がイノシシが79頭、シカが80頭、猿が20匹、豊後大野市がイノシシ176頭、シカ183頭、猿は0匹といった形となっております。このように捕獲については佐伯市とかなり取り組みが違うというのが現状です。今3市を合せましてもシカにつきましても全部合わせて348頭に対しまして、佐伯市は20年度は2,234頭といった形になっております。先般、そして11月の6日に大分県14市がこの佐伯市に集まりまして、農林水産主管課長会議というのをこの佐伯市で開催をいたしました。その中で県下一斉駆除の捕獲の方法とかいろんな形、また今さっき言われました改善の方法と、いろんな形のものがこの中で会議が進められていきました。このような要望も今県の当局の方に、すべて要望という形の中で、皆さん本当にもう真剣に話をしていたところでございます。本来シカの有害鳥獣の個体数の調整といった形の中は、やはり大分県が計画に基づいて行われるものでありますので、やはり近隣のそういったものについては、やはり大分県が主体となってそのような指導をしていただきたいというふうな形をお願いをしておりますし、また市としてはそういう地元の猟友会の方々とともにですね、積極的にその計画に参加して、やっぱり捕獲をやっていくという形の中で、取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） それでは再質問をいたしたいと思えます。今市長の方と部長の方から今年度の

有害鳥獣の捕獲頭数等ありましたが、昨年度に比べて4,850頭ということで捕獲期間だけでも昨年度の倍ほど獲ってですね、ちょっと猟師の皆さん方からも、ちょっと減ったのかなあと、獲りにくくなったなあという話しは聞いてるんですが、今隣接市ですね捕獲状況、これは当然有害駆除の期間中だけなんでしょうけども、シカについては三百四・五十頭、3市合わせても非常に少ないのかなあと、被害は当然かなりの被害が出てるとは思うんですけども、どうしても先ほど私が申しましたように、境界がないものですから、当然狩猟者の皆さん方が犬を入れて追えばですね、尾を越えて向こうに行ってしまうと。当然捕獲すればその分縄張りがなくなってまた来るというふうな形で、これはもうどうしても、先ほど部長は県が指導しながらというお話しですけども、やはりですね佐伯市が幾ら努力しても隣接の市町村が努力をしなければ当然こちらに来るということも考えられますので、もう少しですねちゃんと隣接市の皆さん方と担当者の皆さん方とやっぱり連携をとってですね、やっぱりお互い様ですから、そういう支援体制をやっぱり佐伯市がこれだけ努力してるんだから、隣接の市町村ももう少し力を入れてやっていただかないと今のままでは、こないだ猟友会の皆さん方との意見交換でもありましたように、猟銃の規制も非常に厳しくなってますし、会員の皆様方の高齢化も進んでいると。ここ恐らく数年が勝負ではなかろうかなあというふうに私たちも感じましたので、もう少しですね、そののところを連携を取りながらやっていただかないと難しいのかなあと。それと市長の基本的な考え方の中に、今年の6月の議会で初めて市長が梶田穂積議員の質問に対して確か捕獲による対策が一番有効だというふうに私、初めて市長が前向きに捕獲に対する踏み込み方の答弁であったように思っております。この問題は6月議会で芦刈議員も質問されましたし、私も17年の最初に議員になった時に9月議会で実はやっております。その時の答弁書をここに持ってきてるんですが、その時の3項目ぐらい、あの時は総括質問でしたのでまとめて質問をしておりましたけれども、その当時の対策とあんまりまあ変わってないのかなあと、ただ捕獲事業については報償金等も県もですね今度狩猟期間中に出してますよね。捕獲期間中の報償金も出してるんですが、県の場合は各3年間の捕獲頭数を超えないと支給しないというふうなことで、それまでの確認方法も全部しなきゃいけないということで、猟師の皆さん方が非常に大変なのかなあと。そういうふうな部分ももう少し年間をとにかく通して報償金を出していただければ、これはもう6月議会の時に芦刈議員さんも言っていたように、確認の方法がもう非常に楽になるんですね。ただ猟期間中に今まで出してないから、捕獲の確認をなかなか難しいというのが現状だろうというふうに思ってます。年間を通して出していただければ、当然のことながらもう確認方法も非常に、例えば四つ足持ってきなさいとか、尻っぽを持ってきなさいと。あるいは鼻っぱしらを持ってくればいいよというようなことになればですね、確認方法も非常に楽になりますので、どうかそういう部分をですね、もう少し県と踏み込んでですね、この問題を重視してもらわなければ今日も非常に暖かいですが、11月の初めごろの気温なんですけど、冬これだけ暖かいということは、彼らにとってはものすごく住みやすい環境になっている。繁殖しやすい環境になっているということはもう部長も御存じのとおりですよ。このまま冬に大体はえさがなければ彼らは生き延びることがなく自然に、自然とうたされるんですけども、これだけ暖かくて台風も来ないで、木の実も一杯なってですね、今言う木の実が一杯あえています。動物たちはこれらを冬の間十分食べるだけのえさがあるわけですから、これは獲ってですね、自然に頭数の調整ができるということはまず考えられませんので、獲る以外に方法はないとい

うふうに思ってますので、もう少しそういう部分で捕獲に対する報償金はまあ一步踏み込んだんですけども、もう少し獲るべき対策をですね、もう一步踏み込んで獲ってもらわなければ恐らく周辺地域のこの有害鳥獣の問題がですね、解決しないんじゃないかなろうかというふうに思っております。それと同時に行政の基本的な考え方、被害に対する考え方がですね私はちょっとこう実際に農産物の被害だとか、あるいは森林の木材に対する被害とかいうことで被害金額を実は算定されて、被害金額の報告をされるわけですけども、私自身林業でずっと植林をするのにもネットをこれまでずっと十数年張り続けて植林をしてきております。被害がなければこのネットを張る必要もないわけですから、当然のことながらネットを張る事態も見回りすること事態も、例えば私は林業なんですけども、林業をする人たち、造林する人たちにとっては被害の金額の一部なんですよね。当然税金で補助金を入れながら山の再生を図っているんですけども、ほとんど再生できない。あるいは今集落、あるいは農地ごと丸ごと金網で2メートルぐらいの金網で囲ってますけども、囲って山側の部分は非常に安全地帯なんです、サファリーパークと同じですよ。犬もいかなければ猟師が入らない限り彼らは安全で繁殖に励むわけですから、その金網だって大部分が税金で賄われる。それもじゃあ被害金額ではないのかというと、当然被害金額だというふうに私たちは実感をしてるわけですね。だけど行政はそうじゃあないような考え方の上に立って政策を進めていくというふうに思うんですけども私たちからみると。だけどそれはやはり被害の金額の一部だろうと、被害がなければする必要もないんですから。ですからその防除に掛かる金額、そりゃ防除をするなどはいいませんですけども、していただかなければ困るんですけども、捕獲にとにかくもう少し県下全域です、県と市町村が連携を取りながら取り組んでいただければ、そういう部分も減せるのかなあと。今年度また青山等で、来年度から金網の実施しますよね、すごい延長距離です。県下全体で100何キロか何か張るようになってますよね。それは被害があるからするんですよ。被害がなければする必要がないんですから、そういう部分を部長もう少し県とですね関係市町村、何らかの特に関係市町村においては協議会形式のようなものを立ち上げてですね、当然豊後大野にしてみればまた向こうの隣接市がありますんでね、やはりそこでも協議していかなければ、早い段階で手を打たなければ、今被害がない市町村でも当然どんどん広がってるわけですから、そういう部分で関係市町村との連携をですね、もう少し踏み込んで協議会なり設置するような考え方はないのか。そしてまた市長におかれましては、市長会とかねそういう部分でも積極的に中山間地域で生活している人たちのアンケートじゃないけど、行って話しをすると一番の問題は新聞紙上をいつも賑わすのは有害鳥獣対策ですよ。あとそれと水道と食料品の買い出し、そして医療に掛かる時の交通の足ですね。一番最初に上がるのがやっぱ有害鳥獣の被害、これが最大上がってますので、そういう部分についてももう少し踏み込んだですね、お考え方をとるようなあれはないのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今先ほど申しましたが、そういう隣接の市町村との協議におかれましてはやはり県を中心にしてですね、一緒に私たちも行って、県の方には今要望もしておりますが、議員さんたちも一緒に併せてですね行って、そういう形の中でやってほしいというふう考えております。私たちも隣接についてですね、この前の会議の中でも各市町村の方々とそういう話をして、県の森との共存の室の担当も来ておりますので、その中でもそのよ

うなことも申し上げてきております。協議会といいましてもですね、それは各市町村ごとの協議会になってくると思いますんで、やはり県からそういう形のものをとっていただいて、なお一層ですね、今後もまた県の方にそういう隣接とのやはり有害鳥獣の対策についてという形の中では、今後もどんどん言っていきたいというふうに考えております。そして防除については、先ほど事業の中で農地については今耕地サイドの中で、そういった地域に対しての防除設置事業をこれからずっと実施をしていくような形にもなっていくますし、また森林におきましては山の部分のネットの事業という形でやっております。今申されましたように、猟友会の方に行っていていただいております所については、やはり人家から200メートル以上といった形の中で、猟友会に頼んで行っていただいて一緒に協力をしていただいているという形の中ではありますが、人家からやはり200メートル以内の所にもかなりおるとい形のものと考えられると思っておりますので、そこはやはり猟友会の方ももちろんですけども、やはりそこは地域と一緒にですね、地域の人にもやはりわなの免許を取っていただくとかですね、そういった形の中で地域ぐるみと行政と合わせてそういう部分についてやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 市長補足答弁ございますか。西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員より大分県下市長会とかいう形ではありますが、小規模集落の会議が県下であって、それから県の方もこの捕獲に対していろんな施策を出しております。特に各市町村それぞれ対応が別なんですけど、県のこうした考え方とすれば、それだけあるシカを使ってですね、商品化という形も出てきてるはずですよ。大分県下で佐伯市が一番たくさん獲れるんですが、そうした中で佐伯で商品化して売ってるのがあるんですが、それ以外に各地域も取り組みとしてシカの商品化の可能性について探ったり、また国・県の補助もあるということで、地域地域における対策も全体的にただそれが害になる。逆に商品になるという考え方をすることも一つだと思っております。また地域において一斉期間の中で私どもも県の中で鳥獣被害対策実施という形で県下、さきほど担当課の方もそうした会議を開きながらやっております。また平成17年等については、その当時、議員も覚えておられると思っておりますが、一日に1頭しか獲ってはいけません。雌を獲ってはいけませんという。そうした形から今現在まで相当突っ込んだ議論になり、当市としては狩猟期間でも単独で捕獲してもそれだけの捕獲費を払うという形を出しておりますので、これから私どもがそうした実例を見せながら、また県下の中には実績数をし、こうした捕獲期間が今年1年最初ですから、そうしたことも市長会又県の方にも推奨し、これがおおいに捕獲の方で推進すれば、また被害も違ってくると思っております。また、狩猟者が非常に高齢化しておりますので、こういう狩猟をされる方々も林家の若い方、狩猟免許をとっていただければ、またそうしたグループもってお互いが連携をする狩猟のそうした会も作っていくのもひとつではないかと思っておりますので、いろんな中でこれは一緒になってやっていかなければならないと思っておりますので、今後ともいろいろ提言がございましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） もう1回だけ質問をさせていただきたいと思っております。今市長がシカの商品化とかいうふうなことを言われたんですが、私たち時々猟友会の皆さん方がシカを捕獲した解体等に立ち会う機会もあるんですね、いただくために。非常にシカの場合肉質が少ないと、使える部分も、商品化するためにはいわゆる射殺あるいは捕獲で殺したあと、30分以内に腹を

開けないままちゃんとした所に持っていきなさいとかですね、というようなとても不可能なような状態の中で食品衛生法等の絡みですね。そういうことはまず不可能に近い、困りわなか何かで10頭、20頭一遍に獲れるような状態で獲って、それで業者の方を呼んでですねやるんならできるかもしれないけども、一頭一頭の皆さん方の努力によって頭数の減らされる部分についてはですね、私は無理だろうというふうに思っていますので、ただ今回中津市が狩猟期間中の最初から捕獲事業に補助金を出すということで、マスコミ等でかなり賑わせたんですけども、当佐伯の場合が今回2,700万ぐらい補正を、非常に2,000頭以上に補助金を出されると。今のところ議会を通らなければ駄目なんですけども、多分皆さん方の議員の理解で通ると思いますので、これ非常に私は評価はいたしたいというふうに思っております。ただ、県がですね要はアドバイザーとか言ってシカの生態、イノシシの生態をよく知った人を育てるとかですね、今回また3月の2日に和楽で大会がありますよね県の。森と共生室の。シンポジウムとか、あんまりそういうのに幾らお金を掛けてもですね、実際はあんまり減らないんじゃないかなあと、それよりも先ほど部長も言われましたように、これから猟銃の方でなくて、いわゆるわな免許の取得に対してですね、今県も取得費用、補助金を出していますよね。なかなか全くの素人が1回で簡単にパスするというのは合格率が100%ではありませんので、2回・3回お金を数万円掛ける。あるいは免許を持てばですね、また税金も払わなくちゃいけないというようなことで、そういう部分の支援をですね、市として今後、先ほど人家より200メートル以内の捕獲には、自分の自宅近くに、農地の近くにわなを掛けられるわな免許の方がですね、今後推進していかねばいけないんじゃないかなあというふうに思っておりますので、そういう部分について部長、免許の受講する時の費用とかですね、あるいは狩猟税の関係等、少し助成等を検討する余地はないのか。もし検討できるのであればしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） その問題については非常に今後の検討課題になるというふうに思っていますので、検討していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ありがとうございます。時間もちょっと下がりましたので、第1項目はこれで終わりたいと思います。

次に、第2項目として、東九州自動車道の佐伯蒲江間ですね、上堅田の総合運動公園の近くに造ろうとしておる南インターの取り組み状況について、これまでの状況についてお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。江藤議員の東九州自動車道佐伯南インター、これ仮称でございますが、取り組み状況についてお答えをいたします。現在佐伯から北川間の約46キロメートルを国土交通省の直轄事業として北川から延岡南の約20キロメートルを国道10号線の延岡道路として国土交通省が整備を行っております。また、大分県が設置に向け連結許可申請を行ってございました東九州自動車道蒲江インターから北浦インターチェンジ間、これは仮称でございますが、波当津インターチェンジにつきましては、6月の30日付け国土交通大臣から連結の許可がおりたのはもう御承知のとおりです。御質問の佐伯南インターチェンジにつきましては、地域活性化インターチェンジとして佐伯市が事業主体となって取り組む

こととしております。このことにつきましては、今年の8月19日、市長、小野議長らとともに九州地方整備局に連結に向けた御協力と御指導等の要望を行ったところです。設置場所につきましては、佐伯市総合運動公園付近、市道パークウェイ線に接続を計画しておりまして、現在、連結許可申請に向けインターチェンジの必要性、あるいは交通量の推計、あるいは費用便益分析、構造の検討などを整理いたしまして、先日、九州地方整備局と第1回目の事前協議を行ったところです。今後さらに協議を進め、年度内の連結許可申請書の提出に向け準備を進めていきたいというふうに考えているところです。なお、供用の時期につきましては、東九州自動車道本線工事、本線の供用、つまり佐伯蒲江間の供用と同時に使えるように取り組んでもらいたいということで計画をして準備をしているところです。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。この南インターの提言はですね、確か18年の6月議会で実は私が初めて提案をしたんですね。もう3年半実はたっております。昨年の12月に三浦議員がこの仮称でありますけども、南インターを中心として道路交通網の周回道路のことで一般質問されております。3年半たってやっと今第1回の交渉がなされた。波当津につきましては向こうは開通時期が早いんですねこちらより、蒲江以南が開通が早いということでもう波当津は設置許可が出てですね、県道等のバイパスも十分あれになるかというふうに思っております。南インターについては18年の6月議会の時に私が提案してですね、その時、市長はスポーツ公園も充実、体育館もできてですね充実して、県内の大きな大会を開くときに非常に重要なあれになるだろうということで、前向きな答弁をいただきました。同じく当時の桑原建設部長がですね、集中豪雨等の災害等の時に下の路線がですね冠水の所が非常に多いと、緊急な時にも十分う回路として必要性を感じるということで答弁をいただいてですね、前向きに取り組むということで実は答弁いただいたんですね。去年の12月の時、三浦議員がまた質問されまして、まだ必要性は感じてるけど前向きにいつておるとい程度の答弁であったんですが、第1回目のあれということで、これはもう部長も当然必要性は十分あるということで認識の上で取り組んでおられると思いますが、できる限りですね早い段階で国の方の設置許可がですね降りるように努力をしていただいてですね、これ当然県と事業費負担をするわけですよ、国は出さないけれども市と県が出すということでもありますので、どれくらい費用が掛かるのか私どもは当然分からないんですが、こういう場合、上下車線に乗り降りの路線を当然造るわけですから、非常にですねかなりの面積、あるいは予算を配分しなければ、県との割合負担はどうなるのかちょっと分からないんですけど、そういうこともうちょっと詳しいことが分かればですね、教えていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。佐伯南インターチェンジの必要性はですね、議員さん方からずっと御指摘を受けながら、それはもうずっと整理をしておりました。ただ市といたしましてはですね、是非県による事業化というのを要望してまいりました。昨年の8月の21日に、市長、議長あるいは自治委員会連合会長を始め、県議にも同行をいただきましてですね、大分県による事業化というのはいけないのかという要望をしてまいりました。しかし、県の回答はですね、南インターチェンジはその必要性というのには十分認識はできるんだけど、県が事業主体となって取り組むということの理由が構築できない。つまり波当津イン

ターについては県道ですね、改良に代えてそこにインターチェンジを造ることの方がメリットがある。しかし南インターでは県がそれを事業主体となってやらなければならぬという。先ほどと同じことを繰り返すんですけど、その理由が組立てられないというような回答でございまして、事実上県はちょっと表になって取り組むとことはできないよという回答をいただいたところです。そこで市といたしましては、先ほどから申し上げてますように、必要性はいろいろ議員も言われたようなことも含めてですね、整理をいたしまして市が事業主体となって取り組もうという判断をしているところです。費用負担につきましてはですね、今国土交通省と事業仕分けていますか、細かい調整を今現にやっているところでして、細かい事業費については今正に積み上げ中でありまして。しかしそうは言いながら、現在約私どもが追加インターを設置する費用として、おおむね8億円程度の費用は掛かるのではないかなというふうに考えております。その財源につきましては、地域活力基盤創造交付金というこういう制度がありまして、これが全体事業費の60%を交付金として充てられます。また、補助残につきましては、合併特例債を使いまして、最終的に合併特例債につきましては交付税措置等がございまして、仮に8億円とこういうふうに仮定をいたしますと、自主財源が約1億700万程度の自主財源によって設置をすることが可能であろうというふうに試算はしているところです。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 自主財源の1億700万ぐらい、事業費は概算ではあるけれども8億程度ということですが、これは必要であろうというふうに私たちも思っておりますので、是非ですね県にもなるべく多くの負担をお願いしてですね、一日も早い事業認可の取得にですね向かってやっていただきたいというふうに思っております。以上で南インターのことは終わりたいと思います。

次に、市道についてお尋ねをいたします。前回9月の時は実は市の河川の整備状況についてお尋ねをいたしました。今回は市道についてですね、実はお尋ねしたいというふうに思っております。非常に先般、私たち選挙で洗礼を受けて各地域を周りまして。市内全域周ったんですが、市道周ってみますと市道についてはですね、山間部の振興局の方が非常に道路の整備がなされてるのかなあ。海岸部の地域が非常に市道がですね、旧来のまま住宅が建ったままですね普通車も入るか入らない程度で奥の農地に行く程度の市道の広さ、離合もできないような状況の中で、どういうふうに市はですね改良事業についてですね、どのような基準をもってしておられるんか。その点についてちょっとお尋ねを先にしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。まずその前にですね、市道の整備の基本的な考え方という御質問ですが、現在ですね、合併後の全市的の市道の路線が1,928路線、延長にいたしますと約1,000キロございます。このうちいわゆる改良済みという整理をしたものが約58%の改良率であります。よってまだ多くの未改良の路線が残っておりまして、これに対して毎年多くの改良の要望を受けているところです。改良にあたっては原則といたしまして幅員が4メートル、振興局管内においては3メートルといったようなことを一定の幅員としておりまして、路線として連続した整備ができるということを経路改良の一つの要件にはしております。さらにですね用地提供のための地権者の同意が得られているということ。さらにその中でより公共性が高いと考えられる。つまりこれ一級市道、二級市道、その他市道という定義

がありますが、より交通量が多いであろうという道路の方からするといったような一定の判断材料とはいたしております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 基本的な考え方がいわゆる未改良の道路については、市道については入口の所から広くしないと改良はしないよってというのが今基本的な原則だというふうに私はとらえたんですが、実はですね、当然もう住宅、市道においても一級、二級言われましたけども、確かに事業用の車両とか通るような市道においてはですね、当然入口から通り抜けられるとこまで、あるいはその終点までがですね、一定の幅の広さでなければならないというふうに私も思います。だけど通常ですね生活に伴う、利用している市道、あるいはその奥にある農地に通うための市道、非常に狭いまです、これまで放置されてきているわけですね。離合場所もない。今これだけ高齢化社会になってドライバーの方も非常に高齢の方が多いんですね。デイスサービスの車等もそういう地域に配慮して使ってる車は軽の車をデイスサービスの方々も当然乗り入れてからですね、通常の大きなリフトカーとかそういうものはもう全然入りませんので使わない。入れてももし対向車が来た時なんか離合ができないと、当然離合場所もないので非常に難しいということでもありますので、そういう生活のですね基本として生活、通常的生活の基本的な市道についてはいわゆる中の部分でもですね、10メートル以上以上仮に用地が確保できる。そこに離合場所あるいはたまたま訪ねて行った時のですね駐車のできるような拡幅の長さがですね一定の距離の長さを確保できればですね、私は入口からでなくても、例えば奥行き100メートルあるとする。100メートル両並びに人家があったり、あるいはちょっとした空き地があったりしてますので、その空き地の部分がもし仮にですね確保できるとするならば、これからは今みたいに高齢者の皆さん方がですねドライバーとして買い出し等でそこでぶつかった時にですね、どちらも後退するのに何十メートルも後退する。あるいは人様の庭の中にですね乗り込まなければ離合できないというような状況の中で、住宅が建て代わってですね、センターから2メートル広げて家を今建てるんですが、じゃあ建て代わってしまうまで道路の改良はなされないのかということになりますよね。通常そういうふうな生活しか使わない。通常の市道であれば到底入口から全部広くしていただかなくてもですね、県が考えているような県道でも今1.5車線ですよ。所々離合して後は通常の3メートルぐらいの道路でいこうというような形の中にあると思います。市もやっぱりこれはそういう道路の改良費というのは当然単費ですよ、市の税金においてやらなければいけない。建設の事業債が使えないんで、当然限られてくると、1,000キロもあるような市道の長さじゃありますのでね、大変なこともあるかと思いますが、そうは言っても通常的生活の中で離合もできないような市道っていうのが、こんなに多くあるということであれば、そういう部分の中でも土地の提供なりですね、地域の中でつけばですね、優先的に何箇所かずつですね、やっていくというような考え方にはなれないんでしょうか。そういう部分をもしお考えがあればお聞かせを願いたい。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほどお答えをいたしましたのは、道路改良としての基本的な考え方でございます。白坪のですね離合箇所等の整備についてはですね、特にこういう基準でやるんだというものは設けておりません。ただ、議員御指摘のように道路幅員が非常に狭く、あるいは日常生活で不便を感じながら何らかの要因でですね、全線的な道路改良が非常に困難で

あるといったような場合にはですね、必要に応じて離合箇所等の設置についてはそういう対応は私は可能であろうというふうには考えております。ただ、その離合箇所が、例えば特定の1軒だけのものであるとか、あるいはもう2軒とかですね、いわゆる公共性がですね、相手のものがあるなあというような判断の下にですね、どうしても全線の改良っていうのが困難であって離合箇所を設けることのみで、それ以上求めないんだという地域の総意があればですね、それはそれなりの対応は可能であると。しなければいけないというふうには考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 是非ですね地域の実情をですね、そういうふうな要望があった時には十分自治委員さん始めですね、地域の皆さん方と話をさせていただいてですね、できる限りそういうふうな改良事業を、例えば2メートルぐらいとかね、距離にして3メートルぐらいとかいうのは当然、あるいは自分とこの家の入口のところでですね自分の土地を提供するからしていただきたいというのであればですね、これはもうちょっと行き過ぎかなあというふうに思っていますので、ある程度8メートルなり、あるいは10メートルですね、100メートル延長があれば3か所ぐらいでもですね、地元で提供できるようなお話しがついたということであればですね、是非そういう部分についてもですね積極的に単費ではありますけれども、改良してですね、いわゆるこれからの高齢化社会においてですね、車っていうのはこれは不可欠でありますので、私の住んでいる地域なんかでもやっぱり食料、マーケットまで出るまで何キ口も通常ありますから、なかなか歩いてということではなくて通常高齢者の方も含めてですね、ほとんどの方が車で出入りをしております。そういうふうなこともありましてですね、何かあったときにやっぱりそういうふうな所が非常に役に立つと。全然それがないような路線もですね、海岸部を中心に非常に多く見受けられますので、是非ですねそういう部分も含めて検討させていただいてですね、余り住民に不公平のないようにしていただきたい。特に今度、今回周りました、市長も多分選挙で周っておりますので、そういう部分はですね山間部が、周ると本当山間部がものすごくいいんですよ。直川、宇目、本匠もかなり弥生も、弥生はちょっと中に狭い所があるんですが、しかしそれに比べて海岸部が非常に悪いということがありますので、是非そういうふうな形でも道路改良をしていただいでですね、何らかの基準を検討していただいでですね、8メートル以上延長距離があればいいよとかいうようなことの内部でそういうふうな検討をですねしていただければよるしいかなあというふうに思います。もしも最後に一言あったら。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） まず宇目、直川の道路事情とですね、海岸部の道路普及にかなりの差があるというような議員おおせのとおりです。これは一つはですね、やはり地形的に大きなもうその差があるというのは大きな要因であろうとは思っています。今御質問の離合箇所につきましてはですね、余り何メートルとこういうふうに事細かく基準を作ってしまうと、逆にまた動きにくいということもあります。その集落集落、あるいは市道市道でですね個別に御相談をいただくっていうことがですね、まず私どもの窓口においていただいで、ただし地域の方の総意ということがひとつ前提。それから用地の提供はもう地域の中で一応解決できるよという前提があればですね、その場所場所で可能な範囲で対応したいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時32分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） 皆さんこんにちは、4番、平成会の清田哲也です。通告書に従いまして一問一答方式にて一般質問を行います。まずは大項目の1番、病児・病後児保育事業に関してお尋ねいたします。お手元にですね資料を配付しておりますように、その資料をお目を通していただきながら質問の方聞いていただきたいと思います。通常、保育園、幼稚園、学校に通園・通学している園児・児童が風邪やはしか等の感染症や体調を壊し、通常の集団生活が困難になった場合、専用の施設において保育、看護を一体に行う病児・病後児保育は約四十数年前、東京、大阪の都市部でニーズが高まり、保護者と園が共同で設立したのが始まりと言われております。その後、共働き世帯の増加、親世代との同居の割合の減少に比例しまして全国的に広まっていきました。しかし、病気の子どもの看護は親がすべきであるとの価値観も根強く、偏見にさらされ不遇な時代もございましたが、現代の社会情勢、経済状況をかんがみれば共働き世帯の増加は必然的であると言えますし、それに伴い病児・病後児保育のニーズが高まるのも当然の結果であると言えます。一般質問2日目のですね浅利議員の質問にもございましたように、佐伯市におきましても、私自身共働きの子育て世代の方々とお話しをする機会がございますが、多くの方が望んでおられます。このような状況下の中、病児・病後児保育事業の佐伯市の市民ニーズの高まりをですね、どのように把握しているのかをまずお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。病児・病後児保育事業につきましては、浅利議員への答弁とですね重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。共働き家庭にとって児童が病気又は病気の回復期のときの児童の預け場所につきましては、頭を悩ませている問題だと考えております。平成20年度に実施した佐伯市次世代育成支援行動計画策定に関するニーズ調査におきまして、未就学児を持つ家庭2,130件に調査票を郵送しましたところ、925件の回答を得ております。共働き等で保育サービスを利用している人は377人で、そのうち児童が病気やけがで保育サービスが利用できなかった経験がある人が240名、保育サービス利用者の約63.7%でした。この結果からも病児・病後児保育のニーズは非常に高いものと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 実際にそういう具体的なアンケートを実施されているということで安心をしたわけでございますけれども、三世代の同居が多かった時代、父親だけが働いている世帯が多かった時代においてはですね、病児保育の必要性は当然高くはありませんでした。しかし、現状市内を歩いて見る限り、先ほどのデータが物語るように、おじいちゃん・おばあちゃん世帯とは同居せずに共働きをしながら子育てをしている世帯の増加がですね近年著しいよう

に感じております。また、ゼロ歳から小学校入学前までの子どもはですね、大変病気の頻度も高いように思います。またですね、このように子どもが病気をするたびに職場を早退したり、休暇を取ったりしなければならぬというこの親の負担っていうのは、もちろんその親そのものも負担も大きいですし、会社にとっても大変大きな負担であります。またこの経済的な負担っていうか、ロスも考えれば大変大きなものになるかと思っております。またさらにですね、労働人口の減少が叫ばれる中、主婦の職場復帰を助成し、労働人口を確保するという観点からもですね、議論の高まりをみせております。第1次佐伯市総合計画の重点プロジェクト35ページと分野別計画の62ページ、そして保健医療福祉分野の目標3の部分で子どもの医療費助成の拡大が記述されておまして、この点においては既にさいきつ子医療費助成制度の施行により実現をみたものではないかと思っております。この制度の導入自体は喜ぶべきものですし、少子化対策にもつながっていくものだと思っております。しかしながら、この医療費助成の制度だけでは総合計画に掲げる子育てが楽しくなるまちをつくるという目標の達成はなしえないのではないかと感じております。共働き世帯はもとより在宅中であっても子育て中の世帯が、子育てが楽しいと思えるために最も必要なのは時間なのではないでしょうか。私自身大分市在住のころ共働きで子どもが病気をした時、この病児・病後児保育施設のありがたさを身を持って体験しました。また、母親が在宅であっても母と子が同時に病気になったときや冠婚葬祭等火急の用件がある場合にも育児と看病、治療を行ってくれる施設があれば安心して子どもを預けることができ、子育て世帯の時間の確保に大きく貢献し、正に子育てが楽しくなるまち佐伯が実現可能になるかと思われまます。先ほど実際にアンケートをもう取られておってですね、数字の把握をされておるといことですが、この20年時点での数字だと思ふんですけども、毎年というのは必要はないかと思ふんですけども、今後またあとで質問の中で出しますけども、24年度までという目標がある中で、先ほどのこの質問の中にもあるように、共働きではなくてもですね、結構大分市の方で話を聞いたときに、在宅の母親の利用も結構多いと。そういう状況もあるんですけども、その辺のもうちょっと全体としての詳細なアンケートっていいですか、そういう実態をもう一度取るとかいうお考えはありませんでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 再度のアンケートということでございますけども、今のところ先ほど行いましたニーズ調査ですね、それと保育所の民営化に伴ってですね、昨年行いました松浦と弥生ですかね、そちらの方でもやっぱり今後どういったサービスがほしいかなど、必要とされているかということでアンケートも取ってですね、その中でもそういった病児・病後児保育の方が一、二位を占めているというような結果も出ておりますのでですね、私の方も必要性につきましてはですね、十分住民の方の意見も得ているということもございまして、アンケートのですね実施は今のところ予定はしておりません。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 必要性を感じていただいておりますということで、次のイの質問に移ります。病児・病後児保育事業の実現についてということですね。まず制度の概要ということでちょっとお伺いいたします。この制度自体は厚生労働省の所管であろうかと思っております。もし仮にですね、現在佐伯市内の事業者、病院ないし保育園ですね、幼稚園、その辺からこの事業に対して是非やりたいと名乗りがあった場合、どのような過程を経て事業開始に至るのか。特

に予算措置や先進地の事例等踏まえて、制度そのものの運用ですね、仕組みというものをちょっと御説明いただければと思います。引き続き2番も併せていきます。第1次佐伯市総合計画の63ページですね、先ほども申し上げましたように、平成24年度には1か所の事業開始を目標として掲げられておりますが、これを達成するために現在どのような取り組み、活動、この目標を達成するための取り組みですね、これを具体的にどのような活動をしているのか。また実現に向けてですね、その活動をしていく中で問題点ですか、克服していかなければならない問題点とまた今後の展望、24年度までにできそうなのか、できないのか。また前倒しでもできそうなのか。その辺含めて2点お伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。病児・病後児保育事業につきましては、国の制度としてはですね、保育対策促進事業費補助金の中に病児・病後児保育事業に対する補助がございます。運営費としまして、1か所あたり年額150万円ですね、それに段階による加算がございます。病児保育につきましては、年間延べ利用児童数10人以上から50人未満は50万円、それから50人以上200人未満は156万円、200人以上400人未満は375万円などとなっております。またこの上も段階的でございますけれども、また病後児保育につきましては、加算額につきましてはおおむねその8割ぐらいのですね額となっております。財源としましては国・県の3分の2の補助となっております。また、ファミリーサポートセンター事業においてもですね、病児・病後児の預かりに対しての補助制度がございます。病児・病後児保育を行うための施設整備補助といたしましては、私立保育所に付設する場合ですね、改修費用の2分の1を国が、それから4分の1を市が補助するようになっております。それから病院に付設するのですが、利用定員1人当たりですね101万8,000円ですね国から補助をされるようになっております。他市の状況なんですけれども、大分県下では大分市、別府市、中津市、それから日田市、宇佐市、それから豊後大野市の6市で10か所で病児・病後児保育を行っております。そのうち経営主体がですね医療機関であるものが8か所、子どもデイケアセンターが1か所、保育所が1か所となっております。それから病児・病後児保育はですね、医療機関との連携が最も重要になるためですね、小児科の先生などの意見を聞きまして、また先進地の視察も行っておりまして、事業実現の可能性をですね、これまで探ってきております。しかし専用の保育室に加えまして、感染症や安静時の隔離部屋が必要でございまして、施設の増・改修を伴うことや保育士及び看護師の配置など、実現への課題が大変多いようにあります。現在具体的な事業実施の計画はございません。ただ、今後ですね見通しでございますけれども、引き続きですね医療機関等呼び掛けたりですね、また浅利議員のときも説明しましたけれども、ファミリーサポートセンター事業、この中でもできるようになっておりますので、そういった事業の中でも考えていきたいし、また保育所の建替えですね、を計画している保育所もございます。この中でもねそういった事業ができないかということも今協議をしておりますのでね、そういったことでまた今後も引き続きですね、実現に向けて努力していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 実現に向けた努力をされてるということなんですけれども、ちょっとこれ中核市なんですですね、佐伯の場合と若干違うかも、ちょっと大分市の事例を紹介させていただきますと、皆さんお手元に資料があるように市内に4か所ございます。その中の1施設を例に

とりますとですね、昨年度の年間利用者、ある1施設ですね、1施設だけで約1,500人、そして利用者負担が1日に2,000円、大分市民以外は基本的に受け入れできないんですけど、火急の場合はちょっと別料金で割高の料金で受け入れもできるということなんですけども、基本的に市民が利用すれば1日2,000円、予算措置としましてはですね、基本委託料として848万円プラス1,000人を超えた人数分、それかけ4,370円を施設側に支払っております。利用者負担を除いた合計で約1,066万5,000円、財源の内訳としては、この辺がちょっと中核市と佐伯市と違うところなんでしょうけども、848万円の3分の1を国、残りの3分の2とですね、その1,000人を超えた1,500人であれば500人分かけ4,370円というのが大分市の負担となっていることでした。またですね、実際この1,500人規模でいきますと、国の基準でいくともうちょっと補助額が大きくなるんですが、毎年年度が終わって施設側と市の子育て支援課が実際収支とか改善するべき点とかなんか話し合いをするらしいんですけども、その中で施設側の方から何とか現行の補助額で採算取れてますということで、大分市独自の基準でですね今運営されていっているということでございますので、また今部長の話の中にもありましたけど、いろんな開設するにあたって補助金がございます、保育園にそうやって補助金とですね、あと紹介していただいたのが医療提供体制施設整備交付金というのがありまして、この中にですね、病児・病後児保育施設整備事業に対しての補助の基準ももう設定されております。調整率0.33となっておりますけども、病児・病後児保育施設を新たに新築、増・改築、改修に要する工事費に対してですね、一定の基準で補助が出るようになっております。そういういろいろですね、補助を紹介しながらですね、佐伯市のいろんな病院と打診していただきたいなと。そういう具体的な取り組みを期待してるわけですけども、実際私も、この大分市に行って聞くまで分からなかったんですけど、小児科がないとできないもんだと思ってました。ただこれ実際小児科が診療科目になくてもできますということでございました。そしてですね、やっぱり実現性としてましてはですね、保育園とか私立の幼稚園さんがもちろんやっていただくのもいいんですけども、やはり看護師さん、医師の確保っていうのが保育士さんの確保よりも困難であるという観点からですね、実現性があるのはやはり病院併設型っていいですか、病院がこの事業を行うと、そして保育士さんを確保して、あとは自分とこの看護師さんと医師で事業を運営していくというのが大変現実的であろうということで、大分市の担当者の方はおっしゃってました。そういうことですね、部長答弁の中に一生懸命やっとなんていうことなんですけども、実際医師会さんの方とか、小児科に限らずですね佐伯市内いろんな経営に優れた病院、私的には他市に比べてですね、同規模な他市に比べて恵まれている環境なんかあとと思ってますけども、そういう、実際その看護師さんのための福利厚生の一部でですね、もう実際病院の方が保育園を運営している病院も多数ございますんで、そういうところに実際具体的にですねお声掛けして是非、市とそういう病院がタッグを組んでやっていこうと。そういう具体的な動きというのはされておるのかどうか。もしされてなければ今後そういうのをやるつもりがあるのかどうかということをちょっとお伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。御指摘のように、これまでですね個別に小児科の病院ですかね、とは協議したことはありますけども、大きな病院ですかね、とこまではちょっと相談していない部分がございますので、議員が言われましたようにこれからもそういった広くですね、事業に参加していただける病院をですね、また相談をしていきたいと思って

おります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 今朝、浅利議員さんに情報いただいたんですが、実際ですね市役所に勤められておる方で、お父さんが市役所に勤められとって、奥様が最近パートを始めたばかりでですね、今ことさらインフルエンザ等はやってますんで、お子さんがそういう感染症になったと。そしたらお母さんの方ができれば休んであげたかったんですけど、こういう昨今、会社も厳しい折りですね、なかなかこう勤めたてでいきなりお休みをとるの言いにくい状況があると思います。そんな中でも渋々お父さんの方が半休とって子どもを迎えに行ったと。そういう現状もですね、特に今インフルエンザがはやってますんでですね、最近多かるうと思います。本当24年に1か所となっておりますけども、浅利議員さんももう過去4回質問されておるといことで、大変ニーズをですね感じとっていただいておりますんで、是非先ほど申し上げたように、決して診療科目小児科がないとできないということではございませんので、せっかく市内幅広く多くの病院ございますんで、しっかり医師会を通じてでもいいですし、個別にあたっていただくなり、もう24年度と言わずですね、できるだけもう前倒しでこういうことはやっていただけるように、しっかり検討していただきたいと思います。これでこの1番の質問は終わります。

続きまして、児童養護全般についてということでお尋ねしてまいります。虐待やですね家庭内の事情、保護者に起因する理由により親元で生活できない子どもたちが世の中には存在しております。理由は何にせよ、彼らは余りにも過酷な状況を背負わされていると思います。このような状態にある子どもたちを養護し、通学、自立までの支援をするのが児童養護施設です。児童福祉法第41条に、児童養護施設は保護者のない児童、虐待されている児童、そのほか環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し併せて退所した者に対する相談、そのほかの自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。と規定されております。現在、県内には九つの施設がございます。大分市に2か所、由布市に1か所、別府市3か所、中津市2か所、玖珠町が1か所です。残念ながら我が佐伯市にはございません。実際、事情が事情だけにですね、日常このような境遇における子どもたちの情報を実情に接することはなかなか皆無なのでございますけども、佐伯市において養護を要する子どもたちの実態を把握しておればですね、その人数や事情、そしてその後の対応等とっている対応ですね、教えていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。保護者の元でですね暮らせなくなった事情とその児童数でございますけれども、食事を十分与えない等のネグレクトですね、育児放棄ですね。それと暴力等による虐待、また保護者の病気や離婚等が主な理由となっております。現在10世帯で13人の児童が児童養護施設等に入所しております。市内の施設と児童の現状についてでございますけども、議員御指摘のとおり、佐伯市には児童養護施設はございません。ただ施設ではございませんけれども、児童福祉法に基づく里親制度がございます。この里親に登録していただいている方が市内にですね11組ございます。児童が施設への入所等の必要が生じた場合にはですね、現在、県内・県外にあるですね児童養護施設への入所はですね、里親にですね養育を委託してもらおう等ですね対応しているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 次の質問にいきます。これは市長にということで通告をしておりますけども、先ほども申し上げましたようにですね、佐伯市には児童養護のための施設がございません。もし何らかの事情で養護が必要になった児童がいた場合、その子は他市の施設に入所することになってしまいます。里親さんの所にいければそれはまたそれでいいんですけども、つまり親元を離れるばかりか今まで通っていた学校や友達、慣れ親しんだふるさと佐伯からも引き離されてしまいます。ただでさえ受け入れがたい状況、過酷な運命を背負わされるのにもかかわらず、友人やふるさとまでも奪われることは、その子にとってどれほどつらいことでしょうか。せめて佐伯市内に受け入れ可能な施設があれば、友人とふるさとはその子の元に残してあげることができます。児童養護施設の設置に向けた積極的な取り組みを今後推進していくお考えはあるかどうかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 先ほど答弁しましたとおり、現在施設はないんですけども、県内ですね施設で対応できておるような状況でございまして、取り組みはですね今のところは考えていないんですけども、ただ先ほど申し上げました里親制度がございまして、国の方もこの里親の数ですかね、そういったことを今後増やしていくという方向で今進めておりますのでですね、この里親を登録していただける方、こちらの方をですね広くですね、求めていきたいなど。そういうことで、これは県の方が進めているんでございますけども、年に説明会とかしていただいでですね、そういった方の募集をしておりますのでですね、こちらの方で里親の数ですね、増やしていけたらなあと、そういった思いであります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清田議員よりこの施設に対する取り組みはどうなんだろうかとということで、私の方もこうした答弁の打ち合わせをした時に佐伯市がないということで、この施設については、先ほど言った里親制度のあり方とかですね、また虐待児童等になると身近な所にあるのが逆にいいのか、いろんな諸問題等もあってると思います。また本当に全く親が佐伯から居なくなって置き去りにされた児童というのは本当に佐伯に置いてやりたいんだけど、そうした友達関係はどうなんだろう。いろんな中で私どももこれについてもう少し調査をしてですね、地域に必要性の施設かということも見極めたいと思っております。特に先ほど部長が言いましたように、里親制度という方針の中で、現在では今のところ問題がでてないということがございますので、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 里親制度の充実ということでですね、それでこういう子どもたちが救われていけば、それはそれでいいのかなと。施設にこだわるわけじゃあございませんけども、ちょっとこの質問を取り上げるに至った経緯としてですね、直接的にはもちろんこういう子どもたちが救われるべきだと。まちづくりというのが盛んに叫ばれてますけども、いろんな本とかそういうまちづくりの会議とか講演聴くにあたってですね、結局は人づくりであるという言葉をよく聞きます。やはりこのふるさと佐伯で育った、可能性のある子どもたちがですね、親の都合によってその人生が大きく左右されてしまうというのは、これ本当に悲しいことだなあと思っております。本当愛すべきふるさとが憎むべきふるさとになってしまわないように、なるべくそのへん行政が助けられるものであればですね、しっかり助けていっていただきたい。そのように感じております。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 私自身ですね、そういう思いで、後1日いけばですね里親制度に登録できる状況になりました。子どもが2人おりましてですね、家に居なくなってますね、1人は大分に住んでるんですけども、社会への恩返しというつもりでですね、蒲江に帰ってきて、子どもたちがすくすくと成長できてですね、精神的ゆとりといいますか、そういうものができる中ですね、恵まれない子、大分県に大体400人虐待にあっている児童がおる中ですね、何か一つですね2人ぐらい義務教育を卒業するまでですね、ちょうど10年ぐらい生きるだろうという思いでですね取り組み初めて、そういう施設へ行ってですね、3歳から高校卒業するまでですかね、接する中、やっぱり最初ですね、受けた虐待の精神的なシナプスの傷というのは治らんそうですね。それをバイパス通す役目が里親制度ということでありまして、佐伯市にはないというのを改めてですね執務の中、県の関係の方入れてですね、是非とも個人的にも何らかの形でですね、佐伯市に11組あったのかね今、多分私12組目になると思えますけども、施設としてのですねそういう施設はない。ただしですね、佐伯にあるからといってじゃあ佐伯でいくのがいいのかですね、親と離れた方がいいという、大体半分以上がですね親と離れた方がいいというデータがあるそうです。佐伯にということもないんです。逆にですね向こうの施設が一杯の場合はですね、お互いに交流ということもありますし、佐伯においっていい子も確かにあります。本当にみんなですね、もっともっとうひねくれた子どもたちかと思ったらですね、非常に甘えたというんですかね、一緒に住んでみたらどうなるか分かりませんが、中学生、高校生と接してみてもですね、非常に皆一生懸命頑張ってるっていう子どもが多かったですね。1人はですね、狭間にある森の木という所からですねバスに乗って大分まで来て、そこからバスで野津高校へ通ってるんですよ。福祉の仕事をしたいということで、そういう頑張り屋も多いですね、障がいを持ってない子どもってのはほとんどそういう一生懸命生きるっていうことを施設において身につけております。3歳から小学校低学年、先日経験したんですけども、非常に礼儀正しいですね、自分でちゃんといすを用意してるんですけども、今日は特別いい日だったと一緒にいった人が言っておりましたけど、本当に今後佐伯市もですね、私が12組目になってですね、またそういう人が多ければですね多いほど、子どもたちが社会人となってですね地域のため、ひいては国のためにもですね、人支えになってくれるということでもありますので、親から捨てられた子は何らかの形で生きようとしておりますので、みんなで手助けすればいいかと思っておりますので、一生懸命私も頑張りたいと思っておりますけども、協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 12組目の里親にということ公務も大変忙しいでしょうけども、しっかり佐伯のまちづくりの一たんを担いますんでですね人づくりっていうのが、子どもたちのため頑張っていたきたいと思っております。以上でこの質問は終わります。

続きまして、最後の質問でございます。鶴岡地区の道路について御質問させていただきます。都市計画道路藤原高畑線についてお尋ねいたします。整備の計画がかねてよりございますが、御存じのとおり、いまだ実現には至っておりません。今年の2月ぐらいでしたかね、タウンミーティング、市長、鶴岡いらっしゃった時にですね、地元区長さんたちよりも質問があったように記憶しておりますけども、交通量の割に現在狭い幅員、特に大東団地前は見通しが悪く通学路にもなっております。また保護者からもですね、改善の要望が寄せられて

おります。さらに217号バイパスの鶴岡高校前までの開通を受け、交通量の増加が予測される中、一刻も早い着工が望まれるわけですが、実際ですね現在の市の厳しい財政事情、またJR日豊本線を横断しての道路新設という、ちょっと工事の難易度も考えればですね、なかなか実現も難しいのかなと。そういう見解に至っておるんですが、鶴岡高校と豊南高校の合併等も控えておまして、なかなか交通環境の変化が本当に著しい鶴岡地区でございますが、その中で重要な主要幹線といえますか、実際かなり通りが多くございますので、この路線の今までの経過とですね、今後のどのような扱いをされていくのか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 清田議員の都市計画道路藤原高畑線についてお答えをいたします。本路線は都市計画法に基づいて計画決定をされまして、都市計画道路整備に必要な区域をあらかじめ明確にすることで長期的、計画的な整備を行うことを目的に、平成10年4月に都市計画決定をいたしました。その後、国道217号佐伯弥生バイパス建設に伴い、鶴岡高校付近で交差する県道佐伯弥生線と重複する部分につきましては、一部着手しておりますが、計画区間全線の整備計画はまだ具体化されておられません。しかし、国道217号バイパスの一部開通などにより、この地区を取りまく環境は変化しつつあることから、その状況を見据えつつ、関係住民、権利者の御理解の下に実施計画を作成したいというふうに考えているところです。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 実施計画を検討していただいておりますということでありがたいんですけど、それとなかなか今人口が逆に増えている。鶴岡地区におきまして諸般ですね各区長さん25人いらっしゃるのかな。そういう中で様々な多岐にわたる要望が出ておりますけども、その都度真しに対応いただいておりますことは感謝申し上げます。その中でですね、実際この路線に関しても小さいんですけども視距改良でありますとか、部長も御存じのように長門さんからの出入りの部分ですね、要望があるんですけども、実際区長さんたちとか地元の方の心情としたときにですね、この路線の新設があるからちょっと言うのを待とうとか、ちょっと若干遠慮してる部分もあるんですけども、実際ちょっとこの話、質問する前にですね、私課長にお聞きしたんですけど、ちょっと私これ勉強不足で知らなかったんですけど、当時、いざ着工という時に地元の若干の反対もあったということも伺っておりますが、そのような中でですね、地元としてどのように今度、1回反対したものをまたやってくれちいうのもなかなか言いにくいところあるんですけど、地元と行政、やる側とのかかわり合いというか、その辺今後どういうふうに持っていったらいいのか。その辺をちょっと質問というか御指導というか、聞かせていただきたいんですけど。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。鶴岡地域は全般に言いますとですね、決して設備が遅れてるというふうには考えておりません。一つには佐伯津久見線、あるいはインターに関連した脇津留の都市計画事業等でですね。ただ今、御質問の藤原高畑線の周辺はですね、これは以前御存じかと思っておりますけど、土地区画整理事業を一部提案をさせていただきました。これもなかなか実現にいたらずに現在に至っております。この藤原高畑線は当然先ほど申しました都市計画決定をした道路ですので、やるという前提で計画をしております。ただ、非常に線路からこちらの番匠川沿いは非常に密集した地域でして、比較的道路の狭い中で建物が

複雑に立て込んでおります。計画そのものは幅員がですね18メートルで、しかもJRの下越しをするという計画であります。ですから18メートルに場合によっては測道とかですね、といったようなことを考えますと、かなり多くの建物移転等が発生するということが考えられます。さらに鶴岡地域全体のあの付近の周囲を考えたときにですね、ただ線的な整備といいますが、その道路だけを造る整備をするということだけですべてが事足りるのか、あるいはもう少し広い意味で面的なものも含めてですね、あの道路網も一緒に整備をするという手法もですね検討をする価値はあるのかなど。ただいずれにしても地権者、あるいは地域の方々の熱意といいますが、御協力がいただけませんとですね、なかなかこれも着手するというタイミングといいますが、踏ん切りがですねなかなかできないという状況もありますので、是非これから地域の方々とよく相談をしまして、御協力いただけるというんであればですね、是非実施計画を策定をしたいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） もう部長の答弁にもありましたようにですね、公共事業っていうのがかなり削減前後的にされてきまして、佐伯も例外じゃあないんですけども、実際その無駄な公共事業ってよく報道等言われてますけど、地方においては特に佐伯市山間部、海辺の方も旧市内ももちろん含めてですね、まだまだ必要な公共事業たくさんあると思います。ただそのやり方として、先ほど答弁にありましたように、本当に市民、住民が地区民が望んでいるものを効率よく造っていくと。そういう姿勢でですね、しっかり無駄と言われない公共事業を今後も実施していただきたいと思います。それは建設部だけに限らずですね、佐伯市全体が執行する公共事業がそういう手法で市民に望まれて造っていくと、そういう姿勢でやっていただきたいと思います。そういうことを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

次に9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。今回はまず、ケーブルテレビ委託契約の問題点についてお聞きいたします。ケーブルテレビは、佐伯市では独特な発展をしております。平成3年7月、株式会社ケーブルテレビ佐伯が佐伯市も出資する中で設立され、民間企業として有線テレビ事業が開始されました。しかし、そのサービスエリアは旧佐伯市の市街地から鶴岡、堅田と拡大されたものの、いわゆる人口密集地に限られておりました。佐伯市では平成11年頃より新しい情報化社会に適応したまちづくりを推進するという目的で八幡、西上浦、木立、青山、下堅田の一部、櫻野、大入島に光ケーブルと同軸ケーブルを設置し、行政独自の情報ネットワークを構築いたしました。これが佐伯市の管理運営するケーブルテレビ事業で、この施設の管理条例は平成13年4月から施行されております。佐伯市でのネットワーク整備に加え、旧町村でも独自にケーブルテレビ網が設置され、平成11年には鶴見町で、平成12年には本匠村、13年には弥生町、米水津村、蒲江町、15年には直川村、17年には上浦町、宇目町でケーブルテレビの放送が開始されました。これらはすべて行政が所有する施設であり、平成17年の合併により旧佐伯市の施設と合わせ広大な行政施設が出現したことになります。つまり、佐伯市には民間が所有するケーブルテレビ施設と佐伯市が所有するケーブルテレビ施設の二つが存在しており、今回私はケーブルテレビの委託契約について質問するわけですが、佐伯市の所有するケーブルテレビ施設に対して質問をしているということをもまず理解していただきたいと思います。市と各町村をつなぐ幹線を光ケーブルでつなぎ、

各家庭に同軸ケーブルを敷設し、情報を送信するわけですが、現在佐伯市が有している光ケーブルの長さは418キロメートルになります。そして同軸ケーブルの長さは1,481キロメートルとなります。ほぼ合わせると東京に至るほどの大規模な施設となっております。日本最大級の広大な伝送路施設ではないかと思われまます。しかもこの伝送路には各種類の増幅器、いわゆるアンプが取り付けられており、その数は2,672個に上がっております。主要機器を含めこれらすべてを保守管理しなければなりませんから、佐伯市に大きな財政上の負担が重くのしかかっているというのが現状であります。旧佐伯市民の目から見ますと知らないうちにこんな事態になっていたのかと驚かれるかと思えます。私自身が調べていて大変に驚いたものですから。平成3年にケーブルテレビの利用が開始されましたが、民間事業なのでこの管理運営費など考える必要がありませんでした。ところが平成13年から、市民がこの管理運営費を負担することになったわけです。平成13年度には番組制作料を除き297万円、平成14年度には641万円、平成15年度には740万円、平成16年度には2,778万円に、そして合併後の平成17年度には1億3,210万円にこの額が膨れ上がりました。平成20年には各町村のシステムを一つに統一したのですが、それでも1億2,089万円となっております。この委託料の管理を厳格にしないと経理上の不正が横行するだろうということが容易に予想されます。その心配された不正が実際に起こってしまいました。これに対して佐伯市では法令の遵守。公金や公印の管理を徹底させる。職員の自覚を促す。といった対策が述べられておりますが、根本的なシステムそのものに欠陥があるのに、どうも場当たりの対処しかなされていないように思われます。このままでは今後も繰り返し、不正支出がなされるのではないかと案じられます。それだけではなく、ケーブルテレビは公共の電波を扱う事業です。あくまでも公平・公正さが貫徹されなければならないのに、どうも違う方向に動いているように思われます。光ケーブルの耐用年数は20年、同軸ケーブルの耐用年数はわずか13年であり、その取替えに今後100億円を超える出費が予想されるといった調査がもう既に出ております。巨大な利権が眠っている事業ですが、今回はケーブルテレビの保守委託契約に限って御質問いたします。これにより一つ一つ問題点を明らかにしてまいりたいと思えます。まず、公平・公正の観点から株式会社ケーブルテレビ佐伯と市長との関係について御質問いたします。佐伯市の行う契約については、一般競争入札が原則であるのに、株式会社ケーブルテレビ佐伯との保守点検契約は随意契約が結ばれております。それが許される理由は何なのでしょう。また、平成21年度の契約も同様でしょうか。お答えください。次に、市長は株式会社ケーブルテレビ佐伯の取締役になっておりますが、受け入れ会社との癒着を防止する地方自治法第142条の兼業禁止規定に反するのではないかと思います。反しないとしたらその理由は何なのか説明してください。株式会社ケーブルテレビ佐伯の現在の筆頭株主はどこでしょうか。その持ち株数は総株数の何%でしょうか。佐伯市は何%なのでしょう。また、株式会社ケーブルテレビが建設業の許可をとったのはいつでしょうか。お答えください。最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 和久議員の御質問にお答えします。まず、1番目の随意契約について、この根拠は何かということでありまます。まず株式会社ケーブルテレビ佐伯との随意契約についての根拠は何かということ、平成20年度までは行政のお知らせ等を自主放送により広く市民に伝えるため、株式会社ケーブルテレビ佐伯のエリアでも放送する必要があること。それから佐伯、上浦、宇目、直川、蒲江振興局で放送していた大分5波、NHK、OBS、T

OS、OABというふうになります。は、株式会社ケーブルテレビ佐伯のアンテナやヘッドエンドで再送信を行っていること。それから伝送路などの異常を監視する装置も株式会社ケーブルテレビ佐伯施設内に設置していること。それからすべての振興局からの光ケーブルは株式会社ケーブルテレビ佐伯を経由していることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としております。それから平成21年度は行政のお知らせ等自主放送により、広く市民に伝えるため、ケーブルテレビ佐伯のエリアでも放送する必要があること。それから別府からの地上デジタル放送が受信できなくなった場合、ケーブルテレビ佐伯のアンテナや設備と切り替えるようにしていること。それから防災面でケーブルテレビ佐伯の伝送路を使用してケーブルテレビ佐伯エリア内に防災カメラや屋外拡声子局を設置して運用を行っていることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約としています。それから の質問で、ケーブルテレビ佐伯の筆頭株主はどこか、株数は何%かと。それから建設業の許可はいつとったかということでありまして、まず、筆頭株主は現在、菅政建設株式会社で株数が46.81%、それから佐伯市の株数は5.62%、株式会社ケーブルテレビ佐伯が建設業の許可をとったのが、平成12年の10月1日ということでありまして。 の兼業禁止についてということでありまして。まず、市長が株式会社ケーブルテレビ佐伯の取締役を兼ねていることが地方自治法第142条の長の兼業禁止に反するのではないかとこの質問ですが、この兼業禁止規定には該当していません。このことに関して地方自治法は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体に対し、請負をする者又は主として同一の行為をする法人の取締役たることができないと規定していますが、この場合の主として同一の行為をする法人とは、当該普通地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占めるものとされておりまして。平成19年度、20年度における株式会社ケーブルテレビ佐伯の市に対する請負量はそれぞれ全体の業務量の18.8%及び16.6%であり、平成21年度についても同程度の業務量が予定されていることから、株式会社ケーブルテレビ佐伯の市に対する請負量は、その全体の業務量の主要部分を占めているとはいえません。また、株式会社ケーブルテレビ佐伯の設立経緯、市長の取締役への就任形態等からも当該請負の重要度が市長の職務執行の公正・適正を損なう恐れが累計的に高いと認められる程度に至っている事情はないので、株式会社ケーブルテレビ佐伯は地方自治法第142条にいう、主として同一の行為をする法人には該当せず、市長は兼業禁止の規定に反してはおりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここは早く進みたいと思いますので、簡単に御質問いたします。まず、兼業禁止の件なんですけれども、一つ問題があるわけですね、それは何かといいますと、主としてというのはこれは50%という答えを最初してたですね。だけど50%ないと駄目だとかいう言い方してたんですけども、30%でも20%でもそれが主となるかどうかという判断というのは、その適宜に判断するということなんですよね。だからそれはもう判例の通説になっておりますね。だから50%超えていけば当然のことながら、主としてというのは又別個の判断になるかと思うんです。そこでそれはまだいろいろ問題があるだろうと思います。もう1点ですね、これについては親会社、子会社の関係というのが一つ出てくるわけです。つまり今菅政と申しましたけども菅政の子会社になるということですね。菅政の子会社でこれが46.8%持ってるわけですね。つまり子会社であれば50%超えてれば当然経営権すべてを支配しますから、これは子会社ということに明確になるんですけども、40%から50%の範囲内では、

これは密接な関係があると認められれば、これは子会社と認められるということになります。市長との関係がどういう関係かはここでは述べませんが、いわゆる密接な関係があり得るということだと思えます。そうすると、そこは子会社になる可能性も出てきます。そうすると完全に請負契約の主たる部分を請負ってる親会社が、子会社の取締役にも市長を任命してということが出てきますから、兼業禁止の規定に触れる可能性も出てくるわけです。私はそう考えているんですけども、それについてももしお答えがあれば簡単に答えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど申し上げたとおりで、うちの方としては先ほどの答弁のとりの判断をしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ随意契約についてお聞きします。この随意契約にするのですね、いわゆる監視設備もケーブルテレビ内にあると言われましたね。ところが昨年5億円を出して統一のシステムを作りましたね。そしてその統一のシステムの監視、司令塔をですねそこをどこに置いたかといいますと、ケーブルテレビ佐伯じゃあなくて、これは視聴覚センターに置いたわけですね。つまりそこがすべての起点になるわけです。だから全く去年とは違った事態になってると思うんですよね。それはどのような考えなのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。平成20年度に視聴覚センターに設置したということでありまして、御指摘のとおり行政エリアのヘッドエンドや監視装置は株式会社ケーブルテレビ佐伯から分離をしております。しかし、先ほど説明しましたように、旧佐伯市内の中心部へは株式会社ケーブルテレビ佐伯の設備を利用しながら情報提供や防災対策を行っており。また、アナログ放送は株式会社ケーブルテレビ佐伯から配信されているなど、完全分離には至っていないということで、そのため随意契約ということにしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次の項目に移ります。契約書をこれは資料として出させてもらいました。ここに出てる契約書がいわゆる保守契約及び工事、それに関連する工事の契約書になります。まず契約の内容についてちょっとよく分からない点がありますのでお聞きしたいと思います。平成20年度の契約書によれば、佐伯市は佐伯市ケーブルテレビ施設について業務を株式会社ケーブルテレビ佐伯に委託しております。その内容は、物件の保守点検、1ですね、2として物件の維持に必要な工事、その内訳として、支障移転工事、新規引込工事、引込線移設工事、引込線撤去工事、その他佐伯市が必要と認める工事となっておりますが、それぞれの内容を分かりやすく説明してください。もう一つ保守点検委託料の方も分かりやすく、詳しく説明していただきたいと思えます。次に、物件の維持に必要な工事というのは今分けられた1から5に分けられておりますけれども、平成20年度決算において、それぞれの工事件数及び執行額をお答えください。また、50万円を超える工事の件数をお答えください。そしてこの契約書をこの契約については、これは基本的な契約は作成されておりますけれども、それぞれの工事については契約書は全く作成されておられません。そして単価表つまり単価表というのは、ここにくっついているものですね、この後ろにくっつけられている黒く塗られている部分、これ私が黒く塗ったんじゃないくて、市の方から出されている。つまり単価表です

ね、つまりこの単価表っていうのは恐らく普通の工事では業者には見せないもんだと思うんで、極秘の資料だと思うんですけども、だからこそ黒く塗られてると思うんですよ。ところがこれをすべて業者に手渡してるわけですね。そして何をしてるかといいますと、その単価表に基づいて1か月ごとにまとめて請求書を提出してくださいと。そしてそれに対して市がお金を支払いますという契約内容になっているわけです。そこでこのような契約が許されるのか、またゆるされるとしたら、その根拠をお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず の平成20年度の保守点検と各工事の内容ということですけど、まず保守点検については、光送受信機、それから増幅器、電源供給器等の各種機器の取付状態、それから腐食状態や電波の強さの調査、伝送路と他の工作物との間隔、電柱などへの取付状態や木々が接触していないかの調査及び加入者からのクレーム対応などを行うことをいいます。それから2のまず の支障移転はNTTや九電が柱を移設する場合に伝送路を移動しないといけない場合や、県道や国道を占有している伝送路が道路工事により移動しなくてはならない場合のことをいいます。それから2番目として 新規引込ということで、ケーブルテレビに加入申し込みをした人の家にケーブル線を引き込む場合のことをいいます。それから の引込線移設は家を改築したりした場合、引き込んである線を別の場所に移す場合のことをいいます。それから の引込撤去はケーブルテレビを脱退する場合にケーブル線を撤去することをいいます。それから のその他は、告知端末、電話、モデム等の取付、それから撤去、交換など1から4に分類されないものをいいます。それから2の物件の維持に必要な工事の平成20年度分の、先ほどの から の件数と執行額ということで、の支障移転は220件で4,658万2,478円、それから の新規引込が161件で385万2,507円、それから の引込線移設が75件で195万1,092円、それから の引込撤去は129件で66万5,793円、それから のその他が695件で3,026万3,305円となっております。それから50万円を超えるものが23件です。この工事が契約書を作成せずに単価表により行う契約が許されるかということですが、委託契約書の第2条第1項の2号の委託業務内容として、1として物件の保守点検、それから2として物件の維持に必要な工事として先ほどの から を掲げており、第4条の2項で物件の維持に必要な工事料は単価表に積算される金額とする。と明記し、3項で単価表に定めのないものについては協議により定めるとしており、この条項で契約をしております。それから の保守点検委託料は2,756万9,430円となっております。どのような作業に対して支払いをしているのかということですが、先ほどの内容となります。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 一つこの中に入っているか入っていないか不明な点があります。これ修理ですね、つまりこれクレーム等について、動かなくなった時とか調査するといってますね、保守点検で。そしてそれに密接する工事としてこれ修理が上がってなかったんですけど、修理は入るのかどうか。そこをお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 修理はですね のその他というところに。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ単価契約となっておりますね、単価契約っていうのはどういう契約なのか御説明ください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 単価契約はですね、結局工事とかなると最初からある程度積算・設計ってなります。この場合は急を要するというので、そういう契約に向きませんので、それぞれ単価を決めて、いざ急になった時に、その単価によって積算をしていくと。そして請求をしているというふうな形で単価契約をとっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 単価契約という概念が間違っているんじゃないですか。いわゆる単価契約っていうのはどういうのかといいますと、ガソリンの契約なんかですよね。ガソリンは車を運転しててどのくらい使うのか分からない。日々どのくらいつかうか分からない。だけど一応ガソリンの契約を幾らと設定しておいて、使った時にその都度それに加えていくと。それが単価契約だと思うんですよ。これは全く訳の分からん工事でしょ。つまりさっき言った五つの項目があるわけですよ、修理からあるいは取付から、いろんなものがあるわけですね。例えばNTTがこれをのけてくれといたり、あるいは道路工事でのけてくれといたり、そんな急を要するもんですか。こんなの分かってるじゃないですか、事前に分かっててそれから契約を結んだって別におかしくないわけでしょう。全く概念が違いますよ、単価契約という概念とは。それはどう考えますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 単価契約といいまして、他の自治体でも大体単価契約を行っておると。こういう修理とか、そういうのも入ってきますんで、それでうちの方も臼杵市なども同じような例でやっておりますし、民法の基本原則である契約自由の原則ということでうちの方はやっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 契約自由の原則といいますけども、契約になってないでしょ。契約というのは何が必要なんですか、契約というのは意思と意思の合致でしょ。内容が決まらない限り契約なんて何もできませんよ。何をしようとしてるんですか、つまり一つ一つの工事が契約の内容になるわけでしょ。契約には何が必要とされてますか。佐伯市の契約書条例、規則を見てもお分かりでしょう。まず目的がなきゃいけないでしょ、何をしようとするのかこの工事で、場所はどこなのか、いつなのか。そして金額は幾らなのか、それをやってくださいと。そしてやった上にはこれだけのお金を払います。その合致がない限り契約なんか成り立ちませんよ。最初の契約、これはいわゆるあなた方が使っている実務書がありますね、どういう実務書かといいますと、地方財務実務提要というのがありますね。これいつも使ってますね、つまり例規集ですよ。これによりますと6019の7ページですよ、何と書いてますかといいますと、これはどういう契約か、つまり何も決めてないわけですから、単なる基本契約であり紳士協定だとしてるんですよ。この実務提要にそのように書いておるんですけども、これについてあなた方はこれに従う考えはないんですか。それとも契約自由の原則でやろうとしてるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） いろいろと参考にしながら決めておるわけでありまして、うちの方としては契約書をこれ交わしておるということで、これに基づいて行っておるということであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあそのようにそうだとしますね、いいですか。じゃあ非常に大きな問題が出てくるわけですね。各工事が終わりますね、その時どのような工事が行われたかというのをどのようにして知るんですか。それを教えてください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 工事が行われたということで、まず書類と写真、そういうので一応確認をして検査を行っておるということで確認をしておるということであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 請求書はどうなりますか。これ請求書が出てこん限り分からんでしょ。それを1か月まとめて提出してくるんじゃないんですか。例えば十何件、十数件、あるいは20件、100件近くあったとしても、それを1か月まとめてそれを写真を付け、報告書を付け、そしてまとめて来て、そのまとめた額が請求書として出てくるんじゃないんですか。その仕組みをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほどの検査はしゅん工図書とか写真等を提出して行ってもらうということで、うちの場合は完成したときのチェックについては月ごとにまとめて行っておる。そしてそれによって請求書をいただくということで、請求書は毎月受け取ってそれによって検査を行って支出負担行為をとって最終的に支出命令で払うというふうな結果です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） そのような方法を取ってるわけですね。じゃあこの前のトランシーバーの件、お聞きしますね。これ支出負担行為の日付と請求書の日付、ちょっとお答えください。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 情報推進課の松岡でございます。和久議員の質問にお答えします。請求書の日付は手元にないんでちょっと分からないんですけれども、報告書が上がってきた日付につきましては、トランシーバーにつきましては20年の2月1日でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ついでにお答えください。複合機も同じようにお答えください。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。やはり請求書がないんでございますが、平成20年の3月13日でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 一番重要なことを部長はつかんでないということですか。つまり今言われましてよね、請求書が来てそれに基づいて支出負担行為をすと言いましたね、そうですね。これ請求書の日付ここにあるわけですけども、これお持ちでなかったらどうぞ、ちょっと見てください。いいですか、まず金額、これは2月分についての金額ですね、本庁分だけです。金額は235万4,299円になっておりますね。それについての請求書、日付3月26日ですね。つまり3月26日に請求されて、そしてこれに基づいて支出負担行為をしたということですね。ところがもう1枚ありますねそこに、支出明細が出てますね。その支出明細何の支出明細か御存じですね。部長御存じですね、お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これはですね一応アンブ移設というふうになっております。当然もうこの前の不正の経理の関係で、これがトランシーバーであったというふうに、この中はアンブ移設ということだったんですけど、この前のいろんな説明の中で、これが実はトランシーバーだったということの不正経理が発覚したということで、この内容はそういうことだと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここにどのようなことが書かれているか。これは海崎の工事だといってますね。海崎の工事で、DNNODEアンブ交換で、これ場所を指すんでしょうか。CTS管理ナンバーCサ061、そしてアンブ取付東芝製を1台つけました。アンブ移設これが1台、アンブ調整1台、高所作業車バケット車を出しました。これが4時間出しました。この費用として100万261円を請求しますと。こうなっておるわけですね。これうそなんですよ。どうぞ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これがこの前の不正経理の一部、トランシーバーということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） だから重要なんですよ。これは請求書が上がってきて、これが上がってきて書いてるわけですよ。そうですよね。支出負担行為は請求書に基づいてやってるわけですよ。これ請求書はだれが書くんですか。あるいはこの明細はだれが書くんですか。お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これは請負ったところの業者ということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 新聞では請負ったこの業者じゃなくって、いわゆる市の職員がやったというふうに答えているんですよ。どうもおかしいということなんですけども、それはどうお考えですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応請負の業者ということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） もう1点、複合機についてお聞きします。複合機の領収証の日付、支出負担行為の日付、これをお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 議員からもらった資料で大変申し訳ないんですが、起票日が20年の3月31日ということになっております。請求書は4月の14日に上がってきております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 請求書の日付は4月14日なんですよ。ところが支出負担行為は3月31日になってるわけですよ。先ほど言ったことと違うじゃあないですか。つまり請求書が上がってきてないのに、この支出負担行為書が出来上がってるということなんですよ。これは逆に言えば業者からじゃなくって市の職員の方から動いてる。そのように理解してよろしいですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 支出負担行為は一応19年度になりますので、20年3月31日ということで行います。ただ請求書はその後に出てきても別にその時点、3月31日までに普通工事が終わ

っておれば請求書は後でもいいということで、先ほどちょっと私支出負担行為といいましたけど、実際はお金を出すのは支出命令に付けて出すのが請求書ということになります。だからちょっと私の言い方がちょっと間違っただけかも分かりませんが、支出命令のところ本来は請求書を付けるということになると思います。だから請求書は当然終わっておるんだけど、ただ、出すのが遅かったというだけで、それは問題ないと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと時間がないので急ぎますけどね、いわゆる支出負担行為を部長はどのように考えておるんですか。支出負担行為は法令及び予算に反してはならないと。これは地方自治法の重要な規定ですよ。これ勝手に作ってんじゃないですか。この支出明細がどのようになっているか、これはどこの工事が、長谷の工事って、堅田の方の工事ですよ。つまり全くなかった工事をでっち上げてアンプの新設、高所作業車車両1時間と、このように書いてるわけですよ。問題なのはここなんです、つまりこのことを見てどのような調査をしたか、私はお聞きしたいんですよ。いったい何が原因でこんなことが起こったんだろうということに切り込んでないというふうに私は思われるんですよ。どのような調査をしたのかお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応これは課長の段階で検査を行いますけど、当然検査内容で写真とかその書類で一応確認をしておりますので、出てきた時点では一応書類的にはそろってたということで分からなかったということになるかと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いいですか、課長がどうのこうの聞いているんじゃないんですよ。私は部長がこの不正経理を見てどのように感じてるかをお聞きしてるんですよ。つまり知ってないのがおかしい。私がわざわざ聞いたのはそのことなんです。当然この経緯は知っておかなきゃいけないんですよ。つまりここ全部業者に信頼して預けてるわけでしょ。単価まで預けて、そして工事があつたら書いて出してください。それに対して市は払いますというシステムになってるわけでしょ。そうだとすると、そこに不正があつたらものすごく重大なことなんです。しかも写真も出てきてるわけでしょう。どこの場所かというのも出てきてるわけでしょう。つまり完全に架空のものを作り上げた、でっち上げたということがここにあるわけですよ。それを佐伯市が気づいてないわけですか、市の執行部は。そこをお聞きしてるんですよ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まずこの件の工事の検査、そこらが不備であったというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあお聞きしますね。このことが表に出てきた時に、市はどのような対応をしたんですか。まず私は、しなきゃならんことは、ここに出てくるもの全てを疑わなきゃいけないということなんです。そうでしょ。虚偽の請求が出てきてるわけですよ。そうしたらここに上がっているこれ235万円上がってますけども、そのうちでわずか100万円なんです。残りの130万円はこれは、これも虚偽の可能性が出てきてるわけですよ。だから本当にあるかどうか、すべてうそか本当かそれをまずチェックせんといけんと思いますね。それはされんかったんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） その件ですら一応チェックは全部やっております。そしてそれ以外にはなかったということになっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 非常に不十分なんです。さらにじゃあ言いますね。ここにある書類は平成18年と20年と17年の分なんです。残念ながら19年を私取ってなかったものですから、それしかないんですけども、どのような内容になっているかちょっとまとめましたんで聞いてください。まず平成17年ですね。請求書が同じようなやり方を例にとりますね。請求書があとになってるもの何件あるか調べました。これは平成17年ですから合併してすぐになりますね。佐伯市の本庁舎ではこれは日付を書いてないというので3件、236万1,866円、本匠では1件、389万4,450円、上浦では1件、225万697円、鶴見では17件、845万3,647円、弥生では9件、436万6,998円、直川では2件、187万804円、宇目では6件、348万3,068円、米水津はありません。蒲江は12件、2,125万2,716円、ちなみに蒲江の場合を言いますと、平成17年6月1日で請求書が出されて支出負担行為は4月28日、支出負担行為を先に言いますと5月31日で6月23日に出されてます。6月30日で7月20日に出されています。7月29日で9月26日に出されています。8月31日で10月3日に出されています。特に重要なのは平成17年の10月3日に支出負担行為をやってるんですけども、これが平成18年の3月15日に請求書が出されています。特にこの件は10月分から2月分のお金を請求された分を全部切っておるわけです。ところがこの支出負担行為10月3日に出されているわけです。そして10月から2月分になってるんです。つまり全く行われていない工事がここで10月3日に切られているということなんです。さらに西野浦分この後はどうなりますかということ、今度は大きな額が続きます。329万8,357円が西野浦でこれが11月1日で2月22日に出されてます。台風14号関係で西野浦ということで291万1,281円でこれが2月23日で3月13日に出されています。西野浦で同じく88万2,284円で2月23日で3月13日に出されています。台風14号関係ということで240万6,089円で2月23日で3月13日に出されています。国道388の関係ということで642万3,289円で3月13日で5月16日に出されております。つまり翌年ですね、翌年の5月16日に出されています。このようになっているわけです。さらに平成18年度は簡単に言いますけども、21件、1,447万8,338円です。そしてこの時、蒲江では同じように12件、1,048万3,856円になっております。そしてもう一つ平成20年が11件で1,270万4,345円、もう1件あります。もう一つ重要なことがあります。それは何かと言いますと3月31日付けで切られているということです。3月31日付けで切られているものを言います。これは平成17年は15件の652万3,663円、18年が3件で16万8,351円だったんです。ところが平成20年になりますと、21年3月31日分になります。これ選挙の直前になりますね。この時、佐伯ではこれ3件です、3件で265万8,576円、弥生が3件で301万5,387円、もう簡単に言いますけども、蒲江が3件、宇目が1件、直川1件、鶴見が4件、上浦が3件、本匠1件、米水津が2件、合計で2,056万6,701円、3月31日日付で出されております。3月31日日付けで全部出されてこれチェックする時間がありますか。そしてこのような内容でどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今ちょっと数字が全然ちょっと書くのがちょっと間に合わなかったんですけど、3月31日で請求書が出てきたということやったんですかね。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまり請求書が出てきたのはあとの日付、それがさっきの51件と先に最初に述べたやつが皆そうなんです。4,500万円と4,600万って言ったのがそうなんですよ。そして3月31日日付はこれは特に多いのが平成20年なんです。21年3月31日日付が2,000万に上っているということなんです。これについて全部チェックしないとつまりその真偽がつまり疑われているわけですから、すべてそれを突き合わせて、あるのかないのか、本当かどうか全部チェックしなきゃだめだと思っんですよ。それをされる予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。全部チェックをいたします。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 是非チェックしてほしいと思います。特にこれ3月、先ほどの件トランシーバーあるいは複合機、離れているように見えますけども、日付は3月28日と3月31日と非常に狭まってらんですよ。つまりこれは単なる偶然の出来事じゃあなくて、このようなことが常態化しているというふうに私は思っんですよ。そこを部長、どのようにお考えなのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 悪いところは修正をしていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと時間がなくなりますんで、次に移ります。検査について、工事が完成したときは佐伯市が指定する期限までにしゅん工図書、写真等を提出し、承認を受けることになっております。請求書は1か月ごとにまとめて出すことになっておりますが、これらの図書、写真は実際にはどのようなチェックを受けているのか。また検査は十分にできておるか。佐伯市契約規則では工事終了の届出の日から10日又は14日以内に検査を行うことになっておりますが、この規定に契約書は反するのでないでしょうか。また、規定では検査後に検査調書を作成することになっております。契約書にはこのことは記載されておきませんが、どのように措置されておるんでしょうか。工事であるのに工事検査課はなぜ検査をしないのでしょうか。お答えいただきたいと思っんです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは1と2の方にお答えします。工事が完成したときのチェックについては、月ごとにまとめてきたものを明細と写真などでチェックをしていますけど、御指摘のとおり、十分にチェックができてるとは思っておりません。今後は原則として現地確認として施工時にも立ち会う。それから機器等を交換する場合は、機器類の搬入検査を実施するなどの検査マニュアルを作成して徹底を図っていきたくたいというふうに思っんです。それから規則では、工事完了の届があった日から10日又は14日以内ということで検査を行うことになってますけど、この場合は毎月まとめて事後報告という形で提出されておきんですので、届出後数日以内には、先ほど申し上げたとおりのチェックを行っておるということで、規則に違反するという認識はありません。しかし、今後は先ほど申し上げましたように、検査マニュアルを作成して検査体制を強化をしていきます。それから、規定では検査後検査調書を作成することになっておきんですがということで、ケーブルテレビ維持管理業務委託は単価契約という形をとっておきまして、いつ起こるか分からない不測の事態に即時に対応するための

ものであり、数量、金額、それから期間を定めた設計委託や工事請負契約とは基本的な考え方が違って、検査調書を作成しないという運用できていましたけど、チェック体制を強化するという点と、規則に沿って今後は作成をしていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お疲れでございます。それでは検査について私の方からお答えしたいと思います。まず、佐伯市建設工事検査規程というのがございます。これは合併時に制定をしたわけでありまして、これにより設計金額が300万円以上の工事につきましては、私どもの工事検査課が検査をするようになっております。したがって、この件につきましては業務委託ですので、担当課長が検査員になります。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 検査といいますけども、全然検査してないということですよ。つまり写真を見て全く存在しない工事の箇所を写真で見せられて、それが本当だということやっとならないうけですよ。つまり検査体制がまるっきりでたらめっていうことになりますよね。そこのお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 検査はいわゆる今言いましたように、書類、写真等で一応検査を行っておると。ただそれが今回のちょっと不備な点があったということで、今後は検査体制を充実していきたいというふうにお答えをしたと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ次に、施設の管理について移ります。ケーブルテレビの施設は物品としておりますが、不動産の従物ではないでしょうか。これはちょっともうよろしいです。時間がないので。トランシーバは現在どこに管理しておりますでしょうか。それと賃貸借を結んでると言いましたね。つまりケーブルテレビ佐伯が佐伯市所有のケーブルを賃貸借契約で利用しているわけですね。これは法令違反ではないかということなんですけども、お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず、トランシーバは今うちの情報推進課が管理しております。ただ今、管財係とは協議中であります。それから、ケーブルテレビ佐伯が市所有のケーブルテレビ施設を有料で賃貸借しているが、法令違反ではないかということになります。まず、市が有料で株式会社ケーブルテレビ佐伯に貸しておるということで、市では物品として一応分類をしております。貸し付けについては、地方自治法上は貸付料に関する規定以外に特段の規定がなく、契約に基づいて行われることとなりますので、法令違反ではないというふうに考えております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 物品管理条例というのは御存じですよ。おたくたちが作ったものですからお分かりだと思えますよ。物品管理条例では貸してはならないとなっているんですよ。佐伯市の物品管理条例はそうなってるんですよ。お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 物品管理条例、ここにですね、物品の貸し付け第21条、物品は貸し付けの目的とするものを除くほか、貸し付けてはならないと。ただし、事務又は事業に支障を及

ぼさないものについてはこの限りでない。それから2項に、特別の事情のない限りとか、こういうのが一応うたっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） その時は2か月から3か月というふうに限られてるでしょう。1年以上貸してもいいなんて規定にはどこにもないですよ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは今2項をちょっと簡単に言ったんですけど、さっきの1項の続きで、前項のただし書きの規定により、貸し付ける場合の期間は特別の事情のない限りということで、3か月を超えることができない。うちの方は特別の事情があるということで1年ということで今しておると思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 時間がないので次に移ります。トランシーバは現在本匠にあるんじゃないんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 情報推進課に置いてるそうです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ情報推進課に持ってきたわけですね。これだれが買うんですか。だれが買ったんですか。つまり名前は佐伯市が買うわけじゃないですよ、佐伯市が全然タッチしてないわけですから、そうすると業者が買ってるわけですよ。その所有権がどうして佐伯市に移るんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビから一応買っておるというふうに、実際は差し替えていいですか、本来なら備品購入費で買うところを委託料の中で買ったということで、当然適法な支出ではなかったということになって、不正経理ということになっておりますけど、あくまでも物品としては買ったということになります。ただ、方法がちょっと違っておると。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと危機意識が全然ないんじゃないですか。本当に事態の重要性っていうのを分かってないんじゃないですか。つまり全く架空のものが作り上げられて請求されて、それに対してお金を払う。あるいはそれで物品を買ってるわけですよ。そのことに対して全く危機意識がないと、私は信じられないんですよ。つまり契約の根本、いわゆる単価契約とってるここに問題があると思ってるんですよ。契約の時にチェックできないシステムになってるじゃあないですか。もう一応これはここまでにしておきます。次に移ります。時間がないのですぐいきます。

進出企業宇目のIT企業進出に対する疑問点についてお聞きいたします。この企業は6月の23日に大分の企業誘致課から、こういう企業が福岡の方からIT企業があるけどもということで紹介を受けたそうですけれども、実はもう一つ、一つの会社が7月24日に設立されております。そして途中から間に入り込んで8月の時になって初めて佐伯市に来ております。つまりいろいろと詳しいことはここではもう時間がないので述べられませんが、設立年月日、企業進出の経緯にまだ納得できない点、進出する二つの会社の名称、住所、資本金、取引高、設立年月日について御説明ください。また、大企業の伊藤忠と深い取引関係にある

と説明を受けたが、ともにそうなのか。なぜ、佐伯市に出向かなければならなかったか説明してください。なぜ伊藤忠にこだわるかと言いますと、伊藤忠テクノソリューションズという会社があります。これは非常に似てる会社ですね、これは原発の関係及び核廃棄物の最終処分場の関係を担当している会社なんです。それで危くして言ってるんですけども、お答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 2社の企業について御説明いたします。まず1社につきましては、会社名、株式会社イベントホライズン、代表取締役社長・東俊平、住所、福岡県福岡市東区千早5-4-25、資本金1,000万円、取引額前年度決算が約2,600万円、平成14年12月に個人創業し、会社設立は平成16年7月21日となっております。2社目ですけれども、会社名が株式会社九州テクノソリューションズ、代表取締役、大河平謙二、住所、福岡県福岡市博多区博多駅南1-11-27、ASOFFICE博多204号室、資本金20万円、平成21年7月24日に設立されておまして、設立後決算はまだ行っておりませんので、現段階での取引高は分かっておりません。二つ目の質問で、深い関係にある取引先はどこかということでありまして、正式には伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、東証一部上場の売上高30億円の業務を請負っております。それからこの2社が宇目地区に進出する目的でありますけれども、これは家賃等の低コスト化を図ることですとか、社員のメンタルヘルスや健康面を重視していることと聞き及んでおります。

9番（和久博至） はい分かりました。終わります。ちょっと重要な問題ですので、これから少し私も勉強してみたいと思います。頑張ってください。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

次に22番、井野上準君。

22番（井野上準） 22番議員、井野上準でございます。私の前に和久議員が白熱した一般質問を行いましたので、しっかり目も覚めまして、脳の回転も良くなったところで行いたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

今回大きく2点について質問をさせていただきます。まず、大きな1点目でございます。看護師の確保と人材育成についてお伺いいたします。現在、看護師不足は医師不足とともに安全で行き届いた医療を実現する上で緊急に解決が求められている大きな問題となっております。国は2006年、患者10人に看護師1人から、患者7人に看護師1人という手厚い看護配置基準へと18年ぶりの改正が行われました。この人員配置にすれば病院が受ける報酬も増えるという仕組みでございます。しかしながら、佐伯市内の病院ではまだ看護師不足のため患者7人に看護師1人の体制ができているところはありません。ハローワーク等でも年間を通じて募集をしているというのが現状です。看護師の多くは女性で、結婚・出産・育児が離職の大きな理由です。そこでアの看護師の確保についてお伺いいたします。看護師の免許を持っていて再度復帰したくても子どもが小さく、保育所に入れるには一・二か月は掛かります。短期間で入れるような方法はないのか。また、看護師不足解消の対策を病院と市が役割分担をして1人でも多くの看護師を職場復帰できるような対策はないのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。初めに保育所に係る部分でございますけれども、保育所の入所につきましては、前年度の1月に4月以降の入所の募集を行っております。

この募集は年度途中での入所希望者も含んでおりまして、この期間に申し込みをした人につきましてはほとんど全員の入所ができます。しかし、この申し込み期限後に申し込みをした場合は、児童の年齢や施設の状況によってすぐに入れないこともございます。多くの場合は0から2歳の児童で、その児童と同年齢の児童が多くて保育所の数が足りなくなったり、部屋の広さが足りなくなったりするためでございます。3歳未満児の入所に関しましては、私立保育所でも施設の改修やクラス構成の工夫を行って、できるだけ多くの児童を受け入れるように努力をしていただいているところです。待機児童の解消については、保護者の職業にかかわらずできるだけ少なくなるようですね、今後も努力していきたいと考えております。また、看護師の確保についてですが、佐伯市の看護師の従事者状況としましては、平成20年12月現在では、人口10万人に対しまして全国が687人、それから県が888.8人、佐伯市が867.3人となっております、県よりわずかに少ない状況です。しかし准看護師は全国が293.7人、県506人、佐伯市575.6人となっております。また、県では年に1回看護職の離職者調査を実施しております。離職した看護職は平成20年度では65人でありまして、離職の主な理由は他の分野への興味12人、それから転居・結婚が16人、健康上の理由が6人となっております。採用につきましては77人となっております。少子高齢化が進む中で今後の若年労働者力人口の減少により、看護職不足は深刻な問題と考えられます。国も第6次看護職員需要見通し、これは18年から22年となっておりますが、これを策定しより手厚い看護体制の実現、それから勤務条件の改善、研修の実施等の施策を実施しております。このような中で看護職の皆様が職場復帰できるようですね、市としましてはできる限り支援をしていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それではまずですね、保育所の入所の件についてお伺いいたします。保育所入所ですね窓口は市の子育て支援課となっていると思いますけど、秋口などですね途中からの入所が大変困難であり、先ほどの話では、答弁では1月の募集でないとなかなか入所できないということであればですね、やはり市としては12月又は1月の市報やケーブルテレビ等でももう少しですね広報活動等を大々的に行う必要があるのではないかと思います。また、前年度入所できなかった人に関してはですね、再度案内のですねハガキ等を出してみたいかがでしょうか。それから子どもを保育所に預けなければならない看護師の採用はですね、例えば4月から行いますというふうなのをですね、保健所とか病院・医師会等協議を今まで行ったことがあるのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。初めに広報ですかね、広報につきましては1月の市報ですね、4月からの募集をしておりますけれども、十分ではないかと思うんですけど、議員御指摘のようにケーブルテレビ等でもですね、今年度の分についてはですね、来年度に向けてですね広報していきたいと思っております。ハガキですかね、ハガキでの案内、これは保育所に毎月入られない方にはですね、お断りの電話をその月ごとにですねしておりますのでですね、その際に、これ前年度もそうですけど、来年度は再度申請が必要ですよということの電話をしておりますので、こちらの方で対応していきたいと思っております。それと病院等の協議でございますけど、特にこれまでそういった協議をですね、した経過はございませんけれども、必要であればですねそういった、どういう場になるか分かりませんが、

協議の場をですね持てたらいいなと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 市報等で1月の市報で募集などかけているわけなんですけど、どうしても小さいんですね。市報見る人もいればいいんですけど、見ない人が多い。そういった人には電話等掛けているということなんですけど、市報で広報するのであれば、もう大々的に2ページぐらい使ってですね、保育所の入所は1月に募集しないと4月以降もう困難ですよというふうなですね、大々的に行ってほしいと思います。市報に載せるのはもう少し大きく掲載場所をとっていただきたいと思います。それから保健所と病院、医師会等の協議はですね今後はしていくということなので是非お願いしたいと思います。それから子育て支援課ですね1年間入所できなかった人の統計等はとっているのか伺います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。統計につきましては入所状況の統計ですかね、そういった部分はとっておりますけど、議員が言われるような内容分析にあたるような統計はとっておりません。先ほど広報でございますけど、4月からなかなか入れないというような状況も今ですね、施設の改修等ですね、また待機者の解消に向けてやっておりますのでですね、そういった状況も少しずつはですね解消できるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） やはり現在のように厳しいですね経済状況の中では、特に若い夫婦というのはですね、共働きをしないと生活できないと思っております。やはり窓口が子育て支援課であれば当然、統計をとってですね問題点を解決するために、子育て支援課でまず真剣に協議をして、そして保育所とかハローワーク、保健所、病院とのですね連携が、私が思うのにはバラバラで連携がとれていないんじゃないかなと思いますけど、その辺の連携はしっかりとれているんでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 連携の部分でございますけど、私どもも特定の職場ですかね、そういったことにつきましての特に連携っていうんですかね、そういったことはとっていないわけでございますけれども、今後とも必要の部分があればですね、そういった部分ですね行っていききたいと思っております。全体的にですね、待機児童の解消ですね、そういったことを行えばいろいろな問題も解消できると思いますので、そういった分も併せて行っていききたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この保育所の入所というのはですね、非常に働く側にとっては大変な大きな問題だと思います。先ほども清田議員も言いましたように、一番理想的な方法としましては、現在佐伯市にもですね大きな病院等は3か所あたり保育所を持っていると思います。こういった大きな病院等は保育所を持つことができるわけなんですけど、小さな病院と言ったら悪いんですけど、個人病院あたり、診療所あたりはですね大変保育所を持つということは困難な状況ではないかなあと思っておりますけど、先ほどの答弁では病院と相談をしていくということなんで、その辺の協議の方も前向きによるしくお願いいたしたいと思っております。それから看護師のですね職場の復帰の件ですけど、先ほどでは、昨年離職した看護師は65名、そして新規採用は77名ということで、12名1年間で看護師が増えているというふうな状況ではな

いかと思いますけど、まだまだ12名ほどではですね、やはり先ほど言いましたように患者7人に看護師1人の体制というまではですね、ほど遠い数値ではないかなと思っております。診療所等につきましては、話を聞きますと看護師も少ないわけなんですけど、夜勤はなし、日曜日は休みということですね、募集をするとすぐ決まるというふうな状況だそうなんですけど、看護師不足解消のためにですね、北海道では2006年度から現場を離れた看護師を対象に20日間ほどの臨床実務研修を開催しております。この現場感覚を取り戻す実習重視のメニューが当然組まれているわけなんですけど、受講者ですね就業率が高い年では80%以上ですね記録しております。佐伯市も是非ですね、窓口はどこか分からないんですけど、保健所等が窓口になり、このような中期的な研修はできないのか。お伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 看護師の職場復帰に向けた研修ですね、これは私の方問い合わせたところ、県の大分県看護協会、こちらの方でそういった県レベルでですね研修会を行っているように聞いております。佐伯市では行っておりませんが、こういった研修をやれば身近な所ですね行えば参加もしやすい状況になるとと思いますので、佐伯市で開催できるのかなと。そういったこともですね併せて県の、これは保健所を通じてそういったネットワーク会議がございますので、そういったところでまた聞いて実施できていければ一番いいなと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それからですね、例えばそのもし復帰した場合でも1か月のうちにですね、20日ないし25日勤務できればいいんですけど、月のうち1週間とか10日ほどしか勤務できない看護師についてはですね、ローテーションを組んでの勤務体制の確立等をやはり先ほど答弁があったんですけど、県の看護協会とタイアップしてやはりやっていくべきではないかなと思います。市の職員の中にもですね看護師・保健師等も当然いるわけなんですけど、佐伯にも看護研究会というのがありまして854人、また看護協会佐伯地区というのもありまして何百人もの方が入ってるし、看護の地域ネットワーク推進事業等をですね、協議会等もありますので、そのへんと県とタイアップをして是非前向きな形にしてほしいと思いますけど、答弁があればお願いします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員言われました看護の地域ネットワーク推進会議、これは保健所が主体となってやっております。その中に私の方の保健師も参加しているところを検討しているようでございますので、その中でですね、そういった部分について、また協議の中に参加して市ができる分があればですね、協力していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それではイに移ります。看護師の受け皿づくりについて、県内の看護学校、専門学校を卒業しても佐伯の病院へ就職する人は大変少なく、また佐伯市内の准看を卒業しても高看を目指して進学をする人が大半でございます。そのまま県外の病院へ勤務となっております。しかしながらこの就職のあっせんというのはやっていかなければいけません。実習病院としてのやはり体制の充実や看護学校との連携強化が私は重要ではないかなと思っております。また佐伯市の高校が合併し、介護福祉科ができる予定です。これを機会にですねやはり将来的には看護科の検討もしていくべきではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。看護師の受け皿づくりについてでございますが、新卒者の採用は大分県全体では277人ございまして、佐伯市は21人で、県よりやや新卒採用者は少ない状況でございます。この中で看護師の確保についてはですね、重要な課題だと思っております。県が実施しております、先ほど申しました看護の地域ネットワーク推進会議等ですね、病院や保健所等と連携をとりながらですね対応していきたいと考えております。また、将来的に看護科の設置について検討をしてはどうかということでございますけれども、このことにつきましては、県の教育委員会の方ですね、今後の計画等について問い合わせを行っていく中でですね、関係者と協議をですねしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 佐伯市で働きたいという看護師を増やすためにはですね、やはり大学とか専門学校との提携を私は結ばばいいのではないかなあと思っております。そして提携を結んでですね実習生を佐伯に1人でも多く来てもらうというふうな方法も一つの手段ではないかと思えますけど、その辺いかがでしょうか。大学との提携等につきましては、県内の大学ではですね、ほかのあらゆる面で提携はしているわけなんですけど、なかなか実を結んでいないように感じておりますので、こういった大学との提携というのは、専門学校との提携というのは大きく期待できるのではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。実習生と大学の提携ですか、そういった分につきましては、これは病院がですね主体となって行っていただきたい部分でなかろうかなとは思っておりますけれども、市としても医療体制の整備はですね重要な部分でございますのでですね、また、先ほど申しましたように、いろんな会議の中でですね、参加する中でできることはですね、必要であれば協力していきたいとそう思ってます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それではウの佐伯市看護協会の設立についてなんですけど、もう私も勉強不足だったせいなんですけど、調べたところによるともう既にですね大分県看護協会佐伯地区というのがですねありまして、現在676名の方が加盟して、そして研究会や勉強会を開催し、その人材育成を行っているというので、この点につきましてはもう削除いたします。

続きまして、大きな2点目でございます中心市街地の活性化についてお伺いいたします。アのまちづくりネットワークの構築について、中心市街地の活性化はなかなか思うようにしていないというのが現状です。まちづくり交付金事業の申請も現在準備中です。10月1日に中心市街地活性化を目的とした株式会社まちづくり佐伯が事業を開始いたしました。国の補助金があるなしにかかわらず、将来の佐伯まちづくりのけん引役としても重要な役割を担っています。今後、まちづくり会社を中心となり、行政は補佐的な立場でまず企業、各種団体、商店街、地域住民とのネットワークづくりが必要ではないか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員の中心市街地の活性化、まちづくりネットワークの構築についての御質問に答弁申し上げます。議員が御指摘のとおり、まちづくりネットワークづくりは必要だと思います。現在、中心市街地のまちづくり推進体制につきましては、商工会議所とまちづくり会社を中心となり、各種団体、地域住民、商業者等で構成する中心市街地活性化協

議会を立ち上げ、合意形成の協議の場となっております。また、その中でまちづくり会社がけん引役となって事業推進に取り組んでおり、現在、市民協働の推進を図るためのまちづくりセンター、よろうや仲町の企画・運営や佐伯市まちづくり交流クラブのコーディネートを行いながら、ネットワークづくりへの第一歩を踏み出したところです。今後は、更に広いネットワークを構築しながらまちづくり活動が実践できる体制になるよう、関係者と連携をしながら市としても支援をしていきたいと思っております。また、議員御存じのとおり、仲町に今度、番匠商工会のまちの駅、こうした商工会議所以外に商工会との連携も今後こうした中でも考えていき、中心市街地とのネットワーク構想を構築する必要もあると考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） まず中心市街地活性化についてのまちづくり交付金の件なんですが、今来年度の国の認定を受けるためにですね、平成22年度から26年度までの5年間の事業計画予算等を決めている最中だと思いますけど、前回の平成16年度から平成20年度までの5年間で、まちづくり交付金が約15億円、そのうちのですね、約半分近い7億5,000万近くが中心市街地の道路整備のハード面に使われたわけなんですけど、平成20年度で大手前の商店街の道路整備はもう終了したのか、まだ残っているのかまず確認をしたいのと。それから約1年間に計算しますと1億5,000万近くを使いですね、中心市街地活性化のための道路整備というのは、1期が終了しまして、どれだけ活性化にその道路整備が役にたったのか。また、どんな効果があったのかですね、その辺、私には大変納得がいかない部分が多いわけなんですけど、市の見解をお聞かせください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 道路整備がどのようにまちの活性化の役に立ってきたかということでありまして、幹線道路につきましてはですね、幹線になるような大きな道路につきましては、その利用効果といいますか、そういったものは目に見えてあるわけなんですけど、そのほかに例えばですね、広小路でありますとか、船頭町あるいは田中小路といったような道がですね、地域の活性化にどういう役割を果たしてきたかということもあろうかと思えます。これは単に道ができましたよということではありませんで、そうした小さな道を計画するに当たりましては、地域の皆さんと一緒にですね、地区の中を歩いたり、ワークショップを開いたり、自分たちの地区にどういう道が必要なのかという議論を積み重ねてまいります。その結果として道ができていくわけなんですけれども、こうした過程の中でですね、各地域での地域づくりへの熱意といいますか、そういったものが発生してくることは十分考えられますし、むしろそちらの方を狙っているというところでもあります。具体的なことを言いますと、うまいもん通りですとかですね、広小路の元気まつりもですね、こうしたワークショップなどから発生してきました。それから船頭町のまち歩きが今いろんなマスコミなんかでも取り上げられておりますけれども、これも地域の人たちがですね、この道づくりをキーにまちづくりについていろんな話をしながら育ってきたという経緯がございます。そういう意味では、こうした地域の人たちのまちづくりへの理念、そういったものを高めたりですね、グループとして活動していこうといった精神的な部分の支えといいますか、そういう意味では大変大きな役割があるだろう。それとそうしたグループが相互に連絡し合いながらですね、一緒に頑張っていこうよという雰囲気ですね醸成されつつあるというふうに思っております。

す。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） また今後ですね、計画の中にやはり、まちづくりのエリアの中として駅前と港があるわけなんですけど、そちらの開発等に取り組んでいく計画、また予算等も組むことだと思いますけど、確かにですね、ワークショップ等開いてどういう道が必要かとかですね、地域でのいろいろな議論を吸い上げて道路を造っていると今聞いた訳なんですけど、端から見るとただ道路整備ばかりやっとして、それが活性化につながってないんじゃないかなあと私は思っております。どういうことかと言いますと、商店街の連携というのが全くないと言ったら悪いんですけど、うまいもん通りはうまいもん通りで、夏ですかねえ、お祭りみたいなのをやってるんですけど、元気まつりは元気まつりということでは新屋敷商店街ですか、あの辺はやっとして、それぞれの地域で単発にやるのもいいんですけど、やはり道路整備は全体にできたのであれば、一斉にですね夏の暑い時期にみんなでビールを飲もうやということと連携をしてやるとか、そういうことが全然見えてこなくて、地域のためにただ道路整備をやってるのであれば、また今後港とか駅前のエリアの道路整備はただ同じような順番にですねやっていくようなことであれば余り意味がないんじゃないかなあと。ハード面の整備は当然必要になってくるわけなんですけど、良く言われるですねソフト面、この辺の重視をしたですねまちづくりの展開というのをやはり今後駅前・港でですね、私は今からの時代やっていくべきではないかなあと思っておりますけど。いかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変難しい問題だなあとと思います。と言いますのは、やはり私たちもですね実際に商店街等に足を運びましても、相当に疲弊してるという感覚をですね肌感じております。元気の良かった頃、30年代、40年代と言いますか50年代ぐらいまでありましたね。そのころにはですね商店街も大変元気が良くてお互いの商店街の連携等はですね、大変とれていました。それから例えば、夏に土曜夜市があればですね、仲町も人があふれるという状況がありましたけれども、そうした情景がですねかなり過去のものになってきているなというふうに思います。まち交につきましてはですね、まちづくり中心市街地の活性化の基本計画についてもそうですけれども、道路だけではありませんで、こうした商業等の活性化、それがまちの活性化につながると思っておりますので、道路プラス、道路だけではなくてですね、そうした商業、それからまちの人たちの意識も含めてですね、いろんな部分での活性化を併せて進めていきたいというふうに思っております。ですから、道が主体、従来は道交というふうに言われてた時代もありますけれども、それが一定のまちの活性化をどのような施策を組み合わせるかで実現していくかという組み立てをしておりますので、第2期のまち交につきましても、これは道だけではなくてですね、そうした商工業ですとか、各種団体、そういったところの活性化も当然計画の中にも含まれてきております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） その地域だけのですね、やはり活性化じゃあなくて全体的な活性化を考えたまちづくりを展開していくということなので、2期中心市街地の活性化計画等については期待しております。また、今まではですねやはり行政が中心となり、まちづくりを展開してきたように感じます。今回まちづくり会社、まちづくり会社という以上はですね、そこが核となり、やはり先ほど言いました商店街、各種団体、地区民の意見をまとめて連携した総

合まちづくりを行っていかねばならないと思いますが、例えば、同じ第1日曜日に3か所でイベントを開催するのであればですね、今まで別々にチラシやケーブルテレビの宣伝等やとったわけなんですけど、同時開催ということでやればですね、そういった経費の節減もできるし、また集客力ですねアップにもつながり、一石二鳥ではないかなあと考えております。先ほど市長も言いましたように、番匠商工会がですね、まちの駅番匠というのを毎週ですね出して野菜等の販売、またフリーマーケット等を開催しているわけなんですけど、その中で現在、仲町商店街も年末の大売り出しをやってるわけですよ。年末の大売り出しをやるとるんであれば、その中でフリーマーケットやいろいろな野菜の地産地消の品物も販売しますというような合同でですね、広報活動をやればいいのを、仲町商店街は仲町商店街で大売り出しをやってます。その中でなおかつ、番匠のまちの駅は頑張っって又店を出すというふうな状況でございますので、その辺の連携が全くなっていないということなんで、やはりその辺の連携をですね、するようなことからやはりまちづくり会社がやはり、先ほども言いましたように核となって、この辺の取り組みから私は行ったらどうかなあと考えておりますけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には活動している団体がですねお互いに一緒にやろうよというふうに言っていたのが一番いいかと思っております。ただそれがなかなか難しいということになりますと、まちづくり会社が仲立ちをするといった方法も考えられると思っております。ただ両方外側を向いてる人たちをですね、強引に引き合わせるというようなことはなかなか厳しいかと思っておりますので、同じ方向を向く人たちが一緒に声を掛け合うという状況を作り出すということがまず大切かなあとというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 12月4日の日にですね、もう開催されてるわけなんですけど、12月4日から来年の5月30日まで、期間限定で金・土・日、祝日ですね博多佐伯間1日2往復の高速バスの運行が始まっております。高速がですね現在佐伯で一応終点というふうなことになってますけど、逆に考えればですね、これは私はチャンスだと思っております。今のうちにですねどれだけ多くのリピーターを確保できるかが重要な課題になってると思っております。もし高速がですね、当然開通がしなければ、全面開通しなければいけないんですけど、やはり蒲江とか宮崎までですね開通した場合、多分佐伯は通過点になりはしないかというですね、本当に危機感を持ってのですね、受け皿づくりを真剣に考えていかねばならないんじゃないかなあと思います。そのためにも佐伯が今終点ということは、逆にチャンスととらえて今のうちにですね、佐伯市民のやはり意思疎通、そして団結力の強化を図るためにも早急にですね、まちづくり会社等がやはり核となって、このネットワークづくりの会議を早急にですね、立ち上げる必要があると思っておりますけど。こういった会議は現在もう開催されたんですかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 天神佐伯間を結ぶバスが12月4日に開通されましたけど、まず短時間ですけども、中身を見てみますと、向こうから来る人よりもこちらから出て行く人が多いかなあとというふうな感覚を持っております。これは何とかですね向こうからの集客を図る策を打っていかなくちゃいけないなあと考えております。議員さんのおっしゃるとおり、今終点ですから、この機会に佐伯という名前をですねもう少し知名度のあるものにして、リピーターを増やしていくという方策は必要であろうかと思っております。そのための作戦あるいは

戦術というものが必要であろうかと思っておりますので、その辺は十分検討していきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 前向きにですね検討して活性化を図っていただきたいと思います。続きまして伊の県内の大学との連携についてお伺いいたします。県内の大学生が佐伯市長になった想定で中心市街地活性化プランを3泊4日で考案するというのはいかがでしょうか。1チーム3名とする。学生は佐伯市に宿泊し、地元商店街や企業経営者、各種団体にインタビューをし、地元を探索し情報を収集する。最終日に和楽でプレゼンテーションを行い、地域課題の解決策を提案。実現可能なプランに関しては実践に移す。大学の休みを利用してこのような企画をしてみたいはいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 県内の大学との連携についての御質問ですけれども、まちづくりにおいても県内の大学との連携を必要と考えております。今年度、大学生のまちづくりへの参加へついでの話し合いを大学と行っているところです。今後も引き続き議員の提案も含めまして、大学との話し合いを行い、来年度以降実現できるように取り組んでいきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 先ほどの思いですね、言いましたようにいろいろな面で大学との提携、協力体制をやっとるわけなんですけど、なかなか実を結んでないといったら悪いんですけど、まだ成果として出てきていないと思っております。12月10日のですね大分合同新聞に生徒を守る県産技術ということで、ちょっと紹介します。これ県内で新型インフルエンザが大流行する中、大学入試を控えた生徒が数多くいる大分舞鶴、別府鶴見丘の両校は1年から3年の全教室で大分大学とダイキン工業（大阪市）が共同開発した空気洗浄器を設置した。大分発の技術を生かして感染の拡大防止を図っているというふうな企業とのですね提携。そして又11月28日の毎日新聞では、企業と事業企画する授業ということで、県内企業と連携し事業を企画する授業に日本文理大（大分市）の学生が挑戦するというので、これは大分パルコを舞台に、中心市街地を巻き込むイベントを提案した学生たちは情報分析や課題発見など、頭と体をフル動員してアイデアを追求しているというふうなことなんです。何が言いたいかと申しますと、やはり佐伯市のですね地場産業の振興やまちづくりに関して若い大学生の柔軟な発想、そして外から見た意見等をですね参考にしまして、やはり実現可能なアイデアであればですね、プレゼンを行って、これはできるんじゃないかなあ、可能性があるようなことに対しては一つ事例をですね、私は作るべきではないかなあと思えます。事例をすることによって、大学はですねその大学のPRにもなるし、ますますやる気にもなるし、プラス面は大変多いと思えますけど、このようなですね、是非大学との提携で一つでも事例をすることに関して、まちづくり等企業提携とかいろいろありますけど、その辺、まちづくりに関して事例を一つでも作るようなことを考えていますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 前向きに検討していきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） こういったですね、企業と事業計画をするというふうな事業の参入、そして

又大学との提携につきましては、今作成しております中心市街地活性化のですね、私はソフト面の部分になると思うんですよ。こういったソフト面の重視もですね、道路整備も悪いとは言いませんけど、こういったソフト面についての予算計上も考えていただきたいと思いません。以上で一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 27 分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 1 2 月 1 5 日

第 8 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 6 号)

平成21年12月15日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	浅 利 美 知子	20 番	後 藤 勇 人
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一 郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総	市 市 育 務 部	長 西 嶋 泰 義	長 山 本 清 一 郎	長 塩 月 厚 信	長 分 藤 高 嗣	長 川 原 弘 嗣	教 育 次 長 兼 総 務 課 長	消 防 公 聴 広 報 推 進 課	長 江 伊 東 清 松	長 藤 上 家 岡	幸 宇 三 文 明 一 伸
財 務 部	企 画 商 工 観 光 部	長 三 原 信 行	長 魚 住 慎 治	長 白 田 茂 達	長 戸 坂 富 士 男	長 酒 井 実	企 画 課	生 活 環 境 課	長 飛 田 高 彌 一 郎	長 中 生 早 己 德	長 柴 田 勝 德
市 民 生 活 部	福 祉 保 健 部	長 酒 井 実	長 甲 斐 満 義				建 設 総 務 課	建 設 課			
上 下 水 道 部											

議事日程第6号

平成21年12月15日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案質疑
 - 日程第3 議案の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第13日目は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、御手洗秀光君、2番、榊田穂積君、以上の順序で順次質問を許します。

11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） おはようございます。11番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。
12月定例会一般質問も5日目の最終日となりました。今回私は2項目について、通告書に基
づき質問をいたします。まず第1に、夜間における交通の安全及び犯罪の防止対策について
であります。年末は何かと気ぜわしく、交通量も多くなり、また犯罪等も発生しやすい時節
でもあろうかとも思いますが、警察の所管する県とは別といたしまして、佐伯市としてどう
考えているのかをお尋ねをいたします。この一年間を振り返ってみますと、殺人事件が連日
のようにマスコミで報道され、ひどいのはバラバラにされて海の中や山中に無残に捨てられ
ている痛ましい事件が多かったということです。佐伯市でも港で殺人事件が発生をいたしま
した。厚生労働省の人口動態調査によりますと、他殺による死亡者数は平成20年では546人、
つまり1日に1人から2人が殺されている。こういうふうになっております。このような事
件の多くは夜間の暗い所で起きていることから、少しでも起こらないようにするためにも、
またドライバーが夜間運転中に交通事故を起こさないためにも、夜間に一定の明るさが保て
る道路状況を確認する必要があるのではないかとこのように考えております。つまり、多数
の歩行者が通行する道路を照らし、夜間の安全を確保することができる状況をつくる。この
ことが大事ではなからうかというふうに感じておるところでございます。ところが事業所や
商店が営業活動を終える時間帯、おおむね午後9時以降には極端に街が暗くなってまいりま

す。あちこちの道路を見てみますと、調度の明るいものから暗いものまで様々な形の灯りが点灯していますが、中には設備はありながらも全く点灯していない。そういうものも見受けられます。こんなに暗くては安心して通行できない。そのように思われる箇所も少なくありません。そこでまず第1点目として、街灯と防犯灯はどのような違いがあるのか。例えば、設置者、用途、目的、電球等の基準があるのかお尋ねをいたします。まず第1点目の質問としてよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず街灯と防犯灯の違いについてということで、それから区分していく基準。どちらも夜間における公衆の道路照明等の機能を有していますが、設置箇所、照度、照射範囲などによってその目的、名称に違いが生じるものと考えます。まず街路灯と防犯灯の区別の判断は、街路灯が集落と集落を結ぶ主要道路に設置されているのに対し、集落の中にある道路照明のほとんどは防犯灯だと思われます。主に場所と形態で判断していただきたいというふうに思っております。また、道路照明には道路管理者が主要幹線道路で交通安全上必要な場所、例えば大きな交差点、橋、トンネルの出入口、見通しの悪いカーブ等に設置している街路灯。それから防犯を目的にした防犯灯。それからそれ以外にですね、商店や商店街組合が宣伝と防犯を兼ねて設置する街路灯があるというふうになります。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 防犯灯についてお尋ねをいたしますが、先ほどは道路、交通上というような感じでお話しがあったと思うんですが、犯罪防止という観点がですね、今聞かれなかったところですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 防犯灯は大体その地域の、例えば今言いました中に付けてるということで、当然暗いですから、特に田舎にいくとほとんど暗いところが多いと。それで区長さんたちの申請によって付けていくということで、当然防犯上のもう防犯灯ですから、当然防犯上の役をしていくというふうに思ってます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それでは次に移らせていただきます。防犯灯設置基準及び防犯灯維持管理基準についてお伺いをいたします。まず、第1点目といたしまして、設置基準や管理基準が佐伯市には設定をされているのかどうか。第2点目といたしまして、設置及び維持管理はどこが行うのか。についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、基準は設けられているかということですが、特に基準は今では設けておりません。設置希望箇所によっては電線を引くことができないため、設置することができないなどの制限を受けることはあると思えますけど、関係諸法令に適合した施工であれば設置可能です。ということです。ただし、住環境や農作物に影響を与えないような配慮と設置場所に応じた適切な明るさであることは必要と考えております。それから防犯灯の設置については、設置主体はどこでなければならないという決まりはありませんけど、予算の範囲内で、自治会の要望に応じて市が設置していますけど、申請が間に合わない場合で、急ぐ場合は自治会で設置している場合もあります。また、維持管理に係る費用については、電力会社に受電の申し込みをしたものが負担することになっております。主に自治会ということに

なると思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど設置基準については、特に設けておりませんというお話していただきました。ちなみに、よその市をちょっと見てみますと、設置基準等ですねきちんと策定をしておる所もあるようでございます。ある市の設置基準をちょっと報告をしておきたいんですが、明確にですね防犯灯設置基準として、防犯灯の内容についても触れておりまして、防犯灯とは防犯を目的とし、原則として多数の歩行者が通行する道路を照らし、夜間の安全を確保するものとする。それから防犯灯を設置する場合は、住居区と住居地区以外に区分する。あるいは住居地区の防犯灯の設置及び維持管理は自治会等が行うものとし、範囲は集落末端の建物から概ね100メートルまでとする。あるいは住居地区以外の防犯灯が市の設置直轄灯とし、設置及び維持管理は市が行う。さらに住居地区における防犯灯設置の基準については、次のとおりとする。ということで1に、道路照明灯等の光源からおおむね70メートルから100メートル離れた場所であること。二つ目に、灯具、これはいわゆる灯りをともす機械ですね、灯具の間隔はおおむね35メートルから50メートルほどに1灯とする。あるいは敷設電柱等を設置する場合はあらかじめ所有者より了解を得ること。さらにここまで言及してますね。住居区以外における防犯灯の設置の基準については次のとおりとするということで、小学校の通学路全般及び中学校の通学路のうち、主要な箇所であること。あるいは道路照明灯等の光源からおおむね70から100メートルにわたり照明が無い場所であること。灯具の間隔はおおむね70メートルほどに1灯とすると。このようにですね、具体的に実は設置基準を設けている市もございます。ですから、やはりある程度の基準というものをきちんと設けていただいて、そしてその基準に沿って地域住民の安心かつ安全を守るような対策をできたら明確にしたほうが、私はいいいのではないかなというふうに考えております。先ほども言いましたけれども、やはり1日に1人から2人、いわゆる殺人で亡くなっている。そういうことからすれば佐伯市でも起こり得る状況ですから、市長がよくおっしゃいますけれども、安心・安全な地域社会を作っていくということもありますし、是非ともそのことについて、設置についての考え方をですね、お聞かせいただきたい。このように思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今、御手洗議員の資料によっていろんな、具体的な項目がかなり出ておるといふ他市の状況であります。うちの方もですね実は設置基準を自治委員会に設置要望の際に、申請書にある程度基準に準じた注意書きは記載しておりますけど、今議員が言いましたように、やはり基準の設定の方向ですね、取り組んで行くのを検討していきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 基準を設定していく方向で検討したいということでありますから、是非そのように御検討をお願いしたいと、このように思います。それでは次に、防犯灯の設置数について御質問をいたします。本市における防犯灯の設置数又はその設置数が防犯上、あるいは事故防止上の観点から見て、適当な数だなというふうに御判断されているかどうか。この点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、各自治会又はその複合組織が維持管理して、主に電柱に設置され

た蛍光灯型の公衆街路灯についての資料しかございませんけど、その数が今、平成20年度末で8,661灯市内にあります。それから夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全という観点からすれば決して適当な数があるとは考えてはおりません。ただ目的を達成するためにはどれだけの数が必要かという判断もちょっとつきにくいというのが今現状ではあります。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど平成20年度で8,661灯というお話しがございました。これが少ないか多いか、特に難しい数だなあとというふうに実は思うんですが、先ほども言いましたように設置基準があるとすれば、それと照らして、あるいはまた地域の要望等からも含めて検討するのに数字が明らかになったというふうに思いますので、この数を参考にしながら今後、私も勉強させていただきたいと。このように思うところでございます。今の件につきましては、数字が明らかでありましたんで次に移ってまいりたいと思います。次に、防犯灯の維持管理費についてでございます。1点目は、防犯灯維持管理費補助費の補助要件についてお伺いをいたします。二つ目は、平成20年度防犯灯維持管理費補助費として433万500円支出をしておりますけれども、その支出内訳、それから支出方法についてお尋ねをいたしたいと思います。この支出方法というのは自治委員会に払ったとかですね、あるいは電力会社に払ったとかいう部分でも結構ですから、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、補助要件はですね、各自治会又はその複合組織、いわゆる自治会ともうちょっと大きな地区の自治会という意味でありますけど、維持管理する公衆街路灯で、電力会社との契約種別番号が「12のガイロトウ」となっております。そういうのに補助しておるということでもあります。それから433万500円の支出内訳については、今申し上げた各自治会又はその複合組織が維持管理する公衆街路灯8,661灯について、1灯当たり年額の500円を助成しておるという計算であります。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） これ1灯に500円ということで、先ほど言いましたように8,661灯分をかければそうなるんでかね。じゃあ1灯について500円と。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 1灯が500円ですね、それから8,661で補助金が20年度で433万500円になっております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 私は当初考えておったのは電球とかですね、蛍光灯とか、蛍光灯になると思うんですが、その現物支給かなと実は思っておったんですが、1灯につき500円ということでよろしいですね。じゃあその点につきまして、数字が明らかになりましたんで、次に進みたいと思いますが、防犯灯の新設についてでございます。この防犯灯の新設につきましては、どこが窓口で、どういう形で申請の要望をしたらいいのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 防犯灯の窓口はですね、総務部の公聴広報課でやっております。それから申請の手続きですかね、まず毎年5月ごろですね、各自治会長あてに申請書を今言った公聴広報課の方から出します。それから設置を希望する自治会からの申請を受けて、予算の範囲

内ですけど、20ワット蛍光灯形の照明器具を設置する事業を市が行っております。したがって、新設の要望がある場合は、当該地域の自治会長に相談すればよろしいかというふうに思います。ただし、設置後は各自治会で維持管理していただくことを申請の要件としておりますので、自治会内で事前の了承を得ることが必要にはなるかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それでは市民の方から声が上がった場合には、それを受け持つ自治会の方と相談をして、そして時期が5月ということのようですから、そういう時期に出せば市の方で検討していただいて、その上で設定可能かどうか、予算も当然ありましようから判断をされて設置の方向が確定すれば進んでいくということによろしいですね。はい、分かりました。以上をもちまして大項目1点目を終わらせていただきます。

次に、地球温暖化防止対策についてであります。御存じのように気候変動に関する政府間パネルIPCCというのがありますが、その公表によりますと、温室効果ガスの濃度が現在の増加率で推移すれば2100年には1990年に比べて地球全体の平均気温が1.4度から5.8度上昇すると、可能性があるというふうにいわれております。本市では平成19年5月に佐伯市地球温暖化対策実行計画、これを策定しておりますけれども、これは市が自ら行う事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的としたものでありまして、期間は平成19年度から平成23年度までの5年間となっております。対象となる組織及び施設は市役所、保育所、幼稚園、小中学校、市の公共施設、市の事務及び事業に関連する施設となっております。この中では職員の取り組むべき施策を具体的に明示をいたしまして、計画の取組状況の点検評価を行い、点検結果を踏まえてさらに取組の周知徹底を図ります。とうたっております。実行計画の内容及び計画の進捗状況等を毎年公表し、職員に対する計画の周知、より積極的な地球環境保全意識の向上を図るというふうになっております。また、佐伯市総合計画の中でも44ページに同様な数値目標を掲げておりますけれども、そこで、まず第1点目として、CO₂削減対策として市がどのような取組をしてきたのかお尋ねをいたします。また、市民や事業所に対して要請等を行ったのであればお示しをいただきたい。このように思います。二つ目には、佐伯市環境基本計画によりますと、市民や市民団体に対しまして、車を購入するときは低燃費車、低公害車を選択しようとの記述が105ページにありますし、事業者に対しましては、社用車は低公害車や低燃費車などの導入に努めようとの記述が108ページに記載をしております。最後に、行政の基本的な環境配慮事項として、110ページには市民、事業者の取り組みを支援します。二つ目には、各種施策事業を推進します。そして最後に、市自らが率先して実行します。とありまして、市役所自らが事業者として環境への配慮事項の率先実行に取り組むというふうなうたっております。今現在、佐伯市庁舎、振興局、その他付随する施設等におきまして、300数台ある公用車の買い換え並びに車検や整備の際にエコカーの購入やあるいはエコ整備、エコ車検につきまして、こういうエコに関する取組の計画があるのかどうか。この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 地球温暖化対策のCO₂削減についてのこれまでの取組と今後の考え方はとの御質問ですが、先日、高司議員の一般質問でもお答えをしましたが、議員も御承

知のとおり、平成19年度に環境の保全と創造を着実に推進するための基本プランとして、佐伯市環境基本計画を策定し、その翌年、平成20年度には基本計画に基づく佐伯市環境基本計画実行計画を策定いたしました。現在、本市ではこの環境基本計画、また実行計画に沿って事業の推進を図っているところでございます。具体的には市報による周知活動、ケーブルテレビを活用した環境情報の発信、エコページや3R推進の放映等、市民への環境配慮行動の推進を図っているところでございます。地球温暖化対策の取り組みについては、行政のみで解決は厳しく、市民、事業者、そして行政の協働による推進が不可欠と考えております。よって平成21年2月に3者の協働による推進母体となる、さいき903エコ推進会議を創設し、地域が一体となったエコ活動の推進に取り組んでいるところでございます。次に、政府の方針を受けての今後の考え方についてということでございますが、国も地球温暖化対策は最重要課題ととらえていますし、二酸化炭素排出量の25%削減も発表しているなかでございます。よって今後については、事業施策の詳細について、国から新たな提示がなされることと思いますので、その時点で改めて検討をしたいと考えております。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 您的質問にお答えします。まず、公用車のエコカーの購入計画につきましては、今年度国から示された地域活性化・経済危機対策臨時交付金でハイブリッドカー4台の購入を予定しております。そのほか、ほかにも低公害車の購入の予定はしております。それからエコ整備、エコ車検の計画につきましては、今、市のマイクロバスが試験的にエコ整備を受けまして、現在燃費の効率等の検証をしているところであります。エコ整備とは、エンジン内部の洗浄でたい積しているカーボンなどの汚れを除去して燃費の向上やエンジンのパワーアップ、そして排気ガスのクリーン化などの効果をもたらすこととされております。市所有の公用車はかなり古いものが多く、エコ整備をすれば車の性能が向上すると思われまますので、予算的なこともありますけど、二酸化炭素削減対策は国の重要なテーマでありますので、今後検討していきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今、エコ整備の件について触れられましたが、県内にですね自動車整備工場7社が環境省策定の環境認定書E A21と、これはエコアクション21というふうにいふそうなんですけども、認定されていると。今までは自動車整備事業に関するエコアクション21の認定は無かったわけなんですけども、5月の大分合同新聞を見ますと、県内で7社が認定されているということを報道されておりました。そのことをよく御存じというふうにご理解をしておるんですが、幸いにしてその7社のうち1社がですね、市内にあるというお話も聞いておりますから、是非予算の関係もございましょうが、御検討の方よろしくお願いをしたいと思いますし、これを見ますと、まず、一つは燃費が向上すると。それから二つ目にはエンジンのパワーアップが図られる。それから三つ目は排気ガスのクリーン化ができると。それから四つ目にエンジン音の静粛化、5点目にアイドリングの安定化等が図られるという効果があるようでございますので、是非とも御検討のほどをお願いをしたいと思います。このように思います。よろしくお願いしときます。大きい1点目についてこれで終わりといいたします。次に2点目に入りたいと思いますが、市民にわかりやすい地球温暖化防止対策の周知ということについてでございますけれども、今月は実は地球温暖化防止対策月間というふうにご定められております。私の記憶違いでなければ、それは平成9年12月に京都で開催された、気候変動枠組条約

C O P 3 というふうに言われているものですが、これを契機として、翌年の平成10年度から12月を地球温暖化防止月間と定めて国民、事業者、行政が一体となって普及啓発事業を始めとする様々な取り組みを行う。これにより地球温暖化防止に向けた国民運動の発展を図ることを目的に定められておるといふふうに言われております。大分県下では、県下全域を対象にしまして12月の2日にノーマーカーデー、それから12月1日から31日にかけて、120万人冬のキャンドルナイトキャンペーンを取り組んでおるようでございます。佐伯市として、このような取り組みを、この時期に提起をできなかったのかなというふうには実は考えておりますが、市報をずっと見てみましても、地球温暖化防止対策につきましては、枠としてこのくらいですよ。市報の一部を使って市民にアピールしている。先ほどケーブルテレビ、あるいはそのほかにもいろんな媒体を使ったりしておるといふ話を聞きましたが、やはり市民に分かるような取組を提起をして、先ほども言われましたが、市民それから業者、それから行政、これが一体として協働してやっていかないとできないもんだというふうには先ほど言われましたので、是非とも市民が分かりやすく、しかも取り組みやすいものを提起してほしかったなという気がしますが、その点についてお尋ねをいたしておきます。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 地球温暖化問題は私たちの日常や事業活動に起因するものであります。よって先ほどもお答えをいたしましたけども、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割と責任の下で、連携・協働して取組を進めることが必要であろうと思っております。小さい取組の積み重ねから、無駄をなくすことが大事であると思っております。そのため、先ほどもお話をしましたけども、ケーブルテレビを活用したエコページや市報におけるエコ活動シリーズの連載を実施し、その中で家庭や事業所で身近に取り組むことが可能なエコ実践項目の紹介を始め、市民、事業者へ分かりやすい環境情報の提供に努めているところでございます。12月のエコ推進月間につきましては、大分県が先ほど言われましたように、ノーマーカーデーとそれからストップ地球温暖化講演というのを別府のビーコンプラザで2項目について事業実施をしております。市におきましても12月に入って、ノーマーカーデーとそれからエコページを使いまして、12月はクリスマスのシーズンでございます。時期がきます。そのために、その中でケーブルテレビの中で廃油ろうそくの作り方ということで、子どもさんでもできるような形のものを実践、その場で作る放映をしております。この2点だけが地球温暖化月間の市が対応した事業であります。そのほかに、このような地道な取組の効果もあって、今年度においては、佐伯、本匠、蒲江の各地域で市民参加型のキャンドルナイトキャンペーンが実施されるなど、市民のエコに対する意識も徐々にではありますが高まっていると感じております。今後も3Rの推進、日々の環境配慮に向けた更なる啓発はもちろんのこと、地域や学校を対象として環境学習、講座等を開設し、市民一人一人の環境保全の醸成を図っていかうと考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど市の方でもう取り組みをしておるといふ話がございました。私そこまで熟知をしておりませんでしたもんですから、大変失礼しました。これからもひとつ是非、我々の時代では恐らく解決できない問題でしょうけれども、次世代にやっぱりこういうものをきちんとならげていくというためにもいろんな場での学習やあるいは取組ですね、やっていただきたいというふうには思います。特に佐伯市におきましては、先ほども部長の方から言

われましたが、大きくは佐伯市総合計画ですね、それから、さいき903エコプラン、さらには、さいきバイオスタウン構想、あるいはまた大分大学と官学協働で環境モデル都市提案等々ですね、いただいておりますし、具体的に一般家庭から出るごみの処理・実施計画等もですねございますので、そういうものをきっちり伝導させながら是非とも後世に環境汚染をこれ以上させない。そのためにも特にCO₂削減についての気持ちを伝えていくということで、御尽力を更にお願ひして、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

次に15番、榊田穂積君。

15番（榊田穂積） おはようございます。15番議員、平成会所属、榊田穂積です。昨今の経済情勢、リーマンショック以降大変な落ち込みでありまして、日本あるいは世界中いろいろな経済情勢の低下が起こっておりまして、我が国でも深刻なデフレ傾向といわれております。こういうときこそ、国政あるいはまた市政を含めまして、政治主導で何とか打開の道を切り開いていただきたいという願ひで一杯であります。先日土曜日に蒲江地区では歳末のチャリティショーが第5回を迎えまして実行されました。300人ですか500人ですか、多数の市民が婦人会の主催のもとに実行されまして、まだまだ蒲江も元気じゃなというふうな感じを受けました。これからの市政の発展を祈念しながら一般質問に入ります。

1点目は、電算システムと業務の効率化についてであります。アとして、システムの実体についてお伺いをいたします。いわゆるコンピュータの発達・開発によって自治体の業務は改善され、市民もより多くのサービスを受けられるようになりました。一方、システムの設置につきましては、多大の経費が掛かるということもありまして、財政的に苦しい面があります。この実態に沖縄県の浦添市が独自の業務システムを開発し、IT関係の団体の注目を集めております。朝日新聞に報道されました内容を見てみますと、なるほど今後のシステムのあり方について考えさせられるものがあるなということを感じました。そこで佐伯市の現状についてお伺いをしたいと思います。まず1点目として、基幹系と呼ばれるシステムは佐伯市の場合幾つあるのでしょうか。例えば地方税とか、国民健康保険税とか年金等のことでありますとか、浦添市の場合はこのシステムの開発価格が約8億円ということで、通常私たちが市が受け取っているような形での価格から見ますと半額以下ということであります。2点目として、故障の場合の対処、これはいわゆる大手メーカーとの間でその費用というか、価格がどれくらいになるものか。1回についての計算ですけれども、そういう経費が幾らなのか。3点目として、制度改正によるシステムの改修、これも毎年毎年費用が掛かるわけでありまして、そういう個別の契約についてどういう扱い方をしているか。いわゆる年間契約か個別であるかということですが、まずこの3点についてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それではお答えします。まずアの基幹系と呼ばれるシステムが幾つあるかという質問ですけど、行政事務システムの基幹となるシステムということでとらえますと、議員のおっしゃるよう地方税、国民健康保険税、それから年金等があります。まとめますと住民情報システムが7、それから税システムが14、介護・福祉システムが5、個別システムが6、合計32のシステムがあります。すでに議員御案内のとおり、平成22年4月の本稼働に向け、平成20年度から佐伯市情報システム整備事業に取り組んでおりますが、システム再構築経費の発注価格は7億8,918万円であります。この金額には一般に基幹系と呼ばれ

ない財務会計やグループウェアなどの内部情報系も発注価格に含まれております。浦添市は入っていないということになりますけど、それから2番目の故障の場合の対処と経費については、ハードウェアの故障とソフトウェアの障害がございますけど、今回の再構築についての故障と対応は、すべて委託業者が保守の範囲内で行います。それから経費はヘルプデスクやサポートデスクでの職員への運用支援、サーバ、システムの故障、監視などの対応を含め、平成22年度の経費は1億5,475万6,938円であります。それから の制度改正によるシステムの改修はどうしているかということですが、平成22年度からの再構築事業では、全国統一的な制度改正につきましては、原則運用支援契約内で対応することになります。それだけでは対応できない改修があります。例えば、佐伯市独自の制度に係る改修や新たな制度によるシステムの追加などは個別契約となります。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 今の答弁で、22年度に稼働するシステムが7億8,000万ということですが、こういう価格から見たら、この新聞に載っている沖縄11万人の人口ということで、そこでの浦添市の実態の業務量、これがどういうことでそういう価格で納ったのか、あるいはまた、佐伯の場合のシステムの量が全く同じで、こういう報道されている8億円という中での大体同じような数字になっておりますけれども、その違いがもし分かればお答えできますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 佐伯市の基幹系をまずとりあえず先に、発注価格が幾らかということでお答えします。浦添市と同様な基幹系だけの発注価格といえは3億9,200万であります。佐伯市の場合は市販のパッケージで実績のあるものを採用しておりますので、一からの構築に比べて安くなっております。一応先ほど申し上げました7億8,918万の内訳は、基幹系が約3億9,300万、それから財務などの内部情報系で1億3,200万、それからサーバやパソコンなどハードが約2億6,300万になっております。それから浦添市は人事給与財務会計グループウェアを含んだ金額が、これは一応、浦添に、今こういうことで確認をしましたところ、これは含んでいないということで、財務会計やグループウェアの開発は22年度以降の予定ということになっておるということでありまして、ちなみに浦添市の運用経費が基幹系で約8億円ということですが、システム開発、機器の調達、運用経費で合わせるとやはり約16億円掛かるということでありまして、うちの場合が、平成20年から平成27年の8年間でシステム開発が約7億9,000万、運用経費に約9億7,000万で総計が約17億6,000万ぐらいになるという予定になっております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） そういう価格からみたら結局、浦添市が半額、8億円掛かったけれども大手システムからみたら半額というふうな報道になっておりますので、その辺の資金繰りがちょっと私も分かりませんけれども、今後の課題にしたいと思います。次に伊の今後の計画についてであります。実はこの今後の計画については、今言った半額というのが私の頭にありましたので、それを下に独自のシステム開発が簡単にはできないとは思いますが、やはり佐伯市として、今後の計画の中で目指してはどうかということでお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 榊田議員さんの質問でございまして、先ほどアの件で浦添市の件を言われて

おりましたが、浦添市は人口が多いわけですけど予算額が320億ぐらいです。佐伯市は420億ということで、財政規模とコンピュータの対応も違っております。また職員数も820人ということで、佐伯市の今1,100人をちょっと切った。それを佐伯市が電算機的には機能が佐伯市の方が多く思っております。そうした中、今回はアウトソーシングという形でいるんな形で今回の電算機を換えております。今後の計画ということで、佐伯市の独自システムの開発を目指せないかということですが、佐伯市では先ほど部長が言いましたように、平成20年度から27年度までの8年間で、佐伯市情報システムの再構築・運用事業に取り組んでおります。この事業を開始するにあたりましては、経費を抑えるために基本的にはパッケージ、独自ソフトすると非常にお金が掛かるものですから共通、例えば税金とかそうした固定資産とかいんな形で共通した分がありますので、そうしたものについてはパッケージを基本とすることで、今回、税の徴収方式も変えさせていただいております。そうしたことに合わせながら、事務に合わせた佐伯市の独自の修正を行わないということで、現在取り組んでおります。再構築の業務が終了する平成27年度までに契約の満了後の更新を決定しないとイケないわけがありますが、その時の状況を踏まえて検討することとなると思っております。導入としては浦添市もそうした中での方向づけ、佐伯市にとりましてもこれからの方向づけで、現在アウトソーシングという形で、今まで合併時旧佐伯市が取り組んでたコンピュータ、8町村が取り組んでたコンピュータは多少システムが違って、私からみますと旧佐伯市のシステムにいわゆる逆戻りをした状態だったものですから、旧町村のシステムの方が進んでいったような気がしますので、そうした中で今回のシステムの移行をさせていただきます。それから、これからのコンピュータということは、コンピュータのクラウド化という聞き慣れない言葉なんですけど、いわゆるサーバという基幹がありまして、その基幹から各コンピュータが端末化をしましてですね、非常にそれが経費が安くなるということです。これは現在、大分県、佐賀県、そして宮崎県が共同ですね、これを一体化したセンターをしようということで、大分県のシステムの構築の中には、今佐伯市が取り組んでいる構築が基本になるのではないかと考えてます。そういう具合にお互いの市が、それぞれのコンピュータを持たなくて、そのサーバを1個持つことによって、同じ計算システムを使えば現在よりまた3割から4割安くなるんじゃないかということで、これも全国的な流れになってくると思っておりますが、そうした部分を、私たちがシステムなど今後の技術の動向を踏まえて、そうしたことも考えながら研究して少しでもコストダウンを図っていききたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 今の答弁をみますと、かなり價格的にも浦添市と変わらないというふうなことが伺えます。次の業務の効率化についてと関連しますので、もう一緒にやりたいと思いますのでよろしくお願ひします。システムの費用を安くするために浦添市では業務作業の見直しというか、それを各業務にわたってやったということであります。同じ電算に打込むにしても手順が複雑であれば、それだけやっぱ費用もかさむということもありまして、これをあらゆる職種にわたって事務の効率化を図ったということであります。例えば、小中学生の保護者への就学援助、申請から通知までに必要であった20もの作業を、わずか二つに減らせることが分かったということで、コンピュータで納税情報などを一括審査して補助の対象者を把握して、対象となった家庭への通知をするだけというふうなことで、例え一つの物事をとっても20もの工程を二つにすると。私もどういう意味がちょっと分かりにくいんですが、こ

ういう作業を全般にやっていくということになりますと、すべての職員がこれにかかわって知恵を出し合う。そしてまた、そのことによって業務を習熟するという、そういう効果もあって大変な業務についてのコスト減につながったということがありますので、そういうことについての業務上のそういう効率化ということは図られることを期待したいんですが、これについてお答えがありましたら。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 業務の効率化のため業務作業の見直しが求められているという御指摘でありますけど、そのとおりであると思います。業務作業の見直しを行い、無駄を省くことによりシステムの経費は安くなりますし、業務作業の検討を職員が行うことで、その業務に対する理解度は深まりますので、独自システムを導入する際には必要な作業になると思っております。パッケージシステムを導入する際には業務をシステムに合わせるということになりますけど、事前に業務作業の検討をしておけば、その作業もスムーズに行われることにはなると思っております。

議長（小野宗司） 榎田議員。

15番（榎田穂積） この電算システムを今後もずっと続けていくわけですがけれども、今後の指摘されている中で、大手メーカーがシステム構築を受注して完成後も設計図を非公開にし、今後の改修作業を独占しようとしているというふうなことが書かれておりますけれども、佐伯市の場合、設計図の非公開とか、そういうことについての懸念があるのかどうか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） 情報推進課の松岡でございます。お答えをいたします。佐伯市のパッケージは全国で実績のある安価のパッケージを導入するというで構築作業を進めておりますので、中には議員おっしゃられるとおり、オープンソースと言いまして、ちょっと専門用語になりますけど、レッドハットとかリナックスとかいう言葉がございますけど、そういったもの。浦添市もやはりそういったOSだとかJavaとかいうふうな言語を使ってオープンソースという形で、だれが見てもSEが見れば分かるというふうなことでございます。佐伯市の場合もそういった形でのシステムになっておりまして、これは公開されればだれでもSEにしてみれば分かるというようなシステムになっております。以上でございます。

議長（小野宗司） 榎田議員。

15番（榎田穂積） 浦添市も独自に開発したシステムを自分方だけでなく、協力し合える相手がおればオープンにしておるというふうなことがあります。先ほど部長の方から佐伯市もほかの自治体と共同使用しているというふうなことを聞きましたけれども、具体的にもうちょっとお答えがありましたら。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。先ほどの大分県がやってるというふうなことを市長が申し上げましたが、大分県が総務省の自治体クラウド実証実験、大分県と宮崎県と佐賀県の市町村が共同で行政情報システムを構築するというふうな実証実験を総務省から認可をいただいて、来年度からやろうというふうなことでございます。その中に現在佐伯市が再構築しております行政総合システムを使うかと。そういうふうなことを検討しておりますので、大分県下ではそういうふうな動きになっていくのかなというふうなことでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 佐伯市もこういうシステム関係に関して有能な職員が多数おろうかと思いません。各課・各部でそれぞれ一生懸命研究しながらシステムの効率化を図っていくと。そのことが財政にもいい影響を及ぼしていくんじゃないかと、ひいては一つの企業を引っ張ってくるに等しいだけの効果があることも予想されますので、今後の運用については効率化を進めるという積極的な姿勢で進めていただきたいということをお願いいたしまして、この項目を終わりたいと思います。

2点目は道路関係についてであります。アとして、蒲江漁協付近の道路整備についてであります。この件につきましては、過去お伺いしたこともありますけれども、国道388号線道の駅付近から振興局に至る道路の一部でありますけれども、漁協の付近が極端に湾曲して交通の量が多いにもかかわらず大変厳しい交通状態になっております。幸いにも今回、今議会でも提案されておりますけれども、その付近の港湾の埋立てが予定されているようですので、ちょうどいい機会かなと思ひましてこの項目を挙げました。あの付近は本当に海岸部で漁協の埋立てが、今の現在地が解体されれば、そこを活用して道路を真っすぐできるというふうな状態でありますので、これは市だけではできないかと思ひますけれども、関係部署と打合せをしながら、何とかこの危険な状態を直していただきたいということをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。榊田議員の蒲江漁港付近の道路整備についての御質問についてお答えをいたします。議員御指摘の区間は湾曲しており、早急な改善をとということですが、この道路は平成5年度に国道388号の蒲江トンネルの開通に伴い、県との移管協議に基づき、市道蒲江縦貫線として市が管理している道路であります。本沿線には蒲江振興局や郵便局の公共施設やスーパーなどがあり、交通量も多く地域住民の皆様も改善要望が強いと認識しておりますが、この道路は一次改良が終わっており、更なる具体的な改良計画というのは現時点では持っておりません。議員御質問の趣旨は、大分県漁協蒲江支店の新築移転に伴う荷さばき所の改修に併せ、蒲江郵便局前の局部的道路線形の見直しをとということだと思いますが、現時点では漁港施設として供用された行政財産でございます。仮に漁港施設の管理者と移管替えの協議が整えば、漁港用地を道路用地として線形見直しを目的とした改良を行うことは可能ではあると思ひます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 所管が違うということもありまして、なかなか今まで建物もあるということもありましてできなかったわけですが、幸いそういう建物も壊すような時期になっておるということで新築ができておりますが、地元としてはこれを何とかスムーズに真っすぐな道にさせていただきたい。私もかつて蒲江郵便局に勤務しておりまして、新聞には出ない事故が何件かありまして、大変困ったことが何回も起きました。そういうことも含めてですね、是非ともこの件については県とも、あるいは他港湾関係者とも相談しながら強力に進めていただきたいと思ひますが、今一度答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 今議会の議案にも上がっております公有水面の埋立てへの諮問の件もこれに関連するんだと思うんですが、この漁港は大分県関連の漁港でして、県の事業主体により

まして平成22年度、23年度に掛けてこの荷さばき施設を整備するというふう聞いております。これは完成後、先ほども申しました漁港施設としてのあるいは道路管理者との協議が整ったうえで、その移管替えが整えばですね、そのことも検討してみたいと思います。ただ議員の御指摘の主たる要因は、郵便局の不特定の方が利用されるその安全対策として、この道路という御趣旨も大いにあるかなというふうに思いますが、局部的な線形の改良でそのすべてが解消することもなかなか難しいのかなというふうにも考えております。いずれにいたしましても県との協議が整ったうえで、どの程度の費用が掛かるか分かりませんが、検討はしてみたいというふうには思います。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 本来からいえば、今漁協の倉庫になっている建物が、当時の町有の土地でありました。しかし、大きな建物鉄骨造りであります。それがあつたために郵便局の前もなかなか思うような道路ができなかったという経緯もございます。そしてその後、国道388によるいろいろな土地交換もありまして、現在のような状態になったわけですが、やはりこれも何とか政治の力で解決しなければ、一生出にくい状態が続くわけがあります。私たちとしては、何とかこの辺はこれこそ融通のきく政治で解決をしていただきたいと思つています。できるなら新築の漁協がもう間もなくできると思つていますけれども、解体すると同時に私たちとしては道路を真っすぐしていただきたいということも念願でありますので、その辺のやるとしたら時期、2年半で多分埋立てが終わると思つていますけれども、それまでの間にできるものなら早くしていただきたいということがありますので、その件についての答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。先ほども申し上げましたとおり、この漁港施設は22・23年度で県による整備が予定されておる。その後、その漁港施設の用途が必要ないということの協議が整えば、当然道路の線形を見直すということは可能ではあります。ただ、私も現地に行ってみました。蒲江郵便局という看板があそこになければなかなか、その郵便局があそこにあるのかなあというのが、道路を走っているうえでですね分かりにくい所にあるなあ。これは非常に平地の少ない地形からいろんな経過、歴史があつてああいう形になってあるんだらうというふうには思いました。一番いい方法としては今議員おっしゃるように、漁協のあの建物がですね仮に話し合ひで、それは郵便局の方でそのものが解決ができるのであれば、一番最終的な解決方法であらうというふうには思つてます。道路の方でそのことを仮に線形を見直すとしても、すべてを解決するのはこれはなかなか難しいなあ。それからそれをやる時期につきましても、今そのことをいついつからやるということの答弁はなかなか難しいと私は思つてます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 郵便局が主眼ということでもありません。毎日私たちも通つておりますので、車を運転するにしても相当神経を使わなければいけない区間の一つでありますので、この点については市民あるいは蒲江の住民全員であります。蒲江郵便局ということだけではないということも申し述べて、この項目を終わりたいと思つています。次にイとして、県道になりますけれども、丸市尾葛原間の道路についてであります。この件については先の9月議会で3人の蒲江出身の議員が一般質問で伺いました。幾ら答弁をみてもどうも納得がいきませんので、

何とか危険道路については早急にやるというふうなお答えをいただきたいし、葛原の高速道路、トンネルとトンネルの間が狭いということで、インターを見合わせましたけれども、絶対にインターができないかという件も含めて検討する余地がないのかということをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。丸市尾葛原間の道路についてでございますが、先の9月議会でもお答えをいたしましたように、丸市尾葛原間は議員も御承知のとおり、海岸部に沿っておるため、台風時、越波の影響を受け、また山側は急しゅんになっており、過去にも落石等で通行止めになり、日常生活にも支障を来たした道路であります。このため現在も防護さくを設置し、工事用信号機による片側交互通行により災害防除工事を行っており、大変不便をお掛けをしております。大分県にこのことについて確認をいたしましたところ、この区間の対策として、平成17年度から平成22年度までに約5億円を投入し、落石防止や護岸工事を実施をし、随分その対策を講じており、現在のところ新たな抜本的な改良の計画はもっていないというふうに聞いております。市といたしましても、地域の方々の安心、あるいは安全が確保できるよう、今後とも県に対し粘り強くトンネルの事業化を要望はしていきたいと考えておりますので、議員におかれましても御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。また、インターチェンジの御質問でございますが、議員も先ほど申されたとおり、葛原地区におきましては、トンネルの名称は覚えておりませんが、トンネルとトンネルの間、つまりあかりの区間というのが200メートル程度しかあかり区間がございまして、この間にインターチェンジを設置をするということは、物理的にこれは困難であるということでありまして、それは、例えばB区間といいまして、本線に上がっていく距離、あるいは加速・減速する距離等がトンネルの中に両方入っていかなければいけませんので、それがもう元々トンネルはトンネルとして工事が進められておりますので、新たにその部分を今後追加して施工すると。あるいはトンネルの中にそういう加速・減速区間を設けるといことは、技術的に困難であるという評価を結論をいただいているところであります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） インターにつきましてはもう検討の段階で、地元の人も一生懸命やっていたということは伺っておりますし、分かりますけれども、私たち素人からみたら、例えば200メートルであろうとも工法的に絶対できないというふうなことじゃあ、ちょっとこう納得がいかない面もあります。トンネルをもう1個ぬくのと、高速を含めてちょっとまあその地域だけということで違ったインターを造るとか、そういう方法が本当に考えられないものか、もうちょっと検討をしていただきたいと思います。答弁なかなか難しいでしょうけれども、素人考えですけども、絶対できないということは私はないと思います。だってどっか普通のJRのトンネルでしたけれども、トンネルの中にJRだけでも駅があるという地域もありますんで、私は費用が県道をトンネルをぬくのと、そこにまあインターを何とかして工夫して造るとどっちが安いのかということも含めまして、検討を是非していただきたいと思いますが、その件についてどうでしょうか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。高速道路は当然のことながら高速自動車道としての

道路構造令といいまして、いわゆる道路を造るうえのいわば憲法みたいなものがございます。東九州自動車道は高規格道路でございます、設計速度が80キロでございます、当然すべての区間についてその80キロの設計にみあった構造でなければならないというのはもう御理解をいただかなくちゃいけないと思います。トンネルの中に、例えば駅があるとかいうケースもそれは実例としてはあろうと思いますけれども、それはもう計画段階でそういうものを盛り込むということが絶対条件でございます、あの両側のトンネルにつきましては、もう既にトンネルは着工しておりまして、設計に基づいた施工はもうなされておりまして、現時点でそれを変更するという事はもう困難であります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） なかなか厳しい答弁であります、先の議会でも3人の方が言っていましたけれども、海岸部を幾ら整備してもこれはやっぱりがけ崩れが止まると。危険性が止まるということは絶対ないと思います、もし高速がそれができなければ、やはりトンネルとして検討するということをしない限り、葛原は救われられないということでありまして。私たちとしてはそう考えます。これは要望として上げたいと思います、今後の取り組みを期待したいと思います。これで一応終わります。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結します。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時22分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第135号から第159号まで、及び議案第161号から第165号まで、並びに諮問第7号、以上31件を一括して議題といたします。

議案第148号、第158号、第161号、第162号、及び第163号、並びに議案第164号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元です。議案質疑を行います。よろしく申し上げます。議案158号につきまして、予定価格と最低制限価格が示されておりますが、他の議案、148号、161号から163号については予定価格のみで、最低制限価格を設けていないが、その理由をお聞きしたい。公共工事入札にかかる入札金額について、予定価格や最低制限価格はこのように複雑化しているのはなぜか、お聞きしたい。164号について、大越地区の議案が他の地区に優先して上程された経緯をお聞きしたい。以上であります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） どうもお疲れ様です。それでは佐藤議員の議案質疑についてお答えをしていきたいと思っております。最低制限価格の設定につきましては、地方自治法施行令第167条の1

0第2項の規定に基づきまして、競争入札により工事又は製造、その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とできるというふうに規定されております。この要件を整理をしてみますと、一つに競争入札により、それから二つ目に工事又は製造の請負契約に限定され、それから三つ目に当該契約の内容に適合した履行を確保するため、それから四つ目に特に必要があると認めるとき。この四つの要件であろうかと思えます。したがって、この四つの要件のすべてを満たしたときに、最低制限価格を活用することができるかとされておりますので、議員御質問の議案第148号、それから161号から163号につきましては、最低制限価格の設定がないのはいずれも請負契約ではなく、財産の取得のための契約でありますから、最低制限価格の設定はいたしておりません。このように先ほど説明をいたしましたけれども、請負契約以外は最低制限価格の設定ができません。しかしながら、議案第158号、旧佐伯市清掃センターの解体工事につきましては、工事請負契約でありますので、最低制限価格を設定いたしております。以上です。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 大越地区の議案が他の地区に優先して上程された経緯ということでございますが、農業の生産基盤整備事業を実施するには、土地改良法の規定に基づき今回議会の議決を求めるものであります。大越地区は棚田地域ということで簡易な整備を望んでいること。そして県営事業での採択ができないというようなことの中で、佐伯市が事業主体となってこの山村・漁村の活性化プロジェクトとして大越地区を事業実施をする予定としております。また、大越地区以外については、すべてが大分県が事業主体で実施をいたします。中山間総合整備事業、そして農村振興整備事業ということにより、大分県の方が今度土地改良法に基づいた法手続をとって事業実施をしていくという予定になっております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 148号につきましては、入札方法は分かりますが、最低制限価格が非常に近い、制限価格を敷いておりますので、その制限価格を維持するための制限価格でしょうが。非常に近い、たった4万円ぐらいでも最低価格を下回ると制限価格未満ということになって不落札になっておると。このことについても最低制限価格を設けなくてもいいんではないかと同時に、財産取得につきましては最低制限価格はないというふうに言われましたが、今まででも、特に光ケーブル等については公共工事の一般土木で出しておいて、後で物品というふうに変わっておりますので、その辺のいきさつが少し分からない。工事はそういうふうなやり方であり、後で物品ということで記載されておるということで、その辺のいきさつ。そしてやはり、これは財産でも、やはりこれだけ大きな金額1億を越すような金額につきましては、やはりここまで56.99、それから51.65、ここまで財産ですよ、物品ですよ。ここまで値段を下げられるというものについて不自然さはないのか。これは機材がほとんどであろうかと思うけれども、このように約半分の価格で入札されるということに不自然さはないのかお聞きしたいと思います。それから、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業でありますけれども、他の地区は全部県でやるのでしょうか。これは地区名を上げてはですね、やっぱり多くの所が鳥獣害侵入防止施設を希望しておるところが非常に多いと思います。それでじ

ゃあ残りの地域は全部県の方でやるのか、いつごろの計画があるのかお聞きをしたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず先ほどの最低制限価格の関係でございますけれども、この設定理由につきましては、工事の品質の低下であるとか、安全対策の不徹底であるとか、下請業者へのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化防止等のため導入をしております、あくまでも適正履行の確保ということが基本になっておりまして、その結果、応札の結果がそのような形になっているということで、その辺のところにつきましては、私どもの方としては制度ができませんので、その結果は結果として真しに受け止めたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 答弁漏れがありましたか。ちょっと指摘してください。

佐藤議員。

8番（佐藤元） 財産についてですね、半分近くの金額で落札しておると。予定と全然、積算と違う。これで本当に商品が買えるのかという質問をしました。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えします。161号から163号までにつきましては、学校の校務用のコンピュータと電子黒板の入札でございます。その分につきましては、一応予定価格が、これは新たに製造を求めているものでありませんで、既製品ということでコンピュータについてはある程度仕様といいますか、基準を設けまして、既製品の定価に対して何パーセントという予定価格を持っておりますけれども、それについて応札をお願いしたところ、大変半分近いという御指摘の入札結果でございました。そういうことにつきましては、物が半分になったからといって物が、品質が劣るということではございませんので、的確な入札であったというふうに理解をしております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 事業実施についての状況でございますが、今現在実施しておりますのが、蒲江につきましては中山間総合整備事業、そして弥生については農村振興整備事業という形で今実施をされております。もしこの議会で議決がこれ通ればですね、来年から一応この大越地区の農山漁村の活性化プロジェクト事業と、それと県営事業であります中山間で佐伯市の木立、青山、米水津、鶴見、直川、本匠、宇目というところと一緒に来年度から実施をしていきたいというふうに考えております。あと残りの木立、青山を除いた佐伯市と上浦地区については、また次年度以降についての計画を立ててやっていきたいというふうに考えております。この中で、木立におきましても総事業費、今中山間経営事業でやる部分については全体としてはやはり今事業概略ですが、大体12億4,000万程度ぐらいの事業費の中で、木立地域においても鳥獣害のそういうネット、もちろん農道、水路、排水路全部ありますが、その中でも大体1億1,200万円程度の金額で2万メートルぐらいのそういう防除さくとか、いろんなことも考えております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この最低制限価格のある分についてであります。資産につきましてはのこともありますが、逆ではないかなと思われ。工事について非常に下請までのことを考えていただくということを考えて言われましたが、2億3,800万までである中のたかだか4万円ぐら

いで、それぐらいのことではそう違いはないんじゃないかと。どうせなら最低制限価格を設けるなら、まだ下までいくのか、それともこの程度で競争させるのかと。一番低いのは1億7,500万とありますけれども、大体が1億3,800万程度で皆さんが推移をしております。そういう方々が4社もありますが、これがそこだけが4社が競って5万円程度で不落札となることも不自然であろうかと思えます。またこの最低制限価格については、やはり事後公表でありますので、先般も三浦議員が他地区のことも併せてお伺いをしておりますので、ゆくゆく来年度については考えていただきたいなど。このように思っております。それから、財産の分についてであります。これこそいい財産を買うためには、それなりの金額、それなりのものを買わなければ、やはりこの程度で金額だったら、この程度のものがいけると。同種類であろうかと思うけれども、じゃあそれが非常に製品として機能が優れなかった。半分の金額でありますけど、おおよそ半分でありますけど、そういうことについてこそ初めてやっぱり最低制限価格を敷いて、いい製品を入れなさいというべきではないのかなあというふうに考えるところでありますので、今後はそのような考え方をもって、逆の立場で、工事等については、また別の方向で考えられると思えますが、この製品いわゆる財産の取得については、いいものをいい値段でということではなければならないのではないかなと考えております。また、164号につきましては、随時よろしくお願ひしたいと思えます。以上であります。これで私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 次に、議案第135号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

18番、河野豊君。

18番（河野豊） 18番議員の政友会所属の河野豊でございます。私は議案第135号、平成21年度一般会計補正予算第4号についてお伺いをしたいと思えますが、このうちの企画一般管理費、株式会社まちづくり佐伯に関する議案であります。ちなみに私は先ほど政友会と申し上げましたが、4名で構成されておまして、この135号は分割審議で付託されてまいりますが、恐らく経済産業常任委員会に付託される部分であります。私どもの会派は経済産業常任委員会の方に、はからずも委員を輩出しておりません。したがって、この場で質疑をしてまいりたいと思えます。実は開会日の12月3日の日に勉強会3会派で勉強会をもちました。その時にもこの件について様々な質問が出ております。そういった疑問点も踏まえて中に取り込んでおります。一応通告しておりますので、読み上げる形になろうかと思えますが、まず1点目がですね、概要文によると法律の規定により、株式会社まちづくり佐伯を設立するとある。これは了承します。ただそのあとにですね、市からの出資が必要とした法定協議会という。法定協議会にするためには市からの出資が必要となると。こういうふうになっておりますので、その点は、法定協議会そのものと、法律の規定により株式会社まちづくり佐伯が設立した。この辺の因果関係ですね、その辺のところを再度お聞きしたいと思えます。それから2点目です。株式会社まちづくり佐伯は既に550万円の出資金で9月17日だったですかね、設立をされております。これにもですね、会社運営のためには1,400万円程度の資本金が必要であることから、不足分700万円を市が出資する。という形に説明文にあります。この程度ということとですね、この根拠というかですね、市が要するに公金を700万ほど出そうというのですね、この程度というようないい加減な文言でですね、文言の言葉じりをつかまえるというわけでもないですけど、我々審議する中でですね、この根拠が知りたいですね。それとですね、

550万円にプラス銀行4行より200万の出資があると。したところで750万ですよ。となれば1,400万が必要ということは、750万引くと残り650万ですよ。なぜ700万なのか。この辺の程度という意味とね、650万でいいんじゃないかという意味と、二通り考えられるわけですが、そういった根拠というかですね、案外大まかな部分で言ってるんですね、その辺をお伺いします。それと三つ目がですね、商工会議所あるいは法人、個人で既にまあ設立がなされておるわけですね。定款を見ると11株で550万、そういった形でもう既に会社が設立しております。市が700万円を出資するという形になるとですね、仮に今回の議案が審議されて可決というような形でなると、筆頭株主という形になるわけですね現在のところ。要するに14株持つ形になるですね700万ということは。そういった形で筆頭株主になるという形になるけど、これが今みる限り定款上としてはですね、こういった位置づけになるのか。その辺のところをお聞きしたい。それから四つ目としてですね、個人出資者であり発起人でもある。これ個人名を挙げるのはいかがかなと思いますが、宮明さんという方が発起人ではありますが、設立の取締役の名前がない。しかもこの方は2株もって100万円ほど出資してますよね。この辺がなぜなのかなと、ほかは法人は100万ずつの出資で、その中の1人が代表権を持っている。そういう形になってるのでですね、その辺がなぜなのかなと。当然大手前開発中心市街地という形の中で、大手前開発の中の商店街連合会会長ですかね、そういった位置付けにある人が、なぜこの中の会社そのものには発起人には名前が挙がってるが、取締役には名前が挙がってない。その辺のところなぜなのかなという疑問がわいてまいります。この辺についてもお聞かせ願います。また、これにちょっと私書き方としてですね、適当かなと慌てて手書きで通告書を作った関係上ですね、要するに設立時の法人でなく個人名になってますよね取締役が、要するに出資しとるのは法人が出資しとるのに、取締役になんか就任しとるのは個人名でなってる。これ要するに代表権を持っておる会社の社長が、要するにこの中の取締役になつとる。そういった中で、最終的にですね、要するに株式会社ですから無限責任社員という形になろうと思うんですが、どこまでその辺の認識を持っておるのか。また代表取締役ですね、この通告書にはちょっと書き方がおかしかったんですけど、当然代表権を持った取締役という形になってるけど、個人名で挙がってますんで、その辺のところは、要するに本人がそういう認識があるのかどうか。その辺のところをお伺いしたい。それから五つ目がですね、これ形態は第3セクターの組織でありますんで、明らかに第三セクターの組織ですよ。そういった中で公募したのかどうか。この辺をお伺いしたい。さらに全部で七つ質問挙げますが、次の6点目がですね、佐伯市内で営まれているおおよそすべての事業を行うと、この定款の中にはなってるわけですね。これは要するに行政がかかわるべき形態なのか。要するに競合しますよね、市内に既にある例えば喫茶店もできるようになってるんですよ。そういったすべてのあらゆる職種ができるというような目的のなかでですね、そういったものがうたわれておる。そういうものに行政がかかわるべき形態なのか。そういったところを。これは見解という、とらえていいと思うんですが、お伺いしたい。最後の7点目ですが、要するに事件・事故の最終責任者はだれになるのか。当然、代表取締役であろうかと思いますが、先ほど言いましたように、市が筆頭株主になるわけですね。そういったときの責任の所在、そこら辺がはっきりお聞きしておきたいなと。要はですね、このふるさとまちづくり会社は今後、今大手前だけでも計画しておるのをですね、約50億ほどの金を掛けてそういった開発をやろうという意味合いで設立してるわけですね。そんな中ですね、ある意味法人の代表者

が取締役に名前を連ねて、結局片手間でやるのかなと、言い方おかしいですけどね。そういった意味合いが、この要するに定款を見るとですね、うかがえるかな。だから実質だれが運営するのか。我々が聞いておるところはですね、このまちづくり佐伯を立ち上げるにいたってはですね、行政主導で今までできていますよね。この質問の意味ですね。それが今いろんな形で、この中心市街地の問題を絵を描こうとしておるけど、最終的には、ここにこの株式会社まちづくり佐伯に丸投げをしようとしよるのか。そこら辺のことをここは聞いておりますんで、真意はそこにあります。だからそこら辺をちょっとお伺いをしたいなど。以上であります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 事前の通告をいただいておりますので、通告に沿ってお答えしていきたいと思っております。まず最初にですね、法定協議会とはいかがなものかということについてでありますけれども、法定協議会といいますのは、中心市街地活性化法の第15条に基づく中心市街地活性化協議会のことであります。これは商工会議所とまちづくり会社で組織することができます、市が作成しようとする基本計画及びその実施に関して必要な事項について意見を述べることができるというふうになっております。また、株式会社まちづくり佐伯につきましては、商工会議所、商業者、民間企業、市民、市民団体、行政等で組織する中心市街地活性化協議会準備会において、まちづくりのけん引役としての役割を担い設立した会社であります。ですから本市も最大限の支援を行って商工会議所、まちづくり会社と一体になって中心市街地の課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。それから2番目ですね、まちづくり会社の出資についてでしたね。出資700万円の根拠でしたね。まちづくり会社の年間事業計画が立てられておりますけれども、この中で市の委託事業ですとか、独自事業において年度末での資本金での立てかえ支払額、これがですね約1,400万円程度見込まれるということでありまして、それからきておりますけれども、まちづくり会社の方からこの金額を提示され、出資をしてもらいたいという要請があったということでありまして、3番目ですが、市が筆頭株主となるけれども定款上の位置づけは何になるのかということ。これは定款上の位置づけとしましては、代表権を持たない株主ということになります。それからその次ですね、宮明さんのことでしたね。宮明邦夫氏につきましては、佐伯市商店街連合会の出資でありますこれは、しかし、商店街連合会がですね、任意団体であるために会長の個人名となっております、設立時の取締役にはなっておりません。また、代表権も持ちません。それから5番目ですね、公募したのかということでしたね。市が出資するということで第3セクターになりますが、まずは民間での立ち上げということで設立しましたので、公募の方式をとっておりません。今後、公募の必要性があればまちづくり会社で決定していくということになります。現在は民間の会社ですので、市の出資があつて初めて第3セクターになるということでありまして、それからその次6番目ですけれども、行政がかかわるべき形態かどうかということ。定款上はすべての事業ができるようにしておりますけれども、これはまちの活性化についてですね、弾力的に対応していきたいということでありまして、まちづくり会社は主に中心市街地の活性化を推進する目的の公益性の高い会社であると認識しておりますので、これは行政がかかわるべき形態と考えております。それから最終責任者はだれになるのかということでありまして、これは代表取締役ということになります。また大手前開発においても今後重要な役割を担うことはいうまでもありませんけれ

ども、開発者になるということではありません。もちろん、必要な部分については事業主体になることもできますけれども、今後の運営ですとか、ソフト的な面での役割が大きいというふうに考えております。また、代表取締役はまちづくりのけん引役として運営できる会社になるように鋭意努力し、その役割を果たしていくと考えております。

議長（小野宗司） 部長、市の出資額は700万ではなく650万でも足りるのではないかという質問が残されております。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的にはですね、株式会社まちづくり佐伯の方から700万円の出資をお願いしたい。根拠としては年度末にですね、約1,400万の事前支払があって、この1,400万円の立替払いの方から700万円という額を向こうの方で提示しているということであり

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） 再質問をちょっと行います。1番の質問の分ですね、この法定協議会、この分に関してはこういうふうにせんといろんな形で要するに認められないといったような答弁だったかなと思うけど。要するに要件を満たさんわけですね。まちづくりといった部分の中ですね。ただ私はなぜ聞いたかという、もう既に設立してる、法律に基づいて設立した株式会社まちづくり佐伯という組織はね、もう法律に基づいて設立したんだから、要件を満たしておるんじゃないかという意味であれしたんじゃないけど、今の答弁ではここまでいかんと要件を満たさんというわけですね。それは一応理解したつもりで聞きますけど、異論があればあとで答えてください。一応それは理解しました。2番目のさっきの650万では悪いのかといった意味ですが、ここに平成22年度まちづくり佐伯資金繰表というのをいただいております資料でね。この中にはですねもう既にこれは議会でも議決して、ふるさと雇用再生特別交付金事業とかですね、1,300万もまあ既に、この会社にはある意味委託事業でいってるわけですね。そしてすべて、これこの部分にすればもう委託事業が3,400万いっとると理解していいのかなこの資料から言ったら。ほかにも使ってるんでしょうけど、ほかのまちづくり全体に対してこれ委託しとるんだらうけどね、そこら辺の、この資料はまた常任委員会の中ですればいいけど、要するに私はね、言わんとするのはその根拠がね希薄で、ただ単に1,400万円いるけど、計算したらだれが見ても、1,400万引く750万は650万ですよ。計算違いかなと。一応八幡小学校は卒業証書もろうとるんじゃないけどな。そういう意味で聞きました。そこら辺の根拠が余りにも、これを見てもね何かおかしいかなと。その根拠はしっかりしとるんですかこれ。この下の方に入金まで資本金で立て替えて支払うこととなる額というような形になって、丸い数字でなってるんですね。しかも1,480万、これを見るとここで出資した金が1,450万、そしてなおかつこの中に1,300万のふるさと雇用とかそういう、これは雇用再生特別交付金でやっとする事業ですよ。こういったものがこういうのに振り替えられるのか。そういうようなところもあるけどね、委託しとるから一緒くたに計算しとるんかなとも思うけど、このところの根拠をね、もう少しこれはこの場で聞ければいいけど、そこら辺は希薄でこういう形で我々は審議にかかって認めますというわけにはいかんのかなあということ再度聞きますけど。それとさっき言った3番目については、そういうことでこれは出資金というよりも出えん金ですね、位置づけとしたり。出えん金という形ですねよ。そういうふうに私はこれしゅっそんきんと読んで決算委員会の時にですね大恥かいたような気がするけど、出えん金という意味合いですよ。そういうふうに、それならそれで出えん金と書いて

ほしいなと。そこら辺は今言った意味で分かりました。そしてまた、代表権は有しないということですね。当然代表取締役というのはほかにおるから、恐らくそうでしょうけど。ただ、これだけ出資するから議決権は当然あるわけですね。この件はいいです、そういった形で出資金なのか出えん金なのか、これだけもう1回ちょっと聞きますけど。それとも一つですね、宮明氏の件ですが、連合会の金を宮明氏、連合会からお金を出して100万ですかね出資してますよね。それはそういう形で連合会の金だ。ただそれはね商店街連合会ですんなら何も個人名でする必要はないんじゃないかなと。そういった商工会議所としてやってる部分とね、商店街連合会として、要するに市民権を得てる団体であるんなら、当然その名前で載ればね、ある程度納得する部分もあるんですけど、個人名で100万も出資して、これに関わりながら発起人として関わりながら、定款には取締役の中に名前がない。不思議に思うからですね、そこはなぜ、これ疑問に思うだけですから、商店街連合会がそんな形で納得するのかなという疑問が残りますけど、何か考えがあれば。後ほど確認はしてほしいなと思いますけどね。全然商店街連合会はどういう形でこれにかかわってくるのか。宮明さんだけの名前は挙がっているけどですね、出資金の中に。そこを確認してほしいなと。それとさっき言った第3セクターではないかというような形で、これから市が出資すれば当然第3セクターになるわけだから、それは私も理解してます。当然44株を出すうちに市が14株、そして何株かな、全部で今回発行する分が、発行というような形になる分が1,450万だから、29株か、ということは後15株残るわけですね、その15株を要するに第3セクターでこれから公募して集めるとなったら15株を公募するという形になりますよね。そういう方向があるのかどうか。これをもう1回聞きたいのと。それとですね、これこういったものを市民の利益になるか不利益になるかっちいう形で我々はいつも審議するわけですね。そうしたときにね、定款を見るとですね、これはまあ多分、本音と建て前という部分があるっちいうのは理解しますよ。ただ55の業種、すべての業種ですよ、1から読み上げるともう膨大な業種ですけどね。シャトルバス・コミュニティバスの運行の委託業務からずっと始まって、書籍・印刷・タウン情報誌、印刷物の企画・製作及び出版及び販売と。もうありとあらゆる業種がここに載ってるわけですね。こういった会社に、要するにそれは確かに佐伯市の中心市街地の活性化を図っていこうという会社を立ち上げて、それに投資をして頑張ってもらおうという意味は分かるんだけど、その会社がこういったのをやる。できるというふうになつとるのにね、競合する部分が佐伯市内にすべてありますよねこの中に。そういう会社に出資をするというのを市民の利益・不利益っちいう立場から考えたら、いかがなものかなと。当然市民の理解が得られるのかな。これがただ建前ですよという訳にはいかん部分もあるんじゃないですか。そこをはっきり聞きたいもう1個。それとですね、さっき言ったもう一つ最後の質問7番目ですかね。7番目は要するにだれが最終責任者かと言ったときにね、それは代表取締役、株式会社やから代表取締役と取締役が無限の責任があるわけですよ無限責任社員ですよ。ところがさっき言ったように、例え出えん金であれ筆頭株主ですね。現に今まで佐伯市がそういった形でいろいろなところに出資してますよね。出えん金という名目になるのかな、そういう形で。ただそういった中でも、こないだちらっと出たけど森林組合あたりは80%ぐらい市の出資ですよ、そういった形でなつとる組織がある。まして今回これでやるとほぼ半分ですよ、今の段階では。最終的には2,200万の資本金にもっていこうとするわけですよどっかの段階で増資して。その中からいうと700万は3分の1程度じゃけど、それにしても株式会社

の中で考えた場合には、要するに大きな責任を負うことになるんですよ。幾ら出えん金であろうが何であろうが。道義的な責任といった意味からしたら大きな責任を負うことになる。これがどういった形になるのか、市の責任の当然責任が掛かってくると思いますので。先般の質問で要するにケーブルテレビの件でも、市長がこの場で辞任という形をとったけど、昨日の議運でもこれはしたけどですね、そういった意味合いからしたら市民の利益・不利益からしたらですね、簡単にこれも言うことでもないかなという部分もあるしですね、果たして出えん金という形がそういった市民の不利益という中からしたら、どこに責任の所在があるかというのが大きな問題になるし、ましてや全国的に見ても第3セクターですね、最終的に第3セクターになるのであれば、成功した事例というのはものすごく少ないですよ。そこから辺で踏まえてね、再度この責任の所在、代表取締役が責任を負いますよだけでは済まん部分があるんじゃないかなと。そこをはっきりしてるのかどうか。そこから辺をちょっと再度お聞きいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 多岐にわたっておりますので、私の方で抜けがあるかも知れませんが、その都度、御指摘いただきたいと思います。まずですね、再度700万円の根拠ですけれども、これも先ほどおっしゃられておりましたようにですね、名称的には出資という形になっておりますけれども、形態としてはですね出えん金に限りなく近いというふうにとらえております。これは民間の方がですね、代表取締役になっておりますのも民間の活力を最大限活用したいということが最大の狙いでありまして、それと宮明氏のことですけれども、これは先ほども申し上げましたようにですね、佐伯市商店街連合会が任意の団体でありますので、個人名で出資の欄に名を連ねているということでありまして、商店街連合会の中でも議決された事項でありますので、そういうふうに取り扱っております。それから今回の増資につきましてですけれども、一応市の方がですね12月の議会で増資の議案を提出しておりますけれども、それに併せまして銀行団、これ4行が予定されておりますけれども、そのほかに民間の会社をメインにですね、これ数社手を挙げるところがあるようですが、一応今のところの予定としては25株の予定で考えているようであります。ですからこれまでの出資11株550万円に加えて20数株の増資になると、そこはまだ確定しておりませんので、その程度になろうと思います。それからもう一つ、事業がですね多岐にわたっておりまして、いろいろ利害関係の生じる恐れがあるのではないかと御指摘でありましたけれども、だからこそ行政がかかわるべき形態というふうを考えております。それから代表権についてですけれども、これは株式会社ですから基本的にはこの出資金の範囲で責任を負うというふうを考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

18番（河野豊） あと常任委員会が控えておりますので、せん越で差し出がましい質問をしとるなあとと思いつつ質問をしてるわけですが、最後にですね、ちょっと通告に関連しとるんですけどね、財源ですね、700万の財源この中にありますが、その他の部分に700万の財源というのが載ってるわけですね。ですよ一般財源ゼロという形で。今回の補正予算の主な内容の中にね。聞いたら分かるはずですよ。これは総務部長か財務部長かになるのかな。財源が要するにここにね全部で今回の補正がですね、11億923万かな合計がですね。11億2,205万3,000円が地方交付税等が含まれていますというただし書きになっとんやな。だからこれは財源としては確定しとるんですか。例えば、臨時の交付金とかあんなのがあるというような形で予定

しとるのか。この財源が何から持ってこようとしとるのか。一般財源からはゼロという名目になっとるんでね。今回のこの700万は何を財源としとるのかな。その他になっとるんでね、そこだけちょっと聞いてですね。あと常任委員会に今全部が同時開催ではありませんので、別々開催ですので、私もまた委員外議員で参加するつもりですが、いろんな形で常任委員会で参考していただければなと思ひまして、その最後の部分だけ、それだけちょっと財源だけ分かればお聞かせ願ひます。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高でございます。700万の財源につきましては、まちづくり整備基金7億7,889万9,000円、これ20年度末にですね7億8,107万1,000円という金額があります。そのまちづくり基金を700万取崩しましてそれに充当させたいということでございます。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

三浦議員。

16番（三浦渉） 16番、政友会、三浦渉でございます。通告はしてなかったんですが、議案質疑を行います。議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算第4号、債務負担行為第2表、債務負担行為補正予算、平成21年度から平成24年度までということで3億9,000万円計上されているが、この予算の使用方法、詳しく説明を求めます。これが1点。これまで業務委託は剣崎の給食センターであったと聞いているが、どのような業務委託なのか。何年何月から委託業務が始まったのか。市長からの特命であったのか、詳しく説明を求めます。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 三浦議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。まず債務負担行為でございますが、これは平成22年度に五つの学校給食センターを統合し、配送、それから調理業務等の委託に関する委託料の債務負担行為でございます。1年間で1億3,000万ということで3年間分の3億9,000万ということで計上いたしております。それから剣崎でございますが、剣崎の学校給食センターは御承知のとおり、平成21年度から委託をしております。これも給食の調理と配送が主な委託内容でございますが、これにつきましては、平成21年の4月1日から1年間ということで契約をいたしておるところでございます。特命であったのかということでございますが、これにつきましては、市の行革の中でこの給食センターの民間委託というのが打ち出されました。それに伴ひまして、佐伯市の長期総合教育計画の中でこれを十分検討いたしまして、その中にも一応給食センターの民間委託というのをうたい込みまして、教育委員さんの承認を得ているというような状況でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 業務はどこがやっておるかなと調査していたら社会福祉協議会、社会福祉協議会は純たる民間ですか。民間委託というのを行革でやったということであるが、民間という判断でいいんですかね。社会福祉法人佐伯社会福祉協議会の役員名簿の中に、行政代表で佐伯市市長の西嶋泰義という名前が記載されておるが、この社会福祉協議会というところは民間という判断でいいのか。それと3億9,000万、1年間1億3,000万という補正予算が上がっているが、議会には予算を認めると、その内容の説明は全くない。これだけの箇所の給食センターを業務委託するので予算だけ認めればいいんだということでもいいのか。今日までその

説明は全くない。それは市長から答弁をもらわなければ、予算だけ上げてきて、業務委託するんだから予算だけ認めれというようなことなのか。この説明は全く聞いてない。本匠じゃ弥生じゃ大入島じゃいうのは直川とかこういうものは説明がない。3億9,000万円だけ認めてくれということだけでいいのか。それと社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会は市の予算を予算として補助金を差し上げておる。自治委員会を通じて500円というものを個別に徴収しておるが。そして私がここで前期の折に一般質問をした折に、担当部長は香典返しは窓口に来たら、これは社会福祉協議会にあげるんですかと、市にあげるのですかということ聞いたらどうですかというたら、ちゃんと聞きますという議事録が残っておる。全く聞かないまま香典返しは窓口にきたらそのまま社会福祉協議会にやっておると。そういった協議会が民間という判断でいいのか。そして先ほど質問で市長が特命で上げたのかと、市長がこれも役員になっておる。先般の私の質問で、誤解を招くようなことであればケーブルテレビの取締役を辞任しましょうと、大分合同の新聞記事が載っておりましたけど、市長が役員である社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会の中に、この業務委託もまた3億9,000万円、どういう手続きで今度は業者を選別するのか。新しくやるんでしょ、どういう手続きでやるのか、また社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会にあげるのか。そして定款を見れば、定款の規約を変更しておる。学校給食調理、配送事業というのを理事の3分の2以上の同意があればできるような定款を変えておる。定款を変えてまでも本来の日本全国社会福祉法人というのは多いんですが、定款を変えてまでも納税者と競合するような仕事をしなければいけないというか、この定款を変える時は市長は行政代表として当然出席しておる。理事会に出席しておると思います。佐伯市民の多くの納税者の方と競合するような事業をする定款を変えてまでもこの給食の運搬をさせなければいけなかったのか。その辺について再質問を行います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えします。社会福祉協議会は民間であるかということですが、この学校給食センターの調理場の委託の際に、広く異業種からの参入も導入しようということで行っております。応募条件といたしまして4点ございます。学校給食の趣旨を十分理解し、その円滑な実施に協力できる者。市内に事務所又は事業所を有する法人。委託業務が円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していること。それから主たる雇用者は現場経験を有する現在務めておる就業者を優先的に雇用すること。というこの4点を応募条件といたしております。応募の制限をまた加えておりますけれども、市の指名停止措置を受けてる者。それから会社更生法の手続きに基づいて手続きの申し立てをしておる者。それから1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者。過去3年以内に食品衛生法の営業の停止の処分を受けた者。というようなことで、応募の制限も一応設けております。したがって、異業種を参入させるということも含めまして、広く建設業であれ、という現在給食に携わっていない部分も含めて、広く応募しておるところでございます。それから社協の定款の変更ということですが、特に応募の書類の中で定款を求めてはおりませんし、そういう中で定款の変更をなされたということがあったようですが、それは会社の方の役員会とかそういうことで、その定款にうたわなければ、その業務ができないようであれば当然定款の変更は必要であろうというふうに考えております。それからあと、議会で説明がないということですが、この学校給食の民間委託の関係につきましては、先ほど申しましたように行革の大きな柱として学校給食の民間委託は打ち出されました。そ

ういうことで当然、私が受ける前に議員さんの方には御説明を差し上げていると私は思っておりますが、もし聞いておられないということであれば、私どもの手落ちであろうというふうに思っております。今回のこの初めての予算ではありませんけども、この負担行為が出た段階で、教育民生常任委員会でも中身について詳しく御説明をさせていただきたいというふうに思っております。あと社協の中身につきましてはちょっと私どもでは把握をしておりませんので、お答えができませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、理事会に出るかということですけど、これは理事会に出ておりません。会議、その他にほとんど社会福祉協議会の方は、私は在籍はあるんですけど、こちらの市の方の執務が忙しいということで、そういう中では出席をしておりませんので。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 行政代表の市長は欠席ということで、これは質疑でありますので一問一答ではありません。これで終わりますが。市長今朝ね、今朝8時半に電話をして定款の一番新しいのをくださいということで、定款の一番新しいのをいただいた。この定款を見るとですね、読んだらケーブルが入ってないからいいんですが、会長、佐藤佑一、副会長、一瀬茂亀、こういうぶざまなですね書類がですね、今朝9時にいただいたんですよ。こういういい加減な副市長、書類を出すような役所では毎日毎日新聞記事にですね載るんです。今朝いただいたんですよ、部長に聞いてください。いつ佐藤佑一さんは辞めたんですか。議員の河原修仁さん。あなたも蒲江町長で載ってますここに。どうも正にいい加減な、もうちょっと根本的にですね中から整理してもらわなければ、これ今朝9時に家から8時半に電話して9時に受け取った。会長、佐藤佑一さん。もうあの議長これで終わりますけど、ひとつよろしく。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 福祉保健部長の戸坂です。議員から今朝ですね連絡いただきまして、私の手元にあるですね定款を社協に連絡して差し上げたんですけど、今言われた役員はですね、設立当初ですね、全部の社協が合併してですね新しい社協というのができましたので、その当初のですね役員が佐藤佑一さんとか、今言われた方になっておりますので、これは間違いではないんでございます。当初のを載せるようになってますのでですね、そういった内容でございます。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

後藤議員。

1番（後藤幸吉） 三浦議員と関連した質問をいたします。社会福祉協議会のあり方については、今度の給食とは違いますが、関連をして一般質問の時に社会福祉協議会のあり方を質問しております。だから今回は学校給食ですが、その中行財政改革の一環としてということになっておりますが、152か、3億9,000万円を委託をするということが、それほど行財政改革に、135だそうです。だから三浦議員と同じと申し上げました冒頭に。冒頭に申し上げております。一応3年間でそれだけの金額を使って委託するということは、それほど行財政改革になるかどうかをお尋ねしたい。なぜかということ、一般質問の時に通告をしておりましたができんやっただんですが、職員を配置換えしております。何号級か知らん、辞める職員、給食から一般になった人間の給料は何ぼかという質問をしております。例えば、1級の職員でもできるであろう仕事を5級じゃ6級の旧専門職の人にさせるわけですが、その面はどのぐらい支出が

ありますか。人件費、その人たち学校給食から一般に替わる人たち10何人の職員の人、その人たちの給料は何ぼ教育関係の方から予算が減りますか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 突然の御質問でございまして、資料を用意しておりませんが、今度22年度にする部分の資料を持ち合わせております。人件費総額が1億1,076万1,612円、それにかかわる手当等の諸経費が2,077万2,388円で、合計が消費税を含めても1億2,900万程度ということでございます。これがすべてなくなるというわけではないんですが、この中に正職員分の給料があります。その分については、ちょっとここで今資料を持ち合わせておりませんが、臨時職員・嘱託職員を含めての金額でございまして、正職員をのけて4,000万程度だったというふうに記憶をしてるんですが、もしかすると違うかも分かりません。だからその部分が委託による効果だというふうに考えております。ちょっと金額は記憶がないんですが。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私が一般質問の時には通告しちょっとから用意はしちょっとと思うんですが、委託をした金額プラス一般普通会計の方から払う金額、一般職に払う金額たし合わせて今回何ぼ。今度の契約の金額は決まっちゃらんですか。予算は出ちよるんやろ。そうした時には4,000万ほど削減されるということですか、見当で4,000万ほど。そしたらもう一度お尋ねします市長に。三浦議員が言うたように、社会福祉協議会が定款を変えてまで民間の仕事に踏み込むということが市民が納得するであろうか。例えば500円の会費も取りよると。同じ質問を、一般質問と同じ質問をします。民間に立ち寄っていいもんでしょうか。考え方ですね。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員のいわゆる議案質疑ということですので、3億9,000万については契約の対象として今やっておるんで、それがないと契約ができないと。当初予算等に最終的な金額は、計上するじゃな、そういう形でありますので、これはあくまでもそうした意味で契約を3月までしないといけないということですので、今議員が言われました質問については、私の方からちょっと議案質疑と違うと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 結構です。いい答えです。私は金のことよりも市長の市民に対する心をお尋ねしただけです。それを参考にして私は議員としての判断をいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第160号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、日高嘉己君の退席を求めます。

（日高嘉己議員退席）

議長（小野宗司） 御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

13番、日高嘉己君の復席を求めます。

（日高嘉己議員復席）

議長（小野宗司） 以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者近藤愛子）につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第7号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成21年第8回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第135号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）	分 割
第136号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第137号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第138号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	経 済 産 業
第139号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総 務
第140号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設
第141号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第142号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第143号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）	建 設
第144号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	建 設
第145号	佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	総 務
第146号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総 務
第147号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総 務
第148号	財産の取得について（高機能消防指令センター装置）	総 務
第149号	佐伯市特別用途地区建築条例の制定について	建 設

第150号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について	建設
第151号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建設
第152号	佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正について	建設
第153号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	建設
第154号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生
第155号	佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	教育民生
第156号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生
第157号	佐伯市都市公園条例等の一部改正について	教育民生
第158号	工事請負契約の締結について（平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事）	教育民生
第159号	つるおか子どもの家の指定管理者の指定について	教育民生
第160号	佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定について	教育民生
第161号	財産の取得について（校務用コンピュータ等）	教育民生
第162号	財産の取得について（教育用コンピュータ等）	教育民生
第163号	財産の取得について（電子黒板）	教育民生
第164号	土地改良事業の施行について（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区））	経済産業
第165号	公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を開いていただき、24日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分 散会

平成 2 1 年 第 8 回

佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 1 2 月 2 4 日

第 8 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 7 号)

平成21年12月24日 (木曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	17 番	宮 脇 保 芳
18 番	河 野 豊	19 番	浅 利 美 知子
20 番	後 藤 勇 人	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	小 野 宗 司	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香 一郎		

欠席議員の氏名

16 番 三 浦 涉

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 教 総 財 企 市 福 建 上	副 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清 一 郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 白 田 茂 達 長 戸 坂 富 士 男 長 酒 井 実 長 甲 斐 満 義	農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長 総 務 部 次 長 兼 上 浦 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 弥 生 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 本 匠 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 宇 目 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 直 川 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 鶴 見 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 米 水 津 振 興 局 長 総 務 部 次 長 兼 蒲 江 振 興 局 長	部 長 高 橋 満 弥 次 長 江 藤 幸 一 長 伊 東 宇 三 実 局長 石 田 初 喜 局長 染 矢 隆 則 局長 汐 月 良 喜 局長 小 野 雄 司 局長 松 下 雅 史 局長 内 田 昇 二 局長 福 泉 慶 一 郎 局長 高 瀬 精 市
---------------------	---	---	---	---

議事日程第7号

平成21年12月24日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - （イ）閉会中継続審査案件（決算特別委員会）
 - （ロ）休会中審査付託案件（常任委員会）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第4 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - （イ）閉会中継続審査案件（決算特別委員会）
 - （ロ）休会中審査付託案件（常任委員会）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 本日の平成21年第8回佐伯市議会定例会第22日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

まず閉会中継続審査として、決算特別委員会に付託されました認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、河原修仁君。

決算特別委員長（河原修仁） おはようございます。決算特別委員長の河原修仁でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続審査となっております認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定について、去る11月11日から13日までの3日間と12月3日の合計4日間にわたり委員会を開会し慎重審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初日は、委員1名欠席のもと委員会が開会され、冒頭の正副委員長互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に清家儀太郎委員が選任されました。

市長のあいさつに続き、11月1日に就任した分藤教育長のあいさつを受けた後、執行部から平成20年度普通会計決算の概要及び主要施策の成果等に関する報告書の概要説明を受けましたので、その概要を申し上げます。

歳入総額446億1,233万円、歳出総額441億4,199万円で、これから翌年度の繰越財源を除いた実質収支の額は、2億2,486万円で黒字であり、地方債残高については、今年度は696億3,

986万円となり、前年度比で約12億円を減らすことができた。一方、財政調整・減債の二つの基金は、20年度も取り崩しをすることなく、合併後の4年間、毎年積み立てた分だけ増加しており、前年度比で約4億円の増の合計で71億4,317万円となっている。

決算の特徴については、歳入が対前年度比で7.8%の増加、これは国庫支出金が国の経済対策による定額給付金事業や普通建設事業により伸びたことによるものである。また、歳出においても、対前年度比で8.9%の増加で、これは人件費の削減等により義務的経費は減少したが、教育施設、消防庁舎等の事業が重なったことによる投資的経費や国の経済対策による定額給付金事業による補助費等が増加したことによるものである。

歳入については、地方交付税の占める割合が40.7%と大きく、一方、市税や使用料等のいわゆる自主財源は23.7%で、歳入の四分の一以下ということになっており、昨年よりなお小さくなっている状況である。

歳出については、人件費・扶助費・公債費のいわゆる義務的経費と言われるものの構成比が50.2%で、歳出の二分の一を占める状況にある。

次に、決算等の状況カードについては、各種指標のうち、財政健全化判断比率は今年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、基準値を超えると財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられたので、その比率を記載しているが、本年度決算ではいずれも基準を下回っている。

歳入の状況については、地方税は若干の増加、地方譲与税等は現在の経済状況を反映してか、地方譲与税やいくつかの各種交付金等の大半は減少している。地方交付税は微増となっている。

歳出の状況については、人件費は行財政改革の進行で減少しており、引き続き今年度策定の行革プランにも反映されると思っている。市の負担が決められている扶助費については、毎年増加傾向にある。補助費等は定額給付金事業等が入ったことが大きく影響している。繰出金については、後期高齢者医療への10億円が新規に発生したことが大きな要因となっている。

積立金及び土地開発基金の状況については、今年度も財政調整基金と減債基金の両基金は取り崩しをすることなく推移する一方、前年度繰越金の二分の一の額を基金に繰り入れたため、現在高は前年に比べ約4億円増加している。

最後に、これからも負担が決められている扶助費が増加していくなど、市の置かれている財政状況の厳しさは増していくが、国の政権交代や経済対策による本市への影響を注視しながら、また佐伯市は自主財源である市税収入の占める割合が類似団体と比較してかなり小さく、地方交付税に頼る財政運営が続いているので、効率的、効果的な行政サービスや施策の遂行に留意するとともに、特に国の地方財政計画に盛り込まれる交付税の動向、影響度にかかわる情報収集などを密に行いながら今後の財政運営を行っていかねばならないと考えているとの報告がありました。

引き続き、監査委員に平成20年度決算に対する総括的意見を求めましたので、その概要を申し上げます。

平成20年度の一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総計687億9,137万円、歳出総計677億4,849万円となっており、実質収支額は6億2,838万円の黒字となっている。

一般会計歳入の決算状況としては、市税である固定資産税及び都市計画税が7,365万円伸

びている。さらに、地方交付税が5億5,000万、国庫支出金が12億、県支出金が9億ほど伸びているが、これは投資的経費と定額給付金の伸びによるものである。

歳出の決算状況は、総務費が9億8,000万円ほど伸びているが、これは定額給付金とケーブルテレビ事業。農林水産業費は1億2,000万円ほど伸びているが、これは林業費の増、教育費が6億2,000万円ほど増になっているが、これは、下堅田小学校、宇目統合小学校、給食センターの建設である。

一方、特別会計については、歳入241億9,759万円に対し、歳出236億2,506万円で、昨年と比較すると歳入が9億ほど減っている。これは今回、老人保健が後期高齢者ということで分かれたので、国庫支出金等が広域連合に直接入るので、今年度特別会計の方が全体的に少なくなったという状況になっている。

普通会計における財政状況では、一般会計、飲料水供給事業特別会計、土地区画整理事業特別会計（一部）で構成されるが、歳入構造として、自主財源が23.7%、依存財源が76.3%であり、そのうち地方交付税が40.7%を占めるという状況になっている。

歳出構造の義務的経費と投資的経費が20.3%と類似団体に比べかなり高く、財政力指数は0.35となっており、類似団体127団体中125番目ということで、財政力が弱いという状況である。経常収支比率については94.7%、昨年より1.1ポイント悪化している。

平成20年度決算は、世界的な経済不況から来た国家全体に及ぼす影響が、直接大きく当市にも影響しており、国の施策の重要性が顕著に現れた決算となったと言える。本市の財政状況は、財源を大きく国家に依存する現状であることから、今後は基礎的財源の確保に努力することにより財政力を高め、地方の自治体としての役割を認識し、より有効な事業を展開していくことにより、財政の健全化及び安定化の確保に万全を期することが必要であるとの意見が監査委員から述べられました。

これに関連して委員から、昨年は、予算が現在の400億から将来的には100億程度減るのではないかとの見解であったが、今年もその見解は同じであるかとの質疑が出されました。

これに対し、監査委員から、現在の佐伯市は合併特例措置により財政規模は膨れているが、一般的な8万人の類似団体の財政規模は300億程度、交付税としては90億くらいであるとの見解が述べられました。

引き続き、一般会計歳入歳出決算事項別明細書から順次款を追って審査を行いました。各会計における歳入歳出各款の各種事業に関連して、活発な質疑、答弁が交わされましたが、本委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成され、委員会審議の経過は皆様御承知のとおりでありますので、詳細な報告は省略し要点のみ御報告いたします。

一般会計歳入では、1款、市税について、16款、寄附金について、20款、市債について、それぞれ活発な質疑、答弁が交わされ、11日は歳入の質疑を終了して散会いたしました。

翌12日は、委員1名欠席のもと委員会を再開し、一般会計歳出から質疑を続行いたしました。

歳出2款、総務費では、地域パワーアップ事業、蒲江まちづくり交付金事業を中止した理由、つるみ山荘管理費、ケーブルテレビ事業費、3款、民生費では社会福祉協議会補助事業費、4款、衛生費ではごみ中間処理費、7款、商工費では企業誘致の取組状況、8款、土木費ではまちづくり交付金事業、10款、教育費では学校給食費について、各款の各種事業について活発な質疑、答弁が交わされ、12日は一般会計歳出の質疑を終了して散会いたしました。

最終日13日は、委員1名欠席のもと委員会を再開し、16会計にわたる各特別会計の質疑を行いました。

そのうち、生活排水事業における加入率（公共下水道、農集、漁集、合併処理浄化槽）が54.2%から55.3%に上昇したことに伴い、さらに現状と今後の対策について議論が交わされたところでございます。

また、公有財産については、ケーブルテレビ関係の質疑が集中し、財産に関する調書に修正があったため、差し替えを行いました。

11月11日から13日までの3日間にわたる決算書による審査を踏まえて、多くの委員から総括質疑ののち、討論に入り、一委員から、国民健康保険税や水道料金の値上げ、高齢者非課税制度の廃止等の影響で市民の負担が増えており、それに対する市の独自支援策が不十分であるとして反対意見が出され、挙手による採決の結果、認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定につきましては、賛成多数をもって認定すべきものと決した次第でございます。

しかしながら、その後、使途不明金及び不正経理の問題等が発生しておりますので、この疑義を質すため、12月3日に委員会を開会し、委員1名欠席のもと再び審査を行いました。

まず市長より、職員による公金の使途不明金、また不正経理が相次いで発覚しており、このような事件が起きたことは誠に遺憾であり、市民はもとより、議員、また監査委員の皆様にも多大なる御迷惑をお掛けしたということ、また市政に対する市民の信頼を裏切ったということに、心よりおわび申し上げたいとの謝罪がありました。

引き続き執行部から、使途不明となっているのは、建築確認手数料の510万9,000円で、その内訳は手数料に水増したものが1件、架空の案件を作り、引き出したものが12件、計13件が不明金となっているとの説明がありました。さらに、平成20年度の決算には直接関係はないものの、消防署の使途不明金についての説明がありました。

複数の委員から、決算特別委員会の当日や前日に調べるのではなく、決算をする前、つまり5月中にその金額の確認をするのが当然ではないのかと質したのに対し、執行部からチェックが適正に行われていなかったというほかはないとの答弁がありました。

また、公金管理している市全体の部署に対する対策を質したのに対し、執行部から、公金管理委員会の中で検討していくとの答弁がありました。

さらに、会計課への事務の流れを質したのに対し、執行部から、今後こういうことが起きないように、庁内で協議をしながら、二重三重のチェック体制をとっていくとの答弁がありました。

引き続き執行部から、不正経理についての説明があり、去る11月12日の決算特別委員会で委員から、トランシーバーは国体用に購入したのかという質問があり、調査したところ、平成19年度のケーブルテレビ維持管理業務委託、平成20年2月分の保守明細のアンプの故障という品名の差し替えでトランシーバーを購入したものであり、複合機については、使用していた物が故障し、修理ができないということで課長に相談があり、購入を認めたもので、平成20年3月分と同様に購入したものであるとのことでした。

また、検査体制が工事請負費に比べ委託料は検査が甘いのではないかとの委員の御指摘のとおりで、今回のことを受け、検査体制を見直し、強化徹底をしていく。検査調書は契約規則で規定されているので、今後は作成をしていくとの説明がありました。

委員から数多くの質疑ののち、討論に入り、一委員から、前回と同様で反対との意見が出

されました。挙手による採決の結果、賛成者はなく、認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定につきましては、不認定とすべきものと決した次第でございます。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、休会中審査として、各委員会に付託されました議案31件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案4件、計6件につきまして、去る12月17日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。なお、新庁舎建設事業関連の予算については、最後に詳細説明を求める扱いといたしました。

歳入での質疑はなく、歳出に入り、一委員から、給与費明細書のうち、一般職の職員数が2名減になっている理由について質したのに対し、執行部から、1名は飲酒運転によって懲戒処分を行い、さらに1名は勤務成績が悪いことにより分限処分を適用したためである、との答弁がありました。

引き続き、新庁舎建設関連予算、いわゆる現年度予算分57万6,000円と債務負担行為予算分1億4,694万4,000円について一括して詳細説明を求めたのち、質疑に入りました。

一委員から、総事業費の見直し時期について質したのに対し、執行部から、総延床面積1万4,800平方メートル、総事業費56億円については、予算通過後、基本設計・実施設計の協議の中で確定していきたい、との答弁がありました。

また一委員から、今後のスケジュールについて質したのに対し、執行部から、現時点で3か月分延びたことにより、平成26年度までに終わらせる具体的方策は見つかっていない。しかし、事業を進ちょくしていく過程において、何としても合併特例債期間内に完成させるよう努力していきたい、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、3か月遅れて合併特例債が適用されない可能性があれば、今回は見送り、10年ほど基金を積み立てて、改めて新築すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、仮に3か月遅れた場合でも合併特例債がすべて適用されないということではなく、外構工事の部分が一般財源になる可能性はあるが、それまでの工事は適用される、との答弁がありました。

さらに一委員から、当初のスケジュールから3か月遅れたが、発注の時期や工程等を工夫しながら合併特例債の適用期間を過ぎるようなことはしない。担当課としてプロ意識を持った上で事業に臨むということで確認してよいか、と質したのに対し、執行部から、そのとおりである、との答弁がありました。

また、別の角度で委員外議員から、行革が作成した平成32年度までの財政収支の見通しにおいて、平成33年度に基金が枯渇する中で、投資的経費を80億や60億に設定することは到底

できないと考える。今の時期に大型事業に着手すると、一般の投資的経費は30億や40億程度で事業を行わなければならない事態が起きる。そうであれば、ある程度の自己資金を持った上で事業に着手すべきと考える。このように今後予想される大型事業がある中で「本当にやれるという根拠は何か」と質したのに対し、執行部から、財政収支の試算は一定の仮定の下で機械的に算出したものであり、当然こうならないように財政運営を行っていかなければならない、との答弁がありました。

これに対し同委員外議員から、この推計を参考にした上で財務部や市長が、本当にいけると判断した根拠は何か、と再度質したのに対し、執行部から、確かに庁舎を建てれば、その分ほかの普通建設事業が減っていくというのは事実であるが、この範囲の中で事業を組み立てていく。また、積立の問題については、積立を行う一般財源に対して、地方交付税等の財源措置があるわけではない。そうであれば合併特例債の有利な財源を活用すべきである、との答弁がありました。

この答弁に対し、同委員外議員から、有利な財源を使ってもこういう将来推計になるので、「本当に大丈夫か、その根拠は何か。」と聞いている。これに対し執行部から、庁舎を建てる建てないにかかわらず、この財政推計になっている、との答弁がありました。

これに対し、同委員外議員から、この不況の時にあって、投資的経費の使い道として、大きな事業に使うのがいいのか、地元の仕事を増やす観点から小さな事業に使うのがいいのか、考えたほうがいいのか、との意見が述べられました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第135号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで附帯決議案提出に当たり休憩動議が出され、いったん休憩いたしました。

再開後、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分に対する附帯決議案を議題とし、提案者の井野上準委員から趣旨説明がありました。内容はお手元に配布のとおり、新庁舎建設事業の執行に当たって、佐伯市民の福祉の向上が、持続的で安定した財政基盤の上に成り立っていることを前提に、将来の危機的な財政状況の回避、及び議会への将来推計の提出を求める2項目であります。

慎重審査の結果、全会一致で附帯決議を付すことに決し、さらにこれを本会議の意思とするため、委員会として議案を提出することに決したところでございます。

次に、議案第139号、平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし審査いたしました。

慎重審査の結果、議案第139号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号、佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、執行部から、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公務災害補償等を行う職員に船員保険法に基づく船員保険の被保険者を加えるほか、条例の整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第145号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、現行の固定資産評価証明は1件300円で、土地は2枚目以降100円、家屋は2枚目以降300円加算している。今回、この額を統一し、1枚増すごとに一律100円に加算しようとするものである。さらに、これまで明記されていなかった法人事業所の所在証明を明確に条文化しようとするもの

であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第146号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号、工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するもので、6月議会において可決した当該整備工事の変更に伴い、日本無線株式会社大分営業所と平成21年11月9日に変更仮契約を締結している。当初の請負額は1億8,900万円であり、これを1,150万2,750円増額し、変更後の請負額は2億50万2,750円である。変更理由については、別紙A3の地図に示すとおりであり、いずれも区長立会いの下、地域の実情や要望を勘案し、さらに今後の利便性を考慮に入れたためであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、変更内容は設計の時点でなぜ把握できないのか、と質したのに対し、執行部から、通常、実施設計は工事に入る前年度に行っており、その時点では議会軽視になりはしないかとの思いから、区長との立会いは行っていない。当初予算の議会の議決を経て、6月議会で施工業者が決定し、その後区長との協議を行っているので、どうしても変更の可能性が出てくる、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、実施設計の時点から区長と協議し、変更が出ないような手法が採れないか検討すべきである、との意見に対し、執行部は了承しました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号、財産の取得について（高機能消防指令センター装置）は、執行部から、当該装置一式を購入しようとするもので、2業者による指名競争入札を行った結果、不落であった。そのため地方自治法施行令の規定により見積書を徴収した結果、大分市の株式会社NTT西日本 - 九州大分営業所が落札。購入予定価格は3億4,650万円である。2,000万円以上の財産の取得であるため、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第148号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。なお、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ次に、建設常任副委員長、井上清三君。

建設常任副委員長（井上清三） おはようございます。建設常任副委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案6件、予算外議案5件、計11件につきまして、去る12月17日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、委員長に代わり、御報告申し上げます。

まず、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。慎重審査の結果、議案第135号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、平成21年度、佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、一委員から、債務負担行為に関する調書で補正前と補正後で5,000万

円の追加となっているが、何か計画があるのかと質したのに対し、執行部から、今年度に消化できない分を来年度以降に回したいとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第140号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、平成21年度、佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、一委員から、歳入の消費税還付金の詳細を質したのに対し、執行部から、20年度決算の状況を申告し、払っていた消費税の方が多かったので、今年度消費税の申告をして、返ってきたものであるとの答弁がありました。

さらに、一委員から、歳出の負担金補助及び交付金とあるが、その詳細を質したのに対し、執行部から、宇目地域については人头制から従量制の変更であるが、これは市の事情による制度の変更であるので、汚水量を正確に把握するためのメーター取付に関する工事費を個人に補助するものである。なお、対象戸数はおおむね600戸で、現段階で加算メーターが必要な世帯は200戸前後と考えているとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号、平成21年度、佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第143号、平成21年度、佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第144号、平成21年度、佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号、佐伯市特別用途地区建築条例の制定については、執行部から、特別用途地区における建築物の建築等の制限又は禁止に関し必要な事項を定め、佐伯市都市計画区域の準工業地域の7か所を適用区域としている。特別用途地区内においては、建築制限として大規模集客施設の用途に供する建築物を原則として制限する。また、特別用途地区内における建築等許可申請に対する審査に係る手数料の額を定め、佐伯市手数料条例の一部を改正したいとの説明があり、一委員から、これからの経済活動にどのように影響してくるのか、危ぐする点はないのかと質したのに対し、執行部から、準工業地域は、建築基準法で最も建築物の用途の規制の緩やかな所であり、こういう所に1万平方メートルを越すような大型店が出るということは、全体のまちづくりの上からも好ましいと言えないという意味あいから、こういう規制をしたいとの答弁がありました。

さらに、一委員から、ただし書に市長が公益上やむを得ないとあるが、公益上の意味合いはと質したのに対し、執行部から、この規定を設けていないと、行政がまちづくりを行う際に、公益上やむを得ないような建物を建てなければならない場合に建てられなくなってしまうとの答弁がありました。

また、委員外委員から、これは地元の地権者との相談はしないで進めるのかと質したのに対し、執行部から、住民説明会は開催したが、参加者が少なかった。都市計画用途の決定の過程において、地権者の同意というのは求められていないとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第149号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正については、執行部から、下水道等使用料を旧佐伯市の使用料体系に統一するとともに、宇目地域で適用されている世帯人員による定額制の料金体系を廃止して、水道等の使用水量に基づき、汚水量を算出する従量制に一本化しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第150号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正については、執行部から、議案第150号と同様に下水道使用料を統一する内容で、合併時に処理場の処理施設の名称等の表現が統一されていなかったため、今回併せて整理をしたいとの説明があり、一委員から、使用料金の改定率と改正の幅について質したのに対し、執行部から、全体の平均で4.5%だが、地域ごとでは、30%を超える地域も出てくるとの答弁がありました。

さらに、一委員から、全体的に4.5%増収というのは年間どれくらいかと質したのに対し、執行部から、下水道4事業で、22年度が中途施行であるため、約1,300万円、23年度以降は約2,000万円の統一に伴う使用料の増を考えているとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第151号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号、佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正については、執行部から、鶴見の猿戸・広浦・下梶寄地区にある施設で、今回の統一に伴うものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第152号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）は、大分県が実施した国道388号線の道路改良事業に伴い、新たに生じた公有水面埋立地を確認し、その土地を字の区域に編入しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第153号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案3件、予算外議案10件、の計13件につきまして、去る12月16日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では、委員から、14款、3項、7目、教育費委託金の各事業について、国や県のモデル事業であり、佐伯市が必要としている事業ばかりではない、本当に必要な事業を絞り、県や国に要求していくことが必要ではないかと質したのに対し、執行部から、県に対し、佐伯市のニーズに応じた事業を立ち上げてくれるよう過去何年も要望してきており、これからも続けていく。現状ではどの事業においても、学校や教員に対し、やらされている、そういう取組ではないという意識づけをさせるのが重要であるとの答弁がありました。

また委員から、19款、5項、3目、雑入の内容を質したのに対し、執行部から、高齢者福祉雑入については、社会福祉士実習生を受入れた際の謝金である。また教育総務雑入については、国道388号道路改良工事に伴う、猪串小学校の立木及び遊具の移転補償金であるとの答弁がありました。

歳出に入り、委員から、3款、3項、2目、扶助費の生活保護費が多額の追加計上をしている、生活保護の現状について質したのに対し、執行部から、11月末の生活保護受給世帯数が、825世帯。受給者数が、1,079名で昨年の同時期と比較して世帯数で12.2%の増、人数で

11.0%の増となっている。これは全国的な傾向であり、不況の影響で職を失った、あるいは収入が減ったということで生活保護の相談も大変多くなっているとの答弁がありました。

また委員から、4款、1項、2目、予防費の新型インフルエンザ予防接種助成事業について、国の施策の動向を含めた予算の見通しに対する質疑答弁ののち、小・中・高校生への新型インフルエンザ予防接種に対する助成ができるよう、担当課として積極的に予算獲得を行ってほしいとの要望が出されました。

また委員から、10款、6項、3目、学校給食費のうち、弥生学校給食センター一般管理費について、404万4,000円の増額で、補正予算の概要によると、水道・電気代の不足による補正となっているが、今年度新設したばかりの施設でこれも足りないというのは予算の積算ミスなのかと質したのに対し、執行部から、前年度実績がないため水道代については、旧弥生給食センター、電気代については剣崎給食センターを参考に予算計上したが、実際には、新しい設備等導入しており水道、電気ともに予想以上に使うということで今回の増額補正となったとの答弁がありました。

また委員から、債務負担行為に関する調書のうち給食調理・配送等業務委託料について内容を質したのに対し、執行部から、剣崎・弥生・本匠・大入島・直川・大島の6つの調理業務及び配送業務の委託料で、委託期間は、平成22年度から平成24年度まで、委託業者については、この予算が認められた後、見積額のほか7つの提案を受けプロポーザル方式による選定を行い決定する。委託業者には、現在給食センターに従事している嘱託職員を引き続き雇用していただくよう計画している。業務委託するメリットとしては、市直営であれば、嘱託職員は最高3年までしか勤務できず、業務に対する経験が浅くなるが、民間であればそれも解消できる。また正職員が現在8名おり、正職員の人件費から委託料を引いた2,600万円ぐら이가メリットであるとの答弁がありました。

これに対し委員から、現在いる臨時・嘱託職員を引き続き雇用してもらえのなら、見積金額だけの入札で、何もプロポーザル方式で選定する必要はないのではないかと質したのに対し、執行部から、市内また県内でも学校給食の業務委託を受ける専門の業者はなく、ただ入札のみで選考するのではなく、衛生管理・安全管理の徹底、また給食調理に対する思いを持っているかというようなことも必要だと考える。プロポーザル方式により企画提案してもらい、中身を十分精査し、選定委員会で公平公正に選定していただけると考えているとの答弁がありました。

また委員から、剣崎給食センターは、21年度より民間委託しているが、直営の時と比較して、どのような状況なのかと質したのに対し、執行部から、特別良くなったという点もなければ、悪くなったという点もない。以前と変わりなくやれているという状況であるとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第135号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第137号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正については、執行部から、放課後児童クラブのうち、つるおか子ども家について建物の老朽化により新たに別の場所に

新設したことに伴い、位置を改めようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、放課後児童クラブは安全面等を考慮しできるだけ校内に設置した方がよいと考える。つるおか子どもの家が移転した経緯と、市としての見解を質したのに対し、執行部から、老朽化ということで移転場所を探したが、学校の近くには適当な土地がなく、地域の役員さんや保護者と協議し学校から少し離れているが今回の位置に新設した。放課後児童クラブについては、安全面も考慮し空き教室など利用しているが、空き教室に余裕がない場合は別の場所に建設する等の支援も行っているとの答弁がありました。

これに対し委員から、子どもたちが幅員も狭く交通量も多い道路を移動することになるが、安全対策はと質したのに対し、執行部から、最初のうちは指導員が学校まで迎えに行くなどの安全対策を行う。また今後横断歩道の設置等も検討していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第154号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号、佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、執行部から、平成22年度から、灘小学校を上堅田小学校に、波当津小学校を名護屋小学校に統合し、重岡小学校、小野市小学校及び現在休校中の木浦小学校を統合し、新たに宇目緑豊小学校を設置するとともに、灘幼稚園を上堅田幼稚園に統合することに伴い、灘、波当津、重岡、小野市、木浦の各小学校と灘幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、通学・通園方法を質したのに対し、執行部から、灘小学校、灘幼稚園については、タクシーでの送迎、また波当津、重岡、小野市の各小学校についてはスクールバスでの対応を考えているとの答弁がありました。これに対し委員から、小学校と幼稚園の下校時間の違いによる対応を質したのに対し、執行部から、小学校と幼稚園は別々に考えておりそれぞれに合わせた形で対応したいとの答弁がありました。

また委員から、統合については地域での反対もあったと思うが、これまでの経緯を質したのに対し、執行部から、佐伯市長期総合教育計画に基づき一昨年から各学校へ説明を行った。灘小学校については、当初は統合には反対という意見があったが、地域でよく検討した結果、上堅田小学校に統合ということを選択した。また波当津小学校については、現在児童3名と非常に児童数が少なく、小学校としてやっていけないという地域共通の認識があり、比較的スムーズに受け入れられたとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第155号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号、佐伯市公民館条例の一部改正については、執行部から、公民館分館について、その利用に係る使用料の規定を整備するとともに、その管理について指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正により使用料の値上げが行われるのかと質したのに対し、執行部から、従前は各地区で取り決めていた使用料を今回整理し規定するもので、特に値上げするためのものではないとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第156号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号、佐伯市都市公園条例等の一部改正については、執行部から、佐伯市

総合運動公園に屋外ブルペンを設置することに伴い、当該施設の使用料の額を定めるとともに、平成22年度からの指定管理者制度の導入に伴う当該施設の利用料金の上限額を定めようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号、工事請負契約の締結について（平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事）については、執行部から、平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事について「戸田・菅政建設工事共同企業体」と工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。契約金額は、2億5,158万円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、解体後の跡地利用計画について質したのに対し、執行部から、跡地利用については、今のところ地域からの要望も特になく決まっていなが、今後地域と十分協議して決定したいとの答弁がありました。

また委員から、弥生の南郡西部清掃センターの解体予定を質したのに対し、執行部から、清掃センターの解体工事については、宇目、上浦、弥生の順に計画しているが、単費で行うため予算の付きしだい行いたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁のうち、討論、採決の結果、議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号、つるおか子どもの家の指定管理者の指定については、執行部から、つるおか子どもの家の指定管理者を指定しようとするもので、指定管理者の候補者は、つるおか子どもの家運営委員会、指定の期間は、平成22年1月1日から平成27年3月31日まで、任意指定により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第159号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号、佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定については、執行部から、蒲江生活支援ハウスの指定管理者を指定しようとするもので、指定管理者の候補者は、社会福祉法人はまゆう会、指定の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間、任意指定により指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第160号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第161号、財産の取得について（校務用コンピュータ等）については、執行部から、教職員が校務上使用するノートパソコン等を小学校30校及び中学校4校に新たに整備する必要がある。この購入に当たり「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。購入する動産は、ノートパソコン410台とそれに伴う付属品及びソフトウェア、購入の相手方は、有限会社石松堂、購入予定価格は5,730万9,000円で、この事業の財源は、国の学校ICT環境整備事業等活用し全額補助であるとの説明がありました。

これに対し委員から、購入機種指定の方法について質したのに対し、執行部から、情報教育担当の教職員から意見を聴取し機種やスペック等検討を行った。機種指定は特に行わず、一定の仕様を満たしていること、また国内メーカーであることを条件に入札を行ったとの答弁がありました。

また委員から、パソコンは機種が少し古くなると相当安くなるが、最新のものを購入したのかと質したのに対し、執行部から、購入予定の機種は、2009年モデルであるとの答弁がありました。

した。

また、委員から、議案第161号、第162号、及び第163号ともに入札を辞退した業者がある、辞退理由について質したのに対し、執行部から、入札辞退理由については、特に聴取していないが、それぞれの業者において取引先等もあり、今回の入札においては指定したものについて対応できなかったのではないかと考えているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第161号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号、財産の取得について（教育用コンピュータ等）については、執行部から、小学校8校及び中学校7校のデスクトップパソコンを更新し、並びに小学校29校及び中学校13校のノートパソコン等を新たに整備する必要がある。この教育用コンピュータ等の購入に当たり「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。購入する動産は、デスクトップパソコン404台、ノートパソコン331台とそれに伴う付属品及びソフトウェア、購入の相手方は、株式会社ミール、購入予定価格は6,804万円で、この事業の財源は、国の学校ICT環境整備事業等活用し全額補助であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第162号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号、財産の取得について（電子黒板）については、執行部から、小学校29校及び中学校13校に電子黒板を新たに整備する必要がある。この電子黒板の購入に当たり「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。購入する動産は、電子黒板42台、購入の相手方は、有限会社石松堂、購入予定価格は1,480万5,000円で、この事業の財源は、国の学校ICT環境整備事業等活用し全額補助であるとの説明がありました。

これに対し委員から、1校1台ということだが、学級数も多い学校もある、どのように使い活用していくのかと質したのに対し、執行部から、補助対象が1校1台ということで、各校1台の配分となった。オープンスペースでの使用や、電子黒板は移動が難しいが、体育館などで学級単位でなくある程度の集団で活用できると考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第163号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期、定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件及び予算外議案2件の計4件につきまして、去る12月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入においては、特に質疑はなく、引き続き歳出に入り、2款、1項、4目、企画費のう

ち、執行部から、株式会社まちづくり佐伯に対する市からの出資金700万円についての説明をしたいとの申出がありました。

執行部から、まちづくり佐伯の目的である56事業のうち、現在行っている事業の内容として、(1)市民協働、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、(2)各種イベント、セミナーの企画、運営及びチケットの委託販売、(3)環境開発、まちづくりの調査、計画に関する業務、(4)商店街、商店の販売促進に関する企画、調査、運営、支援、情報提供事業、(5)商店街空き店舗対策事業の実施、(6)地域産業と連携した特産品の商品企画開発及び製造販売。の6事業を行っている。会社の発行可能株式総数は、44株、一株50万円で、2,200万円を上限としている。会社は、平成21年9月17日に設立し、よろうや仲町で10月1日より営業している。定款の住所は、佐伯商工会議所に定めている。平成22年度にまちづくり佐伯が行う事業として、市の委託事業が4事業で3,400万円、独自事業が4事業で1,110万円、計4,510万円の事業を予定している。まず、市の委託事業の内容について、地域創造支援事業業務委託、1,200万円は、まちづくりセンターよろうや仲町の運営管理調査に関する事業費。事業活用調査業務委託300万円については、船頭町、大日寺前の古い街並み保存のワークショップ等の事業費。まちづくり活動推進事業業務委託、600万円については、大手前から駅・港周辺、中心市街地エリアの道路、公園等の基本構想策定に関する事業費。ふるさと雇用再生特別交付金事業1,300万円については、まちなかにぎわい創出業務及び地域ブランド品の開発販売委託業務として、まちなかイベントへの協力、まち歩きマップの作成、新たな地域ブランド品の研究開発に関する事業費である。以上、市からの委託事業については、第二期の来年度から始まる、まちづくり交付金事業となっている。次に独自事業について、商店街活性化の60万円は、商店街活性化のためのイベント支援、商業セミナーに関する事業費。コミュニティー空き店舗対策事業の90万円については、子育て、福祉を中心とした事業費。チャレンジショップ空き店舗対策180万円については、若手商業者育成のための事業費である。戦略補助金780万円については中心市街地活性化協議会に対する支援事業費である。以上4事業については経済産業省補助対象事業となっている。

そして今回の出資金700万円の支出する根拠については、市の委託事業3,400万円のうち1,000万円、独自事業1,110万円のうち480万円の計1,480万円の資金不足が生じるため、資本金が550万円であることから、差額930万円のうち、今後出資予定のある、市内金融機関四行からの出資200万円を差し引いた730万円のうち700万円を今回、予算計上したものである。この700万円の財源については、佐伯市まちづくり整備基金を充当したいとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、出資の金額について、年度末の資金繰の差額を出資してほしいというのはいかがなものか。公共性の高い会社であれば、今後の行政とのかかわり方をよく考えたうえで、出資すべきではないのか質したのに対し、執行部から、まちづくり佐伯については、中心市街地の活性化を図ることを目的とした公益性の高い会社である。立ち上げて、間もないということもあり、資本面において、非常に弱体であるということから、700万円という要請があったとの答弁がありました。

また、委員から、事業実施していくなかで、人件費など様々な経費が掛かる。家賃等の経費に毎月50万円払っている。仮にこの運営会社が赤字になりそうだとということで、この会社を必要として大手前の再開発を含め、中心市街地の活性化に取り組むならば、金が足りないから、その分だけを出資するという理屈は危くする。次年度決算内容、毎月支払いとかあるの

だから、資金が不足することも、想定されるが、ぎりぎりの出資でそういう危ぐはないのかと質したのに対し、執行部から、まちの活性化については、ハード事業を中心に整備してきたというのが実態だが、内閣府からの中心市街地活性化基本計画の認定を受けるためには協議会の設立と、まちづくり会社の設立を要件としている。認定を受けたいがために会社をつくるのではなく、この会社自体が、実質的にまちづくりの中心になり、収益性を生んでいくということが、まちの活性化の継続性につながっていくと考えている。民間の中で様々な工夫をしていただき、市も今後の経営についても把握していくとの答弁がありました。

一委員から、まちづくり佐伯の運営の方法について、民主的な運営が必要と思うが、関係者が偏った人材にならないのか質したのに対し、執行部から、今回、市が出資することによって第三セクターになり、まちづくりに重大な影響をもっていく会社であることから、市としてもその運営にはかかわっていくとの答弁がありました。

さらに、委員外議員から、株式の公募は行ったのか。また、事業が56項目と多岐にわたっているが、民間との競合はないのか質したのに対し、執行部から、中心市街地活性化事業を行う上で、まちづくり会社の設立が法的に必須条件である。発足時は公募していないが、今後の増資を募る場合、公募するよう提言していく。56の事業項目のうち、現在、6項目の事業を行っているが、まちづくりを進めていく上で、民間と競合する部分まで圧迫し、事業を行うことは考えていないと聞いているとの答弁がありました。

また、一委員外議員から、平成22年度まちづくり佐伯資金繰表の中で、市の委託事業と独自事業が重複する部分はないのか質したのに対し、執行部から、それぞれ、重複するところはないとの答弁がありました。

引き続き委員外議員から、今後、まちづくり佐伯に市がずっとかかわっていくのか質したのに対し、執行部から、商店街、商工会議所、市、民間団体が連携しながら中心市街地の活性化が必要。まちづくりについて、市としてもこの会社にかかわりをもっていくとの答弁がありました。

関連して、委員外議員から、地方自治法では、基金の処分は、当該目的のためでなければこれを処分することができないと規定されている。このまちづくり佐伯に出資することは、基金の処分として妥当なのか質したのに対し、執行部から、佐伯市まちづくり整備基金条例第5条第2号で「地域のまちづくりに資する施設の整備又は事業に要する経費の財源に充てる」と規定されておりこれに該当すると判断しているとの答弁がありました。

次に、委員から、6款、2項、2目、林業振興費、有害鳥獣捕獲事業について、2,700万円について、県の猟期中の補助金が付いているが、この取扱に変更はあるのか質したのに対し、執行部から、基準頭数1,710頭数である。それを超えた分、一頭当たりの補助ということで変化はないとの答弁がありました。

引き続き委員から、7款、1項、2目、商工業振興費、アンテナショップ事業費について、150万円を計上しているが、この事業内容について質したのに対し、執行部から、アンテナショップをなかまち商店街に出店しているまちの駅番匠の経費であるとの答弁がありました。

質疑を終わり討論に入り委員から、賛成の立場で、何とかこの中心市街地活性化しなければ、佐伯市の将来がない。そういう意味からすると、基本計画策定をし、来年3月に提案をし、承認を得ようという運びになっているようである。まちづくり佐伯の設立は、協議会を立ち上げる条件であり、市の関与が必要である。よって市の出資については賛成である。

また、一委員から、賛成の立場で、この委員会において、出された意見を十分考慮し、今後、まちづくり佐伯へ出資をされている方、あるいは取締役その他関係者に説明をし、協議していただくよう要望し、賛成する。

さらに一委員から、賛成という立場で、このまちづくり佐伯に対して委員会で出た意見をきちっと伝え、改善すべき点は改善し、大手前、20年くらい難しい状態が続いているので、活性化させていくために、まちづくり佐伯に頑張ってもらっていただき佐伯市としてもきちんと意見を出し、透明性のある活動をしていただくようお願いし、賛成するとの討論が述べられました。

討論を終え、採決の結果、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第138号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第164号、土地改良事業の施行について（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区））は、執行部から、計画概要は、農道整備10地区、16件、全長1443メートル。農業用排水施設1地区、延長113メートル。鳥獣進入防止施設、延長1万1,214メートル、総事業費1億5,600万円である。平成22年度から24年度までの3か年の計画であるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、地元負担金は発生するのかと質したのに対し、執行部から農道整備についてはなく、農業用排水施設は、7.5%。鳥獣進入防止施設は、5%の徴収を考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第164号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第165号、公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字蒲江浦）は、執行部から、埋立ては、蒲江地域の広域漁港整備に伴うもので、大分県から諮問を受け、異議がない旨答申したいので議会の議決を求めるもので、場所は、蒲江浦字竹野浦の大分県漁業協同組合蒲江支店の前面の埋立てをするものであるとの説明がありました。

一委員から、埋立て理由に、市道の交通及び岸壁背後の施設等への弊害を回避したいということの中で、隣接する市道の整備も含まれているのか質したのに対し、執行部から、漁協の建物が無くなり、その後の土地利用については、県も用途変更について、協議が可能ということであり、今後、建設部とも協議を進めていくとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第165号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は、認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定について反対の立場で討論を行いたいと思います。国政では民主党中心の政権が誕生しました。国民に格差と貧困をもたらした自公政権に対する有権者の厳しい審判が下されたわけですが同時に地方行政に対する市民の関心も高まり、監視の目もますます強まることが予想されます。こうした中、職員の使い込みや不正経理が発生したことは本当に残念であり、しかもその一部が今回の決算にかかわっているとなれば、当然認定できるものではありません。もとより私は、本決算が高齢者に、差別を持ち込むものとして、当初から反対してきた後期高齢者医療制度導入後の初めての決算であり、5から6億円の市民負担が増えた国民健康保険税の値上げ、それに水道料金の値上げや高齢者非課税措置廃止による税金の負担増など、市民の暮らしを守る防波堤の役割を果たされていないことから、先日の決算委員会で反対いたしました。また、予算の重点、まちづくりの問題でも私は将来を見据え、農林水産業を中心と言いつつありますが、農林水産の単独事業が前年に比べ減っているなど、まちづくりの重点になっていないことも問題です。教育委員会の関係では、給食センターの統廃合や、民間委託は基本的に反対です。地元や子ども、保護者らの声を十分に聞き慎重に行うことを要望します。債務残高が減っていることは、評価できますが、単年度収支、実質単年度収支とも赤字になり、財政見通しが十分やられているのか心配です。歴史資料館を始め、新庁舎、中心市街地、施設の耐震化などが計画されている中で、財政規模が縮小されたとき、収支のバランスがとれるのか。中長期的な財政見通しはどうか検討していただきたいと思います。我々も事業の一つ一つを精査しているわけではありませんが、今後民主党のやっているような事業の仕分けが必要になってくると思います。各部各課で本当に今必要な事業なのか市民の負担軽減のために使える事業はないかなど、十分検討して、平成22年度の予算編成に生かすようお願いして反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

本案に対する委員長報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（小野宗司） 起立少数であります。

よって、本案は不認定とすることに決しました。

次に、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。引き続いて私は議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で意見を述べたいと思います。この補正予算には、新庁舎の建設事業費、57万6,000円と債務負担行為1億4,694万4,000円が含まれています。現時点ではまだ問題点がありますので、新庁舎建設には賛成できません。例えば市民の合意が得られていない問題につきましては、住民説明会を開催したものの参加者は200人不足で、合意が得られたといいますが、会場では審議委員までが意見を述べるなど純粹に一般市民の声が多く聞けたとはいえないことに加え、冒頭の市長のあいさつでは市議会が開けといったから開く事になったと述べるなどとても合意を得ようという姿勢は感じられませんでした。最大の問題である財政収支の見通し、財政的なシミュレーションについても平成32年度までの資料が出ましたが、26年度までは投資的経費を80億円に、27年度から32年度までは、60億円に抑えるというだけに過ぎません。私が考える財政シミュレーションとは、今後考えられる歴史資料館や文化会館、中心市街地などの大型事業があった場合でも、避難場所となる公共施設などを耐震化、教育福祉施設の建設、道路や河川などの改修、林道及び漁港の整備、こういうものが行われ、福祉や市民サービスの切り下げにつながらないかということを見極めるという事であります。そこまでが無理だとしても、このシミュレーションでは、平成33年度からは基金がゼロどころかマイナスになる。容易に取り崩せない基金もありますので、実質的には10年後には無くなるのではないのでしょうか。機械的に算出したものだからとか、普通建設事業費を抑えるから心配ない程度の根拠では将来に責任が持てません。また、新庁舎の建設が本格的になる平成25年度は、投資的経費80億円のうち、新庁舎だけで27億円を超え、他の大型事業が加われば、経済波及効果の高い上下水道や施設の補修など、身近な生活関連事業がほとんどできなくなるのではないかと考えます。庁舎は立派になったが、市民は枯れてしまった。新庁舎不況というべきものが来ないか心配です。本来新庁舎建設は、年次計画で基金を積み上げてある程度の自己資金をもって建設するべきです。年に2億積みれば10年で20億になります。3億積みれば30億になります。10年後を目指してゆっくり検討しても遅くはないと思います。合併特例債が有利であることは分かりますが、これまで有利な起債、有利な補助金があるといって、債務残高を増やしてきたことに変わりはありません。防災拠点という話がありますが、防災危機管理課や電算室など、必要最少限、耐震化を行いながら進むことも可能だと思います。先日訪問した大牟田市では昭和10年代の古い庁舎をまだ使用していますが、職員に建て替えないのかと聞いたところ庁舎の使用勝手は不便でも今は市民の生活を守ることが優先であり。庁舎は後からでも良いと答えたことが印象的です。最後になりますが、この後の採決では、賛成多数で建設が決まることが確実な状況ですが、そうなった場合には、十分市民の声に耳を傾けるとともに、財政負担が極力無い形で進めることをお願いして反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 私は、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場で討論いたします。なかなか賛成というのは難しいんですが、反対討論にならんように、実はまちづくりに対しての700万円の出資金、これはあの民主党政権になってそのいろいろ詰めて

いきますと、なるべく早く佐伯市の中心市街地を活性化させるための方策をやらなければいけないとそういう立場で是非、これを経済産業の委員の方々の判断を歓迎しております。と申しますのは、ただこの中で、無条件でというわけにはいかない面がなんぼかあったんです。定款が委員に示されたのが当日であります。56の事業をやるということになると。そんなになると民間の業者を圧迫するのではないかと、それとかこの会社に市から委託されて、3,400万円かそういうお金が出ております。将来税金を燃料にして走るような会社では困るわけですが、何よりもかによりも私と矢野精幸議員は中心市街地のことで少しでも良い結果が出らんかということで今までも、一般質問を再々やっております。やはり少しでも佐伯市の中心市街地が早く活性化できるようになってほしいという、そういう立場で是非この補正予算に賛成をしたいと思います。今後のことはまた議員の皆さんと一緒にちゃんとチェックしていけばいいわけですからこの時点では、是非賛同をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので発言を許します。

18番、河野豊君。

18番（河野豊） 18番議員の河野豊でございます。私は議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）について、主に先ほど後藤議員も述べられましたが、企画一般管理費、株式会社まちづくり佐伯に対する700万円の出資について、反対の立場で意見を申し述べます。これはまあ先ほど経済産業常任委員長から報告がありましたように、常任委員会の中で、いろんな審議がされ、私も当初議案質疑もこの場でいたしました。なおかつ常任委員会の中でも委員外議員として、質問も挙げました。そういった中で本来、反対という形で代替案等を出して、修正案あるいはいろんな手続、手順がほかにあるのではないかなと思いつつも、どうしてもですね私としては納得できない部分は何点かありますのでこの場で反対を表明します。まずですね、出資要請の根拠、これが当初議案質疑でも申し上げましたが、希薄であると、700万円がなぜ必要なのかそういった根拠がですね、これは常任委員会の中でもそういったところがですね、数字の積み上げ根拠が示されなかったと、私は記憶しております。それからですね、これはまあ市が出資した段階で第3セクターというような形に必然的になるわけですね。そういった中、今一般的に国や県はですねそういった第三セクターというものにどう言うんですかね、整理していくといったような方向にあります。いずれも佐伯市もかつてマリン開発、そういったメカトロセンター、そういったものを第三セクターでありましたが、なおかつ今もまあ道の駅等ありますが、これはもうあのどういうんですかね、国、県の施策は今いったように無くすといった方向であるのに対して、なおかつ今からまた立ち上げようと。そういったものに対して逆行しておると。なお、営利事業を営むわけですが、株式会社ですが、そういった中では先ほど後藤議員も言った、まあ彼は賛成でしたが、いろんな競合部分もあるし、補助金で運営する会社、主に営利を追求できるのにはいろんな制約があると思うんですよ。そういった中で私はそこら辺の将来の会社の運営そのものにどれだけの利益が得られるのか、そういったものがまず担保されていないと私自身は考えます。そういった意味もあります。なお、まあ本来出資という形なのか、出えん金なのかということが、基本的には出資金という形で今回は取り扱っておりますが、位置づけとしては出えん金と、こういった形になるかと思えます。そういった意味とですね、出資という言葉で先般市長はいとも簡単にケーブルテレビの、要するに取締役を辞任されました。これはあて職です

ね、ある意味佐伯市が出資しとるから取締役就任しとったわけです。そういった意味からしても、なぜその位置づけがあったかという、私のまあ考えあるいは、その他の市民の方々に聞くと、やっぱり市が出資した以上は、市長があて職としてでも、何の形ででも経営その他に、抑止力を働かせるといった意味合いがあって参加しとるのは当然であろうと。これは市民の利益に通じるから、利益に通じるから市長はそういったものに参加する、まあ市も出資するわけです。そういった中で何の担保も見えない、要するにケーブルテレビをいとも簡単に辞任するといったこと事態もですね、何の市民の利益も不利益も考えられていない。そういった意味では、この出資金に対して市は何も担保がない。そういったことも、私はおかしいのではないかといった意味で、反対をいたします。それともう一つはですね、これ反対というよりもですね、継続審議という形をとる、手法としてはそうすべきではないかなと思いつつこうしたわけですが、要するに12月に補正をですねいきなり出してきて、することが、はたして私はこういった案件は、当然もっともっと審議を尽くして、当初予算で審議されるべき問題ではないかなとそういったことから、なぜ今回こういった形で急きよ上がったのか、これが不思議でならない。まあいろいろ審議した中でも、特に反対といった意味合いとですね、継続審議といった意味合いをもって私は、このまあ最後にですね、こういった形で反対討論といった形しか表明の場がないので、要するに、手法あるいは手続等がですね正当性に欠けておるかもしれないけど、要するに表明をせざるを得ないといったところで、当然議員の皆さんの賛同を得るとかね、そういったつもりはありません。こういった本会議場で、反対を表明して私の討論といたします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決しました議案第135号につきましては、総務常任委員長報告のとおり、附帯決議案が提出されております。

この際、附帯決議案第1号、議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議を議題とし、提案者の説明を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。ただ今議題となりました附帯決議案第1号を読み上げ提案理由の説明に代えさせていただきます。

附帯決議案第1号

議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議

先ほど、新庁舎建設事業関連の経費が盛り込まれた補正予算案が可決された。

もとより佐伯市民の福祉の向上は、持続的で安定した財政基盤の上に成り立っていることは言うまでもない。

この前提に基づき、我々は、地方交付税の一本算定が市財政にもたらす影響の重要性にかんがみ、「現時点における平成32年度までの財政収支の見通し」について検証した。

推計の要旨は、投資的経費を平成26年度まで80億円、平成27年度以降60億円と設定した場合、財政調整基金等の取崩型基金が平成30年度に枯渇し、その他の基金が平成33年度に枯渇するというものである。

この厳しい推計を踏まえ、下記事項を強く求める。

記

- 1 更なる行財政改革の推進に努め、将来の危機的状況を回避し、持続可能な佐伯市を構築するとともに、市民福祉の向上を図ること。
- 2 持続的で安定した財政基盤を確立する観点から、今後においても長期的な財政収支の見通しを議会に提出し、自ら情報開示に努めること。

以上、附帯決議する。

平成21年12月24日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えておきます。

これより、討論、採決を行います。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、附帯決議案を決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第137

号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）、第138号、平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）、第139号、平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）、第140号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、第141号、平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第142号、平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、第143号、平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）、第144号、平成21年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号、佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、第146号、佐伯市手数料条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号、工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号、財産の取得について（高機能消防指令センター装置）を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第149号、佐伯市特別用途地区建築条例の制定について、第150号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について、第151号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について、第152号、佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正について、第153号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字蒲江浦)、第154号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について、以上6件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより6件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上6件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号、佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

議長(小野宗司) 現在の出席議員は29名であり、その3分2は20名であります。

ただいまの起立者は28名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第156号、佐伯市公民館条例の一部改正について、第157号、佐伯市都市公園条例等の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第158号、工事請負契約の締結について（平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第159号、つるおか子どもの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第160号、佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、日高嘉己君の退席を求めます。

（日高嘉己議員退席）

議長（小野宗司） 御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13番、日高嘉己君の復席を求めます。

(日高嘉己議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第161号、財産の取得について(校務用コンピュータ等)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第162号、財産の取得について(教育用コンピュータ等)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第163号、財産の取得について(電子黒板)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第164号、土地改良事業の施行について(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(大越地区))、第165号、公有水面埋立に関する諮問について(蒲江大字蒲江浦)、以上2件を一括して議題をいたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者近藤愛子）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第7号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第135号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）	分 割	原案可決
第136号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決
第137号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決
第138号	平成21年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	経 済 産 業	原案可決
第139号	平成21年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総 務	原案可決
第140号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第141号	平成21年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第142号	平成21年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第143号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第3号）	建 設	原案可決
第144号	平成21年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第145号	佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第146号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総 務	原案可決
第147号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総 務	原案可決
第148号	財産の取得について（高機能消防指令センター装置）	総 務	原案可決
第149号	佐伯市特別用途地区建築条例の制定について	建 設	原案可決
第150号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正について	建 設	原案可決
第151号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建 設	原案可決

第152号	佐伯市小規模集合排水処理施設条例の一部改正について	建設	原案可決
第153号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字蒲江浦）	建設	原案可決
第154号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第155号	佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第156号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第157号	佐伯市都市公園条例等の一部改正について	教育民生	原案可決
第158号	工事請負契約の締結について（平成21年度旧佐伯市清掃センター解体工事）	教育民生	原案可決
第159号	つるおか子どもの家の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第160号	佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第161号	財産の取得について（校務用コンピュータ等）	教育民生	原案可決
第162号	財産の取得について（教育用コンピュータ等）	教育民生	原案可決
第163号	財産の取得について（電子黒板）	教育民生	原案可決
第164号	土地改良事業の施行について（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（大越地区））	経済産業	原案可決
第165号	公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字蒲江浦）	経済産業	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者近藤愛子）		異議がない

附帯決議

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	議案第135号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議		原案可決

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

意見書案第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書、第5号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正に関する意見書、第6号、非核三原則の早期法制化を求める意見書、第7号、「新過疎法」の制定促進を求める意見書、第8号、農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書、以上5件を一括して議題といたします。

まず、意見書案第4号について、提案者の説明を求めます。

17番、宮脇保芳君。

17番（宮脇保芳） 17番、政友会所属の宮脇保芳でございます。意見書案第4号について案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

意見書案第4号

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危ぐされる。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、意見書案第5号について、提案者の説明を求めます。

26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） 26番議員の江藤茂です。意見書案第5号につきまして案文を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第5号

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、 食品表示制度の抜本改正に関する意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産を、自給力向上を求め、そして、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けている。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について何の解明もしないまま、「安全」

と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきた。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めているが、多くの消費者は安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

いまこそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を要望する。

1. 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
2. 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
3. クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、意見書案第6号について、提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 21番、新風会所属の渡邊でございます。意見書案第6号について案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第6号

非核三原則の早期法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被爆から64年が経過した。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被爆者の悲痛な願いを始めとしてわが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々や国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めている。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言した。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときである。

そのためにも、「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、法制化を早期に行うことによって、国際的な世論のリーダー役として、全世界に向けて明確な意見を示すことができると確信する。

よって、政府及び国会においては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」の法制化を早期に行うよう要請する

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日

議長（小野宗司） 次に、意見書案第7号について、提案者の説明を求めます。

29番、下川芳夫君。

29番（下川芳夫） 29番議員、開政会の下川芳夫でございます。意見書案第7号につきまして案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第7号

「新過疎法」の制定促進を求める意見書

過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急激に進み、集落が消滅の危機に瀕するなど、わが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。

これまで4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきた。過疎地域の果たす多面的・公益的機能にかんがみ、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要がある。

よって、国会及び政府においては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する、「過疎地域自立促進支援法」の後の「新過疎法」を制定し、下記の施策を実施することを強く求める。

記

1. 「新過疎法」の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。
2. 「平成の大合併」を踏まえ、過疎地域の様々な特性を勘案した「人口密度」「森林率」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。
3. 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、意見書案第8号について、提案者の説明を求めます。

13番、日高嘉己君。

13番（日高嘉己） 13番議員、平成会の日高嘉己です。意見書案の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第 8 号

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念される。

よって、国会及び政府においては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、下記施策の推進を図ることを強く求める。

記

1. 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。
2. 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
3. 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。
4. 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日

大分県佐伯市議会

平成21年第 8 回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

意見書案

番 号	件 名
第 4 号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
第 5 号	食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正に関する意見書
第 6 号	非核三原則の早期法制化を求める意見書
第 7 号	「新過疎法」の制定促進を求める意見書
第 8 号	農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

議長（小野宗司） これより、以上 5 件を一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第4号から第8号、以上5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号から第8号、以上5件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

意見書案第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書、第5号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正に関する意見書、第6号、非核三原則の早期法制化を求める意見書、第7号、「新過疎法」の制定促進を求める意見書、第8号、農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書		原案可決
第 5 号	食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正に関する意見書		原案可決
第 6 号	非核三原則の早期法制化を求める意見書		原案可決
第 7 号	「新過疎法」の制定促進を求める意見書		原案可決
第 8 号	農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書		原案可決

議長（小野宗司） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、玉田茂君、15番、榊田穂積君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第8回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年12月24日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署名議員 玉 田 茂

署名議員 榎 田 穂 積